

平成22年
11 月 宮崎県定例県議会会議録

平成22年11月18日開会

平成22年12月7日閉会

平成22年11月宮崎県定例県議会会議録 目 次

11月18日（木曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
横田議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第16号まで上程	4
1. 知事提案理由説明	5
1. 議案第14号から第16号まで委員会付託	6
1. 議員発議案送付の通知	7
1. 議員発議案第1号追加上程	7
1. 議員発議案第1号提案理由説明	7
中野一則議員	7
1. 議員発議案第1号採決	8

11月19日（金曜日） 常任委員会（総務政策、文教警察企業）

自11月20日（土曜日）

至11月23日（火曜日） 休 会

11月24日（水曜日）

1. 出席議員	11
1. 地方自治法第121条による出席者	11
1. 議会運営委員会委員の辞任許可	12
1. 議会運営委員会委員の選任	12
1. 議案第17号から第20号まで追加上程	12
1. 知事提案理由説明	12
1. 一般質問	13
外山三博議員質問	13
・観光に関する諸問題（地産地消、スローフード、観光統計、トレッキング、サーフィン、ゴルフ、スポーツイベント、コンベンション、フィッシング等の実績と今後の見通し）について	
満行潤一議員質問	24
・T P P 対策について	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興策（農畜産物販売促進、学校での地産地消）について ・ 子供を取り巻く環境の充実（専任司書配置、高等学校再編整備計画）について ・ 保健医療福祉の充実（医師確保対策、ドクターヘリ導入）について ・ 観光振興策（環霧島会議・ジオパークの動き）について ・ 企業局経営の今後の展開（これまでの実績のPR、エネルギーの地産地消）について 	35
高橋 透議員質問 -----	35
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新総合計画について ・ 宮崎観光の生き残り策について ・ 農業振興策について ・ 油津港振興策について ・ 県産材活用策について ・ 教育問題（不登校児童生徒対策）について 	
押川修一郎議員質問 -----	48
<ul style="list-style-type: none"> ・ 口蹄疫の検証と復興について ・ 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）について ・ 森林・林業再生プランについて ・ 観光の振興について ・ 民俗芸能の保護と継承について ・ 脳脊髄液減少症について ・ 一ツ瀬川整備について ・ 国道219号の整備促進について ・ 教育行政（教職員の不祥事）について ・ 知事の政治姿勢（しがらみ）について 	
図師博規議員質問 -----	62
<ul style="list-style-type: none"> ・ 口蹄疫対策の検証と復興方針の進捗状況について ・ 医療福祉現場の現状と課題（人材確保対策、待機者対策、QOL対策）について 	
1. 常任委員長審査結果報告（議案第14号から第16号まで） -----	72
押川総務政策常任委員長 -----	72
満行文教警察企業常任委員長 -----	72
1. 討 論 -----	73
前屋敷議員（議案第14号及び第15号に反対） -----	73
1. 議案第14号及び第15号採決 -----	74

1. 議案第16号採決 -----	74
11月25日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	77
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	77
1. 一般質問 -----	78
濱砂 守議員質問 -----	78
・ 一ツ瀬川の抜本的改修について	
・ T P P 参加による本県産業への影響について	
・ 中山間地域対策について	
・ 本県を舞台とした大河ドラマや連続テレビ小説等の誘致について	
・ 格安航空会社（L C C）の誘致について	
・ 西都市寺崎の国衙跡の活用について	
井上紀代子議員質問 -----	88
・ 知事と県議会について	
・ 医療体制の質的整備について	
・ 雇用対策について	
・ 重症心身障がい児対策について	
・ 森林環境税について	
・ 取り調べの可視化について	
・ ソウル事務所撤退について	
・ 高校再編について	
山下博三議員質問 -----	100
・ 知事の政治姿勢（東国原知事4年間の評価、今後の宮崎との連携等）について	
・ 口蹄疫の検証について	
・ T P P 参加における本県への影響について	
前屋敷恵美議員質問 -----	111
・ 農業問題（T P P 交渉参加問題、口蹄疫復興対策）について	
・ 国民健康保険の広域化問題について	
・ 雇用対策について	
・ 住宅リフォーム助成制度の創設について	
・ 知事の政治姿勢（日米共同訓練）について	
11月26日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	127
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	127

1. 一般質問	128
長友安弘議員質問	128
・ T P P 問題について	
・ 新宮崎県総合計画の策定について	
・ 第七次宮崎県農業・農村振興長期計画について	
岩下斌彦議員質問	141
・ 本県の潜在力について	
・ 行政改革について	
・ 教育行政（教育事務所の統合、就学前教育、本県教育の目指す姿）について	
・ 口蹄疫復興対策等について	
・ 土木行政（国道448号名谷一石波間整備、国道220号防災対策、入札制度改革等）について	
・ 港の振興・整備について	
・ 観光振興について	
河野哲也議員質問	151
・ 発達障がいの子への支援について	
・ 口蹄疫復興対策について	
・ 中山間地域振興対策について	
・ 中小企業支援について	
・ 防犯対策について	
太田清海議員質問	162
・ 新たな保育制度及び障害者自立支援法について	
・ ドクターヘリの導入について	
・ 段ボールコンポストについて	
・ 医療クラークの処遇について	
・ 新医師臨床研修制度について	
・ 河川等の刈り草活用について	
・ 学校事務の監査指摘について	
・ 無縁物故者のDNA鑑定について	
自11月27日（土曜日）	
至11月28日（日曜日）	休 会
11月29日（月曜日）	
1. 出席議員	175
1. 地方自治法第121条による出席者	175

1. 一般質問 -----	176
松村悟郎議員質問 -----	176
・ 口蹄疫からの復興対策について	
・ 東九州自動車道川南パーキングエリア整備とアクセス道整備について	
・ 沿岸漁業の復興対策について	
・ 浄化槽の管理・点検の県内状況と排水による環境への影響について	
丸山裕次郎議員質問 -----	184
・ 口蹄疫対策について	
・ 空き家対策について	
・ 医師確保対策について	
・ 医療費の適正化について	
・ 子育て支援対策について	
・ 農商工連携について	
・ 雇用対策について	
・ 教育事務所の再編について	
権藤梅義議員質問 -----	196
・ 知事の政治姿勢（知事像、九州広域行政機構、構造改革特区）について	
・ 新卒者の就職支援について	
・ 新幹線全線開業後の観光対策について	
・ 東九州医療産業拠点構想について	
・ 生活保護対策と進学支援について	
・ 今後の口蹄疫対策について	
・ 自殺対策について	
・ 公営住宅法の改正と今後の対応について	
十屋幸平議員質問 -----	208
・ 福祉行政（児童虐待、医師確保対策）について	
・ 農業行政（口蹄疫対策の検証に関する中間報告）について	
・ 教育行政（高等学校再編整備、国立高等専門学校を設置、いじめ問題） について	
・ 警察行政（交通事故対策）について	
・ 知事の政治姿勢について	
11月30日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	225
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	225
1. 一般質問 -----	226

中野一則議員質問	226
・知事の政治姿勢（4年間の自己評価、高等学校再編整備計画、平成23年度予算）について	
・農業政策（口蹄疫、T P P、畑地かんがい事業）について	
・環境行政（産業廃棄物）について	
・観光政策（えびの高原ホテル跡地、京町温泉郷の再生）について	
外山良治議員質問	238
・知事の政治姿勢（障害者差別禁止条例の制定、宮崎県総合計画の将来推計と予測、職員の過重労働対策）について	
・福祉行政（高齢者虐待の現状、精神障がい者対策）について	
・教育行政（教職員のうつ対策）について	
・赤江地区の道路・河川等の現状と課題（タンポリの廃船処理と抜本的対策等）について	
松田勝則議員質問	248
・知事の政治姿勢について	
・医師確保対策について	
・鳥獣被害対策について	
・森林環境税について	
・漁業の振興について	
・入札制度について	
・教育行政（自殺防止対策、教員の不祥事）について	
・県経済の振興について	
黒木正一議員質問	263
・T P P参加による本県への影響について	
・林業政策について	
・中山間地域対策（鳥獣害対策、集落活性化対策、情報化対策）について	
・企業誘致対策について	
・教育行政（子ども農山漁村交流プロジェクト、総合学科）について	
・観光行政（ダム湖の有効利用）について	
1. 議案第17号から第20号まで採決	276
1. 議案第1号から第13号まで及び請願委員会付託	277
自12月1日（水曜日）	常任委員会
至12月2日（木曜日）	
12月3日（金曜日）	特別委員会
自12月4日（土曜日）	休 会

至12月6日（月曜日）

12月7日（火曜日）

1. 出席議員	281
1. 地方自治法第121条による出席者	281
1. 常任委員長審査結果報告	282
押川総務政策常任委員長	282
中野明厚生常任委員長	284
水間商工建設常任委員長	286
十屋環境農林水産常任委員長	287
満行文教警察企業常任委員長	288
1. 討 論	290
前屋敷議員（請願第38号、第45号、第46号、第43の1号、第43の2号の採択に賛成）	290
1. 議案第1号から第13号まで採決	290
1. 請願第43の1号及び第43の2号採決	291
1. 請願第41号、第42号及び第44号採決	291
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	291
1. 議員発議案送付の通知	291
1. 議員発議案第2号から第10号まで追加上程	292
1. 討 論	292
前屋敷議員（議員発議案第7号に反対）	293
1. 議員発議案第7号採決	293
1. 議員発議案第2号から第6号まで、及び第8号から第10号まで採決	294
1. 知事あいさつ	294
1. 閉 会	295
<hr/>	
1. 資 料	297
平成22年11月定例県議会日程	299
議案送付文書	300
一般質問時間割	302
議案・請願委員会審査結果表	304
閉会中の継続審査・調査申出一覧	307
1. 議案議決件名一覧表	309
1. 意見書	313
環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書	315

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書 -----	316
ロシア大統領の北方領土訪問に対し、毅然とした外交姿勢を求める意見書 ---	317
北朝鮮による韓国砲撃に抗議し、断固たる措置等を求める意見書 -----	318
公共交通機関への公的支援及び総合的な交通体系の構築を求める意見書 -----	319
脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書 -----	320
切れ目のない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書 -----	321
ウイルス性肝炎患者の救済を求める意見書 -----	322
知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の存続を求める意見書 -----	323
森林・林業・木材産業施策の積極的な推進を求める意見書 -----	324
1. 請願一覧表 -----	325
1. 議事経過 -----	343

11月18日（木）

平成 22 年 11 月 18 日 (木 曜 日)

午前 10 時 50 分開会

53 番 福 田 作 弥 (自由民主党)

欠 席 議 員 (1 名)

公務出張 36 番 蓬 原 正 三 (自由民主党)

出 席 議 員 (41 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 8 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 9 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 河 野 安 幸 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)
- 52 番 外 山 三 博 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|--|
| 知 事
県 民 政 策 部 長
総 務 部 長
福 祉 保 健 部 長
環 境 森 林 部 長
商 工 観 光 労 働 部 長
農 政 水 産 部 長
県 土 整 備 部 長
会 計 管 理 者
企 業 局 長
病 院 局 長
財 政 課 長
教 育 委 員 長
教 育 長
公 安 委 員 長
警 察 本 部 長
人 事 委 員 長
代 表 監 査 委 員 | 東 国 原 英 夫
山 下 健 次
稲 用 博 美
高 橋 博
吉 瀬 和 明
渡 邊 亮 一
高 島 俊 一
児 玉 宏 紀
加 藤 裕 彦
濱 砂 公 一
甲 斐 景 早 文
日 隈 俊 郎
近 藤 好 子
渡 辺 義 人
佐 藤 勇 夫
鶴 見 雅 男
黒 木 奉 武
城 倉 恒 雄 |
|--|--|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| 事 務 局 長
事 務 局 次 長
総 務 課 長
議 事 課 長
政 策 調 査 課 長
議 事 課 長 補 佐
議 事 担 当 主 幹
議 事 課 主 査
議 事 課 主 査 | 日 高 勝 弘
岡 崎 吉 博
渡 邊 靖 之
武 田 宗 仁
日 高 正 憲
中 原 光 晴
日 高 賢 治
関 谷 幸 二
前 田 陽 一 |
|---|---|

◎ 開 会

○中村幸一議長 これより平成22年11月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員41名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○中村幸一議長 会議録署名議員に、山下博三議員、井上紀代子議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中村幸一議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る11月12日に、閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成22年11月定例県議会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は、合計16件、その内訳は、補正予算案3件、条例8件、予算・条例以外5件であります。このほか2件の報告があります。また、さらに人事案件が追加提案される予定であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から12月7日までの20日間とすることに決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

提案されます議案のうち、給与改定関連の議案3件につきましては、他の議案に先立ち、関係常任委員会で審査していただき、11月24日の本会議で採決する予定となっております。

次に、今期定例会は、11月24日から5日間の

日程で一般質問を行います。質問人数は合計22名以内とし、質問順序は、19日の通告締め切り後に行う抽せんにより決定いたします。質問時間は1人30分以内といたします。

一般質問終了の後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。12月1日、2日の2日間で各常任委員会を開催していただき、12月7日の最終日に、付託された議案・請願の審査結果報告を願います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○中村幸一議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より12月7日までの20日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日から日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第16号まで上程

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとお

り、知事より議案第1号から第16号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長　ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕　平成22年11月定例県議会の開会に当たりまして、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、2点御報告をさせていただきます。

1点目は、口蹄疫についてであります。

県におきましては、今回の口蹄疫を教訓として生かすため、毎月20日を「県内一斉消毒の日」と定め、10月20日から県内すべての畜産農家を対象に、消毒の徹底など日常的な防疫対策の強化を図るための取り組みを開始いたしました。

畜産農家の経営再開につきましては、口蹄疫の被害が最も集中した東児湯5町におきましても、11月1日から家畜の再導入が始まり、県内すべての地域で畜産が再開されることとなり、口蹄疫からの再生・復興に向けて本格的なスタートを切ったところであります。

また、関係団体と連携し、農畜産物のトップセールスやラッピングバス・トラックによる復興PRなどを実施いたしておりますほか、11月4日には、これまで御支援をいただいた企業等に感謝をお伝えするため、東京で「みやざき感謝祭」を開催したところであり、引き続き「みやざきブランド」の復興と本県イメージの回復に向けた取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

一方、一連の防疫対策に関する問題点の検証等を行っていただいております宮崎県口蹄疫対

策検証委員会では、これまでに実施いたしましたアンケート調査や現地調査、国の検証委員会との意見交換等を踏まえ、10月29日に「中間的な論点整理」を取りまとめ、公表されたところであります。

検証委員会では、今後、この論点整理を踏まえ、現地調査やヒアリング調査を引き続き実施するなど、さらに調査・検証を進め、最終報告の取りまとめを行うこととされております。

県といたしましては、今後とも、防疫体制に万全を期すとともに、口蹄疫からの再生・復興に向けて全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、県議会を初め、県民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、10月31日をもって募集終了とさせていただきました宮崎県口蹄疫被害義援金につきましては、県内外から35億円を超える多額の御支援をいただきました。この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

2点目は、東九州自動車道についてであります。

7月の高鍋一西都間に引き続き、門川一日向間が12月4日に開通する運びとなりました。このことは、県内高速道路網の全線開通への着実な前進となりますとともに、重点港湾に選定された細島港との連携により、本県流通システムのさらなる発展に向けて、大きな弾みとなるものと期待いたしております。

県といたしましては、県内の高速道路の全線開通が一日も早く実現するよう、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

今回は、口蹄疫復興対策及び国の経済危機対

応・地域活性化予備費使用に伴うもの、その他必要とする経費について措置することといたしました。

補正額は、一般会計で1,044億5,627万円の増額、特別会計で2億9,681万3,000円の減額であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は7,732億3,688万1,000円となります。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、口蹄疫復興対策に係るものとして、市町村の実施する復興事業への支援や観光振興、商工業者への支援等を行うために、新たに運用益活用型基金を創設することとし、基金の運用により口蹄疫復興事業等の支援を行う法人に対し、基金造成原資となる無利子貸付金として1,000億円を措置することといたしました。

次に、国の経済危機対応・地域活性化予備費使用に伴うものとして、道路・河川等の防災・震災対策や山地災害の防止対策などの公共事業、及び緊急雇用創出事業臨時特例基金の積み増しなどについて、32億円余の追加補正を行うことといたしました。

その他必要とする経費として、福祉保健関係では、新型インフルエンザワクチン接種に係る低所得者の経済的負担の軽減を図るため、市町村が実施する費用助成への補助に要する経費を措置することといたしました。

以上、今回の補正予算の概要について御説明申し上げましたが、これに要します一般会計の歳入財源は、国庫支出金30億9,724万2,000円、繰入金7億2,931万円、県債1,005億5,740万円、その他7,231万8,000円であります。

なお、一連の口蹄疫対策に関する予算として、復興対策に係る今回の補正予算を

含め、総額1,887億5,469万4,000円となります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

まず、議案第4号「宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例」は、森林環境税の適用期間を5年間延長するため、所要の改正を行うものであります。

議案第6号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」は、県立都城きりしま支援学校小林校高等部の新設に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第9号から議案第11号までは、県立芸術劇場、県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設並びに県営国民宿舎高千穂荘に係る公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

議案第14号から議案第16号までは、県人事委員会勧告及び国家公務員の給与改定の状況等を踏まえ、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」外、関係条例の一部を改正する条例であります。

このほか、議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」外4件であります。説明は省略させていただきます。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明は終わりました。

◎ 議案第14号から第16号まで委員会付託

○中村幸一議長 ただいま提案されました議案のうち、議案第14号から第16号までの各号議案について、質疑の通告はありません。

当該議案については、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、議員より議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成22年11月18日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 宮崎県議会議員 萩原 耕三
黒木 覚市
中野 一則

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）
交渉への参加に反対する意見書

◎ 議員発議案第1号追加上程

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔井上、権藤各議員退席〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 議員発議案第1号提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕（拍手） それでは、発議者を代表して、「環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加に反対する意見書」の提案理由を説明させていただきます。

先日、横浜市で開催されましたアジア太平洋経済協力会議（ＡＰＥＣ）首脳会議において、菅内閣総理大臣は、ＴＰＰについて、関係国との協議を開始することを表明いたしました。

ＴＰＰは、例外を認めない関税撤廃を原則としているため、ＴＰＰに参加すれば、海外から安い農林水産物が大量に国内に流入し、我が国の農林水産業が壊滅的な打撃を受けることは明らかであります。

農林水産省の試算によりますと、ＴＰＰ参加によって、国内の農林水産業の年間生産額は、約4兆5,000億円減少し、食料自給率も13%まで低下するとのことであります。また、本県におきましても、農業生産額や関連産業の生産額の減少、農業の多面的機能の喪失などにより、2,975億円もの損失があると推定されております。

そもそも政府は、食料や木材の自給率を10年後に50%までに引き上げるという政策目標を掲げておりますが、ＴＰＰ参加の影響は、このことと全く相矛盾するものであり、到底、政策の整合性が図られているとは言えません。ＴＰＰ参加で、農業の生産基盤が失われることは確実であります。また、食料の輸入自由化によって自給率が低下していけば、今回、中国のレアアース輸出問題が起こったように、将来、食料輸入が困難になる事態も十分想定されるわけであり、そうなれば、現在よりも価格の高い農林水産物を輸入せざるを得なくなることは、過去の歴史が証明しているとおりであります。だからこそ、ＪＡグループを初め、町村会、そし

て本県関係のすべての国会議員7名が足並みをそろえて、交渉参加に断固反対の訴えを行っているわけであります。

本県議会におきましても、ぜひぜひ全会一致でこの意見書を可決し、提出していただきたいと思えます。

ただいま申し上げました趣旨を踏まえ、何とぞ議員各位の御賛同をいただきますよう改めてお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。終わります。（拍手）〔降壇〕

〔田口議員退席〕

○中村幸一議長 提出者の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

◎ 議員発議案第1号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

採決は、起立または挙手により行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立・挙手〕

○中村幸一議長 起立または挙手多数、よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔井上、権藤、田口各議員着席〕

○中村幸一議長 あすからの日程をお知らせいたします。

あす19日から23日までは、常任委員会並びに

議案調査等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、24日午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前11時8分散会

11月24日（水）

平成 22 年 11 月 24 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

52 番 外山三博 (自由民主党)
53 番 福田作弥 (同)

出席議員 (42 名)

- 5 番 西村賢 (新みやざき)
- 6 番 岡師博規 (日日新)
- 7 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 8 番 岩下斌彦 (つくしの会)
- 9 番 山下博三 (自由民主党)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 中村幸一 (同)
- 15 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 田口雄二 (新みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 十屋幸平 (同)
- 21 番 押川修一郎 (同)
- 22 番 外山衛 (同)
- 23 番 宮原義久 (同)
- 24 番 河野安幸 (同)
- 26 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太田清海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満行潤一 (同)
- 30 番 水間篤典 (新みやざき)
- 31 番 濱砂守 (同)
- 32 番 星原透 (自由民主党)
- 33 番 中野一則 (同)
- 34 番 横田照夫 (同)
- 35 番 丸山裕次郎 (同)
- 36 番 蓬原正三 (同)
- 39 番 新見昌安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長友安弘 (同)
- 41 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井上紀代子 (新みやざき)
- 45 番 権藤梅義 (同)
- 46 番 徳重忠夫 (同)
- 47 番 坂口博美 (自民党鳳凰の会)
- 48 番 萩原耕三 (自由民主党)
- 49 番 黒木覚市 (同)
- 50 番 緒嶋雅晃 (同)
- 51 番 米良政美 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|----------|-------|---|
| 知事 | 東国原英夫 | 夫 |
| 県民政策部長 | 山下健次 | 次 |
| 総務部長 | 稲用博美 | 美 |
| 福祉保健部長 | 高橋博 | 博 |
| 環境森林部長 | 吉瀬和明 | 明 |
| 商工観光労働部長 | 渡邊亮一 | 一 |
| 農政水産部長 | 高島俊一 | 一 |
| 県土整備部長 | 児玉宏紀 | 紀 |
| 会計管理者 | 加藤裕彦 | 彦 |
| 企業局長 | 濱砂公一 | 一 |
| 病院局長 | 甲斐景早 | 早 |
| 財政課長 | 日隈俊郎 | 郎 |
| 教育委員長 | 近藤好子 | 子 |
| 教育長 | 渡辺義人 | 人 |
| 警察本部長 | 鶴見雅男 | 男 |
| 人事委員長 | 黒木奉 | 武 |
| 代表監査委員 | 城倉恒雄 | 雄 |

事務局職員出席者

- | | | |
|--------|------|---|
| 事務局局長 | 日高勝弘 | 弘 |
| 事務局次長 | 岡崎吉博 | 博 |
| 総務課長 | 渡邊靖之 | 之 |
| 議事課長 | 武田宗仁 | 仁 |
| 政策調査課長 | 日高正憲 | 憲 |
| 議事課長補佐 | 中原光晴 | 晴 |
| 議事担当主幹 | 日高賢治 | 治 |
| 議事課主査 | 関谷幸二 | 二 |
| 議事課主査 | 前田陽一 | 一 |

◎ 議会運営委員会委員の辞任許可

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員会委員の辞任願が提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

辞 任 願

議会運営委員会委員 榑藤 梅義

このたび、都合により頭書の委員を辞任したので、委員会条例第13条第1項の規定により許可されるようお願い出ます。

平成22年11月24日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議会運営委員会委員の辞任願を議題といたします。

この場合、榑藤梅義議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席をお願いします。

〔榑藤議員退席〕

○中村幸一議長 お諮りいたします。

議会運営委員会委員の辞任は、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、辞任は可決されました。

榑藤梅義議員の着席を求めます。

〔榑藤議員着席〕

◎ 議会運営委員会委員の選任

○中村幸一議長 これより、ただいま辞任され

ました議会運営委員会委員の後任を選任いたします。

選任の方法は、委員会条例第6条第1項の規定により、議長から指名いたします。

田口雄二議員を委員に指名したいと思います。が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、指名のとおり選任することに決定いたしました。

◎ 議案第17号から第20号まで追加上程

○中村幸一議長 次に、本日の日程は、一般質問並びに議案第14号から第16号までについての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。お手元に配付のとおり、知事より議案第17号から第20号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを日程に追加し議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 ただいま提案いたしました議案第17号から第20号について御説明を申し上げます。

まず、議案第17号は、教育委員会委員外山與子氏が平成22年12月23日をもって任期満了となりますので、その後任委員として齊藤和子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、県議会の同意を求めるというものであります。

次に、議案第18号は、収用委員会委員熨斗新八郎氏が平成22年12月28日をもって任期満了となりますので、その後任委員として島内清成氏を任命いたしたく、議案第19号は、収用委員会委員田中寛氏が平成22年12月28日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、同じく田中寛氏を任命いたしたく、また議案第20号は、収用委員会予備委員島内清成氏が平成22年12月28日をもって任期満了となりますので、その後任予備委員として山本圭吾氏を任命いたしたく、土地収用法第52条第3項の規定により、県議会の同意を求めるというものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上です。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明が終わりました。

◎ 一般質問

○中村幸一議長 それでは、ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、外山三博議員。

○外山三博議員〔登壇〕（拍手） きょうから一般質問が始まります。長丁場ですが、そのトップバッターを承りまして、大変光栄に存じます。

今、周りを見回しますと木々が色づいて、本当に秋が来たなど、人間社会でいろんなことがあっても四季だけはきちっと回っていく、この日本はすばらしいなと思うこのごろであります。

それでは、通告に従って質問をしてみたいま

す。

観光に関する諸問題についてお尋ねをいたします。

本県は、農業と観光が産業の中心としてこれまでやってまいりました。ところが、農業の中心であり、農業産出額の57%を占める畜産が大きなダメージを受け、農業が立ち直るには相当な年月がかかることを覚悟しなくてはなりません。一方、観光関係も、口蹄疫の影響でキャンセルが相次ぎ、30%以上の客の落ち込みとなり、今日でも、まだもとに戻ってはおられません。幸い、来年3月には九州新幹線が鹿児島までつながります。関西・中国方面からこの新幹線を利用して訪れてくる多くの観光客を何とかして本県に誘導することが、本県観光の活性化につながります。また、景気の浮揚のきっかけにもなると思います。

そこで、考えなくてはならないのは、観光客の求めるものがこれまでとは相当違ってきているということでもあります。いわゆる物見遊山的な観光から、ゴルフ等のレジャーを含めた自分で行動する観光、温泉等をめぐったり食べ歩き等のいやしの観光、またスポーツなど、多種多様にそのニーズは広がってきております。もう一つの特徴は、元気な高齢者や女性の旅行者がふえていることでもあります。また、旅行形態が、「スローフード」「スローライフ」という言葉に象徴されるように、ゆっくりと自分のペースで旅行するというやり方がふえてきております。最近特筆される傾向として、その土地でとれたうまいもの、伝統的な珍しい料理があれば、それを食べるために、どこからでもその目的のために訪ねてくる観光客が著しくふえているという現実があります。このように見てまいりますと、これからの観光客をふやすために

は、今までの観光に対する概念を根本から変えて、これからの観光に対するニーズを徹底的に研究し、観光産業の構築を考えていく必要があると思いますが、商工観光労働部長の見解をお尋ねいたします。

次に、食べ歩きということが、先ほど述べましたように観光の大きなキーワードとなっていると思います。このことに関し、スローフード、地産地消について述べてみます。スローフード運動が始まったのは、そんなに古いことではありません。スローフードは、ファストフードに対して出てきた言葉であり、思想です。ここではその歴史的背景に触れませんが、ファストフードは、何かをしながら急いで食べるために考えられたもので、どれも品質を同じにするためにオートメーション工場で作られた食材をいち早く調理して食べられるようにした、ハンバーガーに代表されるような食べ物であります。このため、世界じゅうどこに行っても味覚などが均一・統一化されております。これに対してスローフードは、滋養に重きを置き、その料理や味の違いを楽しみ、バラエティーに富む生産者を認め、農業を大切にし、その地ならではの、またその家庭ならではの味と食材を大事にしていこうという運動であります。生きていく上で重要な食べ物をもっと大事にする、そこから落ちついた考えや希望が体内からわいてくると思います。自分が生活している地域でとれたすばらしい食材を伝統的な調理で作り出す料理、そしてそれを家族みんなでゆっくり食べる、それがスローフードであります。そのような風土をつくり出すことができるなら、多くの観光客が安らぎを求めて訪問してくるはずであります。以上申し上げたことに関し、農政水産部長の見解をお尋ねいたしま

す。

後の質問は質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○商工観光労働部長（渡邊亮一君）〔登壇〕

お答えします。

今後の本県観光についてでございます。人口減少・高齢化に悩む地方にとりまして、観光による国内外との交流人口の拡大については、地域経済の活性化や雇用拡大の今後の切り札となり得るものと考えており、観光振興は本県にとりまして大変重要であると考えております。しかしながら一方で、全国どこでも観光への取り組みが盛んでありまして、またグローバル化していく中で世界各地との競争も強いられ、今後ますます観光地の特色を出すことが求められ、また、人々の価値観の多様化に呼応する形で、観光志向もますます多様化していくものと考えられます。

このようなことを踏まえますと、本県観光については、国内だけでなく海外からの誘客という視点からいっても、宮崎の風土に根差した個性の発揮に尽きると思っております。観光客は、この個性にこそ満足してお金を落とすのでありまして、そのことはまたリピーターを生み、持続性のある観光振興が可能になると考えております。そして、この個性は、地域の人々の心からのおもてなしがあつてこそ、観光客に感動をもたらすものと考えております。そういう視点から宮崎を見ますと、豊かな山林と神話文化の宝庫であります中山間地域、海幸山幸を生かした食の宮崎、スポーツランド宮崎、そしてトータルとしてアメニティーにすぐれた宮崎など、まさに宮崎個性発揮の舞台は整っていると考えております。あとは、各地域でそのすぐれた宮崎に自信と誇りを持ちまして、いかに宮

崎ならではの多彩で魅力的な観光メニューを提供できるか、また、いかに温かいおもてなしで観光客を受け入れるかということであろうかと考えております。そういう中で、県の役割としましては、海外も含めたさまざまな観光情報に精通し、観光資源の目ききとなり、市町村、民間と一緒にになりまして、観光地づくりに必死になって取り組んでいくことだと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（高島俊一君）〔登壇〕 お答えします。

少量多品目を生産する営農の取り組みについてであります。食の安全・安心への関心の高まりや、食をめぐる情勢が変化する中、県では、「みやざきの食と農を考える県民会議」を中心として、地産地消や食育の取り組みを一体的に推進しているところであり、これらの取り組みは、伝統的な食文化を守るスローフードに相通ずるものでございます。このような中、中山間地域等において女性や高齢農業者などによる少量多品目を生産する営農や、糸巻き大根、佐土原ナスなどの伝統野菜の生産等につきましては、地産地消や食育を推進する上で重要な取り組みであると考えております。県といたしましては、今後とも地産地消推進協力員等と連携しながら、豊かな食生活の実現や、地域の食材・郷土料理の伝承などに努め、農村地域の活性化を図ってまいりたいと存じます。以上であります。〔降壇〕

○外山三博議員 それでは、これから観光に関して幾つか質問をしてみたいと思いますが、まず最初に、先ほど壇上で述べましたように、九州新幹線が鹿児島に来年の3月に入ってくる。ここに入ってくる大量のお客さんを宮崎にどうやって呼び込んでいくかということが、非常に我が県

の観光の浮揚のために大事だと思うんですが、県としては、その取り組みを今どういうことをやっておられるか、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 九州新幹線全線開通に対応した誘客対策につきましては、当面3つの課題があると考えております。一つは南九州3県一体となったPR、もう一つは新幹線停車駅から本県への2次アクセス対策、そしてもう一つは旅行エージェント対策、この3つの課題があると考えております。まず、3県一体となったPRにつきましては、観光客の増加が期待される関西・中国地方を中心に、新幹線沿線の熊本、鹿児島と本県を南九州として一体的に認識していただけるよう、現在、「熊本・宮崎・鹿児島デスティネーションキャンペーン」などに取り組んでいるところでございます。また、新幹線停車駅から本県への観光客2次アクセス対策としましては、観光バスやレンタカーの実証実験に取り組んでいるところでございます。さらに、全線開通後に向けた旅行エージェント対策としまして、九州観光推進機構が東京や大阪などの都市部で開催します商談会等を活用するなどして、本県の誘客につながる旅行商品造成を積極的に働きかけているところでございます。

○外山三博議員 今までややもすると、宮崎県は宮崎県でお客さんをお呼び、鹿児島県は鹿児島県で呼んでいこう、そういうような嫌いがありました。しかし、観光客にしてみたら、例えば我々が東北に行ったときに、秋田県なのか青森県なのか岩手県なのか、余り県の認識はないんです。ですから、新幹線が入ってきたこの段階で、宮崎県とか鹿児島県というよりも、南九州を1つのエリア、観光圏というような取り組

みが必要だということを、部長も今おっしゃいましたが、ぜひ3県の枠を超えて——場合によっては大分県も関連があるんです、お客さんが流れていきますから。大分までをひっくるめた、県の枠を超えた取り組みを積極的に進めていただきたいと思います。

次に、観光統計をずっと見ておるんですけども、ただ統計をとるのが目的ではなくて、傾向、この統計を見ながら何を読み取るか、それが一番大事だと思うんです。最初にお尋ねしたいんですが、昭和49、50、51年、いわゆる宮崎県の観光ブームのころの観光客が大体800万前後です。ところが、平成21年、今日で1,200万ということで400万もふえている。県外客はどうかというと、当時が大体450万、ところが今も450万前後です。変わっていない。しかし、昭和50年前後のころの我々の実感としては、物すごく観光客が見えて、どこに行ってもフィーバーしていた。ところが、逆に数がふえているけれども、今はそんな感じが全然しないんです。これは、実態をつかまえていない観光統計のとり方に問題があるんじゃないかということも考えるんですが、部長、見解はどうでしょうか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 議員の地元であります宮崎市の青島あるいは平和台公園など、昭和50年当時と比べまして観光客は大幅に減っておりまして、そのような印象を持たれるのではないかと考えています。ただ、一方で高千穂峡や鶴戸神宮などがふえております。また、ニーズが多様化している。さらには、昭和50年以降、シーガイア、酒泉の杜、高千穂牧場のオープン、また近年では県庁もありますけれども、本県観光地の選択肢がふえてきたことから、観光客がさまざまな観光地に分散しているのではないかと。したがって、このような統計

結果になっているものと考えております。

○外山三博議員 観光統計のとり方が各県まちまちということで、宮崎は宮崎のやり方があるんですが、ある県の統計を見ると、観光地に来たお客さんをオンして行って合計した観光統計で観光客がこれだと。だから全く比べられないんです。そこで、国のほうもこれではいけないということで、2年前に統計のとり方を少し研究して、新しい国としての指針を出したいということで、実験を去年からことしにかけて11県、宮崎もその1県に入って、統計のとり方モデルとしてやられました。そのモデルとしてやられた結果どうだったのか。それから、何も耳に入ってきていませんが、国のほうはこういう実験を通じてどういう対応をしようとしているのか、そここのところの答えをお願いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 国の基準と本県の観光動向調査の違いをちょっと申し上げさせていただきますが、先ほど議員からありましたように、国の観光入り込み客統計に関する共通基準というのは、観光庁が平成21年12月に策定したものでございます。具体的にはどういう調査方法をやるかといいますと、一定の条件を満たす観光地点等——観光地や祭りなどのイベント——における入り込み客数をもとに県全体の数値を推計するものでございます。本県の場合は、この推計のもとになる観光地点等の数について、国でまだ公表しておりませんが、恐らく300を超えると思っております。そして県外、県内の別は、それに一定数の係数を掛けて割り出すということでございます。一方、本県の観光動向調査は、県外観光客については、一定の期間、各交通機関の入り込み数を調査しまして県全体の数値を推計するものでございます。また、県内観光客については、原則として

市町村ごとの調査結果をもとに推計するものでございます。こういう違いがあるわけですが、今後、各県とも国の共通基準に基づきまして統計を行っていくことになっています。国としましては、今後の成長戦略の中に「観光」というのを位置づけておりまして、ある程度客観性のある、そして全国共通の観光統計によって、観光の今後のあり方なり方向等を定めていくという思想のあらわれが、こういう形になっているのではないかと考えております。

○外山三博議員 今、部長が言われたとおりだと私も思います。やっぱり国の取り組みが非常におこなわれているというか、同じような手法で統計をとって初めて、宮崎県の観光に対するレベル、位置がわかるわけで、ほかの県と比べようがないんです。ぜひ国のほうにも積極的にこれからもそういう要望をしてもらいたい、早く統一したものをつくるようにお願いしておきます。

続きまして、先ほど申しあげました統計の数字をここに持っておるんですが、これをどう読むかということで、これに関して1～2私見を申し上げて、部長の意見をいただきたいんですが、平成2年の数字を見ると、一番宮崎にお客さんが来たのは、今と一緒に高千穂峡123万、平成21年で152万、高千穂はずっと右肩上がりです。景気がいい悪いは別として。それから顕著なのが、平成2年、2番目に多かったのがえびの高原121万、平成21年81万、激減をしております。それからふえているのが、鶴戸神宮が61万から100万にふえてきている。西都原が58万から93万にふえてきている。それから、青島が109万から77万に減ってきておるんです。1回ばんと落ちたんですが、ここ4～5年はふえてきておるといふ傾向がありま

す。宮崎神宮は73万で平成2年は4番目だったのが、今55万、減ってきておる。平和台公園もそうです。これを見ると、神話と伝説に由来した高千穂とか鶴戸神宮、そういうところがふえてきておるといふことが読めると思うんです。そこで、部長の見解をお尋ねしたいんですが、統計の表からどういうことが推察されるか。そして、今後どういうところがふえていくかという予測をお尋ねしたいのと、えびの高原がこれだけ減ってきた理由をどういうふうにとらえておられるかお尋ねします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） まず、この統計から観光客のニーズや目的をどうとらえるかということだと思いますが、日南海岸などの旧来の観光地については、確かに観光客は減っておりますが、一定の観光客は訪れております。観光における不易流行という言葉があるとすれば、「不易」の部分として、観光の基本には3つポイントがありまして、1つ自然・歴史文化、それから温泉、そしておいしい地元料理を食べたいという食、この3つが今も昔もベースにあると言えるのではないかと。えびの高原も、減っておりますけれども一定のお客さんはおりますし、西都原古墳群、酒泉の杜、すべてしかりではないかと思っております。また温泉に関しては、平成になりまして、県内市町村において第三セクターで温泉施設がかなりできました。温泉浴に対する観光需要は非常に根強いものがある。先ほど言いました3つのうちの1つの大きな要素であるということ。一方、高千穂峡とか西都原古墳群、鶴戸神宮あるいは青島神社等に多くの観光客が訪れております。これも一つは、歴史文化という宮崎の個性を見たいということだろうと思うんです。一方、最近では、神話・伝説に関する観光地という視点とい

うよりも、スピリチュアルスポット、パワースポットと呼ばれる場所に関心が高まっているわけでございますが、これは、先ほど不易流行ということをおっしゃいましたが、「流行」の部分といいますか、社会現象の旬、あるいは県庁ツアーもそうでございますけれども、物見高さのあらわれとか、そういう特徴もあるのかなと思っております。

それからもう一つは、数多くのスポーツキャンプ・合宿の実施、あるいはシーガイアのサミットホールを活用したコンベンションの開催などが非常に多いわけでございます。これは20年以上にわたる本県の取り組みの成果でございますが、これが今や観光客のニーズを引き出す形となっている、そういうことで本県の観光を大きく支えていると考えているところでございます。

そしてもう一つ、えびの高原でございます。近年の状況を見ていただきますとわかるんですが、ホテル、旅館等が大幅に少なくなっております。代表的なえびの高原ホテルというのがありましたけれども、これも既に撤退して今はありません。そういう状況と、もう一つは、温泉を比較しますと、隣の鹿児島県と相当差がある、そういう状況が今日の現象の一つの要因ではないかと思っております。

○外山三博議員 今、最後に言われましたえびの高原、過去にこれだけたくさんお客さんが来たということは、あそこはそれだけの魅力があるんですね。そして、最近はトレッキングがはやってきて、えびの高原を基点としたいろいろなコースができております。ですから、えびの高原をもう一度復活というか、昔の面影を取り戻すためには、行政が何らかの——今、お湯の出も減っていますが、温泉が出るような工面を

するとか、そういうことをやっていく必要があると思いますから、ぜひ取り組みをお願いしておきたいと思っております。

それから、入り込みの県外客の交通手段を見てみると、ピークのころ、昭和51年に自家用車で見た方が150万、今日、平成21年で308万、倍増しております。これは流れとして大体わかりますね。それからバスで見た方が、昭和51年131万、それが平成21年では41万と激減をしておる。ということは、団体客がそれだけ減ってきた。そして、マイカーに変わっていったということだろうと思っております。それから、鉄道が昭和51年で125万見えておった。ところが、平成21年で24万と激減をしておる。それから船舶、フェリーが43万が5万に激減をしておるということで、旅行形態がバスから自家用車——航空機も43万から61万にふえてきております。そういう流れになっておるんですが、ここで力を入れる必要があるのは、鉄道とフェリーがせつかくあるわけですから、これを少し活用というか、これに乗ってもらう工夫、工面、宮崎県の観光振興のために何か考える必要があると思うんです。部長いかがでしょうか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 確かに鉄道とかフェリーを使った入り込みは減っているわけでございます。いろいろ要因はあるんですが、我々がいろいろと調べてみますと、平成12年に「急行えびの号」が廃止になった。それから平成17年には、御案内のとおりフェリーの京浜航路が廃止されました。やはり鉄道、フェリーを利用した観光客は年々減少しているわけでございます。観光振興にとりまして、観光客の交通手段に多様な選択肢があるのは非常にいいことございまして、我々としましても、鉄道、フェリーについては大量・定時の輸送が可

能でありますし、また車中での出会い等、他の交通機関にない楽しみ方もあるわけでございます。したがって、そういう強みを生かし、これらの交通手段と一体となった観光ルートを確認することは非常に大切であると思っております。最近では、JR九州が観光特急「海幸山幸」号、こういうこともやっていただいております。県としましては、九州新幹線の全線開通を契機に、フェリー等を活用した修学旅行の誘致等、多様な交通機関を組み合わせる魅力ある旅行商品の開発、販売に一層努めてまいりたいと考えております。

○外山三博議員 続いて、トレッキング、食べ歩き、ゴルフ、スポーツイベント、コンベンション、フィッシング等々お聞きをしていますが、これからの観光というのは、こういう趣味、レジャーを包含したものをとらえていく必要があると思うんです。

そういう意味で、これから少しお尋ねしていきます。まず、トレッキングについて、最近ちょこちょこ話題になりますし、トレッキングで外国からも見えるということがありますが、現在どのようなコースがあって、どのくらい見えているのかをお尋ねします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） トレッキングコースにつきましては、公的機関が認定したものはありません。ただ、最近、人気のあるコースがいろいろと出てきております。例えば県北地域では、五ヶ瀬町から椎葉村にかけての霧立越え、日之影町の石垣の村や見立溪谷などの森林セラピーコース、延岡市の行勝山コース、こういうものがあるのかなと思っております。また県央地域では、都農町の尾鈴山瀑布群、滝をめぐるコース、矢研の滝という非常に景観の美しいところがございます。それから綾

町の森林セラピーコース、宮崎市の加江田溪谷コース、こういうのがあります。加えて、トレッキングとは言えないかもしれませんが、海岸沿いのウォーキングコースとなります。青島のトロピカルロード、延長線上で堀切峠まで行けますけれども、こういうコースが人気があります。また県西地域では、えびの高原の池めぐり・韓国岳コース、あるいは霧島縦走コースがあります。また県南地域では、日南市の猪八重溪谷の森林セラピーコース、なかなかすばらしいところがございます。こういうコースがありまして、本当に本県、枚挙にいとまがない状況ではないかと思っております。これらのコースいずれも持ち味があると考えておりまして、本当にすばらしいコースでございます。先ほど議員が言われましたように、健康志向あるいは体験型観光ニーズの高まりを背景に今後ふえていくと考えておりますので、我々としては、このあたりの宣伝、情報発信に一層努めていきたいと思っております。

○外山三博議員 大体私が想定するようなコースを今、部長が言われました。この前マスコミで、「えびの高原から韓国岳にトレッキングで行った人が……」という報道がありました。2～3日前も祖母山で遭難しておりました。厳密に言うと、トレッキングと登山の違いというのは、頂上を目指して登るのが登山であって、山の周辺をウォーキングするのがトレッキングと普通言われているんです。そこで今、部長もちょっと言われたように、宮崎は海岸線もすばらしい、平野部もすばらしいところがいっぱいある。ですから、トレッキングにどうぞということはもちろんですが、ウォーキングにどうぞというものもつけ加えまして——トレッキングというと山岳地帯になりますから、今言われた青

島のトロピカルロードなんていうのは、せっかく県がお金をかけてつくったのに、県外の方がほとんどあそこを歩かない。そして、私もちょこちょこ行くんですが、青島神社からずっと歩いて運動公園に行って、運動公園の日本庭園——あそこのすばらしさ、日本庭園では宮崎県で一番すばらしい——ほとんどお客さんが行っていない、もったいないですね。だから、これをもうちょっと宣伝する。それから、一ツ葉の松林の中に、県が整備した遊歩道が何キロもあります。これもすばらしいと思うんだけど、地元の人が健康管理で歩いておるだけで、よその人が歩いているのをほとんど見ません。あんなコースはほかにはないんです。ぜひこういうのをこれからPRを大いにしてもらいたいと思います。

それから、トレッキングに来たいんだがというお客さんから問い合わせがあったときに、県の窓口はどこになるんでしょうか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 今、議員がおっしゃいましたように、登山とかトレッキング、ハイキングあるいはウォーキング、最近ではピクニックはどうなのかとか、いろいろあるわけでございます。県では、トレッキングの窓口というのは特に設けていないわけですが、観光の観点から、問い合わせがあった場合には当然、観光部門、観光推進課でお受けし、内容に応じまして情報提供を行っているのが現状でございます。

○外山三博議員 次に、食べ歩きということでお尋ねしたいんですが、今壇上で申し上げましたように、おいしいものがあつたらどこからでもそのために来るというお客さんがふえてきております。それはやっぱり、地場でしかとれない食材を使った伝統的な味というか料理が求め

られるんで、県内にもそういう息吹というか芽がずっと出てきて、それがお客さんにアピールして、いろんなところにお客さんが来るようになっていきます。先ほど農政水産部長にはちょっと答弁いただきましたが、スローフードという視点から、商工観光労働部長にも見解をお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 食べ歩きとスローフードという両者についての考え方でございますけれども、スローフードという考え方は、一般に、規格・標準化された食材あるいはその加工品ではない、その土地土地の風土にあった食文化の伝承を大切にする運動である、こういうふう理解しているところでございます。近年、観光資源としての「食」が注目されております。各地で食べ歩きなど「食」をテーマにした町歩きの取り組みが盛んに行われております。この食べ歩きを観光振興や地域経済の活性化につなげるためには、その土地ならではの食文化を売り出すことがポイントになっておりまして、それはまさにスローフードの考え方に通ずるものではないかというふうに考えております。

ちょっと紹介しますと、県内では、食を生かした取り組みの先進事例としまして、日南市の「飫肥城下町「食べあるき・町あるき」」あるいは「日南一本釣りカツオ炙り重」、延岡市の「チキなんウオーク」あるいは「東九州伊勢えび海道」、こういうものが注目されております。今年度から本県では「みやざき食の街道・食の横丁づくり推進事業」に取り組んでおりまして、本県ならではの食の魅力向上を図る民間の主体的な取り組みを積極的に支援しておりますので、このあたりについて、今後とも真剣に取り組んでいきたいと考えております。

○外山三博議員 県外のお客さんから、「こういうものを食べたいが」と聞かれたときの窓口はどこになりますか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 食べ歩きにつきまして、県の所管課は特にないわけですが、やはり観光という観点が非常に強いと思います。そういう観点から、問い合わせがあった場合は観光推進課でお受けし、内容に応じまして、該当する市町村あるいは実施団体の窓口を御紹介するというところでございます。

○外山三博議員 続きまして、サーフィンについてお尋ねしますが、サーフィンを楽しむ人の数、県外、県内を分けて、なかなか難しいんでしょうが、どんな数になっていますか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） サーフィン愛好者の実態把握はなかなか難しいところでございます。少し古いデータでございますが、県が平成16年度に行った調査結果によりますと、県内のサーフィン愛好者数は、1年間で延べ約21万人、県外のサーフィン愛好者数は延べ約17万人と推計しております。この調査についてはもう6年経過しておりまして、サーフィンは本県の体験型観光の顔でもありますので、今後、早急にその実態把握をしなければならないと考えているところでございます。

○外山三博議員 サーフィンをする場合、着がえたりするわけですが、駐車場とかトイレとかシャワーの施設の状況は、今どんなふうになっているんですか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 各サーフポイントにおきましては、例えば宮崎市の木崎浜とか日向市のお倉ヶ浜では、県の補助事業あるいは市町の単独事業等により一定の施設整備が行われていまして、県のほうでもいろいろと支援をしてきた経緯があります。ただ、全体と

して、まだ十分な状況にはないものと認識しております。県内ではサーフィンを楽しめるポイントが約40カ所あると我々は見えておまして、そのうち県外利用者も訪れるサーフポイントは約20カ所ありますので、今後そのあたりについて施設整備の充実が望まれると思っております。

○外山三博議員 サーフィンをする場所、スポット、これをどうするかというのはいろんな問題があると思うんです。危険なところもあるだろうし、釣りと同じように、どこでも自分の責任でやってもいいというのか。今後の考え方として、サーフィンをやる場所の選定というのか、ここはだめですよというのをきちっとしていく必要もあると思うんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） サーフポイントについては、先ほど県外の利用者も訪れる観光地として利用できるポイントが約20カ所ぐらいあるというふうにお答えしましたが、これは、サーファーが自分で選択してサーフポイントで遊ばれる、体験されるということだろうと思うんです。そういう中で、県のほうでどういう形で絞っていくかというのは非常に難しい問題があります。ただ、安全にサーフィンを楽しんでいただくという視点から、本当に危険な場所がポイントになっていないかどうか、そういう箇所については今後点検していく必要はあるのかなど。それで問題があれば、それを周知していくことは必要であろうと考えております。

○外山三博議員 私は、これから相当ふえてくると思うんです。ですから、場所をできたら10カ所ぐらいに限定して、そこには駐車場もシャワーも更衣室もある、そういう施設をきちっと

完備したサーフィンができる場所をつくっていくというのは、今後のテーマじゃないかと思えますから、そのことを申し上げておきます。

次に行きます。先週、フェニックストーナメントが行われましたが、トーナメントが今、リコーカップと2つあります。来場されるお客さんの数の推移がどういうふうになっておるかお尋ねします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） まず、ダンロップフェニックストーナメントの観客数につきましては、最近の状況を見ますと、5年前の平成17年度が約2万8,000人でありました。以降減少し、平成19年度には約2万人となったところでございます。しかしながら、その後増加傾向にありまして、先般終わりました今年度の観客数につきましては、天候にも恵まれまして約2万5,000人となっております。それからLPGAリコーカップでございますが、同じく5年前の平成17年度が約1万3,000人でありました。昨年度、平成21年度は約1万9,000人の観客数となっております。

○外山三博議員 次に参ります。スポーツのキャンプ、プロ野球含めていっぱいあるわけですが、ここではアマチュア、民間人、学生の合宿についてお尋ねしたいんですが、どのくらいの数が毎年合宿に見えておるか。あわせて、同じ時期に集中するから施設が足りない、もうちょっと施設を充実してほしいという要望も業界からあるんですけれども、そのところの見解をお尋ねします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） アマチュアスポーツキャンプのチーム数と参加人数でございますが、平成21年度で約1,100チーム、2万8,000人となっております。近年増加しております。また、市町村別の状況につきましては、

宮崎市が一番多くなっているということでございます。

それから施設でございますが、県では、スポーツキャンプの合宿誘致を推進する立場から、各市町村が行う既存施設の改修等に対してその一部を支援しているところでございます。本県におきましては、毎年1月から3月の春の時期にスポーツキャンプ・合宿の受け入れが集中しておりまして、こういうときには競技種目によっては受け入れが困難な状況が見受けられます。ただ一方で、競技種目やキャンプ・合宿の時期によっては、新たな受け入れの余地もあると考えております。県としましては、施設の整備に限らず、そういった面の対応も含めまして誘致に取り組んでいきたいと考えております。

○外山三博議員 今答弁いただいた、合宿等の問い合わせがあったときの窓口はどこになるのでしょうか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 県庁では、スポーツランドについてはみやざきアピール課が担当しておりまして、また、観光コンベンション協会も同時に窓口になっております。

○外山三博議員 次に、フィッシングについてお尋ねをします。どのくらいの県民の方——県外からも見えるんですけど——が釣りを楽しんでおるか。なかなかこれはわからないと思うんですが、相当な数の人が釣りを楽しんでいると思うんです。わかればその実態をお尋ねします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 数字は把握しておりません。ただ、全国レベルで、日本生産性本部の「レジャー白書」によりますと、平成20年の全国の釣り人口は1,120万人となっております。

○外山三博議員 釣り人口1,100万というのは、ちょっと少ないような気がします。物すごい数の人が今釣りを楽しんでおるんですね。

その点でちょっとお尋ねしたいんですが、宮崎港ができたときに釣り公園をつくりました。ところが、あそこの釣り公園に行ってみると、全く釣りができない。たまに来て釣っている人はおります。しかし、私が釣りをするからよくわかるんですが、あの防波堤で人に釣ってもらおうと思えば、魚が来ないとだめなんです。魚が来るためには潮回りがよくないとだめなんです。潮が流れてこないかね。あそこは潮が全然流れてこないし、干潮時に行くとながら出ておるんです。釣りなんかにならない。ですから、あそこを設計した人は釣りが全然わからん人が設計したんじゃないかと思うんです。どうでしょうか、これだけ釣り人口がふえてきておる、そして県内各地に防波堤がいっぱいあるわけです。ほかの県の実態を調べてみても、釣り公園はいっぱいつくっています。鹿児島県にもあるし熊本県にもあるし福岡県にもある。全部あるんです。危険であるということであれば、各県がやっておるように、ゲートに管理人を置いて入場料を取って管理すればいいわけで、釣り公園をつくっていくことが必要だと思うんですが、これは県土整備部長にお尋ねしましょうか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 宮崎港の釣り公園でございますが、多目的護岸として整備したところ、結果として釣りもできるようにということで整備しております。あそこは、残念ながら砂がかなり堆積しておりまして水深も浅いということですが、キス釣りなんかはできると聞いております。

それから、例えば防波堤ということでございます

ますが、私ども県土整備部としましては、港湾を管理する立場として、安全性の確保が第一と考えておりまして、必要などころにはさくをして入らないようにするとか、そういったことを対応しておるところでございます。ただ、本県にとって観光振興というのは大変重要でございます。他県では一般的に市町村や地元漁協等が事業主体となっている実態がありますので、釣り公園等につきましても、それらの事例について関係部局と連携しながら調査してまいりたいと考えております。

○外山三博議員 非常に今のは前向きの答弁ですね。何も県がやる必要はないと思うんです。市町村、漁協、そういうところに後押しをしてやってもらう。そういう方向でぜひ、釣りを楽しむ人の応援をするという意味で、せっかく大金を投じて防波堤をつくっているわけですから、お願いしたい。

それから、防波堤についても一つお尋ねしますが、この前、宮崎港の一番北のほうの防波堤で人が落っこちて亡くなりました。釣り人の心理は、絶対魚が釣れるというところには危険を冒してでも行くんです。そういう心理がある。防波堤で釣りをするとき、禁止をしている防波堤と禁止をしていない防波堤がありますが、そのところの見解はどういうことになっているのでしょうか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 港湾や漁港につきましても、船の係留や荷役などの本来の利用のほか、観光や憩いを目的として一般の方々も訪れられております。管理者が危険と判断した箇所につきましても、看板等で危険箇所の周知と立入制限を行っているところであります。特に防波堤につきましても、波にさらわれたり、足を踏み外して転落するおそれがあるなど

人命にかかわる危険性が高いことから、小型船の係留場所などを除いて、釣り人などの立ち入りを制限している状況であります。また、外海に面した防波堤は、天候の急変により突然波をかぶるなど危険性が高いため、さくを設置して立ち入りを禁止しているところでございます。なお、立入制限の緩和につきましては、子供から大人まで、だれもが安全に利用できることを念頭に置く必要があることから、安全性の確保が最優先であると考えております。

○外山三博議員 防波堤があつて、その横に岩礁、岩場がある、そっちのほう非常に危険です。そういうところが日南のほうに行くといっぱいあります。岸壁がぱあんと切れておったりね。そこに行くことは何も言わずに、県が管理している防波堤で釣るのはだめだというのは、釣る人間からしたら、安全なほうが何でだめだろうか。多分、管理者の意識というか、管理第一主義というか——釣りというのはあくまでも自己責任だと思ふんです。余りにも何か事故があつたときに責任を問われるということを考えてしまうと、そういうふうになってしまうので、そこは行政としては非常に難しいんですが、少し、そのところはアバウトに考えてもいいと思ふんです。もう一度。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 港湾を管理する立場としましては、あくまでも安全性が第一だと考えております。

○外山三博議員 ほかにも聞きたいことがあつたんですが、時間が参りましたからこの辺でやめますけれども、今の件は、今後また議論しながら、ここがいいか悪いかケースごとに協議をしてみたいと思います。

今、観光の範囲をずっと広げてお尋ねしてきて、幾つか、窓口はどこかということをお聞き

したんですが、行政、県というのは総合的にサービス業なんです。ですから、観光を含めたレジャー、食べ歩き等々聞いてこられたときに対応できる総合カウンターというものが、これから必要だと思ふんです。今までの観光は、観光ということだったら観光推進課でよかつたんですが、さっき聞いたようにいろんな幅がふえてきておる。ですから、総合カウンターというか、そこに聞いたら——そこで答える必要はないんです。「これは何課です」とか、「これは何々町のここです」、その辺をきちっと整理をした上での総合カウンターというのが必要になると思ふんです。これは組織論になりますから、商工観光労働部長、総務部長にお聞きするよりも、知事は来年でやめられますが、知事の今の発言は次の知事にもつながっていくと思ふますので、総合カウンターをつくる必要があると私は思ふますが、知事に見解をお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 観光やレジャーは分野が大変幅広く、実施主体なども多岐多様にわたるため、県としては完全には把握できないものなどございます。観光やレジャーなどの情報提供は、現在、県庁内の観光部門や観光コンベンション協会に対応しているところであります。今後ともこれらの組織を活用する形で、その情報提供といったものの体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○外山三博議員 もうちょっと残っておりますが、以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中村幸一議長 次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕（拍手） それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、FTA/EPA、TPP対策について

お尋ねをいたします。

農業は、人が生きていくための基盤であり、農業というなりわいなくして人の生存はありません。農業が他産業と決定的に異なるゆえんがここにあります。しかし、我が国の農業は、農業所得の激減、農業者の減少、後継者不足や高齢化、農村の疲弊等によって危機的状況に陥っています。食料自給率も41%です。人の生死を左右する食料の実に6割を海外に依存している国は、主要先進国の中では我が国だけです。今、我が国に求められているのは、安全で安心な国産農産物を安定的に供給できる農業の確立であり、農村の再生です。

昨年の政権交代を経て新たに策定された基本計画では、食料・農業・農村政策を国家戦略として位置づけ、政策の大転換を図ることが明記されております。農業・農村が有する固有の価値は、お金で買うことができないものであり、農業・農村を国家の基盤として将来の世代に継承していき、国民全体で農業・農村を支える社会の創造を目指すことも明記されています。自民党農政にかわる農政の指針を示したものであり、社民党もこの方向に異存はありません。この基本計画に沿って、食料自給率の向上を図るための戸別所得補償制度も導入されました。モデル事業が実施されてからまだ半年ですが、米価下落の懸念や営農への不安などさまざまな問題点が指摘されています。私の個人的な意見としましては、将来は、農業の持つ多面的機能、環境保全機能をより重視した直接支払制度に移行すべきだと思います。6次産業化など農商工連携によって、農村を再生していく取り組みも動き出しています。安全で質の高い農産物を生産したり、それに付加価値をつけて販売したり、グリーンツーリズムによる観光業経営やレ

ストラン経営などに挑戦している農家もあります。

さて、菅首相は、さきの所信表明において、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）協議の参加を示唆し、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築を視野に入れ、APEC首脳会議では協議参加の表明を行いました。TPPは、例外品目がなく100%自由化を前提とし、かつもろもろの非関税項目も含む包括的なFTAとされ、食料輸出大国であるアメリカやオーストラリアも参加を表明しています。新規参加は9カ国の同意が必要です。例外品目ありの参加は認められていません。TPP参加については、食料安定供給や、農山漁村への打撃、規制緩和、市場開放の問題、経済圏のあり方など、日本の経済、農林水産業、労働、環境、地域社会に、はかり知れない悪影響と混乱を生み出す危険性があります。参加決定に当たっては、国内での議論を十分深めてから行うべきではありません。安易に決定すべきものではありません。郵政や保険、牛肉、労働慣行、政府調達、公共事業などの規制・市場開放について、国の形を変える対日要求が強まるおそれがあります。また、その影響も心配されます。政府のTPP協議への参加表明についての知事の見解をお尋ねします。

以下、質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 TPPについてであります。経済のグローバル化が進む中で、世界の経済全体としては貿易自由化の流れにあるところではありますが、そのことによって壊滅的な影響を受ける産業があったり、地方経済の疲弊を招いたりすることは絶対に避けなければなりません。農業を基幹産業とする本県にとって、現状での貿易自由化は、関連産業を

含め県内経済への甚大な影響が懸念されますことから、農業の競争力の強化はもちろんのこと、食料安全保障や農業・農村の持つ多面的機能といった視点も含め、慎重に検討する必要があると考えております。このようなことから、国においては、今後の農業戦略、食料戦略等を早急に構築し、将来の道筋を示した上で国民的な議論を行う必要があると考えておりました、県としては、国に対し、その必要性を強く訴えてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○満行潤一議員 それでは、具体的な農業振興策について幾つか質問させていただきたいと思っております。T P Pにつきましては、多くの方が通告をされておりますので、そちらのほうにお譲りをしたいと思います。

提案として、サービスエリアでの農畜産物販売所を開設してはいかがかという提案であります。過日、日本農業新聞のJ A直売所が好評という記事が目にとまりました。九州新幹線が全線開通します。新八代駅や鹿児島中央駅からバスに乗りかえ、高速道路経由で宮崎に入る観光客もふえることが予想されます。高速道路は、道路公団の民営化後、サービスエリアが大きく変わってきています。九州自動車道にある山江サービスエリアが、24時間営業のレストランつきコンビニエンスストアに改装されたり、ショッピングストアなどをオープンさせるなど、大きな見直しが続いています。県内に位置する霧島サービスエリア、山之口サービスエリアにも、定期路線バスや観光バスの相当数が休憩のために立ち寄っております。また、ソフトバンクホークスのキャンプ時などは、自家用車で駐車場があふれかえっております。県産品のP Rを兼ね、これらのサービスエリアにJ Aや生産者団体と協力して農畜産物販売所を設けては

どうかと考えますが、担当部長いかがでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 地場の農林水産物を取り扱う直売所につきましては、消費者にとっては、新鮮な地場の農林水産物を購入できることや、産地の顔が見え安心感が得られることなど、また産地にとりましても、少量多品目の販売ができることや、流通コスト等の削減が可能となることなど、さまざまなメリットがございます。特に、御指摘の高速道路のサービスエリアにおける直売所につきましては、以上のような点に加えまして、地場の農林水産物の全国への情報発信拠点となるメリットも考えられます。しかしながら、出店に際しましては、品ぞろえや収益面も考慮いたしまして、まずは、地元生産者や関係団体などにおいて十分協議していただく必要があると考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、その中に県も入っていただいて、協議を進めていただきたいと思います。

関連して、スマートインターチェンジの取り組みについてお尋ねしたいと思います。スマートインターチェンジ——E T Cでサービスエリアを出入りするということです。山之口サービスエリアは国道に近くて、地元ではスマートインターチェンジの設置の要望もあるわけですが、農畜産物販売所を設けるにしても、地元住民の利用とか利便性を考えると、山之口サービスエリアにスマートインターチェンジの設置が非常に有効ではないかと思いますが、担当部長いかがでしょうか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） スマートインターチェンジの整備に当たっては、地元自治体が必要と整備効果等の検討を行い、国、県、市町村、高速道路株式会社等から成る地区

協議会を設立し、実施計画を作成した上で、連結許可申請を行うなどの手続を踏む必要があります。お尋ねの山之口サービスエリアへのスマートインターチェンジの整備につきましては、地元商工会や各地区公民館などからの要望を踏まえ、平成20年度に、インターチェンジと連結する道路の管理者である都城市により、交通量調査や整備効果などの検討が行われているところであり、県としましては、都城市のさらなる検討やその意向を踏まえながら、関係機関との連絡調整など必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、地元と協議を重ねていただいて、推進いただきたいと思っています。

要望を1つ申し上げておきたいんですが、高速バスの都城北というところにバス停があるんですけど、相当な利用者で週末はごった返しています。今後、新幹線も通って、もっと駐車場が混雑するのではないかと考えています。近くに民間駐車場も営業されて改善されつつあるんですけども、トイレが未整備ということで、ぜひトイレの設置をお願いしたいという話もありますので、窓口はどこなのかわかりませんが、地元とぜひ協議いただきたいと思っています。

次に、学校の米飯給食を通した地産地消の推進、伝統的食生活を息づかせる取り組みについてお尋ねしたいと思います。

私たちが小学校のころ——昭和40年代初期ですけれども——給食は牛乳給食でした。持参した弁当に、おいしいとは到底思えない脱脂粉乳。その後に、コッペパンに脱脂粉乳、サラダと、少しずつ充実していくわけですけれども、その当時の給食というのは貴重な栄養補給の役割を担っていました。時代を感じますけれども

……。昨年施行されました改正学校給食法は、給食の目的を「栄養改善」から「食育」へ転換をし、学校給食のさま変わりを実感するものがあります。米飯給食も、最初は余った米の消費対策として導入されたはずですがけれども、今日では、日本の伝統的食文化を学び、食材について身近に感じる絶好の教材となっています。宮崎県内ではえびの市だけが週5回の完全米飯給食と伺っています。県内平均週3.2回です。米飯の日数をこれ以上ふやすと製パン業者の反対に遭うとかの理由で、完全米飯給食を断念している地域もあります。

国は、米の消費拡大と地産地消の推進を目的に、小麦粉代替品として米粉——米を製粉したもの——の増産支援に乗り出し、2009年7月には「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」が施行されています。農林水産部門では、学校給食に米粉を原料としたパンの普及をもくろむ声も聞こえてきます。しかし、私は、健康で生き生きとした生活を送るには、さまざまな栄養素をバランスよくとれる食事、世界的にも大変評価の高い日本食、和食の普及が大事だと思っています。米粉でつくっても、パンはパンだと思います。和食にはなじみません。米飯を主食とするからこそ、副食（おかず）も和食になり、地元でとれる野菜や魚介類を多くとる機会もふえることとなります。また、地産地消の視点だけではなく、地場の特産品の利用を学ぶ貴重な機会ともなります。給食は、日本の伝統と文化、地域を守る大きな役割があります。そういう視点からも、週5回の完全米飯給食を推進すべきと考えます。教育長の見解をお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 学校給食は、単なる栄養補給のための食事にとどまらず、日常生活

における食事についての正しい理解や、健全な食生活を営むことができる判断力など、食に関する実践力と望ましい食習慣を身につけさせる重要な機会であると考えております。さらに、米飯給食につきましては、お話にありましたように、児童生徒が日本の伝統的食習慣を学び、地域の食材を活用することで、本県の基幹産業である農業や生産者の思いを身近に感じるという教育的意義もあります。したがって、県教育委員会といたしましては、今後とも、子供たちの要望や、より多様な食材を知るといった側面にも配慮しながら、市町村や関係部局と連携を図りまして、米飯給食の促進を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○満行潤一議員 製パン業者が、これ以上パンが減るとやれないという話もあるんですが、私は、高知県南国市の学校を視察したことがあります。ここは、もうパンじゃないんです。クラスごとに電気炊飯器を置いて御飯を炊いている。そういうこともやっている先進例もありますので、ぜひ、今、教育長がおっしゃった前向きな取り組みをお願いしたいと思います。

もう一つ教育長にお伺いします。専任司書の配置についてです。もう大分終わってしまいましたが、ことしは国民読書年です。「国民読書年に関する決議」が、2008年6月6日に衆参両院全会一致で採択されました。この国会決議では、「文字・活字文化振興法」の制定・施行5周年に当たる2010年、ことしを国民読書年に制定し、政官民協力のもとで国を挙げてあらゆる努力を重ねることを盛り込んでいます。近年、年齢や性別、職業等を超えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が、我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることに危機感を抱い

ての国会決議だと思います。若者の読書離れ対策は急務です。しかし、県内の高校の専任司書は臨時職員2名だけだと聞きます。県立高校の司書配置の現状と今後の方針をお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 学校図書館法という法律がありますが、この法律に基づきまして、12学級以上の高等学校におきましては、司書教諭の資格を持った教諭をすべて配置するとともに、司書教諭を補助し、図書館での本の整理や貸し出しなどに当たる学校事務職員が、国の定数で配置されております。また、11学級以下のすべての高等学校におきましても、図書館業務を担当する臨時職員を県単独で配置しているところであり、今後とも継続して、これらの職員の配置を行っていきたくと考えております。以上です。

○満行潤一議員 ぜひ専任司書として常勤の配置を、今後ともお願いしたいと思います。

次に、新たな高等学校再編整備計画の策定に向けた取り組み状況について伺います。第1弾と言うべき県北・西諸・県南地区の再編整備計画が終わりつつあります。本県は、1学年4クラス以上が学校の適正規模だとしており、現在、県内に6校ある1学年3クラス以下の学校の存続について、地域の関係者は大変心配をしておられます。今後の再編整備計画検討状況について、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 県立高等学校の再編整備につきましては、現在、平成24年度までの10年間の再編整備計画に基づきまして、取り組みを進めているところであります。平成25年度以降につきましても、少子化の進行や社会の多様なニーズに対応するために、新たな高等学校再編整備計画の策定が必要であると考えてお

ります。そこで昨年度から、学識経験者等から構成されます宮崎県学校教育改革推進協議会におきまして、検討を行っているところであります。また、この協議会の下部組織であります県内7地区の地区別協議会におきましても、保護者や有識者等からさまざまな御意見を伺っているところでありまして、これらを踏まえ、平成22年度末を目途に、この協議会から提言をいただくことにいたしております。その後、この提言を踏まえ、さらに県民の皆様の幅広い御意見をいただきながら具体的な検討を進めまして、平成25年度以降の新たな再編整備計画を策定する予定にいたしております。以上です。

○満行潤一議員 新しい計画が動き出しているということですがけれども、言うまでもなく、どの地域の高校も、地域の顔、地域のシンボルであります。特にえびの市の飯野高校とか串間市の福島高校は、隣接する高校に統合と言われれば、生徒は遠距離通学を強いられることになりまして、また地元の強い反発も予想されます。私は、残すべき学校は残してほしいと思います。知事の見解をお聞きしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 先ほど教育長が答弁しましたとおり、高等学校の新たな再編整備計画につきましては、学校教育改革推進協議会の御提言や、県民の皆様からの幅広い御意見をいただきながら、具体的な検討を進め策定を行うこととしております。したがいまして、御指摘の点につきましては、これらの御提言や御意見などを十分踏まえながら、今後検討されるものと考えております。

○満行潤一議員 教育委員会の方針を尊重するということから、ぜひ、私の思いを皆さんわかっていたいただきたいなと思っています。

保健・医療・福祉について進ませてください

ます。

まず、研修医の確保について話をさせていただきたいと思いますが、地元紙の宮崎日日新聞10月29日付に、「厚生労働省発表、来年度、県内の病院で臨床研修を行う内定者数は30人。定員75人に対して充足率は40%で、全国最低」という記事が踊っております。これは、「平成22年度の医師臨床研修マッチングの結果について」という10月28日の厚生労働省の発表を記事にしたものであります。私は独自に、本県のここ数年の推移を調べてみました。平成17年52%、18年62.9%、19年65.7%、20年68.6%と、ずっと上がってきていたんですが、昨年、21年は50.7%、ことし、22年は40.0%ということで過去最低、内定者数も充足率も一番低いということになっています。

県当局も、東国原知事名で本県出身者に案内を送ったり、説明会を行ったりと、努力はしていただいているんですけども、いかんせん大学病院の医者が少なくなっている。大学病院の研修医が不足をすると、今度は大学病院が回らない。医局が僻地派遣の医師を引き揚げる。ますます自治体病院の医師が不足をして、県内でも地域偏在がまた広がってしまうという状況にあります。もっとも、若い医師が、都会の病院や地方の大病院、有名病院のほうが病症例も多く魅力を感じるというのは理解できます。2年間の臨床研修中に、劣悪な労働条件と医療訴訟のリスクが特定の診療科に存在することを、彼らが目の当たりにする。途中で、これはいかんと診療科目を変更してしまう、そういう人たちもふえている。今、診療科目は、医局ではなくて自分で選べることになっています。また、学位より学会専門医タイトルを希望する若手医師が増加しているのも、医局に残らない原因の一

つだと言われております。

医師不足は深刻です。しかし、これは近年始まったわけではありません。OECD30カ国の平均医師数、人口1,000人当たりで見ますと3.1人、日本は何と2.2人、平均をとっても、先進国と比べると7万人医師が不足と統計上は出てきます。これは、医療費抑制の手段として医学部定数を削減し、医療の高度化、専門化、細分化の現状を無視し、医師不足の現実を認めてこなかった国策のツケが今回ってきている、まさにそのことだろうと思います。いろいろと理由がありますが、それはそれとして、宮崎の医師不足は深刻です。この状況をどう認識し、今後どう対応していくのか、担当部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県内の医師の年齢構成を見ますと、20代、30代の若い医師が年々減少し、高齢化が進んでいる状況の中で、将来にわたって本県の医療提供体制を維持していくためには、臨床研修医の確保が重要な課題であると認識しております。このため県では、宮崎大学や県医師会等と連携しながら、臨床研修病院の説明会や、すぐれた指導医の育成、さらには国に対し、都市部の臨床研修医の定員削減など臨床研修制度の見直しを強く要望してきたところであります。しかしながら、依然として臨床研修医の確保は厳しい状況が続いていることから、関係機関で設置する宮崎県臨床研修運営協議会等で魅力的な研修プログラムのあり方などを協議するとともに、県内外での臨床研修病院説明会の開催など、本県出身の医学生への働きかけをさらに強化し、臨床研修医の確保を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 大変なんですけれども、ぜひよろしく願いを申し上げます。

次に、ドクターヘリについて、11回目ぐらいでしょうけれども、質問させていただきたいと思います。ことしも全国の航空医療学会に行ってきました、いろんなことを学ばせていただきました。まずは、ドクターヘリ導入の進捗状況についてお尋ねします。厚生労働省のリストには、鹿児島県と並んで本県も、23年度導入と載っています。導入に向けた進捗状況について、また23年度中に運航開始ができるのか、お尋ねいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） ドクターヘリの導入につきましては、現在、宮崎大学において、ヘリポートの適地調査を行うとともに、医療スタッフの研修を実施しているところであります。また、県においては、救急隊など消防職員の研修を行うため、先進地の研修受け入れ先病院等と、具体的なプログラムや日程等について最終調整を行っているところであります。今後、大学では、県内消防機関や主要医療機関等で構成するドクターヘリ運航準備委員会を設置し、運航体制や運航に関する基準等を策定するとともに、来年度、試験運航なども経た上で、早くて平成23年度末の運航開始を目指しているところであります。

○満行潤一議員 ドクターヘリ導入に向けて、課題はたくさん残っていると思うんです。一番の問題は救急隊との連携ではないかと、私は思っています。「救急隊の要請がなければ飛べない」と、航空医療学会のセッションの質疑でも多くの基地病院から出されておりました。本県には、常備消防体制のない非常備の7町村も存在をします。どうするかというのは大きな課題だと思うんですけれども、この7町村は自治体病院がドクターヘリを要請する、こういった宮崎方式というのを整備していかないといけな

い、私はそのように考えています。

また、残念ながら、地域間での救急隊の質や意識の格差、これは現実的にあるだろうと思います。ドクターヘリを呼ぶのは敷居が高いとか、この程度の病状でドクターヘリを呼ぶとしかられはしないかと心配したり、その差。また、警察や消防・防災、自衛隊などとの連携、支援病院、臨時ヘリポート、ランデブーポイントの設定など、運航までの課題は山積していると思います。基地病院の課題として、消防でも、救急隊との連携はもちろん、事故現場での対応を考えると、救助隊、レンジャーとの連携がさらに必要だという意見発表も、学会の中でありました。これらの課題はたくさんありますが、どう切り分け解決に向けて対処されていくのか、担当部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） ドクターヘリ導入に係る課題としては、まず、基地病院となる宮崎大学周辺の住民の方々へ説明し、理解を得ることが重要であると考えております。また、議員御指摘のように、出動要請を行う市町村の体制整備や職員の研修、搬送先の一つとなる地域の中核的医療機関との連携、さらには隣県や自衛隊等との連携・協力体制の確立も重要であると考えております。このため、今年度、宮崎大学に設置予定のドクターヘリ運航準備委員会において、これらの課題について十分協議し対応していくこととしております。

○満行潤一議員 私もいろいろな人たちと意見交換もするんですけれども、私が見る限り、23年度末というのは厳しいのかなと。うまくいけばいいんですけれども。ただ、一番問題なのは、運航する以上は絶対安全を確保する、そのことを主眼に置くべきだと思うんです。目標が決まっているし、国も23年度というから、これ

に向かわないかん。目標は大事だと思うんですけれども、患者を乗せるヘリに事故でも起こってしまったらどうしようもないわけで、23年度というのにこだわることなく、みんなの総意で運航ができるように努力いただきたいと、お願いをしておきたいと思います。

次に、パーキングパーミットについてお尋ねをしたいと思います。

今、皆様方に鹿児島県の資料を配付させていただいています。平成18年7月に佐賀県が全国で初めて導入しましたパーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）制度ですけれども、これが他の自治体でも相次いで導入されています。パーキングパーミット制度は、身障者用駐車場の適正利用を図るために、障がいや高齢、難病、知的な障がいなどで歩行が困難な方、あるいはけが人や妊産婦の方で一時的に歩行困難な方に対して、パーキングパーミット、利用証を交付する制度です。この利用証があれば、身障者用駐車場のある公共施設や病院、ショッピングセンターの中で、県と協定を結んだ協力施設の専用駐車場を使用することができるものであります。今配付した資料の表、これは駐車場です。下に緑色、赤色、オレンジ色となっていますが、この札を右側の写真のように車内のルームミラーにかけて利用するというので、利用できる駐車場には、裏のほうの真ん中にある緑色の表示がしてある。ここに利用証を掲げて駐車するというのであります。九州では、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県の4県、九州以外の地域でも、岩手、山形、福島、栃木とずっと広がって、今、11県2市、九州4県合わせて15県2市で導入されるなど、確実に全国に広がっています。また、九州の4県と山口県とは相互利用協定を締結しています。隣の鹿児島県

では昨年11月から導入しております。身障者用駐車場を有する事業所等に積極的にアプローチをして、現在930施設と協定書を締結、利用証の交付実績は6,600名余りと伺っています。ぜひ本県も導入すべきと思いますが、担当部長いかがでしょうか。

○福祉保健部長（高橋 博君） パーキングパーミット制度は、障がい者、高齢者等にとってメリットのある取り組みであります。対象者の範囲を初め整理すべき課題もあるところでございます。県としましては、障がい者団体等からの要望もありますので、導入している他県の状況を調査し、各障がい者団体や駐車場設置者等から御意見を伺っているところであります。今後、他県の状況や、いただいた御意見を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ早急な取り組みをお願いしたいと思っております。

次に、観光振興についてお伺いしたいと思います。

今、登山ブームだそうです。若い女性になぜか人気だと。理由を聞くと、登山靴や上着、帽子などおしゃれなファッションで、そのカラフルなコスチュームから「山ガール」と呼ばれている——不思議な話ですね。登山が目的ではなく、ファッションを楽しむ山ガールがふえているんだそうです。先ほど外山議員からもありましたが、いろんな観光資源を利用すべきだと思っております。

高千穂峰があるんですが、標高1,573メートル、霧島連峰の第2峰、2番目に高い山。西部に活火山である御鉢があります。ちなみに霧島連山の最高峰は韓国岳1,700メートルです。この高千穂峰登山が9月から大きく伸びている。

これは、NHK大河ドラマで龍馬がお龍と登った影響だと分析をされています。高千穂峰は宮崎県高原町と都城市の境界線上にあります。100%宮崎県で、鹿児島県境とはほど遠いんです。しかし、鹿児島県の観光パンフレットには、しっかり写真つきで紹介をされています。鹿児島側から宮崎県の山に登って、また鹿児島に戻る、そういうことなんです。南九州観光振興会議に参加した折にもらったリーフレットを見るとちゃんと載っているんで、これはまたと思ったんですけど、宮崎も頑張らないかなと思っています。

霧島連山を見ると5市2町にまたがっているわけですけども、ここの自治体で環霧島会議というのをつくって、日本ジオパークの認定を受けました。大変うれしいことですが、このジオパーク、隣県とまたがっているんです。霧島連山を観光資源としてぜひ活用すべきではないかと思いますが、部長の見解をお願いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 先ほどありましたように、霧島を取り巻く鹿児島・宮崎両県の5市2町で構成された環霧島会議につきましては、共同でさまざまな分野の行政課題に取り組まれております。観光分野におきましても、観光マップの作成など、霧島という両県にまたがる観光資源をアピールする上で非常に効果的な取り組みを行っておられます。また、同会議のメンバーを中心に霧島ジオパーク推進連絡協議会が設置されまして、ガイドの養成、あるいは小中学校向けの教育副読本の作成などを行った結果、議員御指摘のとおり、ことし9月に、霧島エリアが日本ジオパークとして認定されたところでございます。現在、世界ジオパークの認定に向けまして、これまでの取り組みの

一層の充実等、準備を進めている状況と伺っておりますが、世界ジオパークに認定され、受け入れ体制の整備などが進めば、観光資源としてさらに誘客効果が期待されるものと考えておりました。大変注目しているところでございます。

○満行潤一議員 ぜひ本県も積極的にかかわっていただいて、より魅力的なジオパークになるように支援をいただきたいと思っています。

もう一つ部長に提案を申し上げたいんですが、環霧島は肥薩線、吉都線、日豊本線で囲まれているわけです。全国的に活火山を一周できる鉄道はないと聞いています。日豊線は都城から隼人、肥薩線は隼人から吉松、吉都線は吉松から都城、これをぐるっと循環する観光列車があればいいなど。今、肥薩線は「はやとの風」があるんですが、宮崎県側がどうも寂しい。霧島連山をぐるぐるっと巡回できる観光列車があればおもしろいなど。私は名前まで考えました。名づけて観光特急「環霧島ジオパーク号」というんですけれども、担当部長いかがでしょうか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 今おっしゃいましたように、熊本、宮崎、鹿児島にまたがる3路線でございますが、美しい霧島連山を臨みながら、沿線にえびの高原、あるいは神社、温泉などたくさんの魅力的な観光地を持つ路線でもあります。吉都線を含む区間に観光列車が運行されれば、先発「SL人吉」というのがありますけれども、この観光列車との相乗効果も生まれまして、吉都線沿線にも観光客を呼び込むことができると考えております。今おっしゃいましたジオパーク号でございますか、我々としましても、JR九州にそういう提案があったということをしかりとお伝えしてい

たいと思います。

○満行潤一議員 まだいっぱい話したいんですけど、時間がありませんので、次に行きたいと思っています。企業局について何点かお伺いいたします。

企業局は、設置した大正7年から今日まで長い歴史があります。これまでの県当局への財政的支援、ダム管理、地域への貢献実績を積極的にPRすべきだと、今までも何回か申し上げてきました。私は圧倒的にアピールが足りないのではないかと感じていますが、企業局はこれまでの貢献度をどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

企業局は、発足から今日に至るまで、今申し上げましたように、多目的ダムの管理費の半分近くを負担するなど、県財政にも大きく貢献していますし、また多くの自治体に低利で資金を貸し付けるなど、県民に還元してきたその経済効果ははかり知れないものだろうと思います。県民との距離を近づけるためにも、もっと企業局自身のPRに努めてもいいのではないかと考えますが、企業局長いかがでしょうか。

○企業局長（濱砂公一君） 企業局ではこれまで、公営企業として電気事業を中心に、健全経営を確保しながら、県民福祉の向上に寄与できるよう努めてまいったところでございますが、この10年間を見ましても、一般会計等に対して約140億円の財政貢献を行い、また今年度の9月補正予算におきましては、口蹄疫復興中小企業応援ファンドの財源といたしまして、20億円の無利子による貸し付けを実施したところでございます。また、水源涵養機能の向上を図ることを目的といたしました緑のダム造成事業においては、これまで約170ヘクタールの未植栽地を購入いたしまして、環境保全や中山間地域の雇用

対策などにも寄与できたものと考えております。さらに、今年度、開業20周年を迎えました一ツ瀬川県民ゴルフ場につきましても、先月、記念コンペを開催いたしましたけれども、多くの県民の皆様にご参加いただくなど、県民のためのゴルフ場として定着しておりますことを実感したところでございます。御指摘にもありましたように、企業局への県民の皆様の理解を深めていただくことは大変重要と認識しておりますので、今年度の私のマニフェストにも広報PRの推進を掲げ、パンフレット等も一新したところでございます。今後ともさらに、太陽光発電やマイクロ水力発電などの新たな取り組みや施設の効果的な活用など、さまざまな機会を通じまして、積極的な情報発信やPRに努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひお願いしたいと思いません。

もう一つ提案なんです、電力自由化への対応について、私は2004年6月定例会の一般質問で、エネルギーの地産地消について質問をしています。これは、企業局を中心とした産学官連携による天然ガス活用地域活性化プロジェクトを進めるべきであると提案をしました。その後全然動きがありませんので、再度提案をさせていただきたいと思いません。

宮崎平野は全国でも有数の天然ガス資源の宝庫です。また、本県には多くの温泉が掘られています、お湯と一緒に大量の天然ガスも地下から噴出しています。しかし、そのガスは利用されずに空気中に放出されているだけです。本県では昭和30年代に、地質分析やガス成分など多くの試掘がされましたが、採算性に乏しいとの結論に達して、企業化を断念されたという経緯もあるようであります。しかし、天然ガスは

宮崎市、佐土原町といった大消費地の中に分布しております。都市ガスの原料としてはもちろん、副産物としてヨウ素も採取することができ、今後、採算性も有望と考えられます。また、当地域はビニールハウス園芸の多い地域でもありますから、これを燃料にして重油から天然ガスへ転換することは、より環境に優しい利用方法でもあると思います。民間企業ベースで見れば、まだまだ東南アジア等からの天然ガス輸入のほうが採算性に合うのかもしれませんが、しかし、地球温暖化、エネルギーの地産地消、地域活性化という大きな視点を含めて、ぜひ企業局を中心に事業化していただきたいと考えています。軌道に乗ったらそれを民間に移す、そういったことはできないものかなと思っております。メタンガスを利用した発電所の開発、これは電力の出力安定にもつながります。解決しなければならない課題も多いわけですが、調査研究に着手するおつもりはないのかお尋ねいたします。

○企業局長（瀆砂公一君） 議員には従来、天然ガスの開発につきまして貴重な御提言をいただいております。天然ガスにつきましては、県内では主に、温泉水に含まれるヨウ素を採取する企業が、副産物として発生する天然ガスをガス会社等に供給しているほか、一部の温泉施設などで、自家用のボイラーや発電の燃料として利用している状況でございます。この天然ガスを利用して事業化いたしますためには、ガスを長期にわたり安定的に確保する必要が、前提の絶対条件としてあるところでございますが、これまでの各種の調査を見ますと、ガスの湧出箇所によって採取量と熱量が一定していないなどの指摘がなされております。このようなことから、天然ガスを公営企業の発

電事業として活用するには幾つかのクリアすべき課題がありまして、現状におきましては、取り組むにはちょっと難しい状況にあると考えております。しかしながら、御指摘にもありましたように、天然ガスを含めたローカルエネルギーの開発、あるいは産学官での技術開発は、企業局としても大変関心があるところがございますので、知事部局とも連携を図りながら、幅広く情報収集、研究に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 今までも、緑のダム造成事業、水涵養の機能とか、市町村が取り組む新エネルギーに対する技術支援なども行っていただいていますから、ぜひ今後とも積極的にお願い申し上げたいと思います。

時間が参りました。以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時0分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、高橋透議員。

○高橋透議員〔登壇〕（拍手） 惜しまれてこの宮崎県政のひのき舞台からおられる知事御自身のお気持ちはいかがなものでしょうか。東国原知事が残された功績の一番に挙げられるのは、圧倒的な発信力によって宮崎県を全国版に押し上げられたことでもあります。ただし、「宮崎県はよくなったのか」の問いかけに、素直に「はい」と答えられるかという、疑問を抱かれる方もいらっしゃると思います。知事が得意と

された観光、県庁を新たな観光スポットとされたことはお見事であったと思います。おかげさまでお隣の物産館は売り上げを大幅に伸ばしました。しかし、その周辺部や各地域にあるお土産品店は売り上げを伸ばし切れなかったとお聞きします。東国原観光で光が当たったのは、お土産品メーカーと物産館、それに知事御自身であったと思います。

それでは、通告に従い質問を行ってまいります。

20年後を見据えた新総合計画を策定するに当たり、これまでの施策により生じた地域格差についてどのように総括しているのか、知事に伺います。

後は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

地域格差についてであります。我が国ではこれまで、経済拡大を前提とした経済優先、効率重視の社会経済システムが形成されてまいりました。その結果として、生産力や所得、雇用等の経済の分野、あるいは教育環境、医療等、さまざまな分野で、主に都市と地方の格差が生じており、特に中山間地域において問題が顕在化してきております。このため、これまでも地域振興策や過疎対策など多様な対策を講じてきたところでありますが、日常生活における利便性や所得水準等について、状況は極めて厳しいと認識しております。このようなことから、現在策定中の新たな総合計画におきましては、長期的視点に立った社会基盤の整備や地域に根差した産業の育成、あるいは定住自立のための広域的な取り組みなどによる地域の自立、発展の方向性を示してまいりたいと考えております。

〔降壇〕

○高橋 透議員 次に移る前に、先ほどのお土産店のお話を少しいたしますが、確かに日南市の鶴戸神宮、観光客はふえたと思います。ただ、言いましたように、お土産店は苦戦をされております。実は、観光バスが大勢の観光客を連れていきます。そこでガイドさんから、慌てて買われなくてもいいですよ——ここまでおっしゃったかどうかわかりませんが——土産館に行けば何でもそろっているからそこで買って下さいみたいなことの宣伝をされたとお聞きします。そんなことで大幅な売り上げを土産館が記録したのだというふうに思います。そういうような裏話もあったことを申し上げておきたいと思います。

本題に移ります。今、知事の答弁にありましたように、20年の総括、しっかりと総括されているというふうに感じたところでありますが、この新総合計画をよくよく見てみますと、県土の均衡ある発展、こういった文字が見当たらないのであります。歴代知事が口々に訴えられてきた県土の均衡ある発展、東国原知事御自身も幾度となく口にされてきた言葉でございます。新総合計画では、県土の均衡ある発展をしっかりと進めていかれるのか、知事に伺います。

○知事（東国原英夫君） これからの20年は、少子高齢化に伴う人口構造の変化や、グローバル化、地方分権の一層の進展など、地方や地域をめぐる社会情勢は大きく変化することが予想されます。そのような中で、また我が国全体が経済の拡大や高成長を期待することが困難な時代となる中で、今後、地域の発展や県民生活の安定を図るためには、各地域が主体的に地域経営に取り組むことや、地域資源やポテンシャルを最大限に活用していくことが重要でありま

す。そのため、新たな総合計画におきましては、自立した地域づくりや定住自立のための広域的な連携の推進、地域住民が地域経営に参加する仕組みづくり等を内容とする持続可能な地域づくり戦略を設定し、その推進を図ることで、県土の均衡ある維持・発展に努めてまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 持続可能な地域づくりということですから、その地域が維持されるような計画づくりということですが、言葉ではおっしゃらなかったですね、県土の均衡ある発展というのは。でも、そういう決意があるということをお含みして、私は理解したいと思います。うなずいていらっしゃいますので、そうだと思います。

20年後の人口は97万8,000人まで減少すると推測されております。現実に即した対策を講じなければ人口減少はとまらないというふうに、総合計画の中でもうたわれておりますが、その対策の一つが、今後20年間で中山間地域振興対策にどう取り組んでいくかということであると思います。御案内のように、中山間地域をたくさん抱える本県にとって、その対策は永遠のテーマであります。新総合計画においてどう位置づけられ、どのように取り組んでいかれるのか、県民政策部長に答弁を求めます。

○県民政策部長（山下健次君） 中山間地域は、国土の保全、水源の涵養、食料の供給など、多面的、公益的な機能を有しておりまして、大きく言えば国民の生活を守る重要な役割を果たしているというふうに考えております。過疎化、高齢化によりまして、集落の維持・存続が困難になる、こういったことから地域活力の減退、あるいは多面的な機能の低下が懸念されているところでございます。このため、中山

間地域の振興を図ることは大変重要であると認識しておりまして、今後、新しい総合計画の分野別施策の中で、その体系について明らかにしていくこととしておりますが、方向性としたしましては、1つには、集落みずからが考え行動する姿勢を醸成・支援するとともに、都市との交流を推進することで、集落の維持・活性化を図ること、2つ目に、安全・安心に暮らせる生活環境を整備すること、3つ目に、基幹産業である農林業を初めとして、地域資源を活用した産業の振興を図ること、こういった取り組みを行いまして、中山間地域の活性化を推進してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 中山間地域振興対策については、実は今、特別委員会で議論しております条例も、議員発議で来年2月議会で御提示していくこととなりますので、どうかしっかりと対策に取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

次に、新総合計画では8つの戦略目標が設定されていますが、例えば戦略1の県内若者の人口割合25%以上、合計特殊出生率1.85と目標値が設定されています。平成21年の合計特殊出生率は1.61ですので、かなり高いハードルだと思います。仮にその目標が達成されたとしても、県内での雇用確保が担保されないと、県内若者の人口割合25%以上の確保は厳しくなると思います。戦略目標の数値設定の根拠について、県民政策部長にお尋ねいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 今回の総合計画の策定に当たって将来推計を行ったところでございますが、その推計によりますと、このまま人口減少が進むと、労働力人口の減少、あるいは社会保障費の負担増、こういったことで大変厳しい状況になることが予想されておま

す。このため、新たな総合計画においては、厳しい条件下ではございますが、県民生活や経済・雇用を維持するための望ましい人口構造、あるいは生産性等についての推計も行っておりまして、8つの長期戦略についても、基本的にはこの条件を維持するために必要な水準を想定いたしまして、数値目標を設定したいと考えております。

お尋ねになりました戦略1の「脱少子化・若者活躍戦略」では、先ほどおっしゃいましたけれども、県内若者人口の割合25%以上、それから合計特殊出生率1.85を掲げておりますけれども、脱少子化を図るためには、やはり若者が県内に定着し、かつ、より多くの子供が生まれる環境を整える必要があることから、こういった目標を設定したものでございます。なお、目標達成のためには、将来世代の人材育成、あるいは地域産業の振興など、ほかに7つ戦略を掲げておりますけれども、こういったほかの戦略とも連動する必要があるございますので、8つの戦略を一体化して取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 具体的に、その根拠はあるんでしょうけれども、また別の場で議論していきたいと思います。

次に移ります。宮崎観光の生き残り策についてお尋ねしていくわけですが、午前中のトップで外山三博県議が、大所高所から宮崎観光についてお話をされました。改めて勉強させていただきました。ありがとうございます。私も、別の角度といいますか、少しダブる部分もありますが、生き残り策についてお尋ねしてまいりたいと思います。

御案内のように、来年3月に九州新幹線が全線開通となります。九州各県が、観光飛躍の

チャンスとしてさまざまな仕掛けを準備中であり、新幹線が通らない本県にとって、観光宮崎生き残りの正念場だと思います。もう一泊を宮崎に呼び込む誘客戦略をどう展開されていくのか、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 九州新幹線の全線開通を契機とした誘客対策としましては、まず南九州3県一体となったPRが必要だと思います。現在、全国のJRグループと共同でdestinationキャンペーンに取り組んでおりまして、その一環として、去る10月には全国の旅行会社等を集めた全国宣伝販売促進会議を実施しておりまして、PRに努めているところでございます。

次に、2次アクセス対策が必要でありまして、現在、新幹線停車駅であります熊本駅や鹿児島中央駅から観光地をめぐりながら本県に至る観光バス、レンタカーの実証実験に取り組んでいるところでございます。また、旅行エージェント対策が必要でございますが、これにつきましては、今月から行われております九州観光推進機構の来年度上半期の商談会等の場などで、本県への旅行商品造成を積極的に働きかけているところでございます。なお、商品造成にこたえるべく、観光客が満足できる受け入れ体制が必要でございますので、これに万全を期していきたいというふうに考えております。

○高橋 透議員 2次対策は後ほどまた尋ねるところだったんですが、実証実験は10月からの事業ですので、まだ分析まではなかなかできないんでしょうが、後ほどお尋ねしていきたいと思っております。

実は、今回の補正で口蹄疫復興緊急誘客事業というのが提示されておりますが、これは春夏

キャンペーンの商品だとお聞きしております。新幹線が3月に開通するわけですが、この開通に間に合う商品なのかをお尋ねします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 今回補正をお願いしたのは、まさに今、議員がおっしゃったように、来年の春季以降の誘客対策の予算でございます。なぜ補正で予算をお願いしたかといいますと、その準備を年明けからスタートしますので、予算案としてお願いしているところでございます。

○高橋 透議員 3月開通に間に合う商品なのかをお尋ねしたんですが、いま一度お願いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 間に合うような形で組み立てていきたいと思っております。

○高橋 透議員 わかりました。何回も言われておりますが、本県は、移動手段が脆弱であるがゆえに、宮崎ならではのゆったり感、外山議員もおっしゃいました、いやしを大いに利活用していく工夫が必要だと思っております。だからこそ、県内どこへ行っても、スローフードとかスローライフが体験できて、安心・安全で手づくり、本物食が味わえて、人工的ではない自然が武器の観光地づくり、すなわち本物の食と自然が宮崎観光生き残りのキーワードになるのではないかと考えております。宮崎観光の生き残りをかけて、本県の特性を生かした宮崎ならではの観光地づくりにどう取り組んでいかれるのか、商工観光労働部長、答弁をお願いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 先ほど、JR各社とのdestinationキャンペーンのお話をしましたが、先般、南九州3県による全国宣伝販売促進会議が鹿児島市で開催されま

した。その際、全国の旅行代理店の多くの皆様から、やはり南九州への商品づくりというのは宮崎なしでは考えられないという御意見をいただいております。したがって、我々に求められるものは、鹿児島、熊本とは異なる宮崎の魅力を観光客に提供することにほかならないというふうに考えているところでございます。やはり、それぞれの観光地における宮崎の個性発揮だろうと思います。地域によってそれぞれ異なると思いますが、多様な観光資源を結びつけて、付加価値をつけながら、温かいおもてなしと相まって、宮崎ならではの観光地づくりを進めていく必要があると。例えば、日南であれば、飫肥城周辺、食べ歩き、日南の人々のおもてなし、観光特急「海幸山幸」、串間の都井岬、このあたりをいかにうまく組み合わせて観光メニューとして提供するか、あるいは県央部とのルート形成、そういう取り組みを地元市町村や民間と進めていく必要があると考えております。

○高橋 透議員 宮崎なしでは考えられないという今の御答弁、南九州3県の連携がとれているということを感じました。頑張っていたきたいと思っております。

スピードでは九州の中で他県には負けます。宮崎は不便なところというイメージがまたつくのかなというふうに思いますが、もともと旅行というのは時間に余裕があるからするものだとされた方がいました。だから、不便さを逆に武器にできないものかと思っております。繰り返しになりますが、ゆったり感あふれる宮崎、スローな空間宮崎といったぐあいに宣伝をしていくのもおもしろいと思いますし、安全・安心は当然のことではありますが、手づくりで本物が味わえる田舎料理のおもてなし、宮崎全体がス

ローライフ・スローフード、そういった環境を整えることが急がれているというふうに思っています。来年3月を契機に、九州は何かと話題に上るというふうに思います。これをチャンスととらえて、九州新幹線に乗って、もう一泊宮崎に行かないと損、こういったキャンペーンを張ってみるのもおもしろいと思います。

次に、新幹線駅から接続するバスなどの2次交通——先ほどから答弁にもありますが——や「海幸山幸」号など、県内の3次交通の整備が一層重要となります。どう取り組んでいかれるのか、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 先ほどちょっと答弁いたしました、2次アクセスにつきましては、新幹線停車駅であります熊本駅、鹿児島中央駅から観光地をめぐりながら本県に至る観光バス、レンタカーの実証実験に今取り組んでいるわけでございます。現在、鹿児島ルートと熊本ルート、この2つで10月2日から具体的にお客様を乗せながら実証実験をしております。現在のところ、利用者については非常に少ない状況でございますけれども、我々としては、これを来年3月まで続けまして、観光客、乗車客の志向等も見きわめながら、より観光動向といえますか、観光実態に即応したルート形成、そういう路線を確立していきたい、そういうふうに思っております。

○高橋 透議員 要はPRだと思いますので、なお一層の御努力をお願いしたいと思います。

次に移ります。農業振興策についてであります。

新総合計画の戦略5にフードビジネス戦略があります。「新たな機能性食品の開発や農商工連携等による高付加価値化、農林水産業の6次産業化など生産から加工、流通、販売までの取

組を強化し、地域の成長産業として総合的な食料供給産業の構築を目指します」とあります。そこで、農商工連携による6次産業化は農業生産者にどのような影響をもたらすのか、生産者は生き残ることができるのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 本県農業・農村の持続的な発展を図っていくためには、もうかる農業を実現していく必要がございます。その際に、農業・農村の豊かな地域資源を2次産業、3次産業と連携して最大限活用することにより新たな付加価値を生み出していく6次産業化の取り組みは、意欲ある生産者の事業拡大による経営発展や地域ビジネスの展開など、雇用の確保と所得の向上につながるものと考えております。

○高橋 透議員 次に、6次産業化を活用した農業生産者の生き残り策をどのように展開していくのか、いま一度農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 現在、県内各地域におきましては、地域農産物を生かした新商品の開発や加工・業務用野菜の生産拡大など、産地と食品加工企業との連携強化、また農業者みずからの加工・流通・販売への参入など、6次産業化の多様な取り組みが展開されております。県といたしましては、今後とも、農業者と商工業者のマッチング機会の確保や、新商品の開発、販路開拓などを積極的に支援してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 6次産業化は、中身を整理していきますと、農家と商工業者が分離していると生産者には実益が行かない可能性があるんです。結局、6次産業化で連携が一つ一つ分離していく連携であれば、生産者は、農業生産物を

たたかれて従来の形から抜けられないと思うんです。私は、農業者みずからが加工・販売までできる、そういうものをつくり上げないと6次産業化は成功しないのかなと思っています。それはそれで多分お考えだと思うんです。ただ、農業者が加工となると、また設備投資が新たに要るわけで、そういった加工所などへの設備投資とか、あるいは販売のノウハウ、こんなのが課題となるわけですから、どうそこを支援していくのか、農政水産部長、答弁をお願いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 農水産物の加工を推進する上では、消費者ニーズに対応した新商品開発等のための設備投資や、販売戦略に基づいた販路の拡大等が課題であると認識しております。県といたしましては、今後とも、食品産業や試験研究機関等との幅広い連携、新商品開発のための機器の整備、また契約取引による安定的な販路の確保等を積極的に推進することによりまして、加工グループ等の起業化や経営の安定・向上に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 わかりました。よろしく願いいたします。

私は、2003年4月に県議会議員に当選しまして、その9月に初登壇をしました。そのときの質問項目の一つに、実はスローフード運動を取り上げています。伝統食を見直し普及を図ることで、地元の食材が使われ、地産地消とも連動し、やがては自給率を高めることになるかと申し上げております。食料自給率を高める施策について質問しておりますが、ここでいま一度お尋ねするのは、スローライフ・スローフード運動の考え方を生かしたこれまでの農業施策についてどのように本県が取り組んできたのか。農政

水産部長に答弁を求めます。

○農政水産部長（高島俊一君） 近年の社会経済のグローバル化やスピード化の中で、新しいライフスタイルのあり方の一つとして、いやしを求めるスローライフや伝統的な食文化を守るスローフードの取り組みが注目されております。こうした中で、県といたしましては、食文化を守る地産地消や食育の取り組みとして、学校給食における地場産物の活用促進や、また、いやしを提供するグリーンツーリズムの取り組みとして、農業体験や地域の食材でもてなす農家民宿に対する支援などを行ってきたところでございます。今後とも、本県の豊かな自然風土にはぐくまれた食材を活用いたしまして、食の宝庫宮崎にふさわしい健康的な食生活の実現に努め、本県農業・農村の振興や地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 よろしく申し上げます。先ほど、観光宮崎の生き残りのところでも申し上げましたが、スローライフ・スローフードが宮崎らしさにつながる、代表するものになると私は思っております。6次産業に観光がうまく融合していくことが、宮崎を豊かにする、大きく発展することへ導くものと信じる次第であります。

次の質問項目に移りたいと思います。油津港の振興策について、県土整備部長にお尋ねしてまいりますが、港湾振興施策において、油津港は県内の重要港湾とどのように均衡が図られているのか、お尋ねいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 県内の重要港湾につきましては、それぞれの港の特性を生かして利用促進に向けた振興施策の取り組みを行っているところであります。油津港につきましては、県南地域の物流拠点港と位置づけ、地

元企業の原材料の輸入や製品出荷などに対応して、大型チップ船が入港可能な岸壁や、コンテナ船の荷役に必要なクレーンや上屋など、油津港の特性に応じた整備を進めてきております。さらに、コンテナ取扱量がふえていることから、来月には2棟目の上屋の供用を開始する予定としております。また、他の重要港湾と同様に、クレーンの使用料やコンテナの貨物通過料などの減免も行っているところであり、今後とも、日南市や関係企業などと連携しながら、油津港の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 わかりました。9月議会でも外山衛議員が質問されておりますが、そこから先の、今度は油津港の活用を推進するために必要なものがあるわけです。タグボートの設置、またその助成が、油津港の発展には欠かせないものと私は思っております。タグボートの設置または助成に今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 大型船が港を利用するためには、タグボートは必要なものと認識しておりますが、現在、油津港においては、タグボートを使用する船舶が非常に少ない状況にあることから、県が配置することについては困難と考えております。また、タグボートを他港から回航してくる経費の助成につきましては、現時点では、厳しい財政状況の中、難しいと考えておりますが、全国的にも油津港と同じような港があることから、研究してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 今の答弁は記憶しております。9月議会の外山衛議員への答弁と全く同じですね。私は逆に、タグボートが配置されていれば、そのタグボートを使用する船舶がふえる

んじゃないかということを考えるんです。あるいは、タグボートの配置がないがためにポートセールスに支障を来しているんじゃないかということも思うわけで、その辺、県土整備部長、どうお考えですか、お尋ねいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 船会社が寄港する港を選定する際に優先する事項につきましては、その港に貨物があるか、船舶に対応した規模の係留施設があるかなどであります。また、現在、油津港のタグボートの利用は、自力で接岸が困難な大型チップ船が月に2～3回、大型客船が年に2回程度でありまして、コンテナ船などの定期航路の利用はほとんどない状況であります。このため、ポートセールスでは、タグボートの配置が特段の支障になったことはありませんが、大型船がタグボートを使用する場合にコストがふえることについては十分認識しておりますので、タグボートの回航経費の助成につきましては研究してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 どっちが先かということもあるんでしょうけれども、例えば、物すごく荒れた、いわゆる荒天時に、今は志布志港からタグボートを回航してもらっていますが、実はタグボートすら来られない荒れた状態だってあるんです。日南にローロー船が来ていますけれども、実際にこの夏、しけで来られなかったことを、所長から話を伺いました。トラックは港に来ているんです。結局、志布志から来れないから、どうしようもないんです。接岸できない。そこでトラック業者には平に平に頭を下げたという話を伺いました。これは企業に損失を与えたことにもなるわけですね。だから、タグボートの設置がいかに重要かというところを、私はここで訴えているわけです。そして、先ほどの

ポートセールス、ここも順番とか、いろいろあるかもしれませんが、結局、コストが高くなればそれは来ませんよ。そのところをしっかりと——他の重要港湾との均衡をおっしゃったわけですから。研究、この域も超えていません。何を研究されているのか、具体的に答弁いただけませんか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 全国的に、タグボートが配置されていない重要港湾が約4割ございます。中には回航経費の一部を助成している港もあるというふうに聞いているところでございますので、具体的にどのような取り扱いをやっているのか、そういったことも含めて、そういった事例を参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 私も、地元の自治体あるいは港を使う企業を中心に、陳情にも何度も同行しておりますが、そのときに助成に対して抵抗があるお言葉は、公益性をおっしゃいますね。王子製紙が取り扱う量というのが飛び抜けているとは思いますが、ただ、よくよく調べてみますと、油津港を主体的に利用している企業は21社あるんです。別に王子製紙関連で運輸とか鉄鋼が30社あるんです。油津港で生きている企業というのが50社を超えているわけです。これだって公益性じゃないですか。すそ野が広いんです。一刻も早く、まずは助成を決めていただいて、その方向性で動いているんだという答弁もできないんでしょうか、県土整備部長。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 先ほどから繰り返しの答弁になりますが、今の段階では、他港の事例も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 理解はなかなかしにくいところでありまして、また別の座で県土整備部長に

は頭を下げていきたいと思っております。

次に移ります。県産材活用策について質問してまいります。

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が10月1日から施行されましたが、県においても、木材利用の目標等を内容とする「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定められたところであります。そこで、県有施設の木造化等を図るに当たって、施設の新築及び改築、これらの計画をどのように今後把握されていくのか、環境森林部長にお尋ねいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 県有施設の新設等の計画につきましては、副知事をトップに関係部局長で組織している県産材利用推進委員会におきまして、各部局が整備する施設の把握に努めているところでございます。今回、施設の木造化など構法の決定には十分な検討が必要であることから、「県産材利用推進に関する基本方針」を改正いたしまして、設計を行う前の構想段階で委員会に協議し、木造化がより図られるように定めたところでございます。今後とも、関係部局と連携をさらに強化いたしまして、公共建築物の木造化等を推進してまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 今のは県有施設ということですが、学校等の校舎、こういったところを初めとする市町村の公共建築物の新築、改築等もあるわけです。こんな情報もしっかりと把握しなければいかんし、公共建築物等の「等」は、いわゆる公共性があるか、だから私立の学校も含みますね。私が資料を集めていたら、宮崎日大高校は平成25年に予定しているみたいです。把握されていると思うんですが、こういった市町村の情報をどのように把握

するのか、このこともあわせて答弁をお願いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 市町村が整備いたします公共建築物のうち、国や県の補助事業等を活用する施設につきましては、事業の採択に係る部局から計画などの提出を受け、把握してまいりたいと考えております。また、市町村等が独自に整備する施設につきましては、県や市町村等で組織している宮崎県木材需要拡大推進会議というものがございますけれども、そういうものを通じて把握できる体制を整備したいと考えております。

○高橋 透議員 問題はコストなんです。耐震補強工事などもこれから出てくると思うんですが、内装木質化が期待されるわけですが、工事単価が高くなると思われれます。どう対処されていくのか、答弁をお願いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 内装木質化につきましては、木材を使用する場所として、床とか壁とか天井などがあるわけですが、一般的に、そのコストは全体の木材使用量、樹種、あるいは施工方法等によって大きく違ってきております。公共建築物の木造化、木質化の判断に当たりましては、建築コストだけに注目するのではなく、維持管理及び解体等を含めたライフサイクルコスト、あるいは地域経済、雇用への波及効果、さらには木材の特性を生かしまして、例えば吸湿性とか、そういうものを考えますと、心理・情緒・健康面への効用、あるいはCO₂の吸収とか、いろいろ現在あります。そういうものから環境への貢献など、総合的に判断していく必要があるというふうに考えております。

○高橋 透議員 わかりました。公共建築物の木造率を10年後に2倍にする目標を立ててい

らっしゃいますね。具体的にどのように推進されていくのか、答弁ください。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 公共建築物の木造率の目標を達成するためには、県はもとよりでございますけれども、市町村や民間の取り組みも大変重要となってきます。このため、まずは趣旨の周知徹底を図るために、すべての市町村でこのような基本方針を作成していただくよう働きかけてまいりたいと考えております。また、国におきまして、建築基準法等の規制緩和や、新たな木造設計基準の策定などが今後予定されております。そういうことによりまして、木造建築を促進する環境整備も進むということでございますので、県といたしましても、木造化等を加速化させるために、木材利用技術センターを核にいたしまして、汎用性の高い部材の開発、あるいは構法の研究を進めることとしております。さらに、公共建築物に適しました規格や品質の保証された木材の供給体制の整備、構法決定に大きな影響力を持つ木造建築設計者グループとの連携なども進めることとしております。県といたしましては、国の基本方針で、可能な限り木造化、木質化を進めるという方向性が示されたことでございますので、日本一の杉生産県である本県の現状を踏まえ、10年後に倍増となる30%とする数値目標の達成に向けまして、全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 わかりました。県産材の需要拡大が大変期待されますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

杉材は、一般的には強度が弱く、節が多いという特徴が言われます。過日、森林・林業・木材産業講演会が宮崎市民プラザでございました。そこで木材利用技術センター所長の有馬先

生がおっしゃってました。基準強度は、杉は米松より低い数値になっています。日本農林規格では事情が異なり、1級では米松が杉を上回りますが、2級では逆転して、杉が米松を上回るとのことです。変形のしにくさをあらわすヤング係数による等級区分では、同じヤング係数で比較すると、杉の基準強度は米松のそれよりはるかに大きいと言われました。杉材の長所短所について、環境森林部長に見解を述べていただきたいと思ひます。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 杉材につきましては、ほかの品種に比べまして、成長が非常によい、あるいは油分が多くシロアリに強いという利点がある一方で、やわらかく傷がつきやすいという特徴もございます。これらのことを踏まえまして、県の木材利用技術センターにおきまして、新たな製品あるいは構法の研究開発に現在取り組んでいるところでございます。

○高橋 透議員 弱点は補えるということができます。飼肥杉に圧力を加える工法によって節を極端に小さくし、強度も均等になる圧密材があります。県産材の需要拡大に期待が持てると思ひますが、圧密材をどう評価されているのか、環境森林部長、答弁をお願いします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 圧密材につきましては、やわらかいという杉の特徴を生かしまして、圧密技術を使って木材利用技術センターで開発されたものでございます。圧密化することによりまして、材質的には広葉樹並みの強度が得られ、傷がつきにくくなるということでございますが、一方では製造コストがかかるという課題がございます。このため、現在では主に家具とか小物等に利用されておるところでございますけれども、今後、圧密材の需要拡大を図るためには、建築資材への利用が不可欠で

ございますので、製造コストを下げる研究や強度性能などを明らかにしていくことが重要であるというふうに考えております。

○高橋 透議員 わかりました。

先ほどの講演の話なんですが、もう一つ勉強になったことがあります。有馬先生は次のことをおっしゃっていました。インフルエンザで学級閉鎖した数を紹介されました。RC校舎が学級閉鎖率22.8%に対して、内装木質校舎が12.9%、さらに木造校舎は10.8%であるということを紹介されました。御存じのように、木材には空気中の水分を自動的に調整する機能があります。乾燥する2月でも校舎内の湿度が50%を下回することはまれであって、梅雨どきには湿度が60%程度に抑えられるそうであります。木材が持つ熱伝導や吸湿性など快適な空間の優位さを示している証拠であります。

ところで、県産材の需要拡大は、いかに人の目に、あるいは手に触れさせるかだと思います。いわゆるPRだと思いますが、小さな取り組みだと思いますけれども、紹介いたします。高千穂町立岩戸小学校の3月の卒業証書は、実は町産杉を使ったものであります。PTAの発案であったそうですが、板であると部屋などに飾っておけるし、いい思い出になると、卒業生も喜んでいたそうであります。この新聞記事を見て、ふと気になったのは、卒業証書には大きさとか様式などに関する管理規則があって、自由に変えられないということであります。ちなみに、卒業証書の管理規則はどうなっているのでしょうか、教育長にお尋ねします。

○教育長（渡辺義人君） 卒業証書につきましては、通常、学校管理規則で定められたものでありまして、県立高等学校の場合は、県立高等学校管理運営規則の第46条に、「校長は、卒業

を認める生徒には、卒業証書を授与しなければならない」とあり、様式が定められております。市町村立学校の場合は、卒業証書の様式を学校管理規則で定めている市町村が19ありますが、そのほかは校長会で統一したり、あるいは学校が独自に定めております。学校管理規則で定めてある様式の中には、学校名や児童生徒名、校長名などの記載すべき事項、押印する印鑑の種類、またそれらの位置等が示されております。

○高橋 透議員 細かく規格が決まっていて、私も新聞記事を見てびっくりしたんですけれども、市町村でも違う、県立高校は県立高校で統一した規格があるということですが、高千穂町立の岩戸小学校が認められたわけですから、今後、こういう板を使つての卒業証書はすべてお認めになるということに理解していいのでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 今申し上げましたように、市町村の学校管理規則等で定められている場合が多いんですけれども、品質とか大きさ等については、様式以外は特に定めておりませんので、それは市町村のほうで適宜御判断いただくことかなと、あるいは学校で適宜御判断いただくことかなというふうに解釈します。以上です。

○高橋 透議員 わかりました。よろしく願いします。

次に、環境農林水産常任委員会の県外調査で、県産材を売り込んでいらっしゃる工務店に行きました。新築現場にも足を運びましたが、県産材をPRするのぼりがはためいていました。そのはためいていたのぼり旗には、「宮崎スギ」と書いてありました。これは正確には宮崎県産飢肥杉ではないでしょうか。県では「宮

崎スギ」という名称にしていらっしゃるみたいですが、どのような見解に基づいて使用されているのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 今おっしゃいました飢肥杉につきましては、杉の品種の一種であるとともに、本県杉の大部分を占める主力品種でもございます。本県産杉を売るための銘柄につきましては、飢肥杉、あるいは耳川スギとか、みやこ材とか、いろいろそれぞれの流域を単位とした地域銘柄で従来出荷していたところでございます。昭和57年以降に、県外への共同出荷の支援を開始するに当たりまして、「宮崎スギ」と称して、統一的な銘柄確立とブランド化を促進しているところでございます。

〔「よくわからん」と呼ぶ者あり〕

○高橋 透議員 今、よくわからないという声がありましたので、県外のPRの仕方は、1例、2例ありませんか。例えば、隣の大分は日田杉というのがあるじゃないですか。吉野杉とか、他県のPRの方法はどうなっているのでしょうか。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 本県は日本一の杉の生産県でもございます。ただ、惜しむらくは、消費地から非常に離れているということでございます。品種的には、飢肥杉というものが大部分の県の品種ではあるわけでございますけれども、県外に売り込む際に、それぞれの流域ごとにそれぞれの銘柄で売っていた場合には、本県の杉のイメージアップになかなかつながらないということもございまして、県外などに売り出すといいますか、共同出荷に対する支援を県として始めたときに、そのような統一的な銘柄確立、及びそれにあわせてブランド化を促進するというところで取り組んでいるところでございます。

○高橋 透議員 飢肥杉の出身地の私としてはなかなか理解をしがたいんです。要は売ればいいということで理解をするんでしょうが、飢肥杉を大事にしていきたいなと思っております。

ところで、この立派な議場ではありますが、つくづく議場に入るたびに——ここは率先して木質化をやられましたね。ところで、県産材は使用されているんでしょうか、お尋ねいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） この議場に県産材が使っているかどうか、現在、資料が残っておりませんので、確認できておりませんが、見る限りにおきましては、周囲の壁等は松材の上に広葉樹のタブノキと思われる薄い板が張りつけられておるようでございます。それ以外に見える範囲では、議員の前にあります質問者席プレートに杉が使われているかというふうに思っております。

○高橋 透議員 もっと端的にお答えいただきたいと思うんですが、県産材はどの程度使われているのでしょうか。この氏名標は日向のカヤなんですけど、ほとんど使われていないということの答弁をしてください。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 確認はできておりませんが、見た感じでは、県産材は余り使われていないんじゃないかなと思います。

○高橋 透議員 わかりました。そこで、私は提案するんです。9月議会でも最後のほうで申し上げましたが、議場用氏名標、きょうは現物を持ってきました。皆さんわかると思うんですが、これは飢肥杉なんです。圧密材らしいです。わざわざ黒に塗っておかなくても、ちゃんと無垢で木目をあらわす、しかもこんな控え目

な小さい大きさじゃなくて、こんな形で氏名標を議場に立てましょうよ。PR効果は抜群にあると思うんですが、環境森林部長の見解を伺いたいと思います。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 県におきましては、県産材の利用拡大をPRするために、平成20年度から、知事の定例記者会見の会場で県産杉材でつくられましたつい立ての使用、あるいは最近では、宮崎空港における手荷物検査場の木質化への支援などを行っているところでございます。環境森林部といたしましては、おっしゃいました議場用の氏名標など、展示効果の高い公共的空間における県民の目に触れる形での県産材のPRは、県産材の需要拡大を図る上で大変効果的であるというふうに考えているところでございます。

○高橋 透議員 立派な答弁でございました。この議場に飢肥杉が使用されていないことが、私は不思議でならなかったんです。ぜひ、県民の目に触れる形での木材普及啓発が必要だと思うんです。高いところにお座りの議長と事務局長、来期の県議会議員は定数が39名になりますが、この議場も心機一転、氏名標を飢肥杉、無垢に変えて、ぜひ当初予算に盛り込まれるよう、今から頑張ってくださいと思います。

最後に、教育問題について質問してまいります。

都会の子が自然豊かな地方の学校に通う山村留学が、少子化と受け入れ側の高齢化などで減り始めているようであります。中山間地域振興対策特別委員会で調査に行きました西米良村は、別の理由で山村留学の事業を休止されました。当初は、村内の子供に競争意識を植えるために、都市部の子供に山村留学してもらおう取り組みでありましたが、留学してくる子

供が登校拒否の児童とか、あるいは家庭に問題がある子育て放棄された子供など、所期の目的と違ってきたとの理由で19年から休止されています。しかし、よくよく話を伺ってみますと、問題のある児童は、むしろ西米良村の豊かな自然環境の中で学んだことによって、不登校どころか、心豊かなたくましさを身につけて親元へ帰ったと伺ったところであります。そこで、本県は子育て日本一ということではありますが、このような環境を生かして、不登校の児童生徒も含めて子供たちを中山間地域の学校で受け入れる取り組みを進めてはどうか、教育長の見解を伺いたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 山村留学の制度につきましては、実施されている市町村におきまして、豊かな自然環境の中で、地域の方々とも交流を深めながら豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、中山間地域の活性化を図るなどの目的を掲げて取り組んでおられると認識いたしております。また、都市部の学校において不登校となっていた児童生徒が、この制度を利用して留学したという事例があることも聞いているところであります。山村留学制度の実施につきましては、いろんな課題があるかと思えます。いわゆる里親の確保の問題が一番大きいのではないかなと思います。特に、木城町の中之又小学校あたりでも実施されて、今は廃校になりまして実施されておられませんけれども、里親の高齢化あるいは過疎化に拍車がかかって実現できなくなったというような背景もあるやに聞いているところであります。それぞれの受け入れ体制の整備など、それぞれの地域における実情が多少なりとも異なってくると思いますので、そういった実情等を十分踏まえまして、山村留学制度は実施されるものかなというふうに

考えております。県といたしましては、実施主体は市町村でありますので、その求めに応じまして、情報提供や助言等を行ってまいりたい、このように考えています。以上です。

○高橋 透議員 どうか研究をしていただけないかなと思うところであります。社会を支える人材の育成を図る上で、不登校の児童生徒の対策はますます重要になってきます。今後の具体的な取り組みを教育長に伺います。

○教育長（渡辺義人君） 県教育委員会といたしましては、不登校の問題は本県生徒指導上の喫緊の課題であると考えております。その解決のためには、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行っていくことが大切であると考えています。現在、対策として、スクールカウンセラーやスクールアシスタントを合わせて75名、中学校に配置するとともに、3つの教育事務所に、スクールソーシャルワーカーと自立支援指導員を合わせて14名配置し、学校における相談体制や指導体制の支援に努めているところであります。また、県教育研修センター内に「ふれあいコール」を設置いたしまして、不登校などの悩みに対して電話相談や来訪相談ができるような体制を整えているところであります。このような取り組みと学校の努力によりまして、文部科学省が毎年実施いたしております調査によりますと、県内の公立小中学校におけるここ数年の不登校児童生徒数は1,000人当たり10人未満という、全国の中では極めて低い水準で推移しているところであります。今後とも、これらの取り組みを継続しながら、一人一人の児童生徒としっかり向き合ったきめ細かな指導に取り組み、不登校児童生徒の学校復帰を支援してまいりたいと考えております。以上です。

○高橋 透議員 宮崎県教育委員会、いろいろ

と御努力いただいて、全国でも不登校の児童生徒は少ないということで今、答弁がありました。ただ、ふえてはいないけれども、減っていない、横ばいだという数字もお伺いしております。新たな不登校児童生徒を生まないということが非常に大事なんだろうと思いますが、よくよく考えてみますと、不登校で推移していった子供たち、行く行くはひきこもりなんです。私も知っている家庭の中で、30歳でひきこもり、ここは今は親が健在ですから生活できるわけです。もし親が亡くなったときにどうなるのか。行く行くは、もしこのままの状態ですと30歳の子が年齢を重ねていけば、税金で養わんといかんような状態になってくると思うんです。そういうひきこもり、今回は質問いたしません。全国でも多く現状を聞きますし、宮崎県内でもひきこもり者の数、調査すると大変な数字になるのかなと思います。そのためには、児童生徒のときに不登校対策をしっかりとやる。そのために、環境のいい、自然豊かなところでの学びとかが大変重要になってくると思います。どうか不登校の児童生徒が一人でも少なくなるように今後とも御努力をお願いしまして、すべての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中村幸一議長 次は、押川修一郎議員。

○押川修一郎議員〔登壇〕（拍手） 9月、10月と、地域においては小学校、中学校を中心として地域の運動会等々もたくさん開催されておりました。また、現在は神社を中心とした祭りがたくさん行われ、毎週のごとく我々もそういったところに出ていきながら、地域の方々といろいろなコミュニケーションをさせていただいておるところであります。そういう中で、たくさんの意見、声というものも聞きますし、特に

知事の話になりますと、「なぜあと1期してくれないんだろう」という声が本当に多数を占めておりまして、それほど知事に対する期待というものが大きいんだなということを改めて感じました。次に進まれる中においても、この期待感というものはぜひ失わずに頑張ってください。次に進まれる中においても、この期待感というものはぜひ失わずに頑張ってください。次に進まれる中においても、この期待感というものはぜひ失わずに頑張ってください。

まず、口蹄疫についてであります。

口蹄疫が終息して、全国の人に対するお礼の仕方ではありますが、4月20日以降、連日メディアで大きく取り上げられ、「口蹄疫、本当に大変ですね。宮崎県の皆さん、何とか頑張ってください」と祈るような思いで、テレビや新聞を見ながら、宮崎県の方々のことを心配して下さった方が数多くおられたということでもあります。そのような方々のためにも、再建に向けてしっかり立ち上がり、その姿、行動しているさまを、心配し応援していただいた方にしっかり見せることが大事ではないでしょうか。そこで、県民が立ち上がり、今まで以上にクリーンにして、29万頭の家畜の霊を慰めることと、今回の災害を忘れないため、そして宮崎県に来ていただく方々を今まで以上に美しい花のある環境でおもてなしをすべく、迅速に「クリーン県民運動」を始め、来春早々にも「県土・埋却地花いっぱい運動」を展開したらどうかと考えております。知事、このような運動を提唱したいと思いますが、お考えをお聞かせください。

以下、自席から質問させていただきます。

（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

今回の口蹄疫によりまして、畜産物を初めと

する宮崎ブランドや本県そのもののイメージが著しく低下したところでありまして、早急に回復を図ることが課題となっております。その一方で、これまで全国から温かい励ましやたくさんの方の御支援をいただいておりますので、その思いにこたえるためにも、本県が復興に向けてしっかりと立ち上がり、回復へと歩み出している姿を全国に向かってアピールすることは、大切なことでもあります。本県は、長年にわたりフラワーフェスタ等々を開催してきたところでもありますし、御提案をいただきました町じゅうを美しい花で飾るという取り組みも含めまして、元気な宮崎やおもてなしの心をどうあらわすかにつきましましては、市町村等とも意見交換をさせていただきながら、今後検討してまいりたいと考えております。〔降壇〕

○押川修一郎議員 ありがとうございます。知事は、残念ながら来春早々には知事職をおやめになるということでもありますから、しっかり後任知事にこのことは受け継いでいただきまして、市町村の皆さん方とそういう形の中で全国の皆様方にお礼をするんだ、そういう気持ちの中でしっかりお願いをしておきたいと思いません。

次に、毎月20日を「県内一斉消毒の日」とされ、防疫体制強化のために、農家へは消毒に係る指導は実施されつつありますが、水際となる空港、港湾での海外からの侵入防止対策が不十分だと思います。今回のことを思えば、国内一の防疫強化県になるべきだと思いますが、農政水産部長のお考えをお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの海外悪性伝染病の防疫体制につきましましては、港や空港での、いわゆる水際対策が非常に重要であると考えており

ます。このため、従来より宮崎空港においては国の動物検疫所が消毒マットの設置による靴底消毒を実施いたしておりましたが、今回の発生を受けて、空港ビルに対しまして、ビルの出入り口や国内線においても消毒マットの設置をお願いし、対応していただいているところでございます。また、細島港におきましても、従来より荷受け業者に踏み込み消毒槽の設置による靴底消毒を委託していたところでございますが、今回の発生を受けて、細島港及び油津港におきまして、海外航路を持つすべての港湾運送事業者に対して、消毒マットの設置をお願いし、対応していただいているところでございます。今後とも、県といたしましては、このような取り組みにより水際対策の強化を図るとともに、国に対しましては、国家防疫の観点から、海外悪性伝染病が二度と侵入しないように抜本的な対策が講じられるよう、要望しているところでございます。

○押川修一郎議員 いつまた新たにどういうところで発生するかもわからない怖い病気でありますから、気を抜くことなく、そういった対策の中で今後とも引き続きお願いをしておきたいと思っております。

次に、人工授精中止に伴い、分娩、子牛競り市の頭数に波が生ずることとなりますが、特に平成23年11月ごろから24年2月ごろの子牛出荷がなくなり、収入が途絶える、また一方で多くの子牛を抱えるというような状況が見られるようであります。このような状況にどのような支援策を考えておられるか、同じく農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 口蹄疫の発生に伴いまして、県内への蔓延を防止する目的で4月23日から7月下旬までの約3カ月間、県内

全域での家畜人工授精業務の自粛をお願いしたところでございます。このことによりまして、平成23年12月ごろから——議員は11月ごろからということでしたが、11月か12月ごろからになります——の3カ月間は子牛競り市を開催できない期間が生じまして、繁殖農家だけでなく肥育農家も大きな影響を受けることが想定されます。このため、早期出荷により円滑に子牛競り市が開催できるよう、市場開設者や関係者と協議するとともに、国に対して必要な支援策を要望しているところでございます。

○押川修一郎議員 そういうことになるわけがあります。恐らく九州管内、そういう状況になってくるんだらうと。そうなれば、特に繁殖農家の方々は、九州外に出て牛の導入を図っていかなくちゃならないということになりますので、これは十分な対応をお願いしておきたいと思っております。

次に、今回の口蹄疫被害の激震地でありました児湯地域を再生モデルとして整備することになっておりましたけれども、どのような姿を考え、進めていかれるのか、同じく農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 児湯地区の畜産の再生・復興に当たりましては、全国のモデルとなる安全・安心な畜産地帯の再構築を図ってまいりたいと考えております。具体的には、特定疾病のない地域を目指し、家畜の導入元の検討や、導入後の検査体制のあり方など、生産者を含め、関係機関と協議を進めながら、再導入マニュアルに基づき、農場の防疫対策の確認を行った上で家畜の導入を行っているところでございます。また、県下全域を対象に、毎月20日を「県内一斉消毒の日」と定め、防疫意識の向上を図るとともに、衛生管理マニュアルを全

農家に配付するなど、防疫体制のさらなる強化に取り組んでいるところでございます。

○押川修一郎議員 11月1日から導入等も始まったところでありまして、もう少し具体的にどういうモデル地域にするのかということが早目に計画がなされておいて当然ではなかったのかなと思うんです。例えば、モデルでありますから、どこかの地域を完全に、そういうもので施設からあるいは防疫体制からすべてをやってみるというような部分が出てきてもしかりではなかったかなというふうに思っておるところであります。しかしながら、こういうことで、特定の疾病のない地域の中で今後目指していかれるということでもありますから、最善の努力をしていただきたいというふうをお願いいたします。

次に、県が試算した今回の口蹄疫での損失額2,350億円で、本県畜産を初め、関連するすべての復興を行うには、基金で約300億円、期間で5年ぐらいを考えておられましたけれども、国からの対応は残念ながら、ないということでありました。そこで、今回、1,000億円の基金の運用益などの財源で復興方針に掲げている対策が実行できるのかと考えておりますけれども、あわせて県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 口蹄疫からの再生・復興のための施策の推進につきましては、お話のございました1,000億円の運用型基金のほかに、30億円の取り崩し型の基金、さらに250億円の運用型中小企業応援ファンド、さらには農畜産業の再生のための90億円の国庫補助事業など、復興のための財源を有効に活用して、効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。また、国への要望の中で提案しておりました経済雇用対策としての県単独公共事業

への直接的な支援は認められませんでした。本県で、経済を活性化し、雇用を維持する上では、やはり公共事業は有効でございますので、直轄事業の実施や国庫補助事業等の活用につきまして、引き続き関係省庁に働きかけてまいります。なお、復興を進めていく中で、新しい事態の発生、あるいは情勢の変化等も想定されますことから、国に対しましては、引き続き、適切かつ柔軟な支援を講じていただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 よろしく願いをしておきたいと思えます。

次に、財政面からお伺いします。口蹄疫対策として、4月の第1次補正予算以降、今回の補正予算まで、延べ7回の財政措置を講じられております。これらの財政対応により、今後の財政運営、ひいては県民に対する他の行政サービスの低下があるのではないかと、大変心配する県内市町村長の意見が先日報道されたところでもあります。そこで、今回の補正予算を含め、総額1,887億5,000万円余の口蹄疫の補正予算となるようですが、そのうち県の負担分、いわゆる一般財源はどれほどかかっているのか、またその一般財源に対する国による特別交付税はどれくらいになるのか、見込みを総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 口蹄疫対策予算としまして、今のお話にありました1,887億5,000万円余、このうちの一般財源が168億3,000万円余となっております。この一般財源約168億円余のうち、中小企業応援ファンド造成のための20億円、あるいは口蹄疫復興基金30億円のうち未執行分21億円などを除きました125億円について、特別交付税の対象となるよう要望を行っているところであります。家畜伝染病経費に係る

特別交付税措置につきましては、これまで対象経費の5割から8割でありましたが、今回の口蹄疫等に関り、これを8割から10割に引き上げていただいたところでありますので、今後さらに、口蹄疫により本県がこうむった甚大な被害の実態、あるいは国におけるこれまでの関係大臣等の御発言、また口蹄疫対策特別措置法制定の経緯等を踏まえた十分な措置をしていただきますよう、国に対し強く求めてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 特別交付税については、今後も国に対してしっかり厳しい交渉を重ねていかれると思います。今後の県政運営、財政運営のこともありますので、ぜひ100億円台の確保を目標にしつつ取り組んでいただきますように、これは要望にしておきたいと思います。

次に、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）についてであります。TPPは、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指しているため、将来、本格交渉に参加し、関税などの国境措置が撤廃された場合、海外から安い農林水産物が国内に大量に流入し、我が国の農林水産業が壊滅的な影響を受けることは明らかであります。農林水産省は、その影響を、国内の農林水産業の年間生産額が4兆5,000億円減少するとともに、食料自給率も13%まで低下すると試算されております。TPPを締結した場合、本県の年間農業生産額の約半分であり、約1,500億円以上が喪失する。関連産業、多面的機能の喪失を加えると、影響額は2,975億円にも上るといふように言われております。農業を基幹産業とし、さらに、ようやく口蹄疫からの復興に着手できた本県にとって、TPP参加となれば、その影響は甚大であります。全県的な問題であります。したがって、我々は、次世代を

担う後継者が安心して農業経営ができ、また中山間地域でのコミュニティーが維持され、安定した食料供給、国土・環境保全が図られるよう、農業を崩壊させるTPP交渉への参加に反対であるところであります。本県のトップリーダーとしての知事は、このことをどうとらえ対応していかれるおつもりか、お伺いしておきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 関税を即時撤廃した場合の影響につきまして、農林水産省の算定方式に従って試算いたしましたところ、本県の農業生産額は約1,500億円減少するという結果となりました。また、関連産業の生産額の減少が約800億円と推計されるなど、県内経済に甚大な影響が懸念されるとともに、これらの分野での雇用の場が失われることになれば、県外への人口流出等が加速するなど、ますます地方の疲弊を招くことになると考えられますことから、TPPへの対応は極めて重要な課題であると認識しております。このようなことから、TPPに参加することにより地方経済は大きな打撃を受ける可能性があること、及び地方の不安にこたえるためにも、今後の農業戦略、食料戦略を早急に構築し、将来的な道筋を示した上で国民的な議論を行う必要があることを、国に訴えてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 同じく、このこともしっかり後継の知事にはお願いをしておきたいと思っております。

次に、国の試算では、TPPによる影響について、国内の食料自給率40%が14%まで低下すると言われております。中でも米は新潟米コシヒカリ、有機米等で10%、牛肉で25%しか残らない状況の中で、本県は平成20年の金額ベースで242%、カロリーベースで65%であるが、本県

食料自給率はどの程度になるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 先般、農林水産省が公表しましたＴＰＰ参加による国内農業への影響の試算方法によって導き出しますと、県全体の農業産出額への影響額については、ただいま知事からも答弁がありましたとおり、1,529億円の減少となり、これを主な品目別で見ますと、肉用牛が429億円の減少で、肉用牛全体の産出額の約70%程度が、また米に至っては236億円の産出額のすべてが減少すると算定したところでございます。こうした本県農業の生産額及び生産量の減少等に基づきまして、本県の食料自給率への影響について試算をいたしますと、平成20年度の生産額ベースで242%が138%程度に、またカロリーベースで65%が29%程度に、それぞれ減少する結果となります。

○押川修一郎議員 仮にこれが締結されると、大変なことになってくるということなんです。特に我が県は農業県でもありますし、そのところを十分、農業者だけじゃなくて県民挙げてこのことの大事さというものを認識していただくような形の中で、またPRの仕方等も考えていただければありがたいというふうに思うところであります。

次に、農業生産額の減少に伴う就業・雇用についてであります。ＴＰＰ締結で農業が急速に衰退すれば、農業の雇用喪失に限らず、製糖、食品加工など農業と関連する産業の従事者にも波及する。国の試算では340万人が就業の機会を失うと見込まれています。そこで、本県の状況について、同じく農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） ＴＰＰ参加による本県の農業産出額への影響につきまして

は、1,529億円の減少と試算しているところですが、この試算結果に基づき、産業連関表を用いて試算いたしますと、関連産業も含めまして、約3万5,000人の就業者への影響が見込まれるところでございます。

○押川修一郎議員 本当に大変なことになるということ、この数字も物語っておるところでありますから、来年の6月までには、いろんな形の中で頑張って、我々も運動を展開していく必要があるというふうに思っておるところであります。

次に、農業構造改革推進本部設置についてあります。例えば、オーストラリアの耕作面積は1人当たり3,000ヘクタールで、本県は農家戸数で約5万戸、農地面積で6万ヘクタールで、オーストラリアに比較すると20人で賄える規模しかありません。国は、10年後には自給率50%にすると言っておられますが、その整合性はどうか。また、構造改革を推し進める対策本部を設置されましたが、このような状況の中で今後どのような対応・対策を考えておられるのか、同じく農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 御質問にありましたとおり、国におきましては、首相を議長とする農業構造改革推進本部を設置し、各国との経済連携の推進と食料自給率の向上等を両立させるための対策を検討し、来年6月を目途に基本方針を、また10月を目途に中長期的な視点を踏まえた行動計画を策定することとしております。本県といたしましては、ＴＰＰ参加については、農業や食品加工などが県内経済の基幹産業であることから、地域経済に深刻な影響が予想されること、また、世界的な人口増加に伴い、将来の食料不足が懸念される中で、我が国

の食料自給率が大幅に低下する可能性が大きいこと、さらに、農業や農村が担っている国土保全など多面的機能が失われることなどの問題点があることを踏まえまして、国に対して、今後の農業戦略や食料戦略をしっかりと構築し、その道筋を示した上で国民的議論がなされる必要があることを強く訴えてまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 しっかりとお願いをしておきたいと思っております。

次に、12月5日にJA主催のTPP阻止決起大会が開催されますが、この問題は、農業者だけの問題ではなく、知事がよく言われます県民総力戦で、県民を巻き込んだ形の中での運動展開を期待するところでありますが、知事はどのような形の中で臨もうとしておられますか、お伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 自由貿易は国際的な流れでありまして、産業分野によっては市場が拡大するメリットもある一方、農業を基幹産業とする本県にとっては、雇用を含め地域経済に深刻な影響が予想されるため、その対策がしっかりと講じられる必要があります。また、世界的な人口増加に伴い、将来の食料不足が懸念される中で、食料輸入が困難になった場合にも国民に食料を安定供給するため、食料自給率が大幅に低下しない対策が必要であり、さらに農業・農村の果たす国土保全機能をどのように維持するか等についても検討されなければならないと考えております。このため、TPPへの参加に関するこのような課題を解決するための農業戦略、食料戦略など将来的な道筋を示した上で、国民的な議論を行う必要があることを、あらゆる機会を通じて国に訴えてまいります。12月5日の決起大会には私も出席させていただき

まして、県内経済への影響や将来戦略の必要性についての県の考えを訴えますとともに、関係団体と連携しながら、競争力のある農業を構築するための施策等について提案を行ってまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 よろしくお願ひしたいと思います。特に阻止大会でありますから、知事の声というものが県民の皆さん方にもしっかりと届くような形の中でのあいさつなりメッセージを送っていただければありがたいと思っております。

次に、森林・林業再生プランについて伺います。

強い林業の再生に向け、路網整備や人材育成など集中的に整備し、今後10年以内に外材に打ち勝つ国内林業の基盤を確立し、山元へ利益を還元するシステムを構築し、やる気のある森林所有者、林業事業体を育成するとともに、林業・木材産業を地域産業として再生し、木材の安定供給体制を構築し、外材からの需要を取り返し、強い木材産業を確立するとともに、低炭素社会づくりに向け、我が国の社会構造を「コンクリート社会から木の社会」に転換させることが木材の安定供給体制を構築し、もうかる林業を実現するために今後10年間でドイツ並みの路網整備を目指し、効率化を図りコストを下げることにより山元へ還元が多くなるとのことです。地元では、路網を1ヘクタール当たり100メートル入れると山が崩壊するので、このプランは導入しにくいといった意見をたくさん聞いておりますが、本県では作業路等の路網整備を今後どのように進めていくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 国の森林・林業再生プランにおきましては、林業経営の低コスト化の実現のために、路網の整備を重要課題

として掲げております。本県におきましても、積極的に取り組んでいく必要があると考えております。路網整備に当たりましては、比較的傾斜の緩やかな森林においては、高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムを目指すことができるわけでございますけれども、急傾斜地においては、林地保全に配慮いたしまして、架線を使った木材搬出を行うほうが適切でありますので、それぞれの地形条件に合った路網整備の方法を選択していく必要があるものと考えております。また、施業集約化に取り組むまとまった森林を対象に、優先的、集中的に路網整備を行うことによりまして、さらに施業の効率化を高めるなど、一層の低コスト化に向けて工夫を行ってまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 地元ではそういう心配の声もありますから、十分配慮の中でお願いをしておきたいと思っております。

次に、森林の所有形態が小規模に分散している地域では施業の集約化は難しいと思っておりますが、今後どのように集約化を進めようとしておられるのか、同じく環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 施業の集約化につきましましては、コスト縮減を図るために欠かすことのできない視点であると考えております。ただ一方では、森林の所有形態が小規模・分散化している地域におきましては、集約化に向けた合意形成を得るまでに多くの時間や労力を要するなど、諸課題があることも事実でございます。このため、県におきまして、森林組合等の施業プランナーを中心に、市町村と一体となった集落座談会等を開催いたしまして、間伐をまとめて行うなど集約化による利点について森林所有者の納得と理解をいただきながら、合

意形成を行うこととしております。これらによりまして、地域全体で効率的な施業を推進し、持続可能な林業経営を実現してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 先ほども言いましたけれども、ぜひ、地元関係者との合意形成の中で、コストを下げることによって山元に還元できるような形の中でお願いしておきたいと思っております。

それでは次に、観光について伺います。

午前中、我が会派の外山議員からもありましたし、先ほど高橋議員のほうからもありました。私は、国内宿泊旅行実態調査、「じゃらん宿泊旅行調査2010」というものを参考に、3点ほど質問させていただきたいと思っております。

「じゃらん宿泊旅行調査2010」を読んで思ったことではありますが、観光旅行発生量、パイが小さくなっているようです。じゃらんリサーチセンターが発行した「とーりまかし」2010年9月号の「じゃらん宿泊旅行調査2010」によれば、2009年度の延べ宿泊旅行者数は1億6,249万人で、前年に比べて6.4%の大幅減になっております。本県にあっては、4月以降の口蹄疫災害が加わり、さらに厳しい状況が続き、今年度の数値はかなり厳しいものになると言われておりますが、本県のここ数年の状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 本県の観光客数でございますが、ピークが平成11年——これは県内客、県外客合わせてでございますけれども——1,271万3,000人を記録した後、緩やかな減少傾向にありまして、平成21年——先般出しましたけれども——1,190万4,000人となっております。うち県外からの観光客数につきましては、平成11年には536万1,000人ございました。その後、減少傾向にありまして、平

※
成21年は448万4,000人となっております。

○押川修一郎議員 さらに続けます。次に、観光旅行発生のパイが小さくなったことに加え、大市場である大都市においても観光客の誘致に力を入れてきており、その分、地方の観光客は減っているのではないかと書いてあります。例えば、東京では、各地でいろんなイベントが定着し、浅草のサンバカーニバルが30年目で50万人、新宿のエイサーまつりが9年目、ほかにも各地でイベントが根をおろし始めているということでもあります。当然、新しいイベントも各地で始まっていますから、東京はなかなかぎわっているようです。都市の物まねでは、これからはますます人が呼べなくなるようであるということでもあります。

そこで、そこに行かなければ味わえない魅力の一つが風景であり、伝統的な行事、祭り事であり、ぬくもりを感じさせるおもてなしにあると思われまます。本県の観光キャッチコピー「ほほえみ花の国みやざき」は、人のよい宮崎県人と、全国に先駆けて沿道修景美化条例を制定し、県民が一生懸命植え、手入れをした花のある風景こそが、かつて新婚旅行の4割を引きつけた原動力だったと思われるようですが、今述べたことについて再度、部長にお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 本県では、今、議員からありましたように、昭和43年のフラワーショー、それから昭和44年の沿道修景美化条例の制定など、全国に先駆けて花と緑を活用した観光振興の取り組みが行われてきておりまして、まさに花と緑は観光宮崎を支える重要な要素であったと考えております。その後、本県では、「花の宮崎づくり指針」を平成4年3月に作成しておりまして、今、議員が御

紹介されました「ほほえみ花の国みやざき」をキャッチフレーズに、花のみやざきづくりの全県展開を進めてきたところでございます。花で彩られた生活空間の中で潤いと安らぎを共有できる「ほほえみ花の国みやざき」の精神につきましては、観光客を温かくお迎えするおもてなし向上の精神に相通ずるものであると考えておりまして、今後とも、花と緑を活用した観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 次に、「とーりまかし」21号に、幾つかの尺度で全国のベスト10が記載されております。本県が「魅力のある特産品や土産物が多かった都道府県」で9位になっているのは、知事の宣伝効果が大きかったんだらうというふうに思われます。しかし、肝心なのは、「地元の人々のホスピタリティを感じた都道府県」で10位になり、2006年の2位から大きく後退しております。満足度に関してはベスト10から漏れております。ちなみに2006年は4位でありました。それから、沖縄県は2つの尺度で依然1位なのに、なぜ本県はここまで下がってしまったのかということでもあります。

一つは、観光に対する熱気が下がっているのではないのでしょうか。かつては、「ふるさとをきれいにしたらこんなに観光客が来た。もっときれいにして観光客をふやし、来た人を温かくおもてなししよう」という熱気があったと思います。近年、観光地に行く道路、沿道は、至るところにセイタカアワダチソウを初め雑草などがやたらと目につきます。今後、こうした状況を変えるのは大変です。しかし、トップが地域住民を巻き込みながらしっかり旗を振れば、変わると思います。今こそ、県民総力戦でおもてなし日本一の宮崎県を構築することが大事であると思いますが、同じく部長にお伺いいたしま

す。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 長続きする観光のためには、何といてもリピーターの確保が重要であります。そのためには、本県を訪れた観光客に気持ちよく過ごしていただきまして、また来たいと思っていただけるよう、県内各地をきれいに保つことも含めまして、温かいおもてなしでお迎えすることが大切であると考えております。県では現在、おもてなし研修会、あるいはアンケート調査、優良事例の表彰を実施するなど、県民一人一人のおもてなし意識を向上させるための取り組み等を行っているところでございますが、本県のおもてなし向上につきましても、まだまだ伸び代があると考えております。また、本県は温かいおもてなしの機運を醸成する風土があります。引き続き、県民総力戦で日本一のおもてなしを目指して取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○押川修一郎議員 先ほど一番最初に質問したところでありますけれども、ちなみに、本県の観光客数、ピーク時が1,271万3,000人、21年が1,190万4,000人、94%ということで、6%下がっております。県外客数が87万7,000人減少ということで84%、16%も落ちているわけですから、先ほどから出ておりますとおり、宮崎県独自の観光の取り組み方について、さらに今後もいろんなメニューの中で考えていただき、観光客がふえるような形の中で御努力をお願い申し上げておきたいと思っております。

次に、民俗芸能の保護と継承についてであります。

本県には、各地域に無形民俗文化財等が多く伝承されております。個々の地域での保存団体が伝承活動に取り組んでおられます。今、特

に、どこの地域でも神社の祭りとかの中で神楽、棒踊りなどが奉納されております。もともと地域の中心、よりどころとしての役割をなしていたと思っております。しかし、地域においては、少子化、高齢化、過疎化により伝承が困難になっているところも多くなっているようであります。民俗芸能の保護と継承についてどのような取り組みを行っておられるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 民俗芸能は、地域の歴史や文化を理解する上で欠かすことができないものであり、今お話がありました、そこに暮らす方々の心のよりどころとして、また家族や地域のきずなを深め、地域の活性化につながる重要なものと考えております。このようなことから、県教育委員会といたしましては、民俗芸能の保護と継承を図るために、衣装・用具の整備等に対する助成や、文化財愛護少年団を対象にした体験活動、地域間交流を実施するとともに、民俗芸能の顕彰を目的とする九州地区民俗芸能大会への派遣を行っているところであります。また、文化庁や伝統文化活性化国民協会などが民俗芸能の保護を目的として実施する各種の支援事業につきましても、市町村を通じて、情報提供や助言等に努めているところであります。今後とも、地域の保存団体や市町村と連携を図りながら、民俗芸能の保護と継承に取り組んでまいります。以上です。

○押川修一郎議員 特に、すばらしい文化芸能がある中で、中山間地等においては、少子高齢化の中でなかなか継承する人も少なくなっているというふうにもお聞きするわけでありまして、実質そういうところも我々直視するところがあるわけでありましてけれども、今ありましたとおり、各市町村あたりとも十分連携してい

ただき、何らかの形で、なくなるところは残していただくような努力もお願い申し上げておきたいと思います。

次に、脳脊髄液減少症についてであります。

交通事故等により体内で、脳と脊髄の周囲を覆い、外部からの衝撃から守る脳脊髄液が漏れることによって減少し、脳神経の失調により体の不調が長時間続く病気です。症状としては、頭痛や立ちくらみ、手のしびれなどに悩まされますが、人によっては吐き気や目まいなどの症状もあるそうです。治療としては、自分の血液を脳脊髄液が漏れている部分に注射し、血液の凝固作用でふさぐブラッドパッチ治療が有効とされておりますが、問題なのは、この治療費が健康保険の適用外となっており、入院費を含む約35万円が全額自己負担となっております。そこで、脳脊髄液減少症を病気と認め、保険の適用にならないかと、19年6月議会で質問いたしました。その後の進捗状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 脳脊髄液減少症につきましては、国において平成19年度から21年度まで研究が行われておりましたが、専門医の意見が分かれ、診断基準や治療方法は確立されておらず、患者数も正確に把握できていない状況にあります。このため国においては、この研究を平成24年度まで継続し、診断基準や治療に関するガイドラインの作成を目指すこととしておりますことから、県としましては、この研究動向について注目していきたいと考えております。

○押川修一郎議員 なかなか診断書等も出ないということで、ややもするとよだきいといいますが、病気がなかなか証明できないものですから、職場の中でも嫌な思いをしておられる人も

いらっしゃるというふうに聞くんです。そういう方々のためにも、先ほどありましたとおり、24年度までさらに研究を続けてガイドラインを作成されるということでもありますから、24年度までにはある程度の方向を出してもらわないと、そういう本当に患者さん方が困っておられる状況の回避ができないのではないだろうかと思っております。引き続き国のほうに、部長、要望しておきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、地元の一ツ瀬川整備についてであります。

9月議会で瀨砂議員のほうからもありましたけれども、平成17年9月6日、大型で非常に勢力の強い台風14号は、宮崎県において甚大な被害をもたらしました。一ツ瀬川流域においても、支流である三財川の破堤、はんらんを初め、一ツ瀬川本川やその他の支流で堤防からの漏水や流下能力不足区間からの外水被害など、西都市、新富町、旧佐土原町にかけて807戸（全半壊260戸、床上床下547戸）の甚大な被害が発生しました。また、最近10カ年においては、平成16年、17年、19年と、家屋の床上被害が頻発しております。このようなことを受けて、11月9日に一ツ瀬川の河川事業における事業評価委員会が開催されたようですが、評価委員会での審議の結果について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 県では、大規模な事業を新たに実施する場合、その必要性や費用対効果等について評価を行い、第三者による宮崎県公共事業評価委員会に諮問することとしております。一ツ瀬川の河川事業につきましては、河口から杉安橋までの間において、堤防のない区間や、堤防の幅が狭い区間に加え、漏

水が発生している箇所もあることから、堤防の補強を初め、築堤や河道の掘削による河川改修が必要であり、費用対効果も基準を満たしていると判断しまして、今後、事業に着手する方針について、先ほど議員がおっしゃったように、11月9日に開催された当委員会に諮問したところです。審議の結果につきましては、評価内容及び事業の方針については適切であると認められたところであります。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。

次に、事業評価委員会の結果を受けて、一ツ瀬川の河川事業について今後、県はどのように取り組まれるのか、同じく部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 一ツ瀬川の河川事業につきましては、事業評価委員会の審議結果を受けまして、現在、社会資本総合整備計画の中に位置づけ、交付金事業で要望しているところであります。今後、必要な予算が確保された段階で事業に着手してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 社会資本総合整備計画の中に位置づけ、交付金事業で要望しておられるとのことではありますが、整備期間はどのくらいを予定しておられるのか、また予算はどれくらいなのか、あわせて部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 事業期間はおおむね20年、総事業費を約56億6,000万円で計画しているところであります。

○押川修一郎議員 ちょっと長いわけでありませうけれども、しっかりお願いをしておきたいと思っております。

それから、口蹄疫発生地域として、今回、一ツ瀬川に緊急雇用対策として河川事業を入れて

いただくということになっておりますが、内容について、同じく部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 本年度、県単独事業で実施する一ツ瀬川の河川事業につきましては、堤防の漏水対策が早急に必要な西都市の下水流橋付近において、約400メートル区間で、堤防への河川水の浸入防止を目的とした護岸工などの堤防補強工事を、年内に発注する予定としております。

○押川修一郎議員 緊急雇用対策なので、これは地元業者に配慮していただきますようお願いをしておきたいと思っております。

次に、国道219号の整備促進についてであります。

国道219号は、熊本市から宮崎市に至る九州中央山地沿線14市町村の経済活動を支える動脈として重要な路線であります。九州縦貫自動車道の人吉インターに連絡する道路として、また平成13年3月に供用開始した東九州自動車道西都インターとを結ぶ基幹道路としても、その役割はますます大きくなってまいります。さらに、沿線地域においては、生活道路としての機能はもとより、産業経済の振興にとっても、この道路は必要不可欠であります。本路線は、平成22年3月に西米良村木之口バイパス、6月には西都市菌元バイパスが開通し、さらに片内工区の完成を見たところであります。また、現在整備中の湯前町中里工区、西米良村横野工区に加え、西都市十五番工区の新規着手がなされるなど、当路線の整備につきましては御配慮いただき、沿線の方々も大変喜んでいらっしゃいます。しかしながら、西米良村一西都市区間においては、未整備、未改良部分がまだまだ多く残っております。特に、西都市瓢丹淵から西米良村横野間の早期整備着手が望まれるところで

あります。そこで、国道219号の十五番、横野、両工区の取り組み状況と、西都市瓢丹淵から西米良村横野までの未改良区間について、今後の整備状況について同じく部長にお願いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 国道219号は、熊本市と宮崎市を結び、県土を横断する重要な幹線道路でありまして、重点的に整備を進めているところであります。西都市十五番工区、約1.5キロメートルにつきましては、昨年度、事業着手しておりまして、本年度は測量設計及び用地買収に取り組んでおります。また、西米良村横野バイパス、約3.2キロメートルございますが、昨年度から延長700メートルのトンネル工事に着手しておりまして、現在、約300メートルまで掘削が進んだところであります。西都市瓢丹淵から西米良村横野までの未改良区間のうち、横野バイパスに続く西都市側の約1.7キロメートルの区間につきましては、現在、ルート協議などの手続を進めておりまして、今後、必要な予算が確保された段階で事業に着手してまいりたいと考えております。残る未改良の区間につきましては、事業中の箇所を進捗を勘案しながら、その取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 わかりました。お願いをしておきます。

それから、春田バイパスからつなぐ広瀬バイパスの取り組み状況についても、同じく部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 219号広瀬バイパス、約3.2キロメートルでございますが、一ツ葉有料道路などと一体となりまして、物流拠点である宮崎港あるいは宮崎空港と東九州自動車道の西都インターチェンジを結び、都市圏交通

の円滑化や物流ネットワークの効率化を図る目的で整備を進めてきております。当バイパスは平成15年度に事業着手しておりまして、これまでに用地買収や盛り土工事など鋭意進めてきたところであります。本年度も、橋梁の工事に着手するなど、引き続き改良工事を進め、早期に完成供用を図ってまいりたいと考えております。

○押川修一郎議員 次に、児童へのわいせつについて。県教委は19日、勤務する小学校の女子児童の体をさわるなどしたとして、強制わいせつ容疑で逮捕された西都市立小学校の教諭を懲戒免職にした。指導監督責任を問い、校長を戒告の懲戒処分にした。県教委によると、教諭は、逮捕前、学校の聴取に対し、複数の女子児童にキスしたり、胸をさわったりしたことを認めた。「児童に触れたかった」と話したという。渡辺教育長は、「極めて遺憾で、教職員の服務規律の徹底を図る」とコメントされております。この事件について知事はどのように受けとめておられるか、お伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 教職員が強制わいせつ容疑で逮捕された事件につきましては、子供の心を深く傷つけるとともに、教育に対する県民の信頼を著しく損なうものであり、大変遺憾に思っております。私は、今回のような教職員の不祥事を根絶するためには、教職員一人一人が原点に立ち返り、教育者としての使命と責務を深く自覚するとともに、不祥事をみずからのこととして受けとめることが何よりも大切なことと考えております。

○押川修一郎議員 次に、過去5年間の教職員の懲戒処分の実態と対応について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） これまでの教職員の

懲戒処分件数であります。平成18年度が35件、19年度が24件、20年度が29件、21年度が27件、本年度につきましては、11月19日現在で18件となっております。その内容につきましては、交通違反・交通事故によるものが約7割を占めておまして、残りの3割が、体罰、セクシュアルハラスメント、その他となっております。県教育委員会といたしましては、教職員の不祥事を防止するために、すべての教職員に対して「服務規律等マニュアル」を配付し、学校内での研修の充実を図るとともに、昨年度は、教師として生きる意味をかみしめてほしいとの願いから、教育長名でのメッセージを発したところであります。本年度につきましても、年度当初の市町村教育委員長・教育長会や公立学校長会において、教職員の綱紀の保持等の徹底について強く要請しますとともに、11月初めには、改めて服務規律に係る公立学校長会を開催するなど、さまざまな取り組みを行ってきたところであります。このような中で今回の事件が発生したことにつきましては、私といたしましても極めて遺憾に思っております。このため、学校に対しまして、教職員の綱紀の保持及び服務規律の遵守について、先ほど申し上げました本年度の18件すべての懲戒処分の内容も示した緊急通知を出すなど、指導の徹底を再度指示したところであります。

○押川修一郎議員 しっかりした指導と定期的なチェックをしながら、もう二度とこういうことが起こらないような形の中でお願いをしておきたいと思っております。

最後に、知事の政治姿勢についてであります。

後学のためにお聞きしておきたいと思っております。「僕は次の知事選にはぜひクリーンでしが

らみのない方をお願いしたい。また、後継者指名はありません。できればクリーンでしがらみのない、私がこれまでやってきた県政のやり方を受け継いでいただく方を県民の皆様方に選んでいただきたい」とあります。それから、「明らかに、この方がおなりになると、あるいはこの方がバックについていたら、県政が逆戻りするな。時計の針が戻るな」などとブログに書いてありますが、いま一度、知事の言われる「しがらみ。時計の針がもとに戻る」についてお考えをお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 一般的に、政治的な意味でのしがらみとは、政治家と特定の組織、団体、企業などとの特別な関係、なかんずくその利益を代表したり、利益供与、利益誘導等の関係等にありまして、中立、公平公正な行政運営を損なうおそれがあるというふうに、自分では定義づけておるところであります。

○押川修一郎議員 団体とか、そういう何らかの利益がある方々とのしがらみというようなことで理解はすけれども、個人的であれば、そういったものはないというようなことで理解をしてよろしいでしょうか。例えば、我々はオギャアと生まれてきたら親子のしがらみ、あるいは兄弟のしがらみ、地域のしがらみ、いろんなしがらみの中で生きてきているわけでありまして、個人であれば、そういったしがらみというものはないということではよろしいでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 重複はすけれども、あくまでも政治的な意味でのしがらみということで申し上げておりますので、そういったことで県政運営を損なうおそれ、あるいは県益に不利益をもたらすものという理解をしております。

○押川修一郎議員 ありがとうございます。

以上をもちまして、すべての質問を終わります。（拍手）

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 先ほど議員のほうから、本県の観光客数について御質問がありましたけれども、平成21年度の県外観光客につきまして、448万4,000人と申し上げましたが、実際は440万4,000人でございます。訂正させていただきます。

○中村幸一議長 ここで休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後3時10分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、凶師博規議員。

○凶師博規議員〔登壇〕（拍手） 先日、川南町にあります白髭神社というところに行ってきました。例大祭があったんですけれども、ここは家畜の慰霊が行われる神社として、畜産農家のみならず、地域の方々には広く知られている神社です。ことしは例年以上の参拝者が集われ、境内に清めの塩が満遍なくまかれ、その後、神事がとり行われました。そのとき、御年配の畜産農家夫婦の方とお話をする機会があったのですが、私が、いつから再導入されるんですかという話をしましたところ、「もう疲れました。畜産は卒業します」と、そういう返事が返ってきました。「畜産を始めてずっとこの神社にお世話になってきたから、きょうは今までのお礼と卒業の報告に参りました」と、寂しげな表情で語られました。さらに、「えさをつくっちゃった畑が要らんようになりました。だれかそれを借りてくれる人がおったら教えてください」と言われ、そんなこと言わんで頑張り

ましょうやと、そんな軽はずみな励ましはとでもできるような雰囲気ではありませんで、私は、ただただ耳を傾けることしかできませんでした。家畜の再導入が始まる一方で、高齢や後継者がいないということで廃業を余儀なくされている方もたくさんいらっしゃいます。生産者の悲痛は生産者にしかわかりません。でも、その苦悩が少しでも軽減されるよう、執行部におかれましては、積極的かつ明瞭な答弁を、また生産者や高齢者の方々に光が差すような答弁を期待しつつ、9月定例議会に引き続き口蹄疫関連の追跡質問から入らせていただきます。

まず、畜産農家の方々のみならず、県民全体の関心事の一つであります口蹄疫の感染源と感染ルートの解明についてであります。知事におかれましては、県独自の調査チームを配置され、疑似患畜農家292戸全戸のサンプリングを実施されるなど、積極的に活動展開されていることは評価いたします。さらに、国の疫学調査チームとの連携により、相当の事実解明がされていると思われまします。それでは、現時点において、口蹄疫対策検証委員会からの報告も含め、どこまで感染源及び感染ルートの解明がされているのか、知事にお伺いをいたします。

以下の質問につきましては、自席にて行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

県の検証委員会では、10月29日に開催した第3回会議におきまして、これまでの調査・検証作業を踏まえ、さまざまな課題について「中間的な論点整理」という形で取りまとめをいただいております。その中で、今回の口蹄疫が本県に入ってきた感染源や感染ルートの解明の問題についても言及しておりますが、具体的には、

現在、国が行っている疫学調査において、6例目の発生農場を初発としていることについて、それ以前に他の農場で感染していなかったとする証拠はないこと、仮に感染原因が特定できない場合であっても、感染源として疑われるものの可能性に言及することが、今後の対策上必要であることといった点などを指摘しており、これらは、国の検証委員会に対しても直接、意見を申し上げたとのことであります。口蹄疫の感染源や感染ルートの解明につきましては、今後の対策を講じる上で大変重要な課題でありますので、県の検証委員会では、関係農家や企業等に協力を求めながら調査を行っているところでありますが、証拠となる検体や書類等が少ないこともあり、非常に難しい作業であると聞いております。〔降壇〕

○凶師博規議員 今、答弁にありましたとおり、この調査には強制権がないんですね。その調査活動が難航していることは、よく理解しております。しかし、感染拡大の原因解明なしに効果的な対策が立てられないことも事実です。今の知事の答弁にもありましたが、口蹄疫対策検証委員会による「中間的な論点整理」におきましても、「感染原因が特定できない場合であっても、疑われる可能性については言及することが必要」とされています。私も、個人名や企業名を挙げて犯人捜しをしろと言っているわけではなく、何例目と何例目には強い関連性があり、また感染媒体、何によってそれが感染したかなどについては、わかり次第公開していくべきだと思われま。今の知事の答弁ですと、検証委員会からの報告を待つてでしか公開できないようにも受け取られかねませんが、この件につきまして、総務部長はどのような見解をお持ちでしょうか。

○総務部長（稲用博美君） 県の検証委員会では「中間的な論点整理」の中で、今後の防疫対策を進める上で、「今回のウイルスが日本にどのようなルートで宮崎に感染したのかを明確にしなければならない」と述べておられます。その中で、国の疫学調査への期待を表明するとともに、今、議員がおっしゃいましたように、「感染原因が特定できない場合であっても、感染源として疑われるものの可能性に言及することが必要である」と指摘しております。この検証委員会では、中間的な論点整理の後にもさらに調査を続けておきまして、調査の中で出てきた問題点等につきましては、できるだけ具体的に指摘がなされて、提言がなされるというふうにご考えておるところです。

○凶師博規議員 それはいつなのかという話ですね。今何かできないんですかというところを聞きたいんですけれども、具体的に、今後、その提案をし、また公開を進めていくということですが、今の答弁では具体的なものは何も示されていません。

では、さらに踏み込んだ質問をさせていただきます。感染拡大調査におきまして、最も詳細な情報収集が可能である県家畜改良事業団及び畜産試験場川南支場において、聞き取り調査は既に終わっているということですね。さらに、児湯郡からえびの市、都城市、宮崎市に感染が拡大した経路については、調査項目はかなり限定的で、またその原因についても絞り込みがされていると信じます。そこで、現在に至るまでどのような調査が実施され、どのような結果に至っているのか、これについては農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 感染拡大等の

原因究明につきましては、国の疫学調査チームによる聞き取り調査が行われておりまして、これらの調査結果を踏まえ、本日、国において「中間取りまとめ」が発表されると聞いております。一方、県の検証委員会におきましても、農家等へのヒアリング調査や関係者を幅広く対象としたアンケート調査が実施されておりまして、今回の口蹄疫の初動対応や防疫措置のあり方など、幅広く意見聴取が行われているところでございます。今後とも、県の検証委員会においては、必要な調査を実施するとともに、国の疫学調査チームの「中間取りまとめ」等も踏まえながら、検証作業が進められると聞いております。

○函師博規議員 私が今、農政水産部長に投げかけた質問は、9月の定例議会でも全く同じ質問をさせていただいております。そのとき、「県としては国の調査チームに引き続き協力するとともに、検証委員会独自の調査チームにより感染経路究明に取り組んでいく」という答弁をされているんです。部長、今の答弁とどこか違いますか。先ほどの答弁も、9月に聞いた答弁とほとんど同じだと私は受け取ります。9月から何ら調査研究が、また原因究明に近づいているのか、進んでいないのではないのかという懸念を抱いてしまいます。

そこで、先ほどの答弁を踏まえてですが、国は疫学調査チームの定期報告の中で、口蹄疫初発は感染確認の6例目の可能性が高いということや、えびの市への感染拡大については運搬車両がその媒体となったのではないかというようなところまで示されています。県は独自の調査チームで調査を進められているわけですが、国が得ている情報と同じような情報は現場から収集できているのか、また国が示している見解と

同じような見解を持たれているのか、また、その見解とは違う県独自の見解があるとするならば、その説明をしてください。これは総務部長。

○総務部長（稲用博美君） 県の検証委員会では、現地調査や聞き取り調査等の中で得られた証言、あるいは国の疫学調査の内容等を踏まえながら、感染源や感染ルート の 解明に取り組んでいるところであります。国が6例目の農場を初発としていることにつきましては、「もっと十分な調査を行うべきではないか」という意見を申し上げているところであります。また、今後の対策としまして、科学的に初発がどこなのかを解明できるような疫学調査のルールを定める必要があること、あるいは行政機関には農場等への立入検査権や強制調査権を付与すべきではないかといった点なども指摘しているところであります。いずれにしましても、先ほど申し上げましたように、まだ調査も続けておりますし、今後、調査の内容等を踏まえまして、宮崎県の検証委員会としての見解を取りまとめることになるというふうに理解しております。

○函師博規議員 検証委員会としての内容を取りまとめるというのはわかっておるんです。私は、検証委員会の報告を待つんじゃなくて、きょう、この本会議場で何か新たな情報があれば公開してくださいと。どこまで県が独自で調査しているのかを知りたいわけなんですけれども、今そのような具体的な答弁は全くありません。9月議会から3カ月過ぎました。たかが3カ月、いや、違いますよ。生産者にとっては、感染源もわからない、ルートもわからないまま家畜の買いつけをし、そして導入が11月から始まっているわけです。薄氷を踏むようなこの3カ月間で、また緊張感にさらされ続けるのかと

思うと、本当に心が痛みます。どうか一刻も早い情報の公開、それに伴う原因の究明がされますことを切に要望いたします。

それでは、次に参ります。これも9月議会で取り上げた、本県家畜保健衛生所の家畜防疫員についてであります。家畜防疫員は、1人当たりの家畜頭数で比較しますと、全国で最も多い2万8,000頭を受け持っているということになります。防疫体制を強化するためにも、家畜防疫員の増員や資質の向上に努めるとともに、農業共済組合や獣医師会などと連携を図り、民間獣医師に参画していただくことも不可欠であります。口蹄疫対策検証委員会の論点整理の中でも、農場当たりの飼養頭数に上限を設けることや、飼養頭数に応じた管理獣医師の配置を義務づけることが述べられています。ここでは、現在どのような管理獣医師等の配置が検討されているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 農場当たりの飼養頭数に上限を設けることや、飼養頭数に応じた管理獣医師を配置することにつきましては、口蹄疫等の家畜伝染病の発生防止や早期発見を図る上で非常に重要であると考えております。しかしながら、飼養頭数の設定に当たっては、個々の農場の経営実態を十分に踏まえることや、法的な強制力をもって行われる必要があることから、厳しいものがあると考えております。一方、管理獣医師の配置には、新たな経費の負担や、特に養豚では専門の獣医師の確保が必要となるなど、さまざまな課題がありますことから、まずは口蹄疫の被害を受けた児湯地域において、新生養豚プロジェクト協議会や関係機関と協議してまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 今、部長の答弁によりますと、管理獣医師の配置は厳しいということと言

われましたが、その答弁では、検証委員会が提言している内容、論点整理の内容が既に理想論ばかりで無謀な提言をされていて、現実不可能、絵にかいたもちみたいなことを答弁されているように私には聞こえるんです。私は、より積極的な取り組みの中で生産者を安心して導いてほしいんですけども……。

では、次に行きます。復興方針の一つとして、今、県は国に対し、安心・安全な食料供給産業づくりを目指すプロジェクト、農を核とした「未来型食料供給産業」創出特区、いわゆる総合特区制度の提案をされています。これは、以前、県が検討していた復興特区の内容であった国庫補助事業の補助率かさ上げや、国の直轄事業の優先的実施などは織り込まれていないんです。では、今、県が進めようとしている総合特区は具体的に何を目指されているのか、また特区申請後、現在、どのような状況、進捗状況になっているのか、これは県民政策部長にお伺いします。

○県民政策部長（山下健次君） お尋ねの口蹄疫の関連で要望しておりました復興特区につきましては、制度の創設自体は認められませんでした。ただ、実際上は、畜産農家への手当金等の免税措置、あるいは補助事業の優先採択等への配慮と、要望として掲げていた項目の趣旨や内容については、しっかりと受けとめていただいたというふうに考えております。また、口蹄疫からの再生・復興を進めるに当たり、畜産の高付加価値化、それから産地構造・産業構造の転換など、本県の農畜産業の新たな展開を図ることが重要となってまいりますので、これはまた、先ほど議員から御質問がございましたように、別途の観点といえますか、別の視点から、内閣府が募集いたしました総合特区制度

のアイデアとして、国際競争力のある企業的農業の創出、あるいは口蹄疫の経験を踏まえた安全・安心な食料供給体制づくりなどを柱といたします「未来型食料供給産業」創出特区を提案しているところでございます。現在、国において手続等に関する検討が進められておりまして、今後、正式な提案募集が行われるというふうに伺っているところでございます。したがって、口蹄疫からの再生・復興と、その後の新たな産業展開を図っていくために、本県からの提案が採択されるよう努めてまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 総合特区制についての申請は、御存じかと思うんですが、全国自治体から450以上もの申請が上がっているようです。何としてでも本県、復興特区が見送られたのもありますし、総合特区はかち取るができるように、さらなる努力をしていただきたいと思います。

それでは次に、口蹄疫復興に対する内容ですが、児湯地域におきましては、特定疾病を持たない家畜を導入し、維持するための検査体制を整備する、いわゆるウイルスレス地帯の構築について伺っていきます。口蹄疫ウイルス以外の、牛のヨーネ病、牛白血病、豚のオーエスキ病や呼吸障害症候群などの特定疾病もない畜産地帯をつくることは、家畜が一頭もいなかった児湯地域だからできる、まさにピンチをチャンスに変える絶対的タイムリーな取り組みであります。執行部におかれましても、9月議会の答弁で、児湯地域に特定疾病を侵入させない体制を構築し、我が国のモデル的な畜産地帯となるよう、家畜の導入元の検討や導入後の検査体制のあり方、またそれらを維持するための体制づくりについて、生産者を含め、関係団体

と協議を進めると明言をしていただきました。現在、児湯地域では家畜の再導入が着々と進められていますが、これまでどのような団体との協議、連携が行われ、今後どのような検査体制がつけられていくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 児湯地域の畜産の再生・復興に当たりましては、特定疾病のない地域づくり等により、全国のモデルとなる畜産の再構築を図ることといたしております。具体的な取り組みといたしましては、豚につきましては、生産者みずからが設立した新生養豚プロジェクト協議会を中心に、オーエスキ病などの発生していない清浄な地域からの導入に取り組んでいるところでございます。一方、牛につきましては、特定疾病のない地域づくりを行う上で、対象とする疾病や、その陽性牛の取り扱いなど、さまざまな課題があることから、農協中央会や経済連、さらには児湯地域の市町、農協などの多くの関係機関・団体と現在、協議を進めているところでございます。

○凶師博規議員 私が調べたところによりますと、経済連の直営農場に預けられた牛については検査実績があるようですけれども、今、民間が着々と入れている、導入されている牛については、ほとんど検査が実施されていないということも聞いております。確かに、今、部長答弁がありました、陽性牛については県下にたくさんいるわけで、児湯だけが検査体制を確立するというのは非常に難しい、また費用も膨大なものがかかると思われますけれども、再度言いますように、これはピンチをチャンスに変える事業であります。ある程度の地域の差別化を思い切って図っていただいて、導入後も高値で、またブランド化が一気に図れるような事業を

ひ推進していただきたいと、強くお願いいたします。

それでは次に、口蹄疫被害を風化させないための取り組みについて伺います。口蹄疫に関する各種情報の発信については、県庁ホームページで行われており、資料などの展示保管についても検討がされていると聞いております。ここでは、9月定例議会の際、答弁のあった、新学習指導要領の全面実施に向けて、口蹄疫の怖さや被害の状況、多くの苦難を乗り越えた畜産農家の方々などの取り組みや復興への願いなどを織り込むとされた社会科副読本の改訂状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） ただいまお話にありました副読本につきましては、口蹄疫被害を風化させないために、処分された家畜の頭数や畜産農家の方々の苦悩、防疫にかかわった関係者の努力、さらには口蹄疫終息宣言等の内容を、統計資料や写真などを用いながら紹介する予定としております。その資料を使いながら、口蹄疫の被害がどんな様子であったのか、またそれにどう対応したのか、さらに県民が復興に向けてどう取り組んでいるかを、子供たちが主体的に調べることができるような構成で、副読本の編集作業を進めているところであります。今後の予定といたしましては、12月までに編集作業を終え、来年4月には小学校の3・4年生すべてに副読本を配付し、各学校で活用できるように計画しているところであります。なお、この副読本は社会科の副読本で、「わたしたちの宮崎県」ということでありまして、お話にありましたように、新しい学習指導要領の全面実施に向けまして、その改訂を行っているところであります。以上です。

○図師博規議員 具体的にいつからというところ

までの明確な答弁をいただきました。実は、つい先日、島根県で小学校教諭をしている私の友達から連絡がありまして、「島根でも口蹄疫の被害や対策についての授業をしたいんだが、参考となるような資料はないか」という問い合わせがあって、県庁のホームページの資料を紹介したところ、ちょっと難し過ぎるということで採用されなかったわけなんです。今回、教育委員会中心で取り組まれる副読本は、全国の教育現場にも生かしてほしい、また全国の教育現場で友愛精神を醸成するような副読本にしてほしい、また口蹄疫を過去のものにしないためにも、今後も有効に活用していただきたいと思っております。

それでは、次の質問項目に移らせていただきます。医療福祉に関する現場の内容について、執行部に質問させていただきます。

まず、お手元の議場配付資料をお目通しください。これによりますと、本県におきましては、2000年より人口減少が進み、今から20年後の2030年には100万人を大きく割り込み、96万2,000人となる、そのような推計が出ております。これに反比例するがごとく、高齢化率は上昇していくわけです。資料には記載されておりませんが、2010年では65歳以上が占める割合は25.7%に対して、20年後の2030年には36.2%と10%余り上昇し、実に県民の3分の1以上が65歳以上となります。そして、その下の表を見ていただきますと、これは人口減少による労働力減少を示す資料でございます。これによりますと、雇用政策により、若者や女性、高齢者が労働市場に参加が進んだ場合でも、20年後には労働力人口は50万人を切ってしまうことを示しています。そして、増大する高齢者介護ニーズを支えるためのマンパワーである介護

関係職員が今後どの程度必要となってくるかにつきまして、この件については資料はございませんが、厚労省が出しております「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」というものがあります。これから推計するに、本県におきまして、高齢化率が1%上昇したときには300人程度の介護職員の確保が必要となり、10%上昇するということは3,000人の追加人員の確保が必要となるということを示しています。これは、現在就労されている介護職員の方々が維持されるというのが前提の数字ですので、途中退職や定年退職された方の数を加味すれば、さらに多くの人材育成と確保が必要となるということを意味しています。そこで、福祉保健部長にお伺いしますが、県は、今後増大するであろう介護ニーズを支えるための介護関係職員について、人材の育成と確保を図っていく、どのようなビジョンをお持ちなのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 本県の介護人材につきましては、現在のところ、都市部に比べますと逼迫する状況にはございませんが、少子高齢化が進行する中、今後、人材の確保は大変重要な課題となってまいると考えております。県といたしましては、長期的な人材確保のためには、本県の将来の介護現場を担う若年層の確保と育成が何よりも肝要であると認識しておりますので、福祉人材センターにおける就労支援に加えて、職場体験事業や養成施設との連携により、学生等に介護職の魅力伝える事業等にも積極的に取り組んでいるところであります。今後とも、長期的な視点を持って、介護人材の安定的な確保に努めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 養成学校、養成施設との連携

により人材確保に取り組んでいるという答弁をいただきました。それでは、そのことについて質問をさせていただきます。高齢者介護の中心的専門職として介護福祉士という国家資格があります。県内には幾つの介護福祉士の養成学校があって、定員に対して何%ほどの入学者数となっているのか、ここ3年間の推移を示しながら答弁を求めます。

○福祉保健部長（高橋 博君） まず、平成20年度の県内の介護福祉士養成施設の入学状況でありますけれども、大学、短大、専修学校、合わせて8校の定員362名に対しまして、45.6%の165名となっております。次に、平成21年度につきましては、専修学校2校の募集が停止されたことにより、定員が292名に減少しておりますが、入学者は178名に増加し、定員充足率は61.0%となっております。最後に、平成22年度につきましては、定員は前年度と同数ですが、緊急雇用対策事業の実施等によりまして、入学者は292名に増加し、定員充足率は100%となっております。

○図師博規議員 今の御答弁、ことしは緊急雇用対策事業の効果もあって100%とのことですが、前年度は、既に募集している学校が2校、募集をやめているということもありまして、それらが順次募集していた場合には、充足率はやはり低いと言わざるを得ないようです。そして、ようやく就労にたどり着いたとしても、介護職は低賃金で過重労働がゆえに長続きしないという実態は県民周知のとおりです。県として、介護職員が就労した後、それがどの程度定着しているかに関して調査を行い、またその実態を把握されているのでしょうか、福祉保健部長。

○福祉保健部長（高橋 博君） 介護職員の離

職率についてのお尋ねというふうに理解しますと、本県の介護職員の離職率は、介護労働実態調査によると、平成18年は19.9%でしたが、平成21年は17.4%と若干改善されております。また、全産業の離職率は、雇用動向調査によりますと、平成20年は15.1%となっており、介護職員の離職率のほうが高くなっております。なお、平均経験年数は、介護労働実態調査によりますと、平成18年は6.9年でしたが、平成21年は5.4年と短くなっております。

○図師博規議員 今、答弁のとおりでございます。離職率は他産業よりも高い17.4%で、平均勤務年数は5年余りなんです。ここ3年でさらに1年6カ月も平均勤務年数が短くなっているというこの事態は、ゆゆしき事態だと私は考えます。仮に、介護職員の養成施設などで人材育成が順調に推移しても、高齢者の介護ニーズを支え続けるということは困難な局面が迫っていると、私はとらえております。

そこで、国はEPAに基づき、東南アジアからの介護士・看護師の候補生受け入れを3年前から始めており、候補生は全国で研修をしながら国家試験の勉強に励んでいます。しかし、受け入れ施設の経済的、教育的負担が大きく、制度的にはまだまだ未成熟な部分もあり、何より、今まで家族が中心であった日本の介護分野に海外の方がなじめるのかどうか、私は確信が持てなかった。私は、このままこれを見過ごすわけにはいかないと、実際、インドネシアまで飛びました。ジャカルタまで行って、介護福祉士の候補生を養成する専門学校の視察をしてまいりました。その学校は、看護大学を卒業した人しか入学できず、非常に学力の高い方がたくさんいらっしゃり、また日本向けの看護や介護技術はもちろんのこと、日本語教育に重きを置

かれ、日本において少しでも即戦力として働けるよう熱心な教育が行われておりました。私は、抱いていた感情を覆すほどの衝撃と感動を覚えて帰ってきました。そこで学生に聞いたんです。「何で日本で働きたいんですか」と。すると、「私には兄弟が8人います。両親も貧しい暮らしが続いております。ぜひ家族を助けてやりたいんです」というような話が返ってきて、自分のためじゃなくて家族のために働きたいんだというような強い意志を示される学生が大半でした。日本におきましては、その国家試験の合格率が非常に低いという現実も踏まえまして、試験問題に振り仮名を振るなどして、東南アジアからの看護や介護力の確保に大いに前向きに取り組む姿勢を今、示しつつあります。そこで、本県には東南アジアからの候補生受け入れをしている施設はどの程度あるのか、また、将来の介護人材確保の選択肢として、看護師・介護福祉士候補生の受け入れについてどのような見解を持たれているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） EPAに基づく海外からの介護福祉士候補者の受け入れについてでございます。現在、インドネシア及びフィリピンとの間で協定が発効し、受け入れを実施しているところですが、我が国の平成22年10月までの就労者受け入れ実績は、インドネシアから370人、フィリピンから262人の合計632人で、本県においては、まだ受け入れ実績がないところであります。これは、本県の現状が、都市部に比べ人材が逼迫する状況にないことや、受け入れ施設側の負担が重いこと、また日本語能力への不安等が理由と考えられますが、高齢化が進展する中、長期的には、EPAに基づく介護福祉士候補者の受け入れは大変重要な

視点であると認識をしております。県としましては、今後とも、国等の動きを注視し、質の高いサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 認識、見解については前向きな御答弁をいただきましたが、全都道府県で東南アジアからの候補生受け入れの実績がない自治体は、本県だけなんです。他県では公立の施設でも候補生を受け入れているところもありますし、神奈川県や静岡県では単独で補助金を創設して、積極的かつ計画的に東南アジアからの人材確保にも努めている、そういう自治体もあるんです。本県におきましても、民間の施設経営者の方々と話をしますと、候補生受け入れについて前向きな施設は複数あります。先ほどから述べているように、将来的には介護職員が不足する事態が予測されますので、グローバルな人材確保にも重きを置いて、今後、政策展開をしていただきたいと思います。

それでは、少しここから角度を変えまして、高齢者施設への入所待機者に関する質問をさせていただきます。既に高齢者施設への待機者は、特別養護老人ホームや軽費老人ホームなどだけでも3,500名を超え、これに老人保健施設やケアハウスなどを含めると、優に4,000名を超えるんじゃないかという状況に陥っております。さらに、現在は凍結となっている療養型病床群の廃止が現実のものになったときには、一体どんな状況になるのか。国は今ごろになって、養護老人ホームなどの入居者に対して、在宅サービスであるホームヘルプサービスなどの利用を可能とし、施設設置の目的を度外視して、要介護状態となっても長期療養が可能な特別養護老人ホーム化を進めています。そもそも、介護保険は何のために導入されたのか。それは、利用

者がみずからの自己決定、意思決定により、住みなれた地域で暮らせるための保険導入であった。その内容は既に機能不全に完全に陥っている状態にあります。では、ここで、本県の高齢者施設への待機者及び今後上昇する高齢化率に対してどのような施設整備計画があるのかを再度、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 高齢者入所待機者への対応策につきましては、市町村とも協議しながら、第4期介護保険事業支援計画に基づき、特別養護老人ホーム等の施設整備を計画的に進めているところであります。現在までの整備実績は、特別養護老人ホームが約100床、認知症高齢者グループホームが約150床、介護つき有料老人ホーム等の特定施設が約150床となっております。また、特別養護老人ホーム併設のショートステイ床の定床化や、昨年度創設した介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した認知症高齢者グループホーム等の整備を進めているところであります。

○図師博規議員 今答弁にありました第4期計画、これは3カ年計画となっておりますが、3カ年かけて特別養護老人ホームからグループホームの整備を含めても約400床しか整備されない、そういう簡単な足し算ですね。つまり、その整備計画では4,000名余りの待機者を受け入れるだけでも10年、いやそれ以上、20年、またその間には高齢化率はどんどん上昇していきます。つまり、何が言いたいかというと、今の計画と現場の実態は大きく乖離しているということが歴然なんです。この状況を改善するために、施設をどんどんつくるというのも一つの選択肢かもしれませんが、そういう状況を改善するために大きな指標を示してくれているのが長野県なんです。長野県は、質の高い高齢者の

療養環境整備、つまりクオリティ・オブ・ライフのためのサービスを構築しています。

先日、医療対策特別委員会でも長野県に出向き、その内容を研修してきました。資料を配っております。裏面を見てください。これは、都道府県別の1人当たりの高齢者関係医療費と在宅で高齢者をみとる割合の相関関係を示す資料です。この資料から読み取れることは、長野では、施設型の福祉に頼らず、介護保険導入目的でもある在宅福祉・在宅医療の展開により、結果として高齢者の関係医療費も最低水準まで抑制できているということ。それを示す資料としてはよくできていると思います。この保健活動及び訪問介護・看護、そして往診体制の整備というのは、一朝一夕でできることではないというのはよくわかりますが、人口規模も産業構造も、さらには中山間地を抱えるという地理的条件も、本県と長野はそう大差ないです。その大差ない県でこういう取り組みをされているということからは、大きく学ぶことがあると思われまます。福祉保健部長、本県と長野の取り組みで今、具体的に何が違って、何を改善していかなきゃいけないのか、その認識をお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 指標にあらわれる長野県と本県との違いを見てみますと、ひとり暮らし高齢者率が本県よりも低くなっていること、また高齢者1人当たりの訪問看護件数が多くなっていることなどが挙げられます。これらの指標だけでは十分な違いは明確ではありませんが、長野県の1人当たり後期高齢者医療費が低いことや在宅死亡率の高さの背景には、在宅の医療や福祉を支えるサービス提供体制や地域保健活動の充実、さらには家族や地域で在宅ケアを支える住民の方々の意識の高さなど、

さまざまな要因があると考えております。

○図師博規議員 今御答弁ありましたそのとおりなんですね。そして、長野と宮崎の大きな違い、それは核となる病院、佐久総合病院が長野にはありまして、そこには地域医療を志す研修医も多数、また本県からも多数集まっているという実態もあります。ただ、佐久総合病院がないから宮崎はだめなんだとあきらめるのではなくて、部長が今言われたとおりの訪問をふやす、そういう拠点のステーションをふやすということも大切な取り組みかと思われまます。家族や地域で在宅ケアを支える意識を高く維持するためには、行政福祉サービスの下支えがなければ実現するものではありません。今まさに宮崎も、福祉型、在宅の福祉を中心にすべき、そういうことを声高らかに宣言していただいて、かじを切るときだと私は考えまます。

実は私も今、公務の合間に祖父、祖母を介護しております。特に、祖母は家で介護しております。介護度4です。家族と交代で夜間は寝泊まりをして、おむつをかえ、そして朝を迎える。ばあちゃんがそこで冷たくなってはいないか、それを心配しながら布団をはぐる日々が続いております。ただ、家族介護は大変です。心身ともにとても疲れます。家族間のストレスが非常に大きくなっているのも現実です。このような思いをされている多くの県民のためにも、福祉、特にそれは在宅という福祉で、今後、介護、看護、そして医療サービスが受けられる体制整備を構築していただき、また私も専門的見地から積極的な政策提言を今後もさせていただくということを申し述べ、一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

○中村幸一議長 以上で本日の質問は終わりました。

◎ 常任委員長審査結果報告

○中村幸一議長 次に、議案第14号から第16号までの各号議案を議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました議案第14号及び第16号について慎重に審査をいたしました結果、議案第14号については賛成多数で、議案第16号については全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の概要について申し上げます。

議案第14号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、当局より、「今回の改正は、平成22年度の人事委員会勧告及び国家公務員の給与改定の状況等を踏まえ、若年・中堅層等を除き、給料月額を平均で0.1%引き下げ、期末・勤勉手当について支給月数を年間で0.2月分引き下げる等の所要の改正を行うものである」との説明がありました。

このことについて、複数の委員より、県財政への影響及び市町村において同様の改正が行われた場合の影響について質疑があり、当局より、「県の一般会計全体で給料・諸手当分で約15億円、共済費等も含めると約18億円の減額になる。また、県内市町村全体で同様の改正が行われた場合には約9億5,000万円の減額になると推計している」との答弁がありました。このことに対して委員より、「消費の落ち込みが大きい現在の経済状況の中では、逆に民間の給与等を引き上げるような方策が必要であり、今回の給与等の減額が県下に及ぼす影響は非常に大

きいのではないか」との意見がありました。また、今回の条例改正による獣医師の初任給調整手当の創設について、委員より、「ことしの口蹄疫による被害により獣医師の確保の大切さが再確認された。今後も引き続き、獣医師確保のための方策を研究検討していただきたい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、文教警察企業常任委員会、満行潤一委員長。

○満行潤一議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました議案第15号について、慎重に審査をいたしました結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

議案第15号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」について、当局より、「今回の改正は、平成22年度の公民較差に基づく人事委員会勧告及び教員給与見直しにより所要の改正を行うものであり、給料月額を中高年齢層に限って平均で0.1%引き下げるとともに、義務教育等教員特別手当の最高限度額を月額1万1,700円から8,000円に引き下げるなどの改正を行う。また、知事部局所管の「職員の給与に関する条例」の改正により、期末・勤勉手当については支給月数を0.2月分引き下げる。なお、平成22年4月から11月までに支給された給与の公民較差について、12月に支給される期末手当で調整を行う規定を設ける」との説明がありました。

このことについて、委員より、「今回の改正

により、平均してどのくらい減額となるのか」との質疑があり、当局より、「給与改定の対象者の改定前の平均給与月額が45万3,269円、改定後は44万9,637円となり、平均で3,633円の引き下げとなる。なお、これにより、例えば43歳の教員で配偶者と子供2人を扶養している場合では平成22年度で約11万円の減額となり、教育委員会全体の予算では約10億7,000万円の削減となる見込みである」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議案第14号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」及び議案第15号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論をいたします。

県は、人事院勧告に準ずるとする県の人事委員会勧告を受けて、県職員及び市町村立学校職員の給与に関して、給与月額を平均で0.1%、期末手当・勤勉手当支給月数を年間で0.2カ月分の引き下げを行うとしています。

この給与引き下げに反対する理由の第1は、

人事院が本来果たさなければならない役割を投げ捨てていることです。人事院は、公務員労働者の憲法で保障された労働基本権を制約する代償措置として設けられたものであり、本来、公務員労働者の労働条件の向上に資する役割が求められております。しかし、人事院は1999年から毎年のように給与や期末手当の引き下げを勧告し、県もそれに準じてきました。そして、市町村にも及んでいます。今回の菅内閣による国家公務員の給与引き下げは、本来、人事院の果たすべき中立性をゆがめてきた小泉内閣の総人件費抑制政策を踏襲し、国家公務員の総人件費2割削減の第1段階として人件費削減を実行するものにほかなりません。

第2に、ここ10年以上続けられてきた公務員労働者の給与や期末手当の引き下げが、公民較差の是正などといいながら、果てしのない公務員と民間の賃金引き下げ競争をつくり出していることです。

県が人事委員会勧告どおりに給与削減を実施すると、職員1人当たり年間で約8万5,000円の減額、全体で、給与、諸手当、共済費などを含めると約18億円の減額に上ると試算され、さらに市町村の実施では9億5,000万円の給与減額になると試算されています。また、教職員の削減でも10億円余が減額されると、委員長報告にも述べられています。

こうした人事院勧告に準拠する自治体での給与の引き下げは、職員やその家族の生活にとどまらず、民間労働者の給与やボーナスにも波及して、県民の消費を一層冷え込ませることは明らかです。長期にわたる深刻な不況の中、しかもデフレ経済が進行する中で、こうした賃金引き下げ競争で一層のデフレスパイラルに陥ることは必至であり、消費低迷と景気悪化の悪循環

を加速させることにしかならず、地域経済に極めて大きな影響を及ぼすことは明らかです。今こそ庶民の懐を暖めることが肝心であり、国の責任が大きく問われるものです。したがって、今回の給与等の引き下げ改定は認められるものではありません。

以上、反対の理由を述べまして、議案第14号及び第15号に反対する討論といたします。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第14号及び第15号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議案第14号及び第15号について一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立・挙手〕

○中村幸一議長 起立または挙手多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第16号採決

○中村幸一議長 次に、議案第16号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時7分散会

11月25日（木）

平成 22 年 11 月 25 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)
53 番 福 田 作 弥 (同)

出席議員 (42 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 8 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 9 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 河 野 安 幸 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|---|
| 知 事
県 民 政 策 部 長
総 務 部 長
福 祉 保 健 部 長
環 境 森 林 部 長
商 工 観 光 労 働 部 長
農 政 水 産 部 長
県 土 整 備 部 長
会 計 管 理 者
企 業 局 長
病 院 局 長
財 政 課 長
教 育 委 員 長
教 育 長
警 察 本 部 長
代 表 監 査 委 員
人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 東 国 原 英 夫
山 下 健 次
稲 用 博 美
高 橋 博 明
吉 瀬 和 一
渡 邊 亮 一
高 島 俊 一
児 玉 宏 紀
加 藤 裕 彦
濱 砂 公 一
甲 斐 景 早 文
日 隈 俊 郎
近 藤 好 子
渡 辺 義 人
鶴 見 雅 男
城 倉 恒 雄
太 田 英 夫 |
|---|---|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| 事 務 局 長
事 務 局 次 長
総 務 課 長
議 事 課 長
政 策 調 査 課 長
議 事 課 長 補 佐
議 事 担 当 主 幹
議 事 課 主 査
議 事 課 主 査 | 日 高 勝 弘
岡 崎 吉 博
渡 邊 靖 之
武 田 宗 仁
日 高 正 憲
中 原 光 晴
日 高 賢 治
関 谷 幸 二
前 田 陽 一 |
|---|---|

◎ 一般質問

○中村幸一議長 ただいまの出席議員40名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、濱砂守議員。

○濱砂 守議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。2日目の一番最初に質問をさせていただきます。早速、質問に入ります。

まず最初に、一ツ瀬川の抜本改修について伺います。

今から5年前の平成17年9月6日、本県に襲来した台風14号が未曾有の大災害をもたらしたのは御承知のとおりであります。それ以来、私は、県議会一般質問で何度も西都市の市街地を流れる一ツ瀬川の水害対策について訴えてまいりました。二級河川一ツ瀬川は、流路延長88キロメートル、本県では大淀川、五ヶ瀬川、耳川に次ぐ県内有数の大きな川であります。平成17年の台風14号の襲来では、堤防に18カ所の漏水が発生しました。穂北地区、妻地区の2,303世帯6,932名に避難勧告、240世帯739人に避難指示が出されております。また、平成19年台風4号の襲来時も、1,458世帯3,828人に避難勧告・指示が出され、そのたびに住民は危険と恐怖にさらされております。

昨年、平成21年11月議会の一般質問で、「私はこれまで何度も一ツ瀬川の河川改修について強く要請してきたが、いまだ抜本改修には至っていない。最近ではゲリラ豪雨などによる災害が頻繁に発生しており、もし堤防の決壊などの災害が発生すると、住民の生命・財産に甚大な

被害をもたらすことは必至である。沿川住民は一日も早い改修を望んでいる。一ツ瀬川の水害対策に対して早急に取り組んでいただきたい」との質問に対して、当時の山田県土整備部長は、「一ツ瀬川の堤防の漏水は、地質調査の結果、川の規模に比べて堤防の幅が狭い上に、堤防の材料や老朽化が原因であり、県としては、地域住民の皆さんの生命・財産を守る上で一ツ瀬川の堤防補強は重要な課題だと認識している。今後は、事業化に向けた河川整備計画の策定と、堤防の強化に向けて国との協議を進めたい」と答弁をされました。

また、ことし9月議会の一般質問で、「一ツ瀬川は事実として非常に危険な状況にあり、災害が発生してからでは間に合わない。一ツ瀬川の抜本的な河川改修について早急に取り組んでいただきたい」との私の質問に対して、児玉県土整備部長は、「一ツ瀬川本川は、堤防のない区間や堤防の幅が狭い区間に加え、漏水が発生している箇所もあることから、大規模な堤防補強など抜本的な河川改修が必要である。このため、詳細な検討を行い、河川整備計画の策定や事業計画について国と協議を進めている。また、本年度は、県単独事業で早急に対策が必要な下水流橋付近において堤防の補強工事をする予定である」と答弁されております。

このような経過を踏まえ、県は去る11月9日、公共事業評価委員会に諮問し、事業費56億6,640万円、事業期間20年、全体計画は、整備延長20キロメートル（杉安橋から一ツ瀬川河口まで）、工事内容は、河川掘削、築堤、堤防補強を行うものであります。公共事業評価委員会では、浸水被害の解消、堤防の漏水防止を実施することで、一ツ瀬川水系全体の治水安全性の向上を図ることが適切と判断されました。これ

により県は、国に対して、交付金事業における広域河川改修事業で23年度新規要望するとしております。実に、台風14号襲来から5年を経過した後のことでもあります。平成17年の台風14号の被害に対する治水対策はどのような優先順位で実施されてきたのか、県土整備部長に伺います。

次に、T P P（環太平洋パートナーシップ）について、県民政策部長に伺います。

宮崎県議会は、今11月定例県議会開会日の18日、「環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉への参加に反対する意見書」を議会満場一致で可決、提出いたしました。T P Pは、自由化レベルが高い包括的な協定であり、物やサービスの貿易自由化だけでなく、政府調達、貿易円滑化、競争政策等の幅広い分野を対象としており、物品の関税は例外なく10年以上にほぼ100%撤廃するのが原則であります。さらに、A P E Cの目標を共有し、より広範な自由化を進めることが協定の目的であることから、将来、本格交渉に参加することになれば、海外から安い農林水産物が国内に大量に流入し、我が国の農林水産業が壊滅的な影響を受けることは明白であります。本県においても、農業生産額や関連産業の生産額の減少、多面的機能の喪失などで2,975億円の損失があると推定されており、農業県宮崎としては到底受け入れられるものではありません。

農林水産省の試算では、T P P参加で農業生産額全体の5割近い4.1兆円が減少するだけでなく、洪水防止などの農業が果たす多面的機能にも3.7兆円相当の損失が出るとし、食料自給率も13%まで低下すると試算しております。J A 全中は、例外を認めないT P Pを締結すれば日本農業は壊滅すると。農林水産省試算では、主

食米の生産量が90%減少、小麦粉は99%、牛肉が79%、豚肉は70%減少すると発表しております。さらに、国内総生産（G D P）を約9兆円減少させ、38万人が失業する大変な事態になるとしております。一方、経済産業省は、T P Pに参加しない場合、G D Pに8兆円を超える将来損失が生じると予測し、日本経団連は、「T P Pに参加しないと日本は孤児になる。アメリカ、中国に置き去りにされる。政府関係者には国益をよく考えてほしい」と危機感を募らせるなど、さまざまな議論が展開されており、各省庁の試算も食い違っております。

そこで、本県におけるT P Pに対する立場をどのようにとらえられているのか、農業、林業、水産業、商工業など、それぞれにおける影響額をどのように試算されているのか、県民政策部長に伺います。

次に、長引く林業衰退により限りなく消滅に近い、消え行く山村の対策について伺います。

国土保全に水源の涵養、温暖化の防止、文化の伝承、いやしの場の提供など、語られて久しい中山間地域対策であります。傍らには既に子供はいなくなり、高齢者のひとり暮らしがふえ、隣の家も遠い。車もない。たまに来るのは郵便配達員か農協職員、唯一の楽しみは離れて暮らす子供や孫との電話であります。医療の確保、生活用品の調達、交通の確保、情報通信網の整備、何一つ満足なものはありません。加えて、長期的な木材価格の低迷であります。消滅寸前の山村過疎地域、この実態をどのように受けとめておられるのか、県民政策部長に伺います。

次に、商工観光労働部長に伺います。連続テレビ小説「てっぺん」の経済効果は100億円——広島県尾道市などを舞台に、ことし9月下旬に

放送が始まった「てっぱん」の経済効果は、日銀広島支店の試算によると、県内の観光客が92万人ふえると想定し、その効果は100億円としております。尾道市の観光客数は、瀬戸内しまなみ海道が開通した1999年に大幅にふえた後、2001年ごろから低迷が続いていることから、観光産業に大きな期待が寄せられております。

本県でも、口蹄疫により大打撃を受けた畜産関係者を初め、本県産業、県民のみんなが再生と復興を目指している中、これといった起爆剤が発表されておられません。本県を舞台にした大河ドラマや連続テレビ小説誘致の話も県民の間でよく耳にいたします。県庁職員による提案も報道されましたが、誘致ができればかなりの経済効果が期待されるものと思われまます。県における取り組みについてお聞かせください。

また、最近話題になっている格安航空会社（LCC）について、本県出身でもある全日本空輸の伊東信一郎社長は、関西国際空港を拠点にした格安航空会社の設立を決定し、運賃は既存大手の半額程度で、2011年度下期に運航を始めると発表しました。既に、徹底した低コスト運航と安い賃金の提供を企業理念として、欧米やアジアで飛躍的な成長を遂げている驚異的な格安運賃に対抗するものと思われまます。格安航空会社の誘致について、県民政策部長にお伺いをいたします。

次に、国衙跡の活用について、教育長に伺います。

まず、西都市寺崎に所在する国府（国衙）跡の整備の方針と進捗状況について伺います。

また、隣接する律令時代の国分寺、国分尼寺も、重要な歴史、文化、観光の要素でもあります。国分寺跡と県立妻高校の敷地になっている

国分尼寺に対する今後の調査、整備についてお聞かせください。

次に、この文化遺産を核にした観光振興について、商工観光労働部長に伺います。西都市には、前後する時代についても、古代時代では国指定特別史跡の西都原古墳群、中世では国指定史跡の都於郡城址があり、まさに全国有数の広域史跡群となっております。既に機能している西都原考古博物館、ルート指定されている「ひむか神話街道」や宮崎市の生目古墳群、新富町の新田原古墳群なども含めると、豊かで多様な日本を代表する、宮崎にしかない観光資源として有力であります。県を挙げて積極的に取り組むべきと考えまます。商工観光労働部長の所見をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。後は自席から質問をいたします。（拍手）〔降壇〕

○県民政策部長（山下健次君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、TPP参加による本県産業への影響についてであります。我が国の関税率を見てみますと、電気機器や自動車などの工業製品はほとんどが0%、木材は、加工したもの以外は大半が0%、魚類は大半が3～5%程度、また農産物では、生鮮野菜は大半が3～5%となっている一方で、米は700%以上、牛乳・乳製品は300%以上、さらに肉類は40%程度と、高い関税率が設定されている品目もございます。TPPへの参加により関税が撤廃されますと、国際競争力のある産業分野においては、市場拡大によるメリットが生じてまいります。本県では、直接、輸出等を行っている企業は多くはございませんが、海外展開する大企業向けに部品を製造している企業などを含めまますと、本県においても貿易自由化の利益を期待できる分野は一定程

度あるものと考えております。その一方で、現状のまま貿易自由化が行われる場合には、先ほど御指摘ございましたように、畜産あるいは米などの農業生産が壊滅的な打撃を受ける可能性があります。関連産業を含めまして、甚大な影響が懸念されるところでございます。分野別に申し上げますと、例えば農業では耕種部門で236億、畜産部門で1,293億、さらに水産部門で65億といったことが懸念されるところでございます。また、農業関連分野を中心に雇用の場が失われることになると、当然、県外への人口流出が加速し、本県はますます厳しい状況になると予想されます。TPPへの参加は、アメリカ市場における競争力の確保や、今後成長が期待されるアジア市場への進出を目的として検討されておりますが、産業への影響等については長期的な視点で見ていく必要があると考えております。

次に、中山間地域の集落の実態についてであります。本県はもとより、全国的に中山間地域においては、若年層を中心とした人口の流出や高齢化の進行等により地域の活力が低下しており、特に山間地における小規模集落においては維持存続が危ぶまれる集落もあることから、集落の住民が安心して生活できる地域づくりが重要であると認識をしております。このため、県におきましては、平成20年度から中山間地域対策を重点施策に掲げまして、いきいき集落応援事業を初めとして、集落の主体的な取り組みを支援する施策を実施してきたところであります。今後とも、住民みずから考え行動する意識の醸成や、都市との交流の推進などを通じまして、集落の維持・活性化に取り組むとともに、市町村とも連携しながら、住民の要望、意見を十分に尊重し、集落の再編等を検討していく必

要があると考えております。

最後に、格安航空会社（LCC）の誘致についてであります。本県におきましては、ソウル線と台北線の2つの国際定期便が就航しておりまして、現在、その維持充実に努めているところであります。格安航空会社につきましては、世界各地で設立されており、利用者も大きく伸びている中、近年、日本へも定期便が就航して注目されているところでありますので、県といたしましても、その動向について関心を持ちながら、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（渡邊亮一君）〔登壇〕

お答えします。

まず、大河ドラマ等のロケ誘致についてであります。本県では、過去、NHKに対して、大河ドラマや連続テレビ小説等のロケについて要望を行っておりまして、連続テレビ小説については、「わかば」が平成16年に日南市等でロケが実施されまして、全国に本県の魅力を発信することができたところでございます。現在、ロケ地候補地等を掲載したロケガイドブックや、映画・ドラマの種コンテストの受賞作品などを活用しまして、宮崎フィルム・コミッションが中心になり、制作会社等に対しまして、ロケ誘致活動を行っているところでございますが、NHKにも今後、大河ドラマ等を含め誘致を働きかけていきたいと考えております。

次に、日向国府跡についてであります。日向国府跡や日向国分寺跡の整備は、西都原古墳群等に加え、西都市における新たな観光資源となり得、歴史観光あるいは教育旅行の促進など、西都地域全体の観光浮揚に大きくつながるものと考えております。したがって、その整備が進めば、県といたしましても、新たな観光ル

ートの設定、観光客の利便性を向上させるための施設や受け入れ体制の整備など、地元自治体と連携しながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○**県土整備部長（児玉宏紀君）**〔登壇〕 お答えします。

平成17年の台風14号の被害に対する治水対策の優先順位についてであります。平成17年の台風14号では、県内各地の河川で甚大な浸水被害が発生したところであります。このうち、費用対効果——BバイCとっております——が1を上回る河川で大淀川や五ヶ瀬川、三財川など、堤防の決壊や越水により家屋の全壊や床上浸水等の大規模な浸水被害が発生した箇所から、限られた予算の中で計画的に事業に着手してきたところであります。以上であります。

〔降壇〕

○**教育長（渡辺義人君）**〔登壇〕 お答えいたします。

西都市における日向国府跡の整備等についてであります。議員御質問のとおり、西都市には多くの史跡が所在しており、本県の歴史を考える上で重要な地域であると認識いたしております。現在、日向国府跡や日向国分寺跡につきましては、西都市教育委員会が主体となり、それぞれの史跡の整備に取り組まれているところであります。

具体的には、日向国府跡につきましては、その範囲が約2ヘクタールと考えられ、そのうちの約1ヘクタールについては、平成17年7月に国の史跡に指定され、今年度中にはすべての公有化が図られますとともに、整備基本構想が策定されることとなっております。来年度以降につきましては、残り1ヘクタールについての史

跡指定及び公有化のほか、発掘調査にも一部着手されると伺っております。また、日向国分寺跡につきましても、西都市教育委員会による調査が平成7年度から実施されており、平成23年度の国指定に向けて整備が進められているところであります。なお、国分尼寺跡につきましては、現在、妻高等学校の敷地内にありますことから、当面は現状のまま保存することとしております。今後とも、県教育委員会といたしましては、史跡の整備等につきましても、文化庁の指導を得ながら、西都市教育委員会に対し、必要な助言及び支援を行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○**濱砂 守議員** それでは、自席から質問をさせていただきます。

まず、県土整備部についてであります。一ツ瀬川の件なんです。平成17年の台風14号における主な河川の浸水被害状況を見ますと、県内11河川のうち、県から国に対する河川改修事業の要望は、一ツ瀬川が一番最後になっております。国の採択要件を見ますと、十分果たしておるにもかかわらず、国に対する要望が一番最後になったというのは、財政的なものもあるかもしれませんが、しかし、5年間そのまま——放置されたということではない、手当てはしていただいているんですが、今回、国に申請を新規要望していただくということは非常にありがたいことでもあるんですけども、ただ、沿川住民の人たちから考えると、なぜこんなに遅くなったのかというのも一つの疑問なんです。この点についてお伺いいたします。

○**県土整備部長（児玉宏紀君）** 平成17年の台風14号の浸水被害につきましては、特に浸水被害の激しかった大淀川、五ヶ瀬川では河川激甚災害対策特別緊急事業に採択されまして、早期

整備を図ったところであります。また、三財川や耳川など、堤防の決壊や越水により家屋の全壊や床上浸水等の大規模な浸水被害が発生した箇所から、限られた予算の中で順次、事業に着手してきたところでございます。

○濱砂 守議員 確認の意味でもう一つ質問しておきたいと思えます。今回の一ツ瀬川の費用対効果（BバイC）は9.44であります。事業期間は20年、他の10河川における費用対効果と事業期間をお示してください。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 平成17年の台風14号による主な河川の浸水被害の対応につきましては、これまでに県内10カ所で事業に着手してきたところであります。それらの費用対効果につきましては、河川激甚災害対策特別緊急事業を除きますと、1.3から7.1程度となっております。また、事業期間につきましては、5年から20年となっております。

○濱砂 守議員 20年という期間なんですけど、既に災害発生から5年経過しております。20年という期間が非常に長く感じるんです。地元の人たちも、事業評価委員会の後にそういう説明をしたんですけど、20年というのが非常に長い、いつ災害が発生するかわからんと。県内、たくさん状況があるんでしょうけれども、その地域については自分の屋根よりも高いところまで水が上がる。そして、水が庭から噴き出すような地域ですから、非常に心配をされている。これは何とか早目に、自分たちが生きているうちにちゃんと整備をしていただけんかというような話なんですけれども、ぜひひとつその辺は地元住民の意向も酌んでいただいて、なるべく早い期間に完工していただくと。まずは着工できるのが先決なんですけれども、この期間は今後短縮するとかいうのは可能なんですか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 一ツ瀬川の河川事業につきましては、公共事業費が大きく削減される中、総事業費が大きいことから短期間での事業実施は難しい状況であります。このため、一ツ瀬川の事業実施におきましては、予算の確保に努めながら、漏水の発生した箇所や堤防が決壊するおそれのある箇所など、緊急度の高い区間から優先して早期整備に努めてまいりたいと考えております。

○濱砂 守議員 よろしく申し上げます。先ほど壇上で申し上げましたが、本年9月議会で私は一般質問をさせていただきました。そのときに部長の前向きな答弁をいただいているんですけども、5年間ずっとみんな待ってきたものですから、住民の皆さん方はこのままじゃ大変だと。まだあの時点で決定ということではなくて、9月13日の私の一般質問の時点では、まだ評価委員会を通過しておりませんでしたから、その後、11月9日に評価委員会に諮問されたということで、実は9月の末ぐらいから地域住民が、「一ツ瀬川の早期改修を求める住民の会」という発起人会をつくって——一番身近にある穂北地区と妻地区の被害を受ける地域の方たちなんですけど——署名運動を現在始めております。けさ確認したところ、もう6,000人ぐらいの署名が集まっているようです。それは沿川住民の方たちばかりですから、そのような方たちは、せつない、本当に命の叫びといいますか、実際そこに増水したときには生きた心地がしないというような人たちなんです。この人たちが署名運動を始めております。ぜひ、この署名運動を重く受けとめていただいて、今までの期間のどうにもならない、自分たちが何とかしなければいかんという叫びでありますから、ぜひ重く受けとめていただいて、国に対しても、もち

ろんその方たちも要望されるでしょうけれども、県からもぜひその地域住民の叫びを伝えていただきたい。ぜひ、23年度事業に組み込めるように、住民の方々も一緒になって——県に対してそういう要望が来ると思いますので、その件について部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 現在、国の河川事業に関する十分な予算枠の確保が望まれる中で、新年度の予算も大変厳しい状況が見込まれております。お話のありました住民の会の皆さんによる署名活動、そういった要望活動につきましては、地元の熱意を表現する一つの方法でありまして、国に対して要望する際の後押しになると考えております。また、事業着手時におきましても、地域のまとまり、協力体制が確保されることで速やかな事業進捗が想定されますので、予算要求の要素として重要であると考えておるところでございます。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、農政水産部長に伺います。TPPに参加ということになった場合、最も影響が大きいと言われる主要農産物の関税率について、農政水産部長、お示してください。

○農政水産部長（高島俊一君） 我が国を含めまして、国の資料によりますと、各国ごとの品目別関税の合計を品目数で割った単純平均で比較しますと、100%を超えているのはインドとノルウェーがともに124%でございまして、韓国が62%、スイスが51%となっております。次に、40%がインドネシア、メキシコ、30%台がブラジル、タイ、アルゼンチンなどの農産物輸出国が名を連ねております。そして、EUの20%、マレーシアの14%の次に日本が12%で、米国が6%となっております。

○濱砂 守議員 品目ごとには出ておりませんか。

○農政水産部長（高島俊一君） 品目ごとでございますが、国などが公表いたしております資料によると、日本における農産物の関税の状況でございますが、無税も含め関税率20%以下の品目が全品目の71.5%である一方、関税率が100%以上の高関税品目が9.4%、200%を超えるものが7.6%を占めております。

具体的な高関税品目といたしましては、コンニャクイモが1,706%、米が778%、乳製品が360%、粗糖——これははてん菜とサトウキビから抽出しました糖でございます——が328%、小麦が252%となっております。また、本県に関連する品目の例といたしまして、牛肉が38.5%、茶が17%、カンショが12.8%、キュウリ、ピーマン、トマトが3%となっております。

○濱砂 守議員 我が県の農業生産額、関連産業の生産額の減少を見た場合、多面的機能の喪失も含めてですが、2,975億円という試算額が出されております。この2,975億円、多面的機能は結構なんですけど、それを除く試算額、内容についてお知らせください。

○農政水産部長（高島俊一君） 本県におきましても、基本的には国の試算方法に準じて試算をいたしております。一部牛肉において、本県は和牛の割合が高いことから、4等級以上の割合や平均単価などで本県の実情を加味しながら、影響額を試算いたしております。その結果、米で全量が輸入品に置きかわることによりまして236億円、畜産物の産出額では、乳用牛で約9割の生産減少で88億円、同じように牛肉で約7割強の429億円、豚肉も約7割強で428億円、さらに鶏肉で6割の322億円、鶏卵で3割強の26億円が影響を受けまして、合計で1,529億円

の影響額と試算をしたところでございます。

○濱砂 守議員 TPPについては世界的な問題なんですけど、日本の関税率は高い高いと言われておりますけれども、日本の関税率は世界の先進国、ほかの国と比べたらどのくらいのランクになっているんでしょうか、お聞かせください。

○農政水産部長（高島俊一君） ランクということではありませんが、先ほどもちょっと申し上げました、単純比較という形で、これは品目別の関税の合計を品目数で割った単純平均ということになるわけですが、100%を超えているのがインドとノルウェーで124%、それから韓国が62%、次に40%台がインドネシア、メキシコ、30%台がブラジル、タイ、アルゼンチンなど、EUが20%、日本が12%、米国は6%、そういう形になっております。

○濱砂 守議員 ありがとうございます。

それでは次に、商工観光労働部長に伺います。格安航空会社（LCC）についてはまだいろいろ問題点が残されておりますけれども、主要な空港にはLCCが就航する余地がない、いわゆるハブ空港には余地がないということで、地域の空港にいろんな外国のLCCが基地を求めてきています。地方の空港が対象になるということで、地域の観光資源を最大限に活用して国内外から格安運賃で招致できるということに——経営ができれば——なるわけですが、本県もまさにアジア諸国に観光マーケットを拡大するチャンスでもあると思えるんですが、商工観光労働部長の所見をお聞かせください。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 本県につきましては、御案内のとおり、交通アクセスにハンディのある県でございます。また、航空運

賃も決して安くない。したがって、格安航空会社の宮崎空港等への就航が実現すれば、本県への国内外の観光客の増加に大きく資すると考えております。観光部門としても大いに関心があるところございまして、その実現を期待しているところでございます。

○濱砂 守議員 ちょっと調べてみますと、インターネットしか契約ができないらしいんですけども、中国の最初にできたLCC、茨城—上海間で片道4,000円、あるいは韓国ですと往復で1万2,000～1万3,000円、それからマレーシアに出ているんですけども、マレーシアに3泊4日ぐらいで飛んで3万円、非常に格安運賃というか、価格破壊の航空会社の競争が激化してきているんです。そういう面から見ると、クアラルンプールあたりから宮崎空港に飛んでくることを想定しますと、1万円以内で飛んでくれる。そのようなものが実現すれば、東南アジアからの観光客誘致というのは非常に有利になるんじゃないかと思うんですけども、まだ問題点がたくさんあるようで、満杯になったら普通よりも高くなるという話もありますので、その辺も踏まえて、十分研究して今後の観光客誘致対策に努めていただきたいと思っております。所見があればどうぞ。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 先般発表しました観光動向調査でも、観光客は減少傾向であります。こういう交通機関の利便性の向上によって観光客がふえるということは、我々としても大変期待したいというふうに思っておりますので、先ほど申し上げましたように、その実現を、観光部門としては期待しているところでございます。以上でございます。

○濱砂 守議員 それでは、知事にお尋ねをしたいと思います。私は、山村過疎集落の生き残

り策ということで、松形知事、それから安藤知事、そして東国原知事、3代、知事が私の議会議員の間にかわられたんですけども、松形知事するときにも安藤知事するときにも訴えてまいりました。もう10年以上が経過いたしました、何ら変わっていないんです。その地域に対する振興策というのが何も変わっておりません。やっぱり年をとるだけ、先ほど言いましたように、子供は既になくなりました。当時60の半ばぐらいが平均年齢だったんですが、既に70の半ばに来ております。あと生きて10年、早ければ5年ぐらいで消滅してしまう集落が幾つかございます。それはどこの地域にもあると思うんですけども、そこに対する対策というのが何もなされていない。非常に行政の弱さというのを、私どもも自分自身で力のなさをつくづく思い知らされておるんですが、非常に集落は穏やかです。みんな仲よく力を合わせて生活しておりますが、いざ、何かあったときには、ひとり暮らし、何の連絡もできません。そこでじっと耐える、あるいは近所の人が見つけてくれるまで待ってなくちゃいかん。そのような生活をされておる、それもお年寄りの皆さん方がたくさんいらっしゃいます。まさに生活難民というか、生活する上で不平等の地域であります。何か手を差し伸べるものがないのかなと思うんですけども、時代の流れといえればそれまでです。ただ、これまで一生懸命働いて日本の国土を支え、そして、その地を守ってずっと生活されてきた。その方たちが最後に幸せにこの5年、10年が暮らせるか、あるいは、やはりそういった病気や事故やいろんなものを心配しながら生活されるかということなんです。知事、どう思われますか。知事はここに4年間いらっしゃいましたから、隅々まで御承知と思います

が、まだ、日本にはもちろんであります、宮崎県にもそういうところがたくさんある。そこにはまだ何も行政として手を差し伸べていない。これについて知事、どのように感じておられるか、お尋ねをいたします。

○知事（東国原英夫君） 中山間地域の問題は、本県だけの問題ではなく全国的な問題だと認識をしているところであります。私は、中山間地域の再生・振興なくしては本県の振興はないという思いを、就任以来持ち続けております。このため、中山間地域対策を重点施策に掲げ、県民政策部に中山間・地域政策課を設けるとともに、中山間地域対策推進本部を設置させていただきまして、全庁的な推進体制で各種対策に取り組んでいるところであります。しかしながら、地域に足を運んだり、県民フォーラム等を通じて集落の現状を伺いますと、今日の世界・経済情勢の影響もあってか、中山間地域における日常生活の利便性、所得水準等の状況は極めて厳しく、その解決は本当に容易ではないということを実感しているところであります。このようなことから、現在策定中の新たな総合計画におきましては、分野別施策に中山間地域の活性化を掲げているところであります。引き続き、集落に暮らす住民の方々の声を十分に伺いながら、都市部住民も一体となって、県民総力戦で中山間地域の振興を図っていく必要があると考えております。

○濱砂 守議員 知事もおやめになって次は、東京に行かれるのか、こちらで生活されるのかわかりませんが、現実の問題として、そういうところがたくさんあるということだけではぜひ御承知いただいて、今後の政治活動をなされるなら、そういうようなものも含めて、自分の政治理論というものを持っていただきたいな

という気がするものですから、よろしくお願
いします。

そこで県民政策部長、今、知事からお答え
いただきましたが、実質的には国道にバスが走
っている、そのバス停から市道を通って林道
を通って作業道を通って家に帰るんです。車
がない。歩くんです。自分の家にバス停から
1時間ぐらいかけて歩いて帰る、そういうと
ころがたくさんあるんです。しかも、高齢者
になって配偶者が亡くなる。ひとり暮らし。
息子や娘はよそに住んでいる。しかし、そ
こに行こうにも、なかなか行く条件がそろ
わない。出るときは死ぬときか入院する
ときなんです。それしか出る機会がない。
そういう方たちのために何かできないか
ということ、前からずっと訴えているん
です。廃校になった学校もたくさんあり
ます。そういうところに、みんなが、何
世帯かが住めるような形の施設をつくら
せていただくなり、あるいは年金程度で
生活できるようなケア施設をつくらせて
いただくなり、そこにそういう人たちが
一遍に集まって生活しながら、医療も
交通もいろんなものが受けられる、普
通の人と同じように生活ができるとい
う場面をぜひつくっていただきたいん
です。もう10何年言い続けています。
ところが、一歩も前に進んでいない。
この状況をどう考えておられるのか、
部長、もう一度聞かせてください。

○県民政策部長（山下健次君） 大変
厳しい状況が引き続きあるということは、
十分認識しております。御指摘とい
いますか、御提案のございました、
そういった居住の仕方というのも一
つ、方法としてはあり得るのではない
かと思えます。ただ、当然のことな
がら、これは住居の移転を伴いま
す。大方の方はその地で住みたい
という方で、そういったことも含
めて十分、市

町村と一緒に話しながら、進めてい
くべきことではないかと考えてお
ります。

○濱砂 守議員 住居の移転をさせ
ないためにそういう話をしてい
るんです。そこで住みたい
んです、みんな。最期もそこ
で迎えたいんです。だから、
そこから動きたくない人た
ちがたくさんなんです。動
かなくていいように、その
集落の1カ所に拠点をつ
くって、そういう状況に
ある老人の方に対して手
助けができないかとい
うことなんです。決して、
その集落からよそに行
って、宮崎なり西都なり
あるいはほかの町に行
って住めということじゃ
ないんです。それはした
くないんです。そこで生
まれたときからずっと
生活されていますから、
そこで生活されるため
に、できるための方策
が何かないでしょうか
ということ、を言
っているんです。もう
一度お答えください。

○県民政策部長（山下健次君） 廃
校跡を利用して、そこ
にグループで住むとい
いますか、そういった
形の御質問かと思
いますけれども、
そうすると、当然、
住居を移すという
ことが前提にな
ると思います。現
在、集落の移転等
について、国の制
度事業というのは
ございまして、
昭和40年代、50
年代では相当活用
がされたんです
けれども、その後、
昭和60年代にな
って以降、本県、
寒川というところ
で――濱砂議員十
分御承知かと思
いますけれども、
昭和60年代以
降、全国でもな
かなかこの事業
が活用されてお
りません。その
事業の中のパ
ターンに、御指
摘のようなシ
ステムとい
いますか、
そういった
形の移転
というの
はない
よう
でござ
います。
今後、
御提
案も
含め
まし
て検
討を
して
いき
たい
と思
いま
す。

○濱砂 守議員 住居を移すとい
うこと
です
ね。住
所を
移し
たり
じゃ
なく
て、
ケア
施設
とか

グループホームとか、いろいろなものがあるじゃないですか。そういうことを言っているんです。家にも帰れる。そこにも住める。ただ、そこに住むにはお金が要りますから、年金程度で住める、そういう施設はないのかなということ言っているんです。体が悪くて入院するんじゃないんです。健康だけれども、仕事もできるんだけれども、そういう状況にある——車の免許もない、人も来ない、そういうところで一人で住んでいる人たちは非常に不安を持ちながら生活している。その不安の解消のためにそういうものはできないのかということ言っているんです。御検討いただいて、ぜひ、そういう手の届いていないところにも行政の手を届けていただきますように、よろしく願いをして、少し時間が残りましたが、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○中村幸一議長 次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕（拍手） 通告に従い一般質問をいたします。

東国原知事、4年間、大変お疲れさまでした。鳥インフルエンザから始まり、不測の事態の連続の中、「県民総力戦」を標榜して努力されたことに敬意を表します。

さて、本年11月29日は、我が国に議会制度が創設され、第1回議会の開院式が行われてから120年目の節目に当たります。そのうち、最初の56年半は明治憲法下の帝国議会、残りの63年半は日本国憲法下の国会で、ほぼ半分ずつ2つの議会制度を経験したことになります。日本国憲法によって創設された国会は、国民を代表する選挙された議員で組織される衆議院と参議院から成り、国権の最高機関としての位置づけを得ました。帝国議会と比べて議会政治が飛躍的

に発展したことは言うまでもありませんが、一方で、二院制を初めとして幾つもの問題を抱え込んだことも否定できません。日本独自とも言える議会政治は、永久政権とも思えた自民政権を支える与党自民党と、これに対立する野党という構造の定着によるものです。昨年、政権交代が実現し、本格的非自民政権として民主党政権が誕生しました。このことは、今後、ねじれ国会が、政権交代可能な政治の時代の常態となることをあらわしています。また、これへの対応こそ、日本の国会政治の新たなチャレンジとして期待するものです。

憲法93条は、自治体の首長と議決機関の議会は、それぞれ直接住民の選挙で選ばれると規定し、これが二代表制の根拠で、首長と議会が緊張関係と均衡の関係にあることを想定しています。中央政界で二大政党へのいら立ちが募ると、地方政界で議会不要論が台頭するのには、ポピュリズムという共通の土壌があります。強力なリーダーを待望し、一刀両断に物事を進めようとする首長が支持を受け、それに同調しない議会はおかしいといった空気になる、議会不要論は説得力を持つこととなります。しかし、強力なリーダーだった小泉政権によって、社会保障と地方が切り捨てられた歴史は、国民が忘れてはならないことだと思っています。

知事とはいつも、ブラウン管、インターネット、新聞等々、つまり間接的というイメージがあります。もっと直接的な議論がしたかったとの自戒も込めて、知事はこの4年間、宮崎県議会をどのように見ておられたのか、素朴にお伺いをいたします。

以下は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいた

します。

県議会と知事は、二元代表制のもとでともに住民の負託を受けた車の両輪であり、この両輪が機能しなければ車は真っすぐ前に進まない、私はそのことを踏まえて県政運営に当たってきたところであります。振り返ってみますと、厳しい社会経済情勢や財政事情の中にあつて、未曾有の被害をもたらした口蹄疫の発生を初めとする予期し得ない出来事もありましたが、県議会の皆様と諸課題に真剣な議論を闘わせ、的確に対応できたのではないかと考えております。また、政治家として初心者でありました私を、時には叱咤激励も交えて育てていただきましたことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さらに、県議会におかれましては、議員定数の見直しや政務調査費の透明化など、数々の議会改革を進められていることにつきまして、敬意を表したいと思っております。

今後、少子高齢・人口減少社会の到来、グローバル化の進展など、地方を取り巻く状況はますます厳しくなることが予想されますが、本県のさらなる発展と県民福祉の向上のために御尽力いただけるようお願い申し上げたいと思っております。以上です。〔降壇〕

○井上紀代子議員 知事、御答弁ありがとうございます。民主主義は時間がかかりますが、議会は必要です。知事とはともにという認識を持ってないまま時間が過ぎたことを残念に思っております。しかしながら、議会も可視化を進めて住民への説明を怠らないようにしなければならないことをしっかりと気づかされ、議会改革を大きく動かす力をいただいたことは事実だと思っております。これからも宮崎県議会頑張りたいというふうに思っているところで

す。

次に、福祉保健部長にお尋ねをいたします。ここ数年、医療崩壊に対するセンセーショナルな報道が過熱をしています。私は、医療崩壊は、医療供給体制の質的整備にかかわる構造的な問題と認識をしています。戦後、日本経済は目覚ましい発展を遂げて、1961年（昭和36年）国民皆保険が実現するとともに、病院、病床数ともに大幅に増大をし、医療供給体制の量的な整備は進みました。日本の病床数は2009年、OECDによると人口1,000人当たり13.9、急性期8.2と、OECD急性期平均3.8と比較し群を抜いて多いものとなっています。それに見合った医師数は養成はされず、人口1,000人当たり医師数は2.1であり、OECD平均3.1より低い水準にあります。御存じのとおりです。つまり、質的な確保という視点から、医療供給体制の整備が進んでいるとは言いがたい状況にあります。

医学部の定員増は医師数の絶対不足を補い、勤務医の過重労働を多少軽減する効果もあるかもしれませんが、医師の養成には8年以上の歳月を要するため、現在の問題を解決することにはつながりません。また、定員増は、教育体制の確保のため、働き盛りの臨床医を教員として医療現場から大学に戻すことにつながり、医師不足の問題をより深刻にさせる可能性もあります。日本の平均在院日数は、慢性病床のみならず一般病床も長いと言われております。医師の過重労働を軽減し質の確保をするためにも、病床再編、施設転換は、長期的な視点から必要です。医療の質的向上を図るために、医師確保と医師が働きやすい環境の整備が必要と思っておりますが、そのことについて部長にお尋ねします。

と同時に、延岡で行われました「住民のコン

コンビニ受診をやめよう」という地域からの声というのは、私は大変素晴らしいことだと思っています。質を向上させるには、しっかりと自分たちの受診も考えていくことが大切だと思います。これを広げるための努力はどのようにされているのか、そこをお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 本県医療体制の充実を図るため、県では、医師修学資金の貸与や関係市町村と連携した求人情報の発信など、医師の養成・確保に努めているところであります。また、県民に対して、安易な時間外受診の自粛を訴えるPRや、地域医療を住民みずからの問題として考えていただくため、オピニオンリーダー育成事業に取り組むなど、住民意識の啓発にも努めているところであります。さらに、医師の負担を軽減する医療秘書の導入促進や、増加傾向にある女性医師が安心して育児と仕事を両立できる体制づくりなど、引き続き、医師会や市町村、宮崎大学等関係機関と連携を図りながら、医師にとって働きやすい就労環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 また、私どもがもう一つ考えておかなければならないのは、病院の病床を何が占めているのか。本来、患者として病気を治すためにおいでになる必要がある方と、それから、以前も問題になりました社会的入院と言われる方たち、そのすみ分けというのをきちんとやらなければならないと思っています。昨日の凶師議員の質問の中にもありましたが、病院が福祉施設化してしまっただめだというふうに私は思っております。福祉施設の整備計画を充実させる必要があると思いますが、それについて再度お伺いをさせていただきます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 現在、全国的

な医師不足を背景としまして、本県におきましても、医師の荷重負担等により救急医療を初めとする地域医療の確保に深刻な影響が生じております。また、今後の高齢化の進行を考えますと、医療サービスと福祉介護サービスとの役割分担や連携を図っていく必要があると考えております。このため県といたしましては、いわゆるコンビニ受診の抑制の取り組み等により、医師への過度の負担を解消するとともに、福祉・介護・サービス基盤の計画的な整備や、健康づくりなどの予防活動、さらには在宅福祉・医療の支援に取り組んでいるところであります。今後とも、予防活動の一層の充実や、医療・福祉の連携による効果的な社会福祉サービスの提供を図ってまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 昨日、凶師議員が長野県と宮崎県を比較して質問しておられましたが、長野県は佐久総合病院というのが本当に大きな、地域の住民の方の思想になるぐらいの病院になっています。ということは、食の問題、減塩の食事をするだとか含めて、そういう意味では地域になじんだ病院になっているということだと思うんです。医師をどうしていくのかということは、地域住民がお医者様と一体となっているようなことをやっていくことが大変重要だと思っています。そういう意味では、お医者さんからのメッセージも大事でしょうし、住民側からのメッセージも大事だというふうに思っておりますので、そこをしっかりと結びつけていただけるようお願いしたいと思います。

先ほど私は、質的向上ということについてお話をしましたが、もう一方では、臨床研修医をふやすということは疑いもなく必要なことですので、そのことにつきまして部長の見解をお聞きいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 臨床研修医を確保するため、県では、宮崎大学や県医師会等と連携しながら、臨床研修病院の説明会や、すぐれた指導医の育成に取り組むとともに、国に対し、都市部の臨床研修医の定員削減など臨床研修制度の見直しを強く要望してきたところがあります。しかしながら、依然として臨床研修医の確保は厳しい状況が続いておりますことから、関係機関で設置する宮崎県臨床研修運営協議会等で魅力的な研修プログラムのあり方を協議するとともに、県内外での臨床研修病院説明会を開催するなど、本県出身の医学生への働きかけを強化したいと考えております。また、国に対しましても、地方における臨床研修医の確保について強く要望してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 私ども新みやざきは、自治医科大等にも調査に行きまして、研修医の皆さんをどうやって確保していくのかという議論も一緒にさせていただきました。ぜひ頑張りたいというふうに思っています。

実は、私が持っています「宮崎県の地域医療の状況について」という資料は、私どもの政治スクールに医療薬務課長においでいただきまして、宮崎県の状況を勉強させていただいたときの資料ですけれども、これは県内の医師の状況等含めて本当に細かく分析をされており、宮崎県がいかに熱心にこの問題について取り組んでいるかということについては敬意を表しているところです。1つ私がすごく気になりましたのは、「性別の状況」というところがありまして、年齢別に見ると、30歳代の女性医師の割合は24.1%、20代は39.9%と、年齢が若くなるにつれて女性医師の割合が高くなっているということを言われています。女性医師の方がずっと

働き続けていかれるような環境づくりをすること、一つ大きなメリットがあるというふうに私は思っております。そこで、今回、病院局長にお尋ねしたいんですが、宮崎病院の病児等保育の状況と今後の展望についてお伺いしておきたいと思っております。

○病院局長（甲斐景早文君） 病児等の院内保育の状況でございますけれども、今後とも県立病院が地域におきまして必要な医療を安定的あるいは継続的に提供していく上での最重要課題であります、医師を初め医療スタッフの確保でございますけれども、議員御指摘のように、女医さんの数が年々ふえておりまして、県立病院においても増加傾向にあります。こういう中では院内の保育というのは大変有効であると、そのように認識をいたしているところでございます。また、最近の女性医師の増加、あるいは看護師の多くが女性であることを踏まえますと、今まで以上に育児に関するサポート体制を充実する必要があると、このように考えております。

このため、非常に厳しい病院経営ではあります。宮崎病院におきまして、病児を対象に24時間いつでも対応することを基本に、先月、10月20日から試行しているところでございます。長期的視点に立ちますと、院内保育の実施等により職員の働きやすい環境が充実できれば、医療資源の乏しい本県におきまして医師を初め医療スタッフの確保につながり、そのことによりまして病院事業全体の経営にも好影響を与えるのではないかと考えておりますので、院内保育の運営に当たりまして、コスト的な検証あるいは効率的な運営はもとよりでございますけれども、やはり、育児を行う職員が安心して働ける環境づくりを最優先に努めてまいりたい、この

ように考えているところでございます。

○井上紀代子議員 宮崎病院の病児等保育というのは本当に評価したいと思っています。ただ、「女性医師の方の」とか限定してしまうと、非常に使い勝手の悪いものになると思うんです。そういう意味で言うと、じゃ、利用者が少ないからなくしていきましようという話になっちゃうのが多いと思うんです。だけど、男性のお医者さんの中でも、自分の子供さんをここに連れてこられるような状況にしたい、また医療スタッフの人も利用できるようにしたい、そういうことも含めて、これが縮小していくような方向でのセッティングではなくて、広がっていく、確実なものに、ステータスとして、ずっと宮崎県立病院の中で、病児保育だけでなく保育所が確定的にできるような状況をつくり上げていただきたい、これは要望しておきたいと思えます。

次に、商工観光労働部長に雇用の問題についてお尋ねをしておきたいと思えます。

これは、「平成22年度の当初予算の概要」ということで私たちに示されたものなんですけれども、非常に多くの雇用対策の事業があります。それがどう効果があらわれたのかというのが、勉強させていただくと疑問がいろいろわくわけです。政府は1990年代後半まで、バブル崩壊後の不況を乗り切るために積極的に財政を支出してきたんですけれども、これに対して、小泉政権は小さな政府を掲げて、公共事業を抑制し、市場競争を重視する構造改革に乗り出しました。ですから、小泉政権前と小泉政権後というのが、今ちょうど比較できる状況になってきました。宮崎県における産業別従業者の増減ということで、1996年から2006年の間でどんなふうに変化があったかということですが、建設業

は約1万5,000人減です。製造業が1万7,000人減です。そして卸売業・小売業が1万4,000人ぐらい減です。そしてふえたのが宿泊業、飲食業、サービス業、これが4,000人ぐらい、それから教育学習支援業というのが大体2万人、医療・福祉のところは2万5,000人、こういうふうにして産業のありようというのがどんどん変わってきているんです。雇用対策というのがいっぱい並んでいるわけですけれども、雇用対策の効果はどのように出たのか、そのことについて部長はどのような見解をお持ちかお尋ねします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 県では、「新規雇用創出1万人」こういう目標を掲げまして、直接的な雇用創出効果が高い企業誘致、あるいは農林水産業など諸産業の振興に県庁全体で一体となって取り組んでおりまして、平成19年度から21年度までの3年間で新規雇用創出数計6,596人となっております。中でも国の交付金を活用した雇用創出事業におきましては、平成21年度は、県、市町村合わせまして2つの事業で計1,791人の雇用を創出したところがございます。さらに今年度は、この事業で3,444人の雇用を創出する計画となっております。大変厳しい雇用情勢の中ではありますが、今後とも諸産業の振興や雇用対策事業に全力で取り組みまして、1人でも多くの雇用を生み出してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 執行部側もそうですし、私も県議会もそうなんですけれども、納税者をいかにたくさんつくり上げるかということが大事だと思うんです。できるだけ福祉対象者ではなく納税者を仕上げていくということが大変重要だというふうに思っています。数字でいただいた分は、これはそうだと思います。だけど、雇用がふえたという実感がないわけです。ここ

に非常な問題点があると思うんです。福祉の貸し付け制度があつてお金を借りられて、それでいいということではないんです。少なくとも自分が働いたお金を手にしてそれを使いたい、これが事実だと思うんです。そこを仕上げていくことが大事だと思っております。

部長には要望ですが、雇用対策の一つ一つをもう一度見直していただきたい。中小零細企業は絶対倒産させないということが大切ですし、公的な機関として何ができるのかということがもう一つあると思うんです。そこを含めて、私どもがしっかりと雇用対策をしていくということが大変重要だと思いますので、そこは要望しておきたいというふうに思います。

次に、福祉保健部長にお願いをしたいと思っています。これは私が今回質問するに当たり大変力を入れてきた問題で、重症心身障がい児・者をお持ちのお父さん、お母さん、それこそ年配の方もいらっしゃるわけですけれども、非常に希望しておられるのがショートステイです。ショートステイを大変希望しておられます。いろいろな形での福祉施策があり、いろんなものを今皆さんが受けておられることは事実なんですけれども、在宅において重症心身障がい児の方たちをしっかりと育てておられるし、しっかりと一緒に暮らしておられるんです。ところが、何かが起こったときに、例えば育てていらっしゃるお父さん、お母さんのお父さん、お母さん、いわゆる当事者からするとおじいちゃん、おばあちゃんになるんですが、だれかが倒れたときに、その人はどこで、だれが面倒見てくれるのか。医療的ケアの必要な方は十分いらっしゃるんです。その認識が本当に福祉保健部のほうにあるのかなのか、そこも含めて部長にお尋ねしておきたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 重症心身障がい児・者の短期入所、いわゆるショートステイは、医療的ケアなど障がいの特性に応じた専門性の高い対応が必要となるため、受け入れ施設は限られております。また、対象者の中には、人工呼吸器を装着されるなど相当重度な方もおられ、その受け皿は専門の小児科医が相当数確保される重症心身障害児施設が主体とならざるを得ない状況があります。こうした中、県といたしましては、県内2カ所の重症心身障害児施設がその役割を十分発揮できるよう、平成21年度に医療スタッフの人材養成等に係る助成事業を創設したほか、人工呼吸器等の整備費補助を行っているところであります。今後とも、当該施設を含め医療的ケアの可能な施設と連携し、重症心身障がい児・者の医療・福祉サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、医療的ケアは、医師または看護師しか対応できないという法令上の制約がある中、現在、国において、介護職員が日常的な医療的ケアを実施できるよう法整備が検討されており、受け入れ環境の改善につながるよう適切に対応してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 次に、ちょっと読み上げた文章は、実際、訪問看護をされている訪問看護師さんの書かれたものです。

私たち訪問看護師は、日々、母親の奮闘ぶりを見ています。一生懸命に教育、医療措置、子育てと大変だなと感じています。私たちが看護できる時間は限られています。お母さんや御家族の相談事など、できる援助はしていきたいと考えています。しかし、御家族の不幸や慶弔事など急な出来事もあると思います。そんなときどうしようと常にお母さんたちは考えられていると思います。不安のない在宅生活を送ってい

ただきたいとひしひしと感じていますが、実際にはそういった施設はなく、解決の糸口もない状態です。地域に1カ所、常に受け入れできる状態で医療措置も問題のないベッドの準備をお願いしたいと思います。——この方は都城の方なので——都城病院や医師会病院などに設置することは不可能なのでしょうか。子供たちが安心して在宅で生活が送れるようにできないでしょうかというふうに言っておられます。

もう一人、これはお母さんなのですが、息子は人工呼吸器を使用しているため、ショート先は愛泉会しか利用できません。ことしの春、実家の父が脳梗塞で倒れたときには本当に困ってしまいました。土曜の朝に連絡が入ったので、息子は父親に頼んで土日は病院に行くことができたのですが、月曜はどうする、父親は仕事で休めない。それでは週に1度の訪問看護を長時間の分を使おう。そして父のところに行きました。親の最後もみとれないのかな、葬式は行けるのかな、とても歯がゆく悲しい気持ちでいっぱいです。愛泉会までは1時間半、引き継ぎに30分から1時間、それだけで4時間かかり、それから実家へ行く。精神的にも体力的にもまわっているのに、それしかないという現実ですとおっしゃっています。

もう一人。住んでいる町にはショートステイを受け入れてくださるところはありません。数年前、療育センターにショートステイをお願いしたことがあります、あのときは本当に助かりました。リハビリ等お世話になっていて、先々何かあったら、その都度お世話になれたらいいなと思っております。ショートステイは家から遠いですが、子供たちを安心して預けられるところですので、遠さは苦になりません。

多くのお母さん方からいろんなものをいただ

いているわけですが、今回、私は、医療機関で受け入れをしていただいているところ、今後受け入れをしようとしているところ、その方たちと行っているいろんなお話もさせていただきました。もちろんこども療育センターにも行かせていただきました。これは、地域で1カ所でいいというふうにお母さんたちは言っておられるわけですが、それをつくることはそんなに不可能でしょうか。もう一度お尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 在宅で重症心身障がい児を見ていらっしゃる御家族の厳しさというのは十分認識をしております。ただ、重症心身障がい児・者に係る施策というのは、高度の医療的なケアに対応できる専門の医療スタッフが必要でありまして、その充実を一気に図るということはなかなか厳しい、難しいものがありますが、市町村、関係施設と連携を図り、また保護者の御意見も伺いながら、一つ一つ課題解決に努めてまいりたいと考えております。

特に、県央地区において医療的ケアが行える短期入所施設、もっと確保できないものかという御意見があるということも承知しておりますけれども、医療的ケアに対応する短期入所につきましては、県央地区では現在、こども療育センターにおいて、日中一時支援を含め年間約2,000人を受け入れているほか、昨年度、宮崎市内の民間病院でその受け入れが開始されたところでもあります。短期入所は、障がい児を抱える保護者の負担軽減対策として重要な施策の一つでありますので、事業者の確保につきましては、実施主体の宮崎市の意向も踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 自立支援法でそれが改正さ

れると、こども療育センターは、金看板である「肢体不自由児施設」を外せる可能性は非常に高いと思うんですが、こども療育センターの今後というのはどのようにお考えなのでしょうか。

○福祉保健部長（高橋 博君） こども療育センターでは、重度・重複化する利用者のニーズに対応しまして医療的ケアが必要な方の受け入れをできる限り行っており、また、常勤の小児科医師の確保や酸素吸入設備の整備など受け入れ機能の強化にも努めているところであります。重症心身障害児施設など総合的なセンターにつきましては、小児科医を初め相当の医療スタッフを新たに確保する必要があるほか、高度な設備の整備など解決すべき課題が多く、極めて厳しい財政事情の中、その整備は難しい状況にありますので、御理解いただきたいと存じます。

○井上紀代子議員 先日、こども療育センターに行きましたら、若いお母さんたちが障がいのある小さな子供さんたちを抱えて、みんなで集まっているいろんなことを話しておられて、一生懸命育てようという気持ちというのは非常に伝わってきて、大変うれしく思いました。一軒一軒、私も御自宅とかに訪ねていくんです。県内であってもお訪ねしたりするんですが、女性として耐えられないのは、障がい児を産んだことが原因で離婚されたりしているわけです。その中で兄弟児もいるわけです。

高岡町に住んでおられるお母さんのところに先日行きましたら、上は健常児の方が2人いらして、下が障がいのある子供さんなんですが、そのことが原因で離婚をしておられます。上のお兄ちゃんたち2人がちょうど思春期でもあるので、その子供たちとどう向き合っているのか、そこに非常に迷いを持っておられるんです。自分が障がいのある子供さんに集中して愛情をそこに注いでいるかのように、子供さんたちは微妙にそれが出てくるというんです。だけど、何かがあるとお兄ちゃんたちが出てきて、障がいのある女の子を必ず面倒を見たりはしてくれるんだそうです。本当に胸が痛くなるんですけども、できたら兄弟児たちとの時間をしっかりと持ちたい、そこも持って育てていきたい。だからといって育児放棄しようというふうに思われているお母さんはいないんです。ですから、そこをどうやってサポートできるのか。

きょう、私もちょっとしつこいかなと思いつつ——医療現場にいらっしゃる方たちのお話も聞いていると、本当にみんな精いっぱいやろうとしている気持ちは伝わってきたので、よく理解はできているんです。福祉施設にいらっしゃる方たちも、「報酬は単価が違うけれども、頑張る」というふうに言っておられるので、それはありがたいなと思っています。やっぱりここは、文字で書いた答弁ではない、本当の意味で血の通った答弁というのが、この際あるべきではないのかなと思います。部長が決してそんな方ではないというのは私も重々わかっているわけですけども、もう一度、部長、ここは本腰を入れてやっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 私自身、児童相談所の経験がありまして、重症心身障がい児を抱えていらっしゃる在宅訪問というものも経験をしておりますので、どういう状況の中で養育がなされているか、そしてどういう厳しさの中で生活されているかということも、ある程度理解はできているつもりです。そういう中で、

先ほどからお話にありましたような、いわゆる緊急時も含めて短期入所の受け入れについての円滑化を図るためには、そういう事業を行っている事業者側と、それを利用される利用者側相互の情報交換、あるいは理解促進のための場というのがもっとも必要ではないかと考えておりますので、双方の関係者とも十分連携して対応していく必要があるというふうに考えます。

○井上紀代子議員 どうぞよろしくお願ひします。お気持ちは本当によく伝わってまいりました。

お母さん方が言っておられたのは、宮崎の教育界は、特別教育支援学校では、医療的な先生方からのお話を聞けば、だんだん先生方も医療的なことができるようになってきた。「宮崎の教育ってすごくいいですね、ありがとうございます」と言っていたいたんです。だから、一つ一つの施策があればほど生きるということは、お母さん方、お父さん方、おじいちゃん、おばあちゃん方をしっかりと私たちが支えるということ、どうぞこれからもよろしくお願ひしておきたいと思ひます。

私、今回ちょっと欲張った関係で、口蹄疫からの再生と次世代育成については、次回に回したいというふうに思っております。

続けて、森林環境税のことについて、環境森林部長にお尋ねをしたいと思ひます。

実は私、林活議連の一員でもありますので、一生懸命これについては支援をし、設立されたときにもこれがぜひできるようにということで頑張ってきた者の一人として、これはぜひ続けていただきたい。でも、税金を取る以上、この税がどのように生きているのかということについては説明責任があるというふうに思っております。

ます。今回出ております議案の森林環境税のこれまでの取り組みとその事業効果はどのようにあったのかを、部長にお尋ねしておきたいと思ひます。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 森林環境税を活用した取り組みでございますけれども、県民参加と公益的機能の重視という2つの視点に立って森林づくり事業を展開しているところでございます。

まず、「県民参加の森林づくり」につきましては、森林づくりボランティア団体の育成、あるいは企業による森林づくりの支援、また、子供たちが森林の役割を学びます環境教育にも取り組んでいるところでございます。このような結果、森林づくり活動に取り組むボランティア団体が、導入前の70団体から、導入後4年目の平成21年度には116団体に増加しております。県民の県民によります森林づくり活動の広がりが見られてきておるといふふうに考えております。

公益的機能を重視した森林づくりにおきましては、水源地等の上流部に長期間放置されました森林等を対象にいたしまして、広葉樹の造林とか、針葉樹と広葉樹が入りまじった森林へ誘導するための間伐等を行ったわけでございますが、それに加えて、公益上重要な森林を公有林化する取り組みの支援などを行った結果、約1,900ヘクタールの森林の整備・保全が図られたところでございます。これらの取り組みによりまして「県民参加の森林づくり」活動の拡大につながりますとともに、災害の防止など公益的機能の高い森林の整備が促進されたものと考えております。

○井上紀代子議員 それでは、森林環境税の内容とか使途について、県民にどのように周知を

しているのか。そしてまた、今後どのように取り組んでいかれるのかについてもお尋ねしておきたいと思います。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 森林環境税の内容や用途につきましては、これまで県の広報あるいはホームページ、新聞やテレビ等のメディアによる広報活動を行っておるところでございますが、さらに、毎年度の森林づくりの活動報告書をつくりまして県内市町村等に配付するなど、その周知に努めておるところでございます。また、特に昨年度は、県内8地域におきまして県民との意見交換会を開催し、直接県民の皆様へ、森林環境税を活用した取り組み等について説明して御意見を伺ったところがございます。しかしながら、昨年度実施いたしましたアンケート調査によりますと、20代、30代の若者層を中心に森林環境税に関する認知度が低いということから、まだまだ周知が十分とは言えない状況にあると考えておりました。今後とも関係部局、市町村とも連携しながら、引き続き新聞、テレビ等のメディアを通じたPRを実施しますが、認知度の低い若年層対策といたしまして、大学や専門学校、若者が集うイベント等の場を活用するなど、あらゆる機会をとらえて県民への普及・PRに努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 私も、本日いただいた答弁をもとに広報してまいるとお約束したいと思います。

次が、取り調べの可視化について、これはいい答弁がいただけるとは思いますが、厚生労働省の村木局長の事件というのは、本当にセンセーショナルなものでしたので、これについて県警本部長の所見をお伺いいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 取り調べの可視

化の問題でございますけれども、これにつきましては現在、国家公安委員長主催の「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」等におきまして調査研究が行われているところであり、私ども県警察といたしましては、その検討の状況を踏まえつつ適切に対処してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 続いて、商工観光労働部長に、私、存じ上げずに失礼いたしました。ソウル事務所の閉鎖の理由、今回の勃発で南と北との戦争を予期しておられたわけではないでしょうけれども、ソウル事務所の閉鎖の理由をお伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） ソウル事務所につきましては、県観光コンベンション協会の海外事務所として平成13年度に設置しまして、約10年間にわたりまして、現地情報の収集・提供あるいは観光・コンベンションの誘致などに取り組んできたところがございます。この間、旅行会社等との交渉や関係づくりのノウハウが蓄積されまして人的ネットワークが形成されますとともに、独自の営業活動を行う事業者が出てくるなど、現在は民間主導での交流が定着・拡大している状況にありまして、一定の成果を得たと思っております。また、厳しい県の財政状況や東アジアに向けた今後の海外戦略等を踏まえ、選択と集中という観点から海外事務所のあり方を見直す必要があると考えております。このような理由から、ソウル事務所につきましては、今年度末をもって閉鎖するための手続を現在進めておりました。今後の海外事務所機能につきましては、成長著しい中国市場へ軸足を移してまいりたいと考えております。以上でございます。

○井上紀代子議員 今後どういう事態が起こる

かもわかりませんが、この10年間、大変よくやってこられたとっておりますので、評価したいとっております。

次に、最後ですが、2009年11月県議会で教育長は、高校の新たな整備計画の必要を認めて、活気ある学校行事や部活動ができる観点からの考慮が必要ということで、2013年度以降は、1学年3学級以下の学校は、その観点に加え、通学の利便性や地域ニーズを踏まえ、学校教育改革推進協議会や県民等の意見を伺って検討すると答弁されて、高校再編の問題を提起されております。これは2009年12月に出されたもので、今後もこれについては変わらず、この方向性をもってやっていかれるというふうに認識するものですが、今日までの協議会の議論は統廃合ありきの議論であったのかどうか、そこをお尋ねしておきたいと思っております。

○教育長（渡辺義人君） 背景として、まず申し上げますと、今日、少子化が急速な勢いで進行いたしております。その影響で、数値として申し上げますと、中学校卒業生数は、平成元年3月では約2万人でありましたが、平成22年、本年3月には4割減の1万2,000人程度となり、さらに平成31年には約半分の1万人程度となることが予測されております。また、本県の高等学校等への進学率が98%となる中で、生徒の能力や適性、興味・関心、進路希望等が多様化してきております。このような状況を踏まえまして、新たな高等学校再編整備計画につきましては、生徒の多様なニーズにこたえとともに、生徒が切磋琢磨や学び合いができるような魅力と活力のある教育環境を提供することを目的として策定するものであります。

なお、統廃合ありきの議論とかいうお話でありましたけれども、現在の再編整備計画におき

ましては、学校規模の適正化につきまして、高等学校の所在地や学校種、生徒・保護者・地域のニーズ等に適切に配慮する旨の考え方を盛り込んでおり、現在、お話にありました学識経験者等から構成されます宮崎県学校教育改革推進協議会におきまして、委員の皆様はこの考え方をお伝えした上で幅広く御意見をいただいている、こういう状況であります。

○井上紀代子議員 今言われている基準に従えば、日向工業、西都商業、高城、飯野、福島、海洋の6学校は対象となる可能性が高いんです。串間市、えびの市からは県立高校がなくなって、多くの生徒が遠距離通学を強いられることとなります。それで、新たな再編計画での統廃合の基準を変更するという考え方はないのでしょうか

○教育長（渡辺義人君） 新たな再編整備計画につきましては、ただいま申し上げましたとおり、学校教育改革推進協議会におきまして、「今後の高等学校教育の在り方」という協議事項の中で、高等学校の適正規模等も含めて御意見をいただいているところでありまして、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○井上紀代子議員 ちょっと観点違って、基準から言えば、部活動含めていろんな意味で活気のある学校をつくるということで、1学年3学級なければ活気がないと、逆に言えばそういう言い方なんですけど、1つ疑問なんですけど、五ヶ瀬中等教育学校は小規模なんです。これはなぜ再編の対象外なのかお伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 非常に鋭い御指摘かと思いますが、五ヶ瀬中等教育学校につきましては、恵まれた自然環境のもとで、さまざまな

体験活動や寝食をともにする全寮制を生かして、特色のある6年間の中高一貫教育を実践するために、設立の当初より1学年1学級の学校規模で、全国に先駆けて開校した学校であります。児童や保護者のニーズも高く、入試倍率は約3倍を超えている状況でありまして、今後とも全寮制の中高一貫教育校として特色ある教育を進めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 これは言い方がちょっとあれかとは思いますが、五ヶ瀬中ほどの人的な配置と、それから教育が持っているいろんな力を発揮すれば、活気のある学校は地域でつくれる、逆に言えばそういうことになるのではないのでしょうか。ですから、お金のかけ方、資源のやり方が、バランスが悪いと言えばバランスが非常に悪いのではないかなというふうに思うわけです。

先ほど濱砂議員のほうから、地域の活性化というのはどうやってつくっていったらいいのか、そこにいらっしゃるおじいちゃん、おばあちゃんが死ぬのを待てというのかみたいな御発言までありました。地域の中で何が必要かといったら、子供の声というのは大きいわけです。元気よく子供の声が響き渡ると地域が物すごく元気になっていく。これは将来を見たときに、子供たちがいっぱいいると思えばこそ未来があるわけです。将来があるわけです。実は大塚の神社の秋祭りがあって、お獅子がいっぱい出たんです。思いがけないほど子供たちがいっぱいいるわけです。そして朝の7時から夕方まで、子供たちずっとおさい銭箱抱えたり、その地域のお祭りの中に参加をしていくわけです。それがあから、今度はおじいちゃん、おばあちゃんは道路に出て、街の真ん中の大塚町で人が出てくるわけです。そしたら地域が元気に

なって活性化していくということなんです。

一方では、地域活性化のために、中山間地の活力のためにと行って、施策としていろんなことをやっているわけです。一方では、そこにあるせっきくの資源である学校というのを引き揚げていくわけです。これって矛盾してないですか。だから、残すために何ができるのかという議論が必要であって、学校教育の施設がないということで、おじいちゃん、おばあちゃんを残して若夫婦がどこかに出て行って移住するという、これはおかしくないですか。それが一つあります。もう一つは、地域に医者がいてほしいとおっしゃっているわけです。お医者さんが来て、「学校がないんですよ」と言ったら来ますか。これもちょっとおかしいと思うんです。もう一つは、ちょっと辺地に住むと、教育費がより一層親の負担がふえていくというのは、これもおかしくないですか。すべてがおかしいんです。だから、地域にあるものを引き揚げればいいのではなくて、議会もそうですけれども、地域、自治体で今一番必要なのは創意と工夫なんじゃないですか。知恵を出すということだと私は思うんです。だから、残すための議論がなぜできないのか、政策的なことと合致してなぜ話ができないのか、そこに疑問を持つものなんです、そこをお尋ねします。

○教育長（渡辺義人君） 高等学校の再編整備計画について、先ほど申しましたように学校改革推進協議会において幅広く御意見をいただいているところでありまして――井上議員のほうは統廃合ありきではないかというような視点で恐らく言っておられるんじゃないかと思えます――全く白紙の状態で学校改革推進協議会のほうに実はお願いをしているという状況でございます。

それで、濱砂議員も先ほども、中山間地域の抱える課題等について切実なお話をされました。私は、中山間地域にある学校というのは、まず一つ押さえておかなきゃいけないのは、世の中全体として少子化といういかんともめがたい大きな流れがある。子供を産まなくなった、あるいは産む数が少なくなった、これが一番の根本的な原因だと思うんです。それともう一つは、中山間地域では過疎化。親たちが住んでも子供が外に出ていってしまう、都市部に流れてしまうということがあります。結果として高齢化が進む、そういう厳しい現実があるわけです。こういった厳しい現実を踏まえながら、その中にいる子供たちにとってよりよい教育環境を提供するにはどうしたらいいのかということで、いろんな懊悩があるわけです。各市町村の小中学校をどうするのか、存廃問題についても相当な議論をした上で、相当な苦渋の判断の上で、やむなく休校あるいは廃校という判断をされたと思うんです。それは厳しい社会的な背景があるからそうなっているわけです。我々のほうとしては、どうすれば子供によりよい教育環境を提供できるのかという視点で、高等学校の再編整備——再編という言葉が響きが悪いのかもしれませんが、そういう視点で考えているということでもあります。

それから、余計なことかもしれませんが、高等学校を出て大学、専門学校等の上級学校へ進学をする、あるいは直接社会に出て就職をする。そうしたときに、小さな学校でそのまま社会に出て行って、果たして大人の社会で、社会人として、職業人としてうまく自立をしてくれるのか、そういった余計な心配もしながらいろんなことを考えながら検討しているという状況であります。以上であります。

○井上紀代子議員 きょうは教育長にそういうふうなお話をさせていただきましたが、先ほど私が、雇用対策の費用というのが本当に生きているのかというふうに申し上げたのはそこなんです。すべては雇用が中心になっています。実際、働いて金があってそこで暮らせれば、それが一番いいわけです。自分で自由になるお金を持っていけばいいわけです。ですから、雇用対策というのはもっと考えないといけないということなんです。マンパワーをそこに集中できないのかということ、私は主張したいというふうに思います。

今回、大変盛りだくさんで申しわけなかったと思いますが、知事、本当に4年間お疲れさまでございました。これからもまた宮崎県民のためにもよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次は、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） それでは、通告に従い順次お伺いしてまいります。

4年前、「どげんかせんといかん」と訴えて宮崎に新風を起こし、見事知事に就任されました。初めは大いなる戸惑いと半ば危惧の念を持っておりましたが、当時、鳥インフルエンザの嵐の中、額に汗をかきながら県内各地を走り、この鶏肉は食べても大丈夫というマスコミ発信にて、かえって消費が伸びたことも、つい

先日のことのような気がいたします。また、大変な激務の中、東京でのテレビ出演や宮崎での各種マラソン大会に参加されるなど超人的な動きは、県民に大きな勇気と希望、なせば成る強い心を与えていただいたと思っております。特にマンゴーを初めとする農産物のトップセールスは、実に東国原知事の独壇場と言える効果的なパフォーマンスでありました。しかし一方で、地方経済は最悪とも言える状況であり、インフラ整備を含め、多くの県政課題が山積している現状の中で、東国原知事は1期4年で退任する意思表示をされました。今日まで90%前後の県民支持率を維持され、また、口蹄疫の被害から復興に向けて県民一丸となって取り組もうというとき、まことに残念であると思えます。本当に宮崎に骨を埋める覚悟があったのか、県民も疑っておられます。大きな課題を残されたまま退任されるに当たり、今日までの県政運営についての所感をまずお伺いいたします。

また、マニフェスト全体の達成度について、知事の自己評価は70点とされております。第三者評価も全体で80点と、一定の評価のようではありますが、マニフェストは、地域ビジョンやそれを実現するための具体的な政策について、数値目標や期限などをできるだけ明示し、県民に約束するものでありますが、当選後、実際に行政運営を行うに当たって、状況の変化により、取り組む政策の優先順位に再検討を加えなければならなかったり、自身のマニフェストに縛られることで、最良の行政運営を妨げられることはなかったのでしょうか。1期4年で退任されるに当たり、知事はマニフェストそのものをどう評価されておられるのかお伺いし、壇上からの質問を終わります。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいた

します。

これまでの県政運営についてであります。私は、知事就任以来、県政改革、宮崎のPRに全力で取り組んできたところでありまして、マニフェストの最大の目標であった県民の皆様への県政に対する信頼回復と郷土宮崎への自信と誇りを高めることについては、おおむね県民の皆様の負託におこたえすることができたのではないかと考えておるところであります。また、厳しい社会経済情勢や財政事情の中ではありましたが、県民の皆様の安全・安心な暮らしの確保や環境エネルギー対策、教育の振興など、マニフェストに掲げさせていただいた諸施策についても、一定の評価をいただいているところであります。一方で、口蹄疫からの再生・復興はもとより、景気・雇用対策、医師確保などの課題もありますことから、これらの課題に対して一定の道筋をつけた上で、次の県政へ橋渡しができるよう、最後まで全力を尽くしてまいりたいと考えております。

マニフェストについてであります。マニフェストはその性格上、政権や政策を支える反面、必要以上に拘束されると政策が硬直化するという面もあるとは思っておりますが、マニフェストは県民の皆様とのお約束であり、その達成が政治家としての責務であると考えております。したがって、私は知事就任以来、マニフェストの実現に全力で取り組むとともに、マニフェスト作成時には予想できなかった社会経済情勢の変化、不測の事態による新たな行政課題にも適時的確に対応すべく、県政運営に努めてきたところであります。残された任期はわずかではありますが、マニフェストを掲げ知事に選んでいただいた以上、県民の皆様とのお約束を果たすべく、引き続き、全力を尽くしてま

いりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○山下博三議員 引き続き、知事にお伺いしたいと思います。知事を退かれた後の知事の宮崎への思いと、宮崎との今後のスタンスについてお伺いをいたします。知事は今日まで、御自身のブログやマスコミ等でも、財源や権限の移譲がうまく進まないこと、そして知事としての改革を進めるにしても壁があること、今回口蹄疫の発生に伴い、国との交渉がうまくいかなかったことなど、特に11月13日付の朝日新聞・オピニオンインタビューにて、1期目でやめる理由を詳しく述べておられます。おでこをきらりと光らせて、次は何をどげんかするのか、政治家・東国原英夫はどこへ行く、多くの県民の大変大きな期待と不安があるのも事実であります。国会議員や閣僚、それとも東京都知事でしょうか。いずれにしても、ぜひ知事はあらゆる分野で宮崎の応援団長であり続けていただきたいと思いますが、いかがでありましようか。知事の見解をお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 宮崎は、私の生まれ育った土地であるとともに、政治家として第一歩を踏み出し、政治家としての私を育てていただいた土地でもあり、だれにも負けないぐらい郷土愛はあります。このたびは、県民の皆様、そして県議会の皆様には申しわけございませんが、国のあり方、国の統治システムを見直すことで、本県や地方が抱える行政課題を抜本的に解決し、地方の衰退に歯どめをかけたいという一心で、知事を1期限りで卒業、退任させていただくこととしたところであります。今後、いかなる立場になろうとも、愛してやまないふるさと宮崎のために、応援団長はおこがましいですが、宮崎の応援団の一人として、私にでき得

る限りの応援、協力、支援をさせていただきたいと考えております。

○山下博三議員 ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

引き続きまして、口蹄疫の検証についてお伺いをしてまいります。

7月の臨時議会において、対策については十分議論をさせていただいております。今議会においては、多くの県民の皆様がまだ不安に思っておられる幾つかの点についてお伺いをしてまいります。大変心配しておりましたが、和牛の子牛競り市も順調に開催されておまして、安堵いたしておるところであります。4月の発生以来、半年ぶりに被災地に牛の導入が始まり、一部の農家ではありますが、活気が戻りつつありますことは大変うれしいことでもあります。しかしながら、まだまだ被災された農家や地域の商工業の方々が多くの問題を抱えておられることもお聞きいたしておるところであります。農家の再開に向けた問題点や商工業の皆様の活気を図るため、どのような施策を実施していくのか、それぞれ農政水産部長、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 被災農家の経営再開に向けては、家畜の導入や飼料購入のための適切な運転資金の確保や、新たな家畜の導入後は直ちには販売収入が得られないことから、生活面での支援が大きな課題となります。このため、経営再開に当たっては、国や県の融資制度により、農家の負担軽減を図るとともに、県畜産協会から支払われることとなっております経営支援互助金や経営再開支援金により、被災農家の経営や生活の支援に努めることといたしております。さらに、経営再建を総合的に支援するため、「みやぎきの畜産経営再生

プロジェクト支援事業」によりまして専門チームを設置し、農家ごとに経営再開のためのシミュレーションを行うなど、関係機関と一丸となって、農家の実情に応じた総合的な支援活動を進めているところでございます。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） まず、商工業者の売り上げ増、消費需要の喚起を図るために、県内外の物産展や特別フェアを12月にかけて集中的に実施していきたいと思っております。また、10月に組成しました250億円の口蹄疫復興ファンドを活用しまして、年末からのプレミアム商品券の発行と地域活性化イベントの開催支援をするなど、商工業者の活気を取り戻すためのさまざまな取り組みを行っていくこととしておるところでございます。また、観光対策につきましましては、現在、旅行会社等と連携した旅行商品の造成支援等を行っているところでございますが、今後とも、このような取り組みを継続していくこととしております。以上でございます。

○山下博三議員 ありがとうございます。

次に、総務部長にお伺いをいたします。現在、国、県において、口蹄疫対策検証委員会が行われております。農家の皆様は、どうしても発生原因の究明や口蹄疫対策はどうあるべきだったか解明していただきたいとの強い要望があります。県の検証委員会の検証状況についてお伺いをいたします。

○総務部長（稲用博美君） 県の検証委員会では、8月25日に第1回委員会を開催して以来、アンケート調査や現地調査、ヒアリング調査を通して実態の解明に努めるとともに、一連の対策について、問題点や改善策の検討を行っていただいているところであります。そのような中で、去る10月29日に開催されました第3回委員

会において、「中間的な論点整理」という形で中途の段階での発表を行うとともに、国の検証委員会とも直接意見交換を行うなど、積極的な活動を展開していただいているところであります。県の検証委員会では、今後、必要な事項についてさらなる調査を実施するとともに、「中間的な論点整理」において提示されました課題等を中心に議論を深めまして、最終的に「調査報告書」という形で、できるだけ詳細に取りまとめを行って公表していただく予定になっております。

○山下博三議員 昨日、国の検証委員会の公表がありました。かなり厳しい、県の今回の発生についての検証がなされておるようですが、ぜひ国と県とともに検証をしっかりとさせていただいて、二度とこういう発生がないような対応をお願いしておきたいと、そのように思っています。

次に、埋却地確保の義務化について、農政水産部長にお伺いをいたします。今回の口蹄疫の拡大の原因に、埋却地の確保がうまくいかなかったことがあります。本県は畜産県であります。それぞれの畜産農家においては、国の方針がどう決まるのか、大変不安を持っておられます。特に養豚・肥育牛農家等、自給飼料基盤のない農家など、早急な対策、対応が必要かと考えますが、見解をお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の防疫対応を振り返りますと、迅速な防疫作業の観点から、埋却地の確保は大きな課題であると認識しておりますが、発生農場近隣における農家みずからの確保とする現在の法制度は、農家に大きな負担を強いる面があること、また、事前に県・市町村が準備しておくことは、農家ごとの農場規模や地理的な条件がそれぞれ異なることな

ど、依然、解決すべき課題は多いと考えております。国におきましては、口蹄疫対策特別措置法に基づきまして、平成24年度までに埋却地の確保に必要な法制度の整備を検討するとされておりますので、国や市町村とも連携いたしまして、適切な手法を検討してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 きのう、養豚経営者協会の総会がありました。私も呼ばれて行ったんですが、過去、平成13年に家畜の堆肥の野積み禁止法が発動されました。いわゆる適正管理を行いなさいという法律ができたんですが、やはり家畜を飼う以上は、この埋却地については、法律のもとにびしっと個人があくまでも責任を負うのか、市町村で責任を負っていくのか、早急な方向決めが必要かと思っておりますから、ぜひとも、その方向を早く被災地の県として国のほうに意見を申し上げていただきますようお願いを申し上げておきたいと存じます。

次に、県有種雄牛の確保と管理におけるリスク分散についてお伺いをいたします。特例措置におきまして、辛うじて5頭のスーパー種雄牛が助かりましたが、次代を担うはずだった49頭は感染してしまいました。長年の努力で宮崎牛ブランドをつくり上げ、全国から高い評価をいただいている今日、さらに歴史をつくり上げていく必要があるかと思いますが、今後の種雄牛確保に向けた取り組みと、管理におけるリスク分散の取り組みについてお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 本県にとりまして、県有種雄牛の確保は、喫緊の課題であると認識をいたしております。現存している17頭の候補牛や、無償譲渡の申し出があった国の家畜改良センターの直接検定終了牛の中から候補

牛を選抜し、早期の種雄牛造成を図ってまいります。また、残っている本県基幹種雄牛の凍結精液や、他県から無償譲渡を受けた凍結精液もあわせて活用しまして、種雄牛の造成に努めてまいりたいと考えております。一方、県有種雄牛の管理につきましては、今回の口蹄疫発生を踏まえ、リスク分散の観点から、複数箇所での飼育管理が極めて重要でありますので、管理コストや作業効率も踏まえ、適正な配置について、関係機関・団体等と検討を進めているところでございます。

○山下博三議員 今回は高鍋の事業団で一極集中であったんですが、今回この教訓のもとに分散をするということでもありますから、かなりの費用と人というのが絡んでくるだろうと思うんですが、万全な体制をとっていただきますようお願いを申し上げておきたいと存じます。8月22日から23日にかけて、9月より開始されます子牛競り市の購買誘致に行つてまいりました。都城が地元の星原透議員、JA都城の新森組合長、都城市の副市長とともに、岐阜、三重県へ行つてまいりましたが、宮崎県で競り市が開催されない期間、北海道を初め素牛市場に購買に行つてみたけれども、やはり系統がはっきりしない、品質がそろわない、そして長年の付き合いがない、人を知らないなど、安心して牛を買えないということでありました。そしてやはり、宮崎の市場は、出場する9割の牛の系統がはっきりしているということでありました。「早く回復して、いい牛づくりをしてください」と言われ、また、スーパー種雄牛が残ったことを大変喜んでおられました。種雄牛を残す特例措置に大変な批判もあったことも理解しておりますが、しかし、全国から、「宮崎牛のス

「一パー種雄牛を残してくれ」と、多くの意見が届けられたのも事実であります。種雄牛をリスク分散して飼育することは、大変な経費と人材が必要となりますが、一致団結して今後とも種雄牛造成に努力いただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

次に、青森県より提供のありました種雄牛「第1花国」の有効利用について、農政水産部長にお伺いをいたします。今月1日に青森県より、東の横綱と言われております「第1花国」の精液100本が、三村青森県知事の「宮崎に「青い森」からの熱き思いを届け、友情の輪を広げたい」というメッセージとともに届けられました。以前、本県の伝説の種牛「安平」と青森県の「第1花国」は、100本ずつ改良のために交換された間柄だそうではありますが、本当にありがたいことだと思っております。そこで、「第1花国」の有効利用についてお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 御質問にありましたように、平成17年には本県の「安平」と青森県の「第1花国」の凍結精液を交換した経緯がございまして、種雄牛造成に活用した結果、「華盛桜」という候補牛として検定中でありましたが、今回の口蹄疫により、殺処分を余儀なくされたところでございます。このようなことから、今回、青森県から寄贈いただきました「第1花国」の凍結精液につきましても、種雄牛造成に活用し、本県肉用牛の復興に役立ててまいりたいと存じます。

○山下博三議員 次に、T P P（環太平洋パートナーシップ協定）についてお伺いをいたします。

少々長くなりますが、所感を述べさせていただきます。去る10月1日、菅総理大臣は所信表

明演説の中で、「T P P交渉への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指す」として、唐突にT P Pへの参加を打ち出しました。その後、民主党内の反発など紆余曲折を経ながらも、先日のA P E C（アジア太平洋経済協力）首脳会議において、T P Pを含む多国間の経済連携を2国間のE P A交渉と並行して進める考えを示した上で、「貿易自由化を目指す方向は一貫している」と、いわゆる「平成の開国」を宣言されました。マスコミによりますと、多くの首脳たちがこの「平成の開国」宣言を歓迎したとのことでもあります。突然に貿易自由化を目指すT P Pを進めるとした菅総理の言動を見ると、昨年末の沖縄に駐留する在日米軍の移転に関する政府方針の迷走、尖閣諸島の衝突事件を中国人船長の超法規的な釈放で決着しようとした政府の危機管理意識、さらには北方領土へのロシア大統領の抜き打ち訪問など、さまざまな外圧を受け、国を開くことを思いついたのではないかと思わざるを得ません。

これまでの政府の論調は、「例外なき関税撤廃してでも世界の潮流に乗らなければ、日本の経済界は大きな損失をこうむる」「T P Pの参加は国民の生活と元気な日本の復活につながり、必ずプラスになる」との強い意欲があらわれており、農業団体などが懸念している農業についても、貿易自由化と農業との両立を図るというものであります。果たして、政府がおっしゃるように、貿易自由化と「持続可能な強い農業」の両立を図ることができるのでしょうか。両立できるか否かは、政府と与党が一体となって、国のあり方を明確にしたビジョンを示すとともに、国民に正しい情報を提供、議論を通じて共通認識となって初めて両立できるか判断されるものであります。しかしながら、今回

の「平成の開国」は、政権与党である民主党内にも大きな波紋を投げかけており、さきの農林水産大臣が会長を務める「TPPを慎重に考える会」には100人を超す議員が集まり、反TPPの動きを加速化させているとのことでもあります。いずれにしましても、国としてのあり方が明らかにされない中で、国民的議論もしないまま、TPP参加がなし崩し的に進められた場合、国内農業はどうなるのか。TPP交渉においては、単に関税の例外なき撤廃のみでなく、郵政民営化の見直しやBSE対策としての米国産牛肉の輸入月齢制限など、いわゆる非関税障壁なども視野に入れた交渉となってくることは必至であります。果たして、菅総理が言われるように、TPP参加が国民の生活と元気な日本の復活につながり、必ずプラスになるのでしょうか。

本県の基幹産業は農業であります。我が国の食料供給県として、優良な農地を活用しながら、安全・安心な農畜産物の生産にひたむきに取り組んでいる県であります。しかしながら、地域農業を見ますと、高齢化や担い手不足といった構造的な課題に対して、集落営農や農業生産法人など、地域の特色を生かしながら克服しようと精いっぱい努力をいたしております。また、農業は、単に農産物を生産するだけでなく、農業、商業、工業が連携しながら、農産加工、販売といった新たな産業を目指す6次産業の動きも活発になっており、すそ野の広い産業であります。今回のTPPへの参加は、このような地域農業に対して壊滅的な打撃を与えるものであり、その影響は単に農業生産にとどまらず、商業、工業、伝統文化の継承など、地域社会の崩壊につながりかねない大変危険なものであると考えます。以上、基本的なことを申し上げ

げ、これまでの貿易自由化に向けた取り組み状況やTPPに向けた具体的な課題など、農政水産部長にお伺いをしてまいります。まず、今まで日本は、12カ国とEPAを合意、締結してきておりますが、米、牛肉、乳製品等、重要品目については、すべて例外措置としてきておりますが、現状についてお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 我が国のEPA締結の状況につきましては、平成14年1月にシンガポールと初めて締結をして以来、現在、アジアを中心に11の国や地域と締結をし、また、最近では、インドと大筋合意に達している状況でございます。こうした状況の中で、御質問にありましたような我が国農業への影響が大きい米などの重要品目につきましては、関税撤廃の対象外として合意・締結をしており、現在でも維持されております。

○山下博三議員 同じく農政水産部長にお伺いしてまいります。2国間協議は、平成14年以降、自民党が政権与党であった時代から交渉を加速化させてきたところでもあります。先ほどの答弁で、日本が交渉中であるという韓国につきましては、アメリカやEUなどとの自由貿易協定（FTA）に積極的に取り組んでいるようではありますが、一方では、国内の農業対策も多額の国費を投入していると聞いております。韓国におけるFTA、EPAの取り組みと、農業対策としてどのような対策を講じておられるのかお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 韓国政府は、2003年から輸出市場の獲得や外国に進出した自国企業のビジネス環境の改善などを目的に、巨大市場を有する先進国や経済成長が見込まれる新興国を対象として、積極的にFTA交渉を推進してきており、現在、EU、米国とも

交渉が妥結し、協定発効に向けた作業が進められております。こうした交渉を進める中でも、韓国政府は、米を自由化例外品目として交渉するとともに、一部の農産物には、関税割り当てや緊急輸入制限品目を残す措置等を講じております。また、韓国農業は我が国の3分の1程度の生産規模であります。国内農業を守るための対策として、2003年には10カ年間で約8兆3,300億円規模、さらに2007年に妥結した米国とのFTA発効に向けた補完対策として、同様に約1兆4,280億円規模の支援対策が決定されたと伺っております。これら対策の具体的な内容につきましては、被害品目への直接支払いや廃業支援、輸入に対抗できる専業農家への所得補償や経営規模拡大支援、食品産業育成、バイオ技術研究支援や農村活性化等となっておりますが、その取り組み状況等の詳細は不明でございます。

○山下博三議員 答弁ありがとうございます。韓国では、アメリカとのFTAにより、数千品目の関税が撤廃され、数十億ドルもの年間貿易額の増加を見込んでいられる一方で、韓国の農業生産者13万人の職と市場開設に伴い、2兆ウォン（2,400億円）もの損失を予測する調査結果もあるということではありますが、いずれにしましても、2兆7,000億円の農業産出額に対して9兆円の国内対策を打ったとのことでもあります。このような中で、市場開放の結果、職を失うことを恐れる農民や労働者の間では、FTA締結に抗議する声が広まっております。FTAに反対する者が割腹自殺する騒ぎが起こったりしているということでもあります。先日、テレビ報道でもあったようであります。国のとった政策に反発した国民が、抗議のためにみずから命を絶つということは、政治をつかさどる者

にとっては、最も避けなければならないことであり、極めて不幸なことであります。日本ではそのような抗議は起こってほしくないと思っておりますが、その影響ははかり知れないものがあると危惧いたしております。影響の大きなものとして、日本が現在、高い関税を課して国内農業を守っておる米、小麦、乳製品の国際価格と国内価格はどうなっておるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 国の資料によりますと、まず、米につきましては、輸入品価格が1キログラム当たり57円、国内価格が同じく247円であり、内外価格差が4倍強となっております。次に、小麦については、輸入品が1キログラム当たり45円、国産が同じく113円であり、内外価格差が2倍強となっております。さらに、乳製品については、バター等の原料乳価格で同じく19円と63円で、3倍強の内外価格差となっております。

○山下博三議員 いずれも国際価格に比べて3倍から6倍の価格ということでもあります。裏を返せば、現在、スーパーなどで買う価格の3分の1から6分の1で買えるということでもあります。一向に回復しない経済状況、デフレの中で、低価格志向の進む消費者にとっては、一時的な恩恵はあると思っております。しかし、そのような低価格の農畜産物が国内にあふれたとしますと、果たしてどれぐらいの農畜産物が国内に入ってくるのか、米、小麦、乳製品についてお伺いをいたします。また、その場合の国内農産物の価格低下も予想されますが、どのようにお考えかお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 国の試算によりますと、まず米では、国内生産量の約90%が輸入に置きかわり、外国産との差別化が可能な

新潟産コシヒカリや有機米といった、いわゆるこだわり米等が約10%残るものの、1キログラム当たりの国産価格は、288円から177円に低下するものとされております。同様に小麦では、国産100%をセールスポイントにしているものが約1%残るのみで、価格低下の影響はないものの、残りの国内生産量のすべてが輸入に置きかわるものとされております。さらに乳製品については、国産のほぼ全量が外国産に置きかわるため、これまで乳製品向けに出荷されていた北海道産の生乳が、都府県の飲用向けに供給されるため、都府県の生乳生産は壊滅的な打撃を受けるとされております。

○山下博三議員 すべてのものに影響が出る、壊滅的な状況になるという報告が今なされたところではありますが、かなりの海外農畜産物が輸入される見通しが示されましたが、輸入農畜産物に国内産地が駆逐された後、残るのは広大な耕作放棄地と、価格決定権を握られ、農畜産物の安全性や価格高騰のおそれを感じながら、農畜産物を購入せざるを得ない消費者の姿があります。果たして、そのような状況となった場合、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興に関する国民の理解をさらに深めるとともに、食料・農業・農村基本法の理念はどうなるのでありましょうか。万が一、TPPに参加することとなった場合の農業生産への影響については、去る11月12日に県に公表していただきましたが、再度確認の意味で農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） TPPに参加し、関税が完全撤廃された場合、輸入品と競合する米や農畜産物を中心に、大幅な生産減少や価格の低下等により1,529億円、関連産業への影

響等により832億円、さらには農業の生産活動の停止等による多面的機能の喪失として614億円、これら合計で2,975億円に及ぶ影響が生じるものと試算をしております。なお、本県農業産出額がほぼ半減することにより、離農者の増加や耕作放棄地等の増大が懸念されるとともに、地域農業はもとより、地域経済に甚大な影響が予想される所であり、産業連関表を用いて試算いたしますと、直接的な農業就業及び雇用人口で約3万人、関連産業等で約5,000人の就業者への影響が見込まれるところでございます。

○山下博三議員 ありがとうございます。

それではここで、関連でありますから、民主党の目玉であります農政改革の戸別所得補償制度の見直しや予算要求の状況、さらには制度が想定している基準単価等について、同じく農政水産部長にお伺いをいたします。農業生産だけで1,529億円程度の影響があり、関連産業を含めると2,361億円ということであります。来年から政府与党は、米でモデル的に進めてきた戸別所得補償制度を米以外の品目にも広げるとしてありますが、米など生産しても売れない状況が懸念されます。米の所得補償制度は、御存じのように、経常的に米の生産費が売り上げ額を上回る、すなわち赤字であるため、定額部分10アール当たり1万5,000円の助成と、変動部分として、販売価格を下回った場合のその差額が助成されることとなっております。ちなみに、所得補償制度元年である本年の米の販売状況を見ますと、消費量の減少や卸売業者の在庫が増加したことなどから、JA都城の販売価格は10アール当たりヒノヒカリ1等米1万円と、かつてない低い価格となっております。米の販売関係者や農協関係者の話を統合すると、米の消費が減っているのに、在庫対策や政府買い入れなど

の十分な需給調整をしないため、販売価格が低迷しており、卸売業者の経営も限界に来ている、一方、農家には戸別所得補償制度により一定の所得が補償されているということから、卸売業者が米の価格を引き下げているのではないかということでもあります。

近年、米の価格が下がり続けている中で、地元の農業者と意見交換するたびに、農業者の生産意欲の減退や地域の活力低下などを心配する声が噴出し、これからの地域農業の行く末を考えると、不安どころか危機感が募ってきます。価格が下がれば所得補償制度で補てんするからそれでいいのだという民主党の考え方かもしれませんが、農業者はお金が欲しいではありません。みずから汗を流し、八十八もの手間をかけてつくった米を適正に評価してもらうこと、すなわち、少しでも高く販売することが米づくりの喜びであり、安くても国が補てんするからいいのではないかと、その喜びを無視するような制度は、農業を理解している政策とは思えないのであります。万が一、T P Pに参加することになっても、自給率向上を目的の一つとする所得補償制度は実施されるものと信じてますが、その際の10アール当たりの補償額は、定額部分と価格の下落分を加えて10万円を越すのではないかと見込まれております。たとえ売れないとわかっていても、所得補償制度を当てにして、現在と同様の面積で米がつくられた場合、本県だけでも200億円を越す助成が必要となってしまう。全国150万ヘクタールでは1兆5,000億円が必要になってくる計算になります。戸別所得補償制度は、米価が下落し続ける中で、来年度の本格実施に向けて見直しが行われているようですが、制度の見直しや予算要求の状況、さらには制度が想定している基

準単価などについて、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 国におきましては、平成23年度の概算要求におきまして、新たに麦、大豆等の畑作物に対する所得補償や地域振興作物の生産、団地化の推進等に活用できる「産地資金」などを盛り込み、総額で約8,000億円の要求が行われております。この要求の中で、米の所得補償につきましては、定額部分や変動部分の交付単価を算定する際の基準単価の考え方や予算額などについて、本年度から実施しているモデル対策とほぼ同じ形となっております。しかしながら、今回の米価下落やT P P協議をめぐる動きの中で、規模拡大に対する加算措置などが検討されるとの報道がありますが、詳細につきましては、まだわからない状況でございます。県といたしましては、米価の低下による農家経営への影響が懸念されることから、今後とも、引き続き、国の対策の検討状況を注意深く見守るとともに、国に対して、地域の実情が十分反映され、農業者にとって生産意欲や将来的な経営展望が描ける制度となるよう要望してまいりたいと存じます。

○山下博三議員 続けて質問していきます。先日開催していただきました政審会政策調査会で、農政水産部長から示されましたT P P影響額を試算した資料の中で、肉用牛については、国の試算に準じて輸入牛肉と競合する肉質等級3等級以下の国産牛肉が外国産に置きかわり、肉質等級4、5等級の国産牛肉は残るとして試算されております。しかし、畜産農家の経営を見ますと、影響はそれだけでは済まないであります。経済連のデータによりますと、年間約2万5,000頭を屠畜する中で、A-4以上の上物と言われるのは55%であります。例えば100頭の

肥育牛農家の場合、T P Pの影響を受けないのはA—4以上でありますから、55頭ということでもあります。100%という農家は1軒もおられません。とすると、1軒の肥育経営で飼養頭数の55%は大丈夫だが、残りの45%の牛は輸入品に置きかわるということであり、販売先がない、すなわち、飼養経費だけがかかるということになり、経営全体には大きな影響を与えることとなります。このようなことからしても、T P Pへの安易な参加は、本県農業生産のみならず、農村社会全体に深刻な打撃を与えるのではないかと考えますが、農政水産部長の御認識についてお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 関税撤廃を前提とするT P Pへの参加につきましては、農業や食品加工などが県内経済の基幹産業であることから、地域経済に深刻な影響が予想されること、また、世界的な人口増加に伴い、将来の食料不足が懸念される中で、我が国の食料自給率が大幅に低下する可能性が大きいこと、さらに、農業や農村が担っている国土保全など多面的機能が失われること等の問題点が懸念されるところでございます。一方、経営規模の拡大等による国内農業の生産力強化を図りながら、農業構造の改革を推し進めることは、喫緊の課題ではございますが、国土面積など自然的条件を踏まえれば、T P P参加予定国である米国や豪州のような大規模経営との競争には限界があること、また、米国やE U等の農産物輸出国では、輸出補助金や直接支払い等の農業支援策が充実・強化されていること等の点につきましても留意していく必要があると考えております。いずれにいたしましても、こうした状況を踏まえながら、国に対しては、今後の農業戦略や食料戦略をしっかりと構築し、その道筋を示した上

で、国民的議論がなされる必要があることを強く訴えてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 商工観光労働部長にお伺いしていきたくんですが、もう時間が押し迫っておりますから、かいつまんで質問させていただきたいと思います。T P PはデメリットだけではないということでT P Pを推進しようとしているのは、国で言えば経済産業省サイドであると思っております。この中で、T P P参加国、日本を入れたら10カ国になるだろうと思うんですが、この予想される参加国の人件費、これがどれほどになっておるのか、おわかりでしたら商工観光労働部長にお伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 総務省統計局の資料をもとに、T P P参加国、これは現在4カ国でございますが、製造業の月平均賃金の把握ができる国についてはチリでございます。為替レート換算で試算しますと、2008年度におきまして約6万9,000円となっております。ちなみに、日本の月平均賃金が約29万3,000円あります。なお、参加を検討している韓国では、約25万8,000円となっております。以上でございます。

○山下博三議員 もう一点、商工観光労働部長にお伺いいたしますが、本県商工業におけるT P P参加における影響をどのように算定されておられるかお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 商工業への影響でございますけれども、例えば製造業につきましては、輸出依存型の企業から内需型の食品関連企業など幅広くあるわけでございます。また、企業ごとに多くの取引先を持っており、個々の原材料等の調達過程あるいは製品の最終販売先を把握することが難しい状況にございます。また、商業・サービス業は、その取り

扱う商品内容は多種多様でございます。したがって、本県商工業の影響額を具体的に算定することは大変困難でございます。いずれにしましても、本県の基幹産業であります農畜産業への影響が見込まれる中で、県産業全体への影響も懸念されますので、今後、本県の商工業分野にどのような影響が生じることになるのか、情報収集に努めるとともに、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 最後の質問になりますが、知事にお伺いしたいと思います。私が東国原知事に質問するのは、今議会が最後になります。知事が今後進まれようとする道は、ちまたで言うように、国政なのか東京都知事であるかは、知事のみぞ知るであります。しかし、農業県宮崎の知事として4年間務められ、その間、農畜産物のブランドPRはもとより、鳥インフルエンザ、口蹄疫の発生の経験を踏まえた上で、国はTPPに対してどのように取り組んでいくべきとお考えかお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 国際的な経済連携協定を結ぶ場合には、参加国それぞれが異なる状況にあることを考慮し、域内における経済連携の利益が偏在しないよう配慮することが必要であります。特に、農業分野を完全自由化する場合、企業的経営の事業体だけが生き残ることとなりまして、農業国であっても自営農家は淘汰されていく可能性があることなどの理由から、それぞれの国ごとに重要品目を指定し、自由化の対象から除外するといった措置が講じられております。また、世界的な人口増加に伴う食料不足が見込まれる中で、農産物の国際価格は上昇傾向にあります。域内の農産物の関税撤廃は、さらなる国際価格の上昇を促す可能性が指摘されておりました。食料自給が困難な状況に

ある途上国では、食料確保が一層厳しくなるものと考えられます。国には、このような状況を十分に踏まえるとともに、我が国においても、農業分野には多大な影響が予想されますことから、国際競争にも負けない農業の構築や、重要品目の除外など農業自由化に伴う影響の緩和措置等について、しっかりとした方針を立て、国民の理解を得られるよう努めていただきたいと思います。

○山下博三議員 農業県宮崎でありますから、このTPPが、国民の合意のもとに、本当に食料を海外に90%も依存していかどうか、その審判だろうと思っております。民主党さんのほうでいい議論の場を出していただきましたから、お互いに日本国として道筋を示していく大きな議論の場になると思っております。宮崎県は農業県でありますから、農業を守るために精いっぱいみんなで努力していきたいと、そのように申し上げまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三副議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手） 日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従って一般質問を行います。

まず最初は、農業関連でTPP交渉参加問題について伺います。

菅首相がTPP（環太平洋経済連携協定）への参加・検討を突然言い出し、11月9日、閣議決定を行い、APECに臨みました。このTPP交渉は、アメリカ、オーストラリアなど9カ国によるもので、自由化の例外を一切認めず、関税の完全撤廃を参加国に迫るものです。仮にも日本が参加すれば、アメリカなど農業大国からの輸入も完全自由化されることは避けられません。政府の試算では、国内の農産物の生産額

の減少は4兆1,000億円、食料自給率は40%から13%に低下、農業の多面的機能は3兆7,000億円程度喪失、関連産業への影響は、国内総生産で8兆4,000億円程度減少、340万人の雇用が失われるという、日本農業に壊滅的打撃を与える驚くべき数字が示されました。当然、農業を基幹産業とする本県にとっても、その影響は避けられません。まず、TPPへの参加で宮崎県の農業分野に及ぼす影響はどうか、農政水産部長、試算をお聞かせください。

次に、口蹄疫復興対策について伺います。

昨日の農水省の検討委員会の最終報告のまとめは、国の責任も厳しく指摘しておりますが、終息宣言から3カ月、被災農家の皆さんも、ようやく再建に向けて第一歩が踏み出されようとしています。しかし、さまざまな課題も派生し、今しっかり支えていくことが必要ですし、その現状をしっかりと把握することから始まります。まず、被災農家の再建に向けて、その現状についてお聞かせください。農政水産部長にお願いをいたします。

次に、国民健康保険の広域化問題について伺います。

国民健康保険をめぐっては、支払い能力を超える高い保険料に悲鳴が上がっていますが、厚生労働省は、市町村が運営する国民健康保険について、全年齢を対象に都道府県単位の運営に移行する広域化を、全国一律で期限を定めて実施する方針を示しました。また、後期高齢者医療制度にかわる新制度について、75歳以上の高齢者の8割、約1,200万人が都道府県単位で財政運営する国保に加入し、市町村単位で運営する現役世代とは別勘定で、その次の段階で国保の広域化を行うとしています。現実問題として、市町村国保は滞納世帯の増大など厳しい状況に

ありますが、国はなぜ国保の広域化を進めようとしているのか、また、この広域化方針について県はどのように考えているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。福祉保健部長にお願いをいたします。

次に、雇用対策について伺います。

依然として景気低迷の中、デフレ経済が進行する中で、年の瀬を迎えようとしています。有効求人倍率は低迷が続き、極めて厳しい状況です。一度職を失うと、再就職はなかなか容易ではありません。生活の安定のためにも、雇用の確保は最重要課題となっています。この間、県は、さまざまな基金による緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生事業など取り組んでこられました。まず、この事業成果について、商工観光労働部長に伺いたいと思います。

次に、住宅リフォーム助成制度の創設について伺います。

住宅リフォーム助成制度は、住宅の増改築・リフォーム工事に一定の財政支援を行う事業です。住宅関連事業は、多くの業種がかかわる点で波及効果が高く、特に建設業者の仕事起こしにつながり、この景気低迷の中、県内経済の活性化を図ることが十分に期待できる事業です。この住宅リフォーム助成の事業は、広く全国でも取り組まれています。既に県内でも過半数の自治体で実施されており、地域経済の活性化に大きく寄与しているところです。ぜひ本県での住宅リフォーム助成制度の創設を求めるものですが、県民政策部長にお答えをいただきます。

次に、県内で繰り広げられている日米共同訓練の問題について伺います。えびの市と鹿児島県湧水町にまたがる自衛隊霧島演習場で、12月6日から15日まで、日米共同訓練を実施することが防衛省から伝えられています。今回の日米

共同訓練は、ことし5月に発表された日米共同発表の一環であり、危険な米海兵隊の訓練を全国にばらまくものにほかなりません。また、日向灘沖合で、今年14日から昨日24日まで、日米共同掃海訓練が実施されてきました。さらに、新田原基地では、既に米軍の移転訓練が強行されており、米軍基地化とも言える基地の強化が推し進められ、滑走路のかさ上げ工事や200名規模の米軍宿舎建設が進められています。地元住民は、耐えがたい騒音とともに、常に危険に脅かされながらの生活を余儀なくされています。まさに、宮崎の陸も海も空も、アメリカのたくらむ無法な戦争への軍事演習の場と化し、日本はそのアメリカの戦略にしっかりと組み込まれています。県は、県民の生命・財産、安全を守る責任ある立場から、こうした危険きわまりない日米軍事演習を受け入れるべきではありません。きっぱり拒否するよう求めるものです。知事の御見解を伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わり、後は質問者席から続けていきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

日米共同訓練につきましては、我が国の平和と安全保障に関することであり、日米両政府の合意のもと、国の責任において実施されているものと認識しております。県といたしましては、県民の生命・財産を守る立場から、訓練が実施されるたびに、安全対策や騒音問題等の生活環境に係る保全対策など、県民の安全・安心の確保に万全を期されるよう、国に対して要望しているところであります。〔降壇〕

○県民政策部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

住宅リフォームに対する助成についてであり

ます。住宅リフォームは、御指摘もありましたように、関連する業種も多く、経済波及効果が高いことは理解しておりますが、その一方で、個人資産に公費を投入することに関しての公益性の判断や市町村との役割分担など、慎重な検討が必要であろうと考えております。また、直接ではないんですが、県では、CO2削減に資するということを目的として、住宅用太陽光パネル設置に対する補助を行ってございまして、昨年度が1億5,000万円、今年度が2億5,000万円の予算を措置しているところであります。この事業は、県内の経済、雇用にも少なからず寄与しているのではないかと考えております。住宅リフォームに対する助成につきましては、宮崎市を初め、県内の複数の市、町で実施されておりますが、県といたしましては、現下の厳しい財政状況や市町村との役割分担、あるいは国による経済対策の活用などを考慮しながら、適切かつ効果的な経済活性化策を検討してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（高橋 博君）〔登壇〕 お答えいたします。

国民健康保険の広域化についてであります。国は、国民健康保険制度の安定的な運営のためには、将来的に地域保険として一元的な運用を図る必要があるとの観点から、現在の市町村単位の運営を都道府県単位に広域化することが必要としているところであります。しかしながら、現時点において、国の考える広域化の姿が財源等の問題も含め不明確であるため、県としましては、今後とも、国における検討状況を注視していきたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○商工観光労働部長（渡邊亮一君）〔登壇〕

お答えします。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業等についてであります。この基金事業の成果といたしましては、雇用創出数につきましては、平成21年度は、県、市町村合わせて、緊急雇用基金事業で1,348人、ふるさと雇用基金事業で443人、合計で1,791人の雇用を創出したところでございます。今年度は、2つの事業で計3,444人の雇用を創出する計画となっております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（高島俊一君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、TPPについてであります。本県農業への影響額につきましては、関税撤廃による輸入品等への置きかえや価格の低下等によりまして、米で236億円、畜産物で1,293億円の合計で1,529億円となり、本県農業産出額の約半分近くが減少すると試算しております。また、関連産業への影響で832億円、国土保全等の農業・農村の多面的機能の喪失で614億円の影響が生じると見込んでおり、これらすべての合計で2,975億円の影響が生じるものと試算しております。さらに、これら農業生産活動の減少による就業・雇用への影響といたしましては、産業連関表を用いて算出いたしますと、約3万5,000人の影響が生じるものと試算しております。

次に、被災農家の再建に向けての現状についてであります。被災農家を対象に、経営再開の意向や再開に向けた要望等の調査を実施した結果、回答を得た1,070戸のうち、約8割に当たる865戸が経営再開の意向を示しており、11月22日現在、4市5町の約380戸で家畜が導入され、経営が再開されております。なお、経営再開に当たっては、発生農場176戸に観察牛を配置し、異常がないことを確認するとともに、県で作成

した再導入マニュアルに基づきまして、農場の防疫対策の確認を行った上で、家畜の導入を行っているところです。さらに、導入後にも家畜の健康観察を行うなど、安全・安心な経営再開に向けて万全を期しているところでございます。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 それぞれ御答弁をいただきましたが、まず、TPPの問題について、再度、御質問をさせていただきたいと思っております。

TPP参加による本県への影響予想が今示されました。まさに深刻な事態に直面しようとしております。政府は、第3の開国などと言って、関税の撤廃で完全な貿易自由化に道を開こうとしておりますけれども、今、主要国の農産物の平均関税率はどうなっているかお聞かせください。

○農政水産部長（高島俊一君） 国の資料による主要国の関税率の状況につきましては、各品目ごとの関税率の合計を品目数で割った単純平均で比較いたしますと、インドとノルウェーの2カ国が120%台と高く、韓国が62%で、スイスが51%であります。次に、40%台がインドネシア、メキシコ、30%台がブラジル、タイ、アルゼンチンなどの農産物輸出国となっております。そして、EUの20%、マレーシアの14%の次に、日本が12%で、米国が6%となっております。

○前屋敷恵美議員 今、関税率をお示ししていただきましたが、日本は11.7%、約12%で、アメリカに次いで世界で2番目に低いという状況にあります。日本は鎖国どころか、十分過ぎるほど国が開かれているというふうに思います。そして、この関税の低さが、今日の日本農業の疲弊、困難の主要な原因をつくってきたというふうに思っています。ですから、主要農産物の

緊急輸入制限、いわゆるセーフガードなどの発動を求める声が、この間、大きく起こってきたことも事実です。T P Pへの参加は、それに追い打ちをかけて、国民の食の安全と安定供給を根底から破壊することになるというふうに私は思います。T P P参加による宮崎の農業や産業、地域経済、さらには環境などの将来像はどうなると思いますか。そしてまた、それを踏まえて、県としてはどのように対処、対応できると考えておられるかお伺いしたいと思います。県民政策部長。

○県民政策部長（山下健次君） T P Pへの参加は、アメリカ市場における競争力の確保や、今後成長が期待されますアジア地域への進出などを目的として検討されているところであります。このため、参加のメリット、デメリットや本県への影響については、長期的な視点からとらえることが必要であります。今後の世界経済の動向やアジア市場の成長等により、どのような変化が起こってくるのかについて、現時点での把握は難しいところがございます。しかしながら、本県にとりましては、農業分野等への影響が大きいと予想されますことから、T P Pへの参加によりまして、地方経済が甚大な影響を受ける可能性があること、さらに地方の不安にこたえるためには、今後の農業戦略、食料戦略を早急に構築し、将来の道筋を示した上で、国民的な議論を行う必要があるということをお国に訴えてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今、本当に甚大な被害が予想されるという御答弁でありましたけれども、まさにそうなんです。今、示されているだけでも、農業関連で、宮崎の米は全滅、生乳のほとんどが消滅、肉質4等級、5等級の国産牛以外は外国産に置きかわるといった事態が予測さ

れております。これでは宮崎の農業が立ち行かなくなるのは必至であります。ですから、J A宮崎中央会を初め、県内の農業諸団体、そして農家の皆さんが、こぞってT P Pへの参加に反対の意思を表明しておられますけれども、私は極めて当然のことだというふうに思います。しかも今、地球的規模の食料不足が大問題になっているときです。T P Pへの参加で豊かな潜在力を持ったかけがえのない農林漁業をつぶすなどは、国民や県民の願いにも世界の流れにも反することで、食料主権の確立こそ今すべきではないか、これが世界の流れだというふうに私は思っています。しかも、T P Pの影響は農業だけにとどまりません。金融、保険、公共事業の入札、医師や看護師、介護士などの労働市場の開放まで含まれておりますから、広く経済的な弊害は必至と見込まれるところです。T P Pへの参加は、本県にとっても、こうした甚大な被害が予測されることは、今るるお示しいただいたとおりです。しかも宮崎は、口蹄疫からの復興に向けて、その取り組みが始まったばかりですから、なおさらだというふうに思っています。県としては反対の立場を明確に示すべきだと思いますが、知事の見解を求めたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 貿易の自由化は、世界経済全体の成長を促すためには必要なことであるとは思っておりますが、一方で、それぞれの国や地域が直面している状況や課題はさまざまあります。特に、農業分野の完全自由化は、農業国であっても企業的経営の事業者だけが生き残ることになり、自営農家は淘汰されていく可能性があります。また、食料に関する安全保障の面も考慮すると、T P Pであってもそれぞれの国ごとに重要品目を指定し、自由化の

対象から除外するなど、各国の事情に配慮した措置が講じられる必要があると考えております。国際的な経済連携は自然な流れでもあり、将来に向けては貿易自由化の方向に進んでいくものと思いますが、県といたしましては、今後の農業戦略、食料戦略の必要性和地方の声をしっかりと国に訴えてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今、知事は、貿易自由化の方向に進む、まさに世界の流れだというふうに思っておられるという御回答でありましたけれども、しかし私は、貿易自由化ではなく、さっきも言いましたように、今、各国の食料主権を守る、これが世界のルールになってきているというふうに思っています。2004年の国連人権委員会で、各国政府に対して食料に対する権利を尊重し、保護し、履行するよう勧告するという内容の「食料に対する権利に関する特別報告書」の決議が行われました。加盟国は53カ国で、これにはもちろん日本も入っておりまして、日本を含む圧倒的多数の賛成で採択をされたんです。しかし、その中で反対をしたのがアメリカ、棄権をしたのがオーストラリア、この2カ国だけでした。ですから、世界の流れは、本当にその国の食料は自国で守るというこの食料主権が、世界の圧倒的多数の意思であるということが今確認をされた状況だというふうに思っています。ですから、関税撤廃が今度のTPPですけれども、今こそ関税そのものの意味が大きく問われているというふうに私は考えています。地域経済を支え、雇用を支え、国土と環境を守るかけがえのない多面的な役割を果たしているのが農林漁業です。TPPへの参加は、結果的にこれらをすべて犠牲にすることになることは、既に皆さんの懸念のとおりだと

うふうに思っています。TPP参加で利益を得るのは、一部の輸出大企業だけです。今こそ、こうした食料主権を保証するルールをつくって、農林漁業を真に再生することが求められているというふうに私は思っているところです。少なくともこの宮崎は、日本の食料基地を自負する県でございます。そうであれば、宮崎の農業を守ることは、県としても当然のことではないでしょうか。TPP交渉参加に反対する立場を今こそ明確に示して、県民と一緒に、宮崎の農業、日本の農業、そして国民の食料を守るという立場を明確に示すことを強く求めたいと思いますけれども、もう一度、知事の見解をお示してください。

○知事（東国原英夫君） 「国際的な経済連携は自然な流れでもあり、将来に向けては貿易自由化の方向に進んでいくものと思いますが」と、これは私は潮流だと、流れ、トレンドだと思います。ただ、食料に関しては、食料戦略、農業戦略をきちっと、必要性、その重要性を改めて申し上げたことであって、全体的な流れとしては、そちらの方向、余りにも保護貿易というのは、どういうふうな世界の情勢になるかというのは歴史が証明しています。そういった中で、国際社会の中で、どういう立ち位置を示すかというのは、日本国が、政府がきちんと考えなきゃいけない。その中で重要なのは、やっぱり食料問題、そういったものがとりわけ重要であるということをおし上げたんです。

○前屋敷恵美議員 その食料問題がまさに今度のTPPの大きな課題ですので、やはり宮崎の者としては、この宮崎が、食料そのものも含めて、経済もあわせて疲弊するかどうかという岐路に立たされているということをお真剣に受けとめて、県としての立場を明らかに示していくこ

とが必要だというふうに思っているところで
す。

次に、口蹄疫対策に移りたいというふうに思
います。

先ほど、被災農家の現状をお伺いいたしまし
たが、口蹄疫の影響を受けた畜産関連業や飲食
業など、地域経済の回復状況はどういう状況に
あるのかお聞かせください。

○県民政策部長（山下健次君） 口蹄疫の終息
後、家畜市場が再開されまして、畜産農家の経
営再開も始まっており、県内経済は徐々にでは
ありませんけれども、回復に向け動き出してい
るところでございます。今月の11日に日銀の宮崎
事務所から公表されました金融経済概況とい
うのがございますが、この中で、「個人消費につ
いては、口蹄疫復興支援の効果もあって持ち直
しの動きが一部に見られ、また、観光でも10月
はイベント等の効果から県内内容を中心に入り込
み客数が増加した」とされているところであり
ます。しかしながら、全国的にも景気が低迷す
る中で、本格的な経済回復には遠い状況である
と認識しているところでございます。今後、県
内の経済活動をいかに早く回復できるかとい
うのが重要な課題であると考えておりますので、
現在、国において審議が進められております経
済・雇用対策への対応を含めまして、全庁的に
本県の経済回復に取り組んでいく必要があると
考えております。

○前屋敷恵美議員 口蹄疫の復興、これからと
いうところなんですけれども、口蹄疫復興は国
の主導で国が責任を持つことがまず基本だとい
うふうに私は思います。しかし今、国の復興支
援を見てみますと、極めて不十分だというふう
に言えると。県としてはどのように考えておら
れるのか、今後どのように国とは向き合ってい

くのか、知事にお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 10月に国において方
針決定されました口蹄疫復興対策では、畜産再
生等を図るための国庫補助事業等として約90億
円、また、商工業や市町村への支援等を行うた
め、県において1,000億円の運用型基金を設置す
ることなどが示されましたほか、畜産農家に支
払われます手当金等についても免税の措置が講
じられたところでもあります。本県から要望した
内容がすべて認められたというわけではありま
せんが、畜産再生や環境対策、イメージ回復や
市町村支援等の事業については、国から示され
ました対策について、その活用を工夫していく
ことにより、おおむね実行可能であると受けと
めておるところであります。なお、復興を進め
ていく中で、新しい事態の発生や情勢の変化等
も想定されますことから、国に対しましては、
引き続き、適切かつ柔軟な支援を講ずるよう、
働きかけてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 私、特措法の精神からいっ
ても、非常に国は後退しているというふうに思
います。今後、復興に向けては、まだまださま
ざまな課題が出てくるというふうに思います。
ですから、引き続き、国には積極的に県民の立
場からさまざまな要望も進めていくことが肝心
だと思いますので、ぜひそういう方向を堅持し
ていただきたいというふうに思います。

次に、感染経路の解明の到達状況をお伺いし
たいんですが、これまでの御質問の中で到達状
況は示されました。なかなか解明は難しい状況
にあるという御回答もいただいているんですけ
れども、私は、感染の原因がわからないでは安
心して畜産の再開はできないし、また規模拡大
にも踏み切れない、こういうことだというふう
に思います。国と県、本当にこれからも協力を

して、その原因解明、感染ルートの解明も含めて、感染源の解明には努力をしていただきたいというふうに思っているところです。

それともう一つは、なかなか感染源がわからないという中では、どうしようもないと思うんですね。ですから、今、想定されていることには、やはり最大限それぞれ対処をしていくことが必要だというふうに思います。当然海外から侵入してくる家畜伝染病に対して、県ではどのような防疫対策を行っていくのか。昨日の質問の御回答では、飛行場における足踏みマットとか消毒槽ということがありましたけれども、私はヨーロッパ並みの徹底した対策が必要じゃないかというふうにも思うんですが、知事、いかがですか。

○知事（東国原英夫君） 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの海外悪性伝染病の防疫体制につきましては、港や空港でのいわゆる水際対策が非常に重要であると考えております。このため、従来、宮崎空港の国際線や細島港においては、消毒マットの設置等による靴底消毒を行っていたところですが、今回の発生を受けて、国内線や油津港も含め、さらなる防疫対策の徹底をお願いし、対応していただいているところであります。今後とも、県といたしましては、このような取り組みにより、水際対策の強化を図るとともに、国に対しては、国家防疫の観点から、海外悪性伝染病が二度と侵入しないように、抜本的な対策が講じられるよう要望しているところであります。

○前屋敷恵美議員 ぜひこの防疫対策は、国の責任として、県の責任として、しっかり進めていただきたいというふうに思います。

それから、今、復興に向けて、さまざまな問題が発生しているんですけれども、一つは、預

託農家への手当金の配分が問題にもなっております。どのように把握し対応しているのか伺いたと思います。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 家畜の所有者から委託を受けて事業を営む預託経営につきましては、畜産経営の一つであり、このような預託農家の経営安定を図ることも重要であると認識いたしております。今回、口蹄疫の発生により、預託農家が飼育する家畜が殺処分されましたが、その手当金等は、家畜の所有者である預託元に支払われることとなっております。しかしながら、手当金等の中には、家畜を飼養するために必要な経費が含まれておりますので、生活や経営再建等に支障が生じている預託農家に対して適切な対応をとるよう、預託元に指導助言を行っているところでございます。

○前屋敷恵美議員 ぜひ状況も把握して、問題解決につながるような指導・援助を積極的に行っていただきたいというふうに思います。

次に、被災農家の経営再建において、一定収入がない時期が出てくるわけです。そういった意味では、手当金ではなく生活費として、その手当金は牛や豚の購入とかに回っていくわけですから、生活支援が必要と思いますけれども、どのような対応をなされているのか、農政水産部長、あわせてお願いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 被災農家への生活支援につきましては、新たな家畜の導入後も、直ちには販売収入が得られないことを考慮し、経営支援互助金や経営再開支援金が支払われることとなっております。また、被災農家の経営再建につきましては、普及センターに営農に関する相談窓口を設けるとともに、みやざきの畜産経営再生プロジェクト支援事業によりま

して、経営再建を総合的に支援する専門チームを設置し、農家ごとに経営再開のためのシミュレーションを行うなど、関係機関と一丸となって、農家の実情に応じた総合的な支援活動を進めているところでございます。

○前屋敷恵美議員 それぞれいろんなケースがあるかと思えますけれども、それぞれに親身な援助、相談も含めて受けていただきたい、そしてまた、援助していただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、国保税の減免措置の問題なんですけれども、当然被害を受けた農家に対してもですが、やはり口蹄疫の被害はさまざまな面で影響を及ぼしておりますので、そういったところで国保税の減免措置が図られないかという問題で、福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 国保税の減免については、各市町村の条例や規則に基づいて、各市町村長の判断により行うこととされております。県としましては、市町村に対し、適切な対応を行うように助言指導を行っているところであります。

○前屋敷恵美議員 今回の口蹄疫被害の場合、通常の経済の落ち込みとか経営の落ち込みとはまた違うわけですね。ですから、やはり私は、これは口蹄疫復興対策の一環として、問題解決に当たるべきじゃないかというふうに思うんですけれども、これは国のほうにもそういう形で、交付税措置も含めて、ぜひ要望していただきたいと思いますが、いかがですか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 国保税については、税の特例扱い、いわゆる免税扱いとはされておられません。厚生労働省において、何らかの措置の検討を行っているところであるというふうにも聞いておりますので、情報収集に努め

てまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 この口蹄疫の復興は、今申しましたように、さまざまな課題や不安を抱えながら口蹄疫被害から立ち直ろうと、今、農家の方も、そして地域の方々も、必死になって頑張っておられる状況です。しかし、これがどれほどかかるのか、それがまだ見えないという状況の中では、今後とも、こうした方々に寄り添ったきめ細かな支援を進めていくことが必要だというふうに思っております。そのことが一日も早い復興につながっていく、再建につながっていくというふうに思いますので、その農家や地域の皆さんに寄り添ったきめ細かな支援を続けていくという必要性について、知事の見解を述べていただきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 口蹄疫からの再生・復興を図るため、これまで、観察牛の導入など畜産農家の経営再開支援や、埋却地周辺の環境調査といった緊急的な課題を中心に対応してまいりましたが、二度と同じ事態を引き起こさない防疫体制の強化や、特定疾病のない畜産モデル地域の構築など、本県畜産の再生・復興を図っていく上で重要なポイントとなる取り組みについては、これからの課題であります。本県の畜産再生や県内経済の回復を図っていく中で、当初想定できなかったような状況が出てくとも考えられますので、御指摘のとおり、口蹄疫で被害を受けた方々が安心して経営を継続していくことができるよう、引き続き、きめ細かに対応していく必要があると考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひよろしく願いいたします。

では次に、国保の広域化の問題について質問をさせていただきます。

国は、県に調整交付金の減額措置をしないことなどを示しながら、広域化等支援方針の策定をこの12月末までにと求めているというふうに伺っておりますけれども、県の対応について伺いたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 広域化等支援方針は、本年5月、国民健康保険法の一部改正により、都道府県は国保事業の運営の広域化または財政の安定化を推進するため、市町村に対する支援の方針を定めることができることとされたものであります。広域化等支援方針において策定する事項は、国保の現状及び将来の見通し、国保事業の運営の広域化または財政の安定化の推進に関する基本的事項や施策等となっております。県としましては、この方針を策定することは、市町村国保の財政の安定化に資するものであるとの考えから、保険税収納率の目標設定や収納率改善についての措置のほか、市町村の意見が集約できた事項等について、本年12月末までに策定することとしております。

○前屋敷恵美議員 この方針の策定ということになれば、広域化に一步踏み込むということになってくるんじゃないかなというふうに私は思うんですね。先ほど、この広域化の中身が見えないということを言われましたが、確かに今の時点では、そういう状況があるだろうというふうに思います。しかし、さまざまな課題も今、見え隠れするといいますか、出てきている状況があるんですけれども、今の段階で県として考えられるような課題、問題点などがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 国民健康保険の広域化につきましては、先ほど申し上げましたように、国の考える広域化の姿が不明確であるため、広域化の課題を把握することは難しい

ところでありまして、医療機関の偏在による医療給付費の地域間の新たな格差拡大などについて、抜本的な解決を図ることが重要であると考えております。なお、医療保険制度の最終的な責任者である国の財政的な役割についても、議論が行われる必要があると考えております。

○前屋敷恵美議員 今、国民の前に中身を明らかにしないというところは本当に問題だと思うんですけれども、私が前段、申し述べましたように、今、市町村国保は押しなべて財政難にさらされております。その原因は、今、国の負担の問題、責任の問題を言われましたけれども、国庫負担金の大幅な削減によるものであります。国の予算を削減したまま財政困難な国保を寄せ集めても、弱い者同士の痛みの分かち合いにしかならず、財政や制度の改善にはつながらないというふうに思っています。しかも、広域化になりますと、これまで市町村で一部、一般財源からの繰り入れをするなどして、独自の手だてで保険料の引き上げを抑えるという努力がなされてきたんですけれども、それができなくなるという点では、国保税はさらに高騰して、今後、医療給付費がふえるのに応じて、際限なく引き上げられるということになって、まさに国民負担が引き上げられるということになっています。国の負担責任が明確に示されないでは、広域化は問題解決できないし、国民負担だけが今言ったように重くのしかかることとなります。さまざまな課題を抱えた広域化の問題です。これから徐々に明らかにしていかなければなりません。私は、国民の立場に立った国保にするかどうかということが、今、大きく問われてくるというふうに思っています。こういうことを指摘して、今後に臨んでいきたいというふ

うに思いますので、県としても、国民のための国保になるように、国にもいろいろ提言をしていただきたいというふうに思います。

次に、雇用対策について伺います。

ただいま、基金事業での成果についてお伺いをいたしました。しかし、この基金事業がなかなか短期間の雇用ということもあったりして再就職につながらない、そこが問題だというふうに思うんですね。ですから、安定した職の確保に向けて、県も基金事業だけでなく、さまざまな工夫やまた施策も打ちながら、雇用の確保にぜひ努めていただきたいというふうに思います。

それから次に、若年者の雇用対策について伺いたいと思います。政府の調査では、来年3月卒業の大学生の就職内定率は、前年より4.9ポイント下がって57.6%、高校生の内定率も、激減した昨年を少し上回ったものの、一昨年より10ポイント以上低い40.6%にとどまっています。まさに超氷河期という状況がございます。ですから、私はぜひ、県内で体力のあるとりわけ大企業、旭化成だとか九電だとかが挙げられると思うんですけれども、そういう会社が積極的に求人を出して、社会的な責任を果たしてもらおうという、そういう雇用拡大の要請を行うことが必要かというふうに思うんですけれども、商工観光労働部長、いかがでしょうか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 県では、宮崎労働局や県教育委員会と連携しまして、県経営者協会等の経済団体を通じ、県内企業に対しまして、新規学校卒業者の求人枠の確保・拡大について要請を行っているところでございます。また、本年10月には、宮崎労働局が中心となりまして、宮崎新卒者就職応援本部が設置されたところでありますので、今後とも、関係機

関との連携を強化しながら、事業主団体への採用拡大の要請など、新規学校卒業者の就職支援に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ積極的な取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、県立高校生の就職内定状況をお聞かせいただきたいと思います。

また、就職対策をどのように行っているのかも、あわせてお答えください。

○教育長（渡辺義人君） まず、県立高校生の就職内定状況であります。10月末現在の状況で申し上げますと、県内就職希望者が50.0%、県外就職希望者が65.9%の内定率であり、全体といたしましては、57.4%となっております。これは昨年同期と比較いたしますと、0.8ポイント増加いたしておりますが、一昨年同月の内定率と比較いたしますと、9.4ポイント減少しております。昨年同様、大変厳しい状況が続いております。

次に、就職対策でありますけれども、県立高校生の就職対策につきましては、県教育委員会といたしましては、本年も6月に県経営者協会を初め主要な経済4団体に対しまして、宮崎労働局や商工観光労働部と連携いたしまして、求人確保・拡大の要請を行ったところであります。また、7月と8月には、高校生の採用実績のある県内企業のうち53社に対しまして、さらに11月には、宮崎県工業会、中小企業家同友会、それから各地の商工会議所等の関係団体に、私を含め教育庁の幹部職員が直接出向きまして、求人要請訪問を行うなど、繰り返し高校生の求人確保・拡大を要請しているところであります。また、各学校におきましては、県立高校に配置した29名の進路対策専門員と全教職

員が一丸となりまして、高校生の求人開拓や就職支援に懸命に取り組んでいるところであります。今後とも、学校や関係機関と連携いたしまして、粘り強く求人開拓を行いますとともに、一人でも多くの生徒の進路実現ができるように全力を尽くしてまいります。

○前屋敷恵美議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

ここで、私は一つ、この深刻な雇用情勢の中で、和歌山県での取り組みを紹介したいと思ひます。高校生の就職支援の取り組みなんですけれども、新規高校卒業者緊急雇用対策臨時職員として県が臨時雇用する制度を和歌山では実施しております。高校を卒業しても未就職となる新規高校卒業者を対象に、正規就職までの橋渡し、いわゆるセーフティーネットとして、県や教育委員会が事務補助職員として臨時的に雇用する制度なんですけれども、非常に功を奏していると思ひますか、結果を出しております。ぜひ本県でも検討して実施していただきたいというふうに思ひますけれども、商工観光労働部長、お願ひいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 基金事業を活用しての県での臨時的任用ということでございますが、基金事業では、現在、平成22年3月の新規学校卒業者の未就職者等を対象に、民間企業等に委託しまして、職場実習や外部研修等を通じた職業スキルの向上による就職の支援に取り組んでいるところでございます。県での臨時的任用につきましては、昨年検討した経緯もあります。新規学校卒業者にとって次のステップにつながりにくいという課題があるということで、こういう対応はしていないところでございます。

○前屋敷恵美議員 それぞれの県の取り組みで

結果が違ふということもあるんでしようけれども、しかし、いい結果も出しているということがありますので、昨年そういうことだったかもわかりませんが、さらに引き続き実行していくということも必要じゃないかなというふうに思ひますので、ぜひ和歌山の取り組みなども研究していただいて、本当に私は卒業生を泣かせる春になってはならないと、社会に踏み出す一歩から就職できないということにならないように、ぜひそれは、私たち大人が、また行政の責任としても、卒業生を手助けしていく、そういうことで進めていただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、住宅リフォーム助成制度について引き続き質問をいたします。

非常に難しいというお答えをいただいたんですけれども、しかし、この経済効果はお認めになられたところであるというふうに思ひます。これも今、県の段階では、秋田県が住宅リフォーム緊急支援事業として、ことしの3月から実施している、この状況を調べました。秋田では、県内19の自治体で独自のリフォーム助成制度を創設して、県の制度と併用して行っているということなので、より一層その効果があらわれているんじゃないかなというふうに私は思ひます。県内経済の波及効果は240億円と推計がなされています。また、県の取り組みで、当初予算を上回る利用状況だったために、追加の補正予算も組まれまして、対象戸数を7,000戸から1万5,000戸に拡大する、また予算も当初12億6,000万円から21億600万円に、8億4,600万円追加補正をして、この事業を進めるという取り組みをなされているそうです。本当に個人の資産に資するという考え方も、それはなきにしも

あらずだと思えますけれども、単にそこだけに矮小化するんじゃないで、やはり中小企業、建設業の皆さんの仕事起こしにもつながりますし、地域の経済に大きく波及効果を及ぼすことは、結果が全国でも示されておりますので、ぜひ私はこの宮崎で実施していただきたいというふうに思っています。この景気低迷の中、何度も申しますが、特に宮崎は口蹄疫の影響が追い打ちをかけているところです。ですから、住宅投資の波及効果による県内経済の活性化、既存住宅の居住環境の質の向上を図るという目的もあわせて、ぜひこの事業を緊急な経済対策事業として実施していただきたいと思えます。今申しましたように、地域の仕事をふやして、建設業の皆さん、そしてこれは雇用の維持・拡大にもつながるといいますので、経済効果抜群の住宅リフォーム助成事業創設を検討していくことは必要じゃないかなと思えますけれども、いま一度、県民政策部長。

○県民政策部長（山下健次君） 確かに、非常に経済効果というのは高いということは、壇上で申し上げたとおりでございます。秋田県の場合は、やはり財源がどうも生まれてきたというところがございまして、全国でも秋田しかやっていないというところがございます。ただ、御指摘もありましたように、今後、国の経済対策等を当然県で、あるいは市町村で受けて、いろんな形で展開していくという中で、こういった経済活性化策があるかという点では、一つ検討の対象にはなろうかと思っております。

○前屋敷恵美議員 事業の規模はそれぞれ違ってくるといふふうに思えますけれども、まずはやってみる、結果を出してみようということも必要かというふうに思えますので、ぜひ御検討、御努力いただきたいというふうに思えます。

最後になりますけれども、日米共同訓練の問題ですが、知事は国の専権事項ということから離れられないというふうにお伺いをいたしました。しかし、地方分権を表す知事ですから、やはり県民の立場で物事も考えていくということは重要じゃないかというふうに思っているところです。本当に今、こういった軍事演習が必要なかどうかということも含めて、日本の憲法も引き合いに出しながら、そういった点では、宮崎で陸・海・空すべてにわたって軍事演習の場になる、こういう異常な宮崎県の状態をこのまま放置することはできないというふうに私は思っておりますので、ぜひ、そういった立場からも、日米共同訓練の受け入れ、県民の立場で中止していくことを国にも言っていただきたいというふうに思えます。以上、質問を終わります。（拍手）

○蓬原正三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時47分散会

11月26日（金）

平成 22 年 11 月 26 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)
53 番 福 田 作 弥 (同)

出席議員 (42 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 8 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 9 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 河 野 安 幸 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-------------------|-----------|---|
| 知 事 | 東 国 原 英 夫 | 夫 |
| 県 民 政 策 部 長 | 山 下 健 次 | 次 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 | 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 高 橋 博 | 博 |
| 環 境 森 林 部 長 | 吉 瀬 和 明 | 明 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 一 | 一 |
| 農 政 水 産 部 長 | 高 島 俊 一 | 一 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 | 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 加 藤 裕 彦 | 彦 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 | 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 | 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 | 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 | 子 |
| 教 育 長 | 渡 辺 義 人 | 人 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 | 男 |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄 | 雄 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 太 田 英 夫 | 夫 |

事務局職員出席者

- | | | |
|-------------|---------|---|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 | 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 岡 崎 吉 博 | 博 |
| 総 務 課 長 | 渡 邊 靖 之 | 之 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 | 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 | 憲 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 中 原 光 晴 | 晴 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 | 治 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 | 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 | 一 |

◎ 一般質問

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、長友安弘議員。

○長友安弘議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。質問に入ります前に、知事に一言申し上げます。知事におかれましては、1期4年間、全力で宮崎県政に大きな一石を投じていただきましたことに、心より敬意を表し、お礼を申し上げます。「宮崎をどげんかせんといかん」と全国に宮崎県を発信された知事の情熱あふれる言動は、県民の心の中に大きな勇気と希望を残したことと思います。知事の思いが将来必ず大輪の花を咲かせ、本県の躍進につながることを期待したいと思います。知事におかれましては、さらなる挑戦を行われ、飛躍を遂げられることと思いますが、御活躍を御祈念申し上げ、知事に対する最後の質問をさせていただきます。

それでは、本県にとって極めて深刻な問題であるTPP問題についてお伺いをいたします。

世界経済の動向は、リーマンショックからいち早く切り抜けた国々が経済成長を再開し、新たな競争が加速化しております。とりわけ中東を初め、アジア諸国の台頭が著しくなっております。また、隣国韓国は既にEUとFTAを結び、今またアメリカとのFTA締結に向け、障害を乗り越えつつあり、自由貿易時代の到来という新しい世界の潮流に先駆ける体制を整えようとしております。このような潮流に対

し、我が国は国の形をどうするのか、まさに岐路に立たされており、TPPへの参加を模索しております。しかしながら、農業を基幹産業とする本県にとっては、TPPへの参加は県の存廃をかけた正念場の問題であり、農業や地域崩壊の危機を回避する明確な国家ビジョンが示されないまま協議に参加することには反対であります。知事は、国家並びに地方の現状にかんがみ、国・地方のあり方を変えねばならないと、地方分権、地域主権の確立を主張し続けてこられました。1期4年、地方行政の指揮をとられた経験を踏まえ、また、本県の将来を見据え、TPP参加の問題について、どのような所感を持っておられるのかお尋ねをいたします。

次に、新宮崎県総合計画の策定について、知事にお尋ねをいたします。

知事は、県内津々浦々を回り、県政全般について、地方の実情を改めて認識されたことと思います。その上に立って、今後の本県の進むべき方向、あるべき姿を、20年後を見据えた新たな宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」に託されたことと思います。しかしながら、国の形を大きく方向づける選択を迫るTPPの問題が惹起いたしました。新たな宮崎県総合計画を策定するに当たり、本県の進むべき方向、あるべき姿、あるいは克服すべき課題等について、どのような所見をお持ちかお伺いをいたします。

次に、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画について、知事にお尋ねいたします。

知事は、農業分野においても、本県農業のあらゆる分野について認識を深められ、農業・農村の振興に努力を重ねてこられました。農業への思いも感慨深いものがあるのではないかと思います。しかしながら、今、十分な議論も尽く

されずに、明確な手だても提示されず、国論が二分する中で、農業の崩壊を招きかねないTPP問題が進められようとしております。恐らく、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の中には、これほどまでに唐突な例外なき農産物自由化への対応は盛り込まれていないのではないかと思います。世界の自由化の流れと我が国の新たな開国については、知事には独自の視点があると思います。慎重なコメントが報道で見受けられますが、TPP問題も踏まえ、本県農業の進むべき方向、あるべき姿、あるいは克服すべき課題、戦略等、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画策定について、知事の所見をお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終わり、残りは質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

TPPについてであります。経済のグローバル化が進む中で、自由貿易は国際的な流れであり、産業分野によっては、市場が拡大するメリットもある一方、農業を基幹産業とする本県にとっては、関連産業を含め、県内経済への甚大な影響が懸念される場所でもあります。また、世界的な人口増加に伴い、将来の食料不足が懸念される中で、食料輸入が困難になった場合にも、国民に食料を安定供給するための食料安全保障や、農業・農村の持つ多面的機能といった視点を含め、我が国農業の持続的な発展が可能となるよう、慎重に検討する必要があると考えております。このようなことから、国においては、今後の農業戦略、食料戦略を早急に構築し、将来の道筋を示した上で、国民的な議論を行う必要があると考えておりました。県として地方の立場から、国に対しその必要性を訴

えてまいりたいと考えております。

次に、新たな総合計画についてであります。これからの20年は、少子高齢化に伴う人口構造の変化やグローバル化など、地方や地域をめぐる社会情勢が大きく変化すると予想され、本県においても、人口減少や少子高齢化、就業人口の減少に伴う活力の低下、あるいはボーダレス化による競争の激化など、さまざまな課題が生じてくるものと考えられております。そのような中で、今後も本県が活力を維持し、みんなが希望を持って暮らせる社会を築いていくためには、人口増加や経済拡大を前提とした従来の価値観を転換し、人や地域のきずな、安全・安心な暮らしなど、新しい時代に対応する豊かさを創造していく必要があると考えております。このため、郷土に対する愛着や誇りを持ち、未来の社会を支える人材の育成、地域のつながりを大切にする意識の向上とコミュニティー機能の強化、さらには地域の資源やポテンシャルを生かした新たな産業展開などが大変重要になると考えております。このような取り組みを通し、新しい豊かさを創造していくことが、将来において、だれもが安心して生き生きと暮らすことのできる社会の実現につながっていくものと考えております。

次に、本県農業のあるべき姿についてであります。本県農業は、担い手の減少や高齢化の進行といった構造的な課題に加え、海外資源に依存した燃油・配合飼料等の価格高騰と、農畜産物価格の長期低迷、そしてことしの口蹄疫発生など、かつて経験したことのない大変厳しい状況に直面しております。さらに、国際化に伴う人・物・情報・資金等のボーダレス化が急速に進む中で、TPPを初めとする国際的な貿易自由化の流れの強まりや海外悪性伝染病の侵入り

スクの高まりなどが危惧されるところであります。私は知事就任以来、私たちの暮らしと命を支える農業こそ、今世紀の成長産業になり得ると考えており、このような厳しい状況をチャンスととらえ、新たな発想に基づく攻めの農業が展開できる構造改革を推し進めていく必要があると考えております。具体的には、先人たちが知恵と工夫で培ってきた農業資源やポテンシャルをフルに生かしながら、農業を核とした農商工連携や6次産業化による農業・農村の総合産業化を進めるとともに、経済成長が著しい東アジアをメーンターゲットにした、安全で健康に寄与できる本県農畜産物の輸出拡大等の取り組みが、次世代農業へのステップアップにつながるものと確信しております。私は、世界的な視野と長期的な展望を持ち、農業の枠組みを超えた多様な分野・産業・地域との連携強化を進めながら、この大変革の時代を勝ち抜いていくことが、宮崎の農業のあるべき姿だと考えております。以上です。〔降壇〕

○長友安弘議員 知事には、きのうの議会の答弁の中でも、また宮崎県の将来に関して、大いなるお力をいただくというような答弁をいただいておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、続きまして、T P P問題について質問をしてまいりたいと思います。

T P Pというのは、例外なき貿易の自由化ということで、関税のみならず、すべての非関税障壁についても規制緩和が求められるというふうに思います。それゆえに、物品のみならず、あらゆる点について、どういう事態が生じてくるか、特に地方におきまして生じてくるかということを検証しておかなくてはならないと思います。そこで、何点か関係部長にお尋ねいたし

ます。初めに、T P Pに参加した場合の本県の1次産業への影響について伺いますが、農業については、昨日までに多くの議員の方々から質問があり、答弁がなされました。そこで割愛をし、林業と水産業への影響はどのようになると考えておられるのか、環境森林部長並びに農政水産部長にお尋ねをいたします。

○環境森林部長(吉瀬和明君) 現在、我が国に輸入される林産物につきましては、丸太の関税は無税となっております。合板や集成材等の輸入製品につきましては、最高で10%の関税率となっております。国では、T P Pに参加し、関税が完全撤廃された場合、生産減少や価格の低下によりまして、国内木材産業の生産額は500億円程度減少すると試算しております。同じような手法で試算いたしますと、本県への影響は約2億5,000万円程度の減少となります。木材製品の輸入拡大は、木材産業だけではなく、丸太を供給する林業の発展にも支障を来すものであり、山村地域の経済や雇用、森林の公益的機能の発揮等に影響を及ぼすものと考えております。

○農政水産部長(高島俊一君) 先般、国が公表いたしましたT P P参加による国内水産業への影響の試算方法に準じまして、本県水産業への影響を試算いたしますと、県内生産額の約15%に相当する68億円程度の減少が見込まれ、現在、価格や漁獲の低迷など厳しい状況にある漁業経営が、外国からの水産物の輸入拡大により、さらに厳しくなるものと考えております。

○長友安弘議員 次に、総務部長にお尋ねをいたします。T P Pでは政府調達も対象となっております。もし、参加となった場合、本県行政における影響、とりわけ県内業者への影響が懸念されますが、その点についてはどう考えてお

られるのかお尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） 政府調達につきまして、現行のW T Oの基準では、物品やサービスの調達契約については3,000万円、建設工事契約につきましては23億円以上のものが対象となっておりますが、現在のT P Pの基準がそのまま適用されとした場合、これらがそれぞれ約750万円と約7億6,500万円以上のものが対象になるものと想定されます。政府調達に関しまして、仮にT P Pに参加することになりましても、恐らく現在の対象の下限が引き下げられるだけであり、海外からの参入がふえることは想定しにくく、大きな影響は生じないものと考えております。むしろ、T P P参加の副次的な影響としまして、基準額以上の調達において、加盟国全体に広く門戸を開くことにより、県内に本店を有する等の事業所要件を設けることができなくなり、結果的に、県外業者の参入が大幅に拡大する可能性がありますので、県内業者への影響が懸念されるところであります。

○長友安弘議員 次に、福祉保健部長にお尋ねをいたします。人の移動も自由化されれば、医療や介護等の福祉サービスにも影響が生じるのではないかと思います。本県についての影響をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 現在、我が国では、インドネシア及びフィリピンとの間で、2国間のE P Aにより、看護師と介護福祉士について受け入れが行われておりますが、国家資格の取得の義務づけや受け入れ枠の設定など、一定の要件が課されております。2国間におけるこのような要件が、多国間の協定となるT P Pにおいて、どのように取り扱われるかによっては、福祉現場における雇用やサービス面等に

影響が生じることも考えられるため、慎重に検討が行われる必要があると考えております。この問題につきましては、国において「人の移動に関する検討グループ」が設置され、国民の雇用への影響や社会の安定の確保等も踏まえながら、基本的な方針を策定することが決定されたところであり、県といたしましても、今後、その検討状況も含め、動向を注視してまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 次に、商工観光労働部長に伺います。T P Pの中には、サービス貿易の自由化も対象となっております。運輸、金融、投資、雇用、保険、非常に多くが対象となっておりましても、これらの本県に対する影響をどのように推しはかかっておられるのかお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） T P Pにつきましては、域内関税の撤廃だけでなく、金融、投資等、サービス貿易分野の規制緩和、あるいは市場アクセスの改善など、非関税障壁の問題もあります。政府におきましては、この非関税障壁の問題につきまして、具体的な方針が決定されていないところございまして、本県経済にどのような影響があるのか、現在の状況では推しはかることができない状況にあります。今後、これらの分野を含めまして、本県経済にどのような影響が生じることになるのか、情報収集に努めるとともに、国の動向を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○長友安弘議員 T P Pに関しては、まだ具体的な方針が決められていない分野もあるということですので、もし万が一ということになった場合は、ぜひとも地域への影響を最小限に食い止められるような準備のほうもよろしく

お願いしておきたいと思います。

次に、20年後を目指した宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」について、何点かお尋ねをいたします。

初めに、長期戦略の中の「フードビジネス戦略」について、県民政策部長にお尋ねをいたします。本県産業を牽引するフードビジネスの拡大は、雇用の場の拡大、それから若者の流出防止、地域の持続、ひいては県民所得の向上とか財源の確保につながる重要な戦略の一つになるかと思っております。それゆえに大事なことは、将来の自由化という問題も視野に入れた生産体制の強化や生産性の高い基盤づくりが求められるかと思っております。また、広域連携や産業間の連携、これも必要になってくるかと思っておりますけれども、隣県や近隣地域との早期のコンセンサスづくりが求められます。戦略目標の就業者1人当たり農水産業及び食料品の生産額20%増を達成するためには、具体的にどういうふうに取り組んでいこうと考えておられるのかお尋ねいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 今、長友議員、御質問の中で指摘されたとおりなのですが、世界的な人口増加に伴いまして、一部では食料不足の問題が顕在化するなど、食料の確保は今後大きな課題でございます。食料供給県であります本県は、この分野で大きく貢献できる可能性を持っておるところであります。その一方、国際化にも対応できる強い農業を構築すること、また、加工や流通等とも連携した農業の総合産業化が必要であると考えております。このため、企業の農業参入や生産性の高い基盤づくりなど、農林水産業の一層の強化を図りますとともに、県境を越えた広域連携や産業間の連携等により、南九州地域として食料供給基地

を目指してまいりたいと考えております。また、飼料、農業資材など第1次産業を支えます県内産業の充実を図りますとともに、新たな機能性食品の開発や農商工連携等による高付加価値化、6次産業化など、農林水産資源を生かした成長産業として、総合的な食料供給産業の展開を図っていきたくと考えております。

○長友安弘議員 次に、「「地域発」産業創出戦略」について、県民政策部長にお尋ねをします。若者の流出を防ぐためにも、また地域の活力を保持するためにも、やはり基軸となるのは、雇用の場の確保と所得の向上を図れる産業の振興だと思います。1人当たりの県民所得、全国40位、いかに物価は安いといっても厳しい現実があります。せめて1人当たり年間10万円程度のアップは図れないのか。10万県民に換算すれば、これは1,000億円の所得増ということになります。先ほど申し上げたフードビジネスの振興はもとよりであります。諸産業の成長目標を具体的に掲げ、達成に尽力することが大事ではないかと思っております。ちなみに、宮崎県の県民所得は215万2,000円でありますけれども、お隣の鹿児島県が235万円ということで、20万円ほど高いわけです。熊本県が238万円、これも20万、相当高い。大分県に至っては263万円ということで、相当高いわけです。だから、宮崎県があと10万円ぐらい目指すというのは、当然のことじゃないかというふうに思うわけでございます。「「地域発」産業創出戦略」を成就し、目標の従業者1人当たり製造品出荷額等の金額20%増を達成するためには、人材の育成確保、また研究開発のさらなる強化、あるいは事業化に向けた資金調達の拡充とか流通販路の一層の整備拡充等、課題は山積しておりますけれども、具体的にはどのように取り組んでいかれるのか

お尋ねいたします。

○県民政策部長(山下健次君) グローバル化に伴い、企業活動も国際化が進んでおりまして、今後、ますます加速化すると予想されます。したがって、これからの産業づくりを考える上では、時代のニーズを踏まえながら、地域の資源や特性を生かし、地域に根差した産業をいかに育てていくのかが重要でございます。戦略の中では、豊富な森林資源や太陽光、太陽熱など、本県の特性を活用した環境・新エネルギー分野における産業展開や、東九州メディカルバレー構想の推進など、医療分野への新たな取り組み等の方向性を示しているところであります。その実現に向けましては、産学官が連携して、育成分野やその目標を明確にした上で、研究開発の推進や商品開発あるいは販路開拓、さらには地場企業の技術力向上、高度技術者の育成、こういったものに努めることが必要でございます。そのような取り組みを通しまして、将来、地域の中から新しい事業あるいは産業が生まれる力強い構造へ転換していくことを目指してまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 次に、「海外展開戦略」について、県民政策部長に伺います。輸出企業数の60%増、それから本県出国者割合の20%増を目標としておりますけれども、アジアの経済圏の人口比だけでも、世界の6割ぐらゐを占めるんじゃないかというふうに思います。真に東アジアをターゲットとした戦略を展開するのであれば、各国の市場ニーズの把握、あるいは貿易に関する法への精通、流通販路の確保等、さまざまな障壁のクリアが必要であり、そのためには人脈の形成が急がれます。アンテナショップや駐在員の配置、あるいは留学生の受け入れ等行われておりますけれども、現在の規模ではお

くれをとってしまうのではないかと思います。

民間も含め、他県の取り組みは先行しております。海外展開に資する人材の育成確保、あるいは人脈網の構築等、一層の充実が急務ではないかと思いますが、「海外展開戦略」の具体的な取り組みについて伺います。

○県民政策部長(山下健次君) 貿易や資本取引の自由化、あるいはICTの進展等を背景にいたしまして、さまざまな分野でグローバル化が進んでおり、今般のTPP問題にも端的にあらわれておりますように、グローバル化やボーダレス化にどのように向き合っていくのかは大変重要な課題でございます。我が国の将来的な人口減少等を考えますと、県内におきましても、今後、海外展開を図る企業が増加することとなりますし、それに伴って人の交流もふえていくと考えられますので、国際的な視点からの戦略的な地域づくり、産業づくりを行うことが一層求められてくると考えております。このため、グローバルに活躍できる人材の育成や貿易・海外進出等を行う企業への支援、さらには東アジアを初めとした地域とのさまざまな分野での幅広い交流の促進などに努めていくことが必要であると考えております。

○長友安弘議員 今3点、産業の振興ということについてお尋ねいたしましたけれども、先ほども申し上げました県民所得の全国平均は、305万9,000円ということでございます。したがって、産業づくりに関しては、本当に今から知恵を出し、努力をしていかななくてはならないと。俗に言いますけれども、すべてに先立つものは金であろう、財源であろうと思いますので、何とかそのあたりに努力をしていただきたいというふうに思います。

次に、「持続可能な地域づくり戦略」に関し

て、県民政策部長にお尋ねをいたします。高齢少子化、人口の流出、そして財源の厳しさ等によりまして、限界集落とかあるいは限界自治体、全国で180ぐらいになるんじゃないかと思えますけれども、そういう言葉に象徴されるように、地域の機能が失われ、存続の危機すら懸念される今日であります。今、逆に地域住民は、主体的な地域経営というものを模索し始めております。まさに、行政主導ではなく、地域住民と一体となった持続可能な地域づくり、地域経営が必要な時代を迎えております。限られた地域資源・機能を補完し合う定住自立圏構想、こういうものもその一つであろうと思われ、今、進行中だと思えますけれども、その現状と本戦略の整合性についても伺いたしたいと思います。また、住民みずからが地域経営に参加する仕組みづくりを進めていくためには、そこに参加する人材の育成というものが必要になるかと思えます。本戦略を具体的にはどのように図っていかれるのかお尋ねをいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 今後、一層の少子高齢化あるいは人口減少が見込まれる一方で、地方の財政状況はますます厳しくなると予想されます。こういった中で、県内では、お話にございましたように、延岡市、日向市及び都城市を中心市とします3つの定住自立圏構想が進められておりますけれども、県民の皆様が安心して生活できる持続可能な地域を築いていくために、戦略の中でも、広域的な視点と連携・協力の視点から、今後の地域づくりの方向性を示しているところであります。具体的には、本県には、地理的、歴史的なつながりによりまして形成されてきた8つの地域ブロックがありますので、日常生活に関するサービスの提供については、このような地域ブロックを基本に考え

ていくことにしております。一方、高度の医療や人口流出を抑制する人口のダム機能など高次の都市機能につきましては、より広い範囲でとらえていく必要があると考えております。さらに、日常生活の舞台であるコミュニティーのレベルでは、住民みずからが地域の課題に関心を持って行動していく力を高めることが必要でありますので、人材の育成や交流あるいはネットワークの構築など、コミュニティー機能の強化を目指してまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 次に、新宮崎県総合計画の中の分野別施策について数点伺いますが、初めに教育長に伺います。人づくり施策についてでありますけれども、「自立した社会人・職業人を育む教育の推進」の中で、「地域の課題解決等に取り組む意識や態度を育てる教育の推進」が掲げられております。まさに、先ほど申し上げました限界集落とか限界自治体等懸念される今日、地域のことを考えて、地域の課題解決に向けて行動する人材の育成というのは、極めて重要になってきていると思えます。また、この人材育成が急がれます。そこで、教育課程のどのような分野で、またどのような発達段階で、どのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

○教育長（渡辺義人君） これまでも各学校におきまして、総合的な学習の時間などで、地域の自然や環境、歴史や伝統、産業、生活など、地域の教育資源を生かした学習等を行いまし、「ふるさとを愛し、自分に自信と誇りを持つ子ども」の育成を目指してまいりました。少子高齢化等が進展する中で、このような取り組みを通して、郷土や産業等を支え、その発展に貢献する「自立した社会人や職業人の育成」に努めていくことが、ますます重要になっていく

ものと考えております。そのため、新しい計画におきましても、郷土への誇りや愛着、地域の一員としての自覚などの育成を目指しまして、小・中・高等学校等の児童生徒の発達段階に応じまして、それぞれの教科学習や総合的な学習の時間などの中で、地域との連携による取り組みの充実、あるいは地域活動への積極的な参加等を通して、「地域の課題解決等に取り組む意識や態度を育てる教育」を推進することを検討しているところであります。

○長友安弘議員 次に、教職員の資質の向上について伺いたいと思います。これは、教職員の境涯というか、それがどこまで高まるかというのが重要になってくるかと思います。教職員による不祥事、あるいは幼い児童や生徒の自殺等、残念な事件が最近続きました。本当にいじめ等を発見するということの大事さ、これもまた教師の一つの仕事ではないかと思えますけれども、とにかく再発防止というものが肝要でございます。したがって、対策の一つとして、すべての教育者が広い視野と豊かで強靱な心を持って、教科指導あるいは生徒指導に当たれば、事件を少しでも未然に防止し、教育の効果というのも上がるのではないかというふうに思います。したがって、例えば、研修の教材に県とか市町村の総合計画を取り上げて、研さんする機会を設けてはどうかなというふうに思います。本県を取り巻く諸情勢あるいは諸課題の全体観を把握するだけでも、教師としての立ち位置とか使命のとうとき、こういうものを再認識していただけるのではないかと思います。そして、すばらしい教育力を発揮していただけるものだというふうに思います。教職員の資質の向上について、どのような内容で取り組んでいけるのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 教職員の資質向上につきましては、平成19年に策定いたしました「教職員人材育成プラン」におきまして、子供に対する愛情や教育に対する情熱を教職員としての基盤となる資質として位置づけますとともに、人材育成の共通テーマとして「幅広い社会性の育成」を掲げまして、教職員の研修を実施しているところであります。具体的には、初任者研修におきまして、教育に対する情熱や使命についての認識を強く持たせるとともに、社会人としての幅を広げるために、社会福祉施設での体験研修を実施しているところであります。また、その後の研修におきましても、民間企業等での体験研修を取り入れますとともに、お話にありました県の政策課題を学び、教育者としての広い視野を身につけてもらうために、総合計画に関する講義を実施しているところであります。今後とも、研修内容の見直しを行うなど、さまざまな工夫を重ねながら、教職員の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 総合計画に関する講義を実施しているということを知って安心したわけでありませうけれども、ぜひとも大きな視野を持ってもらうように、しかも、これは少数の先生方では困るわけでありまして、リーダーだけではなくて、全教職員がそれぐらいの境涯革命をするようにお願いしたいと思います。

次に、安全な暮らしが確保される社会について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。医師不足とか医師の偏在、また県立病院につきましては経営改革、あるいは最近では顕在化する心の病への対策、また救急救命対策等、医療を取り巻く諸問題が山積しております。しかしながら、限られた医療資源を大切に活用し、かけがえのない県民の命を守り、健康を確保すること

は、極めて重要な課題となっております。そこで、対策の一つとして、予防の重要性について理解を深める健康づくりの推進というものが挙げられておりますけれども、私どもが議会の調査活動を通しまして大変参考になったことは、地域住民を把握する保健師の存在、これが極めて重要であるということでもあります。本県におきましても、保健師の方々の重要性をいま一度見直していただきまして、一層の充足を図る必要があるのではないかとと思いますが、現状と今後の取り組みについて伺います。

○福祉保健部長（高橋 博君） まず、現状についてであります。県内には現在、500名を超える保健師がおり、人口10万対保健師数で見ますと、全国平均を上回っている状況にあります。その主な活動は、市町村におきましては、乳幼児健診を初めとする各種健診のほか、それぞれの市町村の実情に応じた地域保健活動に取り組んでいただいております。また、県におきましては、感染症等の専門的な分野での相談や訪問活動のほか、昨年度から児童相談所に配置した保健師が児童虐待対策にも従事するなど、県と市町村が役割分担を図りながら、幅広く住民の健康増進等に取り組んでいるところであります。今後は、高齢化の進行により、社会保障費の増加が見込まれますことから、生活の質的向上はもとより、限りある医療資源の効率的な活用の観点からも、保健師の役割はますます重要になると考えております。このため、県といたしましては、広域的、専門的な保健活動を適切に実施することなどによりまして、市町村の保健師が主体的な役割を担っております、健康づくりを初めとする住民に身近な保健福祉サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 この保健師さん、500名ということでありまして、全国平均を上回っているという話ですけれども、恐らくこれも偏在があると思います。したがって、今から30～40年前というのは、今のような医療が充実したときではなかったと思います。本当に乳幼児の死亡率も高かった。岩手県あたりでは、そのために本当に保健師さんが頑張ってくれまして、乳幼児の死亡率を下げたと、また、本当に乏しい医療資源を大事にして、そういう村民とか県民の生命を守ったと、こういうお話がございます。長野県でも、きのうもお話がありましたが、佐久市あたりは、そういう人と医療とのつながり、その中に保健師さんの活躍もあるわけがございますけれども、そういう例がございますので、財政が厳しい状況、医師不足等の深刻な状況の中で、再度、保健師さんの活動というものをまた考慮していただければありがたいというふうに思います。

次に、産業づくりについて、県民政策部長にお尋ねをいたします。産業づくりの中に、社会的な課題への対応について、社会的課題の抽出、また社会的課題解決に向けた新たな事業創出の可能性調査のための取り組みというものが上がっております。その一つに、ソーシャルビジネスの検証等を通して、新たな事業を創出していくことが述べられておりますけれども、このソーシャルビジネスの活用について、どのような取り組みをしていかれるのかお尋ねいたします。

○県民政策部長（山下健次君） これから迎えます本格的な少子高齢化・人口減少時代にありましては、中山間地域はもとよりですが、都市部におきましても、住民ニーズが多様化・増大化してくると予想されまして、これらのすべて

に対して行政のみで対応していくことは困難になってまいります。こういった社会的課題に対してビジネスの手法を使って解決するソーシャルビジネスには、徐々にではありますが、導入を進めようとする動きが出てきているところでございます。ソーシャルビジネスの考え方そのものが新しい概念でありまして、その導入が進むためには、地域住民や福祉等の民間団体、企業あるいは学校など、地域における多様な主体の参加、そして課題解決に向けて能動的に行動する風土・文化づくり等を推進することが肝要でありますので、今後、そのような環境づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画について、農政水産部長にお尋ねをしていきたいと思ひます。

初めに、農業所得の向上、もうかる農業についてお尋ねをいたします。この戦略プロジェクトでは、農業資源の継承とフル活用、あるいは経営感覚にすぐれた多様な担い手の育成確保、土地利用型農業の展開や産地における加工機能の強化、また地域間の他産業との連携による新たな価値創造等によりまして、雇用の創出や農村の活性化を目指すと、こういうふうになっております。しかしながら、農地の集約、また小規模農家の利活用、そして競争を今までやってきた地域との連携に向けたコンセンサス形成、こういうものが本当に必要になってくると思ひますけれども、農業所得の向上に向けての今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 農業所得の向上を目指す戦略プロジェクトの大きな柱といた

しまして、加工・業務用などの需要に対応した土地利用型農業を、「攻めの生産・流通・販売戦略」のもとで進めていく必要があると考えております。このため、他産業からの新規参入を含め、農業法人や認定農業者等の意欲ある担い手が、農地等の生産資源をフルに活用できる仕組みづくりや、加工・業務用需要に対応する一次加工施設の整備等、産地における加工機能の強化や物流体制の構築、また、安定した生産活動を支える畑地かんがいなど、効率的で生産性の高い基盤の整備等を総合的に展開するとともに、地域間や産業間を越えた連携を図りながら、新たな成長産業としてのもうかる農業の実現を目指してまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 ちょっと先ほどの「海外展開戦略」と重なるわけですが、東アジアをメインターゲットとした輸出拡大に対応できる環境づくりについて、農政水産部長にお尋ねをしたいと思ひます。今、中国とか韓国は不安定な状況にありますけれども、世界の人口増と食料事情、それから経済成長、市場の規模、あるいは本県の置かれている地理的要因、そういうものから考えますと、東アジアをメインターゲットとした農産物貿易というのは、もうかる農業の点からしても、有力な手だての一つだと思ひます。そこで、東アジアを目指す諸外国とか、また各県の動きは非常に活発になっておりますけれども、本県も東アジアをメインターゲットと考えるのであれば、輸出に向けた環境づくりを本気で急がなければ、後塵を拝することになるのではないかと、こういうふうに思ひます。そこで、輸出拡大対策をどのように進めていけるのかお尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 少子高齢化により、将来的には国内市場の縮小が見込まれる

中、目まぐるしい経済発展をなし遂げ、富裕層が増加している東アジアは、本県農産物輸出の有望な市場であると考えております。このため、県では、香港、台湾、シンガポールなどの量販店等でのフェアや、輸出相手国の流通関係者を本県に招聘した商談会の開催、また、全国の都道府県や関係団体が参画する協議会等を通じた輸出情報の収集・提供など、本県農産物の認知度向上や安定的な取引の推進に努めているところでございます。今後はさらに、農業団体や物産・商工関係者等との連携を一層密にしながら、これまでの取り組みに加えまして、検疫や登録農薬など相手国の輸入条件に対応した輸出支援体制の強化を図るとともに、輸出に適する低コスト輸送技術の検討や産地研修会の開催、輸出向け栽培技術の開発を行うなど、輸出を目指した産地体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。かつても話したことがありますけれども、鹿児島県等におきましても、留学生あたりに非常に力を入れて育てていると。彼らが帰ったら、各国の要人になっていくわけでありまうから、人脈づくりに最も近いと。こういうことで、留学生対策等も非常に大事になります。また、本県出身者でありますけれども、中国の領事館等と大変大きい人脈を持っている方もおられまして、本県への接触も図られているわけですが、なかなか本県の取り組みというのが消極的だということで、こういう人材も広く集めながら、東アジアに対する輸出等については大いに施策を進めていただきたいと、こういうふうに思ひます。

次に、資源・環境の利活用についてお尋ねをいたします。未利用バイオマス資源の利活用の

促進とか環境保全型農業の推進、また太陽熱、太陽光等の再生可能なエネルギーの利活用促進を進めていく戦略プロジェクトでありますけれども、その中で、省石油化、脱石油化に向けた生産技術の開発・普及については、コスト面等の課題を解決する必要があるかと思ひます。今後どのような目標を掲げ、どのような方向で取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○農政水産部長(高島俊一君) 施設園芸における石油代替エネルギーの開発・普及につきましては、燃油価格の高騰を受け、平成18年度から、ヒートポンプや木質ペレット加温機等の実証に取り組んでまいりました。その結果、ヒートポンプにつきましては、マンゴー、ピーマン、コショウラン等に約880台導入され、全国的に見ても普及が進んでいる状況にございます。一方、木質ペレット加温機につきましては、現在、ピーマン農家に8台が導入されており、県内の林地残材を活用した木質ペレットの低コストで安定的な供給体制について、企業、農業団体等の協力を得ながら、検討を進めているところでございます。県といたしましては、今後とも、施設園芸における省エネルギー化を進めるとともに、本県の特徴を生かした豊富な木材資源や太陽光、太陽熱等の再生可能エネルギーの活用や、低コスト化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 この問題につきましては、石油価格の変動というものが非常に左右するかと思ひますけれども、どんなことになってもいいように、ひとつ準備方お願ひしたいと思ひます。

次に、農村地域の活性化戦略プロジェクトに関してお伺ひをしたいと思います。地域資源を生かした農商工連携や6次産業化の取り組み拡

大による農村地域の活性化策が進めていかれると思いますけれども、このことに関しましては、資金の調達やあるいは6次産業化へのノウハウ、また他産業分野との連携等、本当に進めていかなくてはならない課題もあろうかと思えます。それらの課題を今後どう克服し、戦略を進めていかれるのかお尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 農商工連携や6次産業化を進めていく上では、地域農産物を活用した事業化のアイデアを有する農業者と商工業者の出会いの場の確保や、総合的な支援を行う体制の整備、また、新たな事業展開に伴う資金の調達等が課題であると考えております。県といたしましては、関係機関・団体との一層の連携のもと、地域段階における推進体制の整備を図りながら、農業者と多様な経営資源を有する商工業者とのマッチング機会の確保や、農業振興公社や産業支援財団等の連携によるワンストップ窓口の整備、また、制度資金の周知等を積極的に推進することによりまして、本県農業・農村の持続的な発展につながる農商工連携や6次産業化に取り組んでまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 よろしくお尋ねしたいと思います。

最後の質問になりますけれども、食料供給基地の責務の遂行についてお尋ねいたします。本県は、食の安全と消費者の安全・安心を確保する日本有数の——日本一のといいたししょうか——食料供給基地となってまいりましたけれども、残念ながら、今回の口蹄疫で畜産の基盤が大きなダメージを受けてしまいました。一日も早い口蹄疫からの復興・再生が求められますけれども、そこで肝心なことは、二度と口蹄疫を出してはならないということでもあります。その

ためにも、徹底した検疫を初めとする防疫体制の確立、それから家畜伝染病予防法の改正とか防疫マニュアルの完備とか、いろいろとそういうものが急がれるというふうに思います。国の検証委員会も一昨日、最終報告も出しましたけれども、さまざまな課題が指摘されました。そこで、防疫体制の確立はどのように進んでいるのか、昨日と重なりますけれども、お尋ねをしたいと思います。なお、復興・再生に当たりましては、何といたしても資金が必要でございます。補償金等の精算払い、こういうものはできるだけ速やかにお願いしたいと思います。昨日の報道では、12月にずれ込むような報道もございました。このことに関しては、大変苦勞されていると思います。だけど、できるだけ早くお願いしたいということで、取り組み状況についてお尋ねをしたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 2点お尋ねでございますが、まず、防疫体制の確立についてであります。御質問のとおり、一昨日、国の検証委員会の最終報告書が公表され、今回の防疫措置について、さまざまな課題が提起されたところでございます。県といたしましては、二度と口蹄疫を発生させないこととし、空港や港における水際対策の強化により、本県への侵入防止を図るとともに、農場への侵入防止対策としましては、消毒の徹底と今回配布いたしました衛生管理マニュアルに基づき、防疫の強化に取り組んでまいります。さらに、国や県の検証委員会における議論を踏まえまして、早急に防疫マニュアルの見直しを行い、発生時の蔓延防止対策の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、精算払いの取り組み状況についてでございます。殺処分された疑似患畜に対する手当

金及びワクチン接種家畜に対する補てん金の支払いにつきましては、およそ29万頭の家畜1頭ごとに、年齢、血統、能力、さらには導入価格などの多くの項目について評価をする必要がございます。県では、これらの確認作業のために、担当課だけでなく、他の所属の職員も動員し、40名を超える体制で作業に取り組んでいるところでございます。昨日までの支払い状況につきましては、疑似患畜の手当金につきましては、全体の70%の評価が終了し、支払いは5%が完了しております。一方、ワクチン畜の補てん金につきましては、全体の96%の評価が終了し、87%の支払いが完了しているところでございます。なお、手当金及び補てん金につきましては、国は予備費で対応しておりますが、全額支払うには不足することから、今国会での補正予算で不足分を対応することといたしております。本日、この補正予算が成立するとの報道もございしますが、成立後は、速やかに支払いができるよう、最大限の努力をしまいたい、そのように考えております。

○長友安弘議員 本当は大変な御苦勞を、防疫にしても、あるいは再生・復興にしても、当局も行っておられると思います。そのことに感謝を申し上げながら、一日も早い復興が成るようをお願いしたいと思います。

以上で終わりますけれども、ちょっと意見になるかもしれませんが、申し上げたいと思います。これから人口減少社会に突入していくときに、財源も細っていくと思いますけれども、そうなった場合には、本当に知恵を出す以外にないだろうというふうに思います。今、産油国というのが非常に勢いでオイルマネーを中心に発展を遂げておりまして、なおかつ、また最近で

は、中東産油国が太陽光発電に関しても物すごい導入を行って発展を遂げようとしているという報道でありました。かつては砂漠の民、オアシスだけにしか生きられないというところが、石油というものが出ました。しかし、最初は掘る技術もなかったから、先進国にそのうまみというのはほとんど持っていかれたでしょうけれども、今日に至っては、オイルの価格をきちんとコントロールして、自国の利益を得るといようなところまでできました。なお、近年に至っては、その枯渇する資源を大事にしながら、太陽光エネルギー等で新たな展開を図ろうという、本当にすごい知恵を出しているわけです。何もなかったところが知恵を出しながら、そういうふうな経済発展を目指しているということで、本県といたしましても知恵を出す以外にない。そのためには人材だ、そのためには教育だということで、さまざまな分野で一層の頑張りをやっていかなくてはならないのではないかと思います。それぞれ御苦勞があると思いますけれども、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

6次産業につきましても、同じようなことでありますけれども、新潟の米生産だけでは年間400万ぐらいにしかならなかったという農家が、米粉製造等、そういうことやらを始めまして、年商2億になって何人かの人を雇うことができるようになったという例、あるいは京都の九条ネギ、生産して売るだけだったら、わずかなことであつたわけですがけれども、これをブランド化して、そしてラーメン店に売り込みにみずから行って、これがまた50名ぐらいの人を使うような産業に成長したという例等も出されております。したがって、今から先は、知恵を使いながら、どういう方向に限られた地域資源と

かそういうものを生かしていくかということが求められる時代になろうかと思えます。

なお、きのう、中山間地の集落の切実な問題のお話がありましたけれども、ここもその地域の方々自身の地域に対する課題、こういうものを挙げていただいて、限られた財源、これを行政からどういうふうに支援していただくかということ工夫しながら、少しでも暮らしやすいところにしていくというのも一つの方法ではないかと。高齢化しておりますから、なかなかそういう気力も出ないかもしれませんが、そこらあたりを行政もカバーしながら、何とか少しでも改善が図られるように、また力を注いでいただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。(拍手)

○中村幸一議長 次は、岩下斌彦議員。

○岩下斌彦議員〔登壇〕(拍手) つくしの会の岩下斌彦でございます。私は、この7月の選挙に際しまして、7つのビジョンを掲げました。第1の項目に、次世代を担う子供たちのために、幼稚園・保育園の無償化、学力向上、スポーツの推進、私学振興を掲げ、以下、働く場の創設、道路網の整備・促進、観光開発と地場産業の育成、安全・安心な宮崎県の創造、口蹄疫への緊急な対応、国・県の制度活用であります。そして、地元が串間でございます。串間のために、宮崎県民のために、「やります、できます、頑張ります」と訴え、当選をさせていただきました。ありがとうございました。応援にも来ていただきました。大変感謝しております。

さて、私にとりましては、この11月定例議会、一般質問は初めてでございます。東国原知事におかれましては、今議会が最後の県議会の

答弁になるものと思っております。東国原知事に対する県民の期待は非常に大きなものがあっただけに、私の地元串間でも、知事が今回おやめになることを嘆く多くの声が聞かれます。80のお母さん、若者たち、そして畜産業者の皆様方にお会いしますと、「私たちのために何かしていただけたら」というぐあいに、東国原知事であれば、いろんなことに対して真剣に取り組んでいただけたら、そういう思いがあるようでございます。県民それぞれに知事に対する思いがあろうかと思えます。今後、知事は、真の地方分権の実現を目指して、新たな立場で御活躍されることになるかと存じますが、今後も宮崎県民のために力をかしていただきますようお願い申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

まず、本県の潜在力についてであります。

私は、知事の言われる地方分権、地域主権の実現に当たっては、地域のポテンシャルをいかに生かし切るかが重要と考えております。そこで、交通インフラの整備が他県におくれをとる本県であります。知事はこの4年間、県内を回られ、中でも県南地域のポテンシャルをどのようにとらえ、また、それを今後の発展にどのように生かしていくべきと思われるか、知事のお考えをお伺いいたします。

以下の質問につきましては、質問者席からさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

県南地域の今後の方向性についてであります。人口減少や少子高齢化、グローバル化などの時代の変化に対応し、活力ある地域づくりを進めるためには、地域の強みやポテンシャルを最大限に生かしていくことが重要であります。

県南地域には、温暖な気候を生かしたカンショやキンカン、スイートピーのほか、漁獲量日本一を誇る近海・沿岸漁業のカツオやマグロ、餌肥杉など、海や大地にはぐくまれた農林水産資源が豊富にあります。また、日南海岸国定公園や都井岬、プロスポーツのキャンプ地やマリンスポーツ環境、さらには森林セラピー基地など、多彩な資源を有しております。加えて、来年3月には九州新幹線鹿児島ルートが開通いたします。今後は、鹿児島県との県境を越えた連携も視野に入れながら、農商工連携や6次産業化による、豊富な農林水産資源を生かした食料供給産業や環境・エネルギー産業の展開、また、観光について、食やスポーツ・健康など新たな切り口による魅力の磨き上げや情報発信の強化に取り組むこと等により、県南地域の発展を図ることは十分に可能であると考えております。〔降壇〕

○岩下斌彦議員 知事の御答弁を地元県民へのエールとして受けとめ、私も地元とともに県勢発展のため邁進していきたいと考えております。ありがとうございました。

次に、行政改革について、串間における県の出先機関廃止後の対策についてお伺いをいたします。

串間市では、平成8年から9年にかけて、農業改良普及センター、保健所、県税事務所串間駐在所と、県の出先機関が行政改革の名のもと次々と廃止・統合され、現在では串間土木事務所が残るのみとなっております。当然ながら、廃止された分野では、市民ははるばる日南、宮崎まで出かけるか、日南から職員の出張を待たなければ、県の行政サービスが十分受けられないということになります。かつては、県の出先機関があることで、緊急時の対応など安心感があ

りましたし、また、県職員とのさまざまな人的あるいは文化的な交流もあって、地域に活気をもたらしていただいております。行政改革の必要性を否定はいたしません。組織の統合によって我が地域が失ったものは、予想した以上に大きかったと感じております。そこで提案があります。串間土木事務所等に職員を数名配置し、廃止された出先機関の各分野の業務について、市民が気軽に相談できる県政総合サービスの窓口を開設していただきたいと願っております。そうすることで、わざわざ日南、宮崎まで出向かなくても、地域の多くの問題が解決できるようになるのではないかと思います。総務部長のお考えをお伺いいたします。

○総務部長(稲用博美君) 本県では、行財政改革の一環としまして、出先機関の統廃合などにも取り組んでいるところでありますが、統廃合に当たりましては、地域住民への行政サービスの確保に努める必要があるというふうに認識しております。このような考えのもと、串間など県内10カ所に県政相談室を設置し、県民の皆様からの相談等に対応しているところであります。串間の場合ですと、この相談室におきましては、昨年度、148件の県政に関する相談を受け付けるとともに、日南県税・総務事務所の窓口としまして、自動車税の納税証明書交付や納付書発行など、合計2,132件の対応を行っております。今後も県政相談室を積極的に活用していただけるよう、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 県内10カ所に県政相談室を設置して、県民からの相談に対応しているというお答えでございました。果たして、十分活用されているのか疑問が残るところではありますが、私はせめて、県民総合サービスセンターなど

もっと親しみやすい名称にするとか、設置場所をわかりやすくするとか、工夫が必要だと思っております。ぜひ御検討いただきますように要望いたしておきます。

次に、教育行政について教育長にお伺いいたします。

まず、同じく行政改革に関連して、教育事務所の統廃合についてお伺いいたします。日南・串間地区におきましては、南那珂教育事務所が宮崎教育事務所に統合されましたが、改めて、その経緯についてお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 教育事務所の再編につきましては、平成19年6月に策定いたしました「宮崎県行財政改革大綱2007」の中で、「教育委員会の出先機関のあり方について検討」と明記し、位置づけたところであります。これに基づきまして、その後、教育事務所のあり方につきましては、市町村教育長並びに小中学校の校長及び教諭に対してアンケート調査を行いますとともに、教育事務所の専門性の向上、市町村合併への対応、行財政改革の推進の3つの観点から検討を行うことといたしました。このうち、最も考慮すべき教育事務所の専門性の向上につきましては、教育事務所の再編により、一つ一つの教育事務所の規模を拡大することで、教科等の各専門分野に対応した指導主事を配置できるようになることから、市町村教育委員会及び小中学校に対して、より専門性の高い指導・助言・援助を行うことが可能になると判断したものであります。これらの検討の結果、昨年9月に県内7カ所の教育事務所を3カ所とする再編案を取りまとめ、その枠組みや体制につきまして、県議会や市町村教育委員会等に説明させていただいたところであります。これに対しまして、日南市及び串間市当局から、「再編す

るのであれば、旧南那珂教育事務所については、中部教育事務所に再編してほしい」という要望がございましたので、さらに検討を重ねました結果、南那珂地区については、中部教育事務所の管轄としたところであります。経緯については以上であります。

○岩下斌彦議員 私、串間のほうで教育長を8年間経験させていただきました。その中で、今でも当時の方々との交流もさせていただきまして、南那珂教育事務所も大変すばらしい方々がいらっしゃいました。そして、教育の充実と一緒にさせていただきながら、所長を初め指導主事の方々、気軽に教職員からの相談を受けられて、そして適時御指導をいただきました。そういった中で、先生方も含めて、大変すばらしい指導をしていただきまして、身近にある教育事務所を大変ありがたいというふうに思っ、教育行政について、いろいろ取り組みをさせていただきまして。私は行政改革、大事だと思います。しかしながら、ややもすると、教育分野の中で、削るべき問題が多々出てくるような気がいたします。もうちょっと教育の中を、宮崎県は教育に力を入れていると、そういう中で皆様に声をかけていただければありがたいというぐあいに思っています。

次に、就学前教育についてお伺いをいたします。人格形成の最も大切な時期は幼児期でございます。つまり、就学前であります。幼稚園の教育は人生の礎になると考えております。木に例えますと、根っこの部分でございます。子供たちがよりよい人生を送るためには、根っこをしっかりと育てなくてはなりません。大木が風雪に耐えられるのも、根がしっかりと張っているからでございます。幼児期はまさに根っこの部分に当たります。木の根は地中にありまし

て、直接見ることはできませんが、非常に大きな役割を持っており、その働きによって、幹や枝や葉や花が表にあらわれます。ですから、人間も立派に成長していくためには、まず、根をしっかりと養わなければならないと思います。繰り返しになりますが、その根の部分に当たるのが就学前の教育であろうと思います。そこで、県教育委員会といたしまして、就学前教育をどのように認識されているのかを教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 幼児期の子供たちは、家族を初め友達や先生、あるいは身近な自然などとかかわりながら、夢中になって遊ぶことを通して、自分の存在感、他を思いやることの大切さ、自然の不思議さや美しさに気づくなど、豊かな心情や感性をはぐくんでいくものと考えております。このように、幼児期は、さまざまな体験を通しまして、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる時期でありますことから、この幼児期に行われる就学前教育は、子供の心身の健やかな成長を促す上で、極めて重要な意義があると認識いたしております。県教育委員会といたしましては、就学前教育を主管いたしております福祉保健部とも連携しながら、お話にありましたように、根っこがしっかりした、そして伸びるさまは若竹のようにすくすくと伸びていく、そういう元気な子供たちを育成してまいりたいと考えております。以上です。

○岩下斌彦議員 私の母は、ちょうど明治生まれでございました。88歳で他界いたしておりますが、よく教育勅語の一部を言っております。亡くなる2～3日前だったと思うのですが、痴呆は入っていないだろうかということもちょっと気になりまして、よく即教育勅語を言っておりますので、母親に「教育勅語を

言ってごらん」というぐあいに言いましたら、ずらすずらすと「朕惟うに我が皇祖皇宗」ということでやりました。「父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し朋友相信じ」という、そういった文言を言っております。教育勅語、いろいろ御非難もあるということは承知しております。思想とかそういったものは別にいたしまして発言をさせていただいておりますが、まさに人間関係あるいは学業の大切さ、あるいは家庭のあり方を教えていたのではないかなというぐあいに思っております。また、日本には各地域ごとに、価値観を共有するため、日本古来の精神や文化伝統を濃縮したような教育システムがありました。お隣の鹿児島県には、郷中教育という薩摩藩の伝統的な教育法があり、年少者は年長者を尊敬すること、負けるな、うそをつくな、弱い者をいじめるなということなど、人として生きるために最も必要なことを教えておりました。松下村塾では、自分の長所に気づかせ、それを生かして世の中のために役に立っていくことを考えさせたそうでございます。よく理解できない門下生には、至誠というんでしょうか、それを貫きなさいというふうに教えたそうでございます。至誠とは、「ふだんやらなければいけないことを真剣に本気で誠意を持ってやること」ということだそうであります。本県の教育方針は、「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」であります。大変すばらしい教育方針であると思います。県民や子供たちにどの程度浸透しているのか、少し気になるところでございますが、いま一度、考えることも必要ではないかと思っております。本県教育の目指す姿をわかりやすく示し、子供たちや県民に浸透させるべきだと考えていますが、教育長の御見解をお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） お話にありましたように、鹿児島県の郷中教育などには、現在の教育でも重視すべき内容が含まれているというふうに考えております。本県の教育基本方針、今、御紹介ありましたけれども、これは教育行政の積極的な推進を図るために、教育関係者に本県教育行政の方向を示しますとともに、広く県民の理解と協力を得るために定めているものであります。御質問にありましたとおり、本県教育の目指す姿や取り組みを県民にわかりやすく提示することは、県民総ぐるみによる教育を進める上からも、大変重要なことであると考えております。現在、「第二次宮崎県教育振興基本計画」を策定中ではありますが、計画の推進に当たりましては、本県教育で目指す姿などを県民にわかりやすい表現で示してまいりたいと考えております。あわせて、例えば、子供の自立心や家族・食への感謝の心をはぐくむ子供だけでつくる「弁当の日」の取り組みのように、県民にとって身近でわかりやすい取り組みを本県教育の特色として推進してまいりたいと考えております。以上です。

○岩下斌彦議員 次に、口蹄疫対策等について、関係部長にお伺いいたします。

我が南那珂地域では、関係者の必死の努力もあって、口蹄疫の感染を食いとめることができました。しかしながら、家畜市場の閉鎖や人工授精の自粛等によって農家がこうむった被害は、やはり相当なものがあります。このうち、市場閉鎖に伴う出荷遅延によって生じた損害については、県でも一定の支援措置を講じていただいているところでございますが、そこで、南那珂地域でも人工授精業務の自粛により影響を受けた畜産農家がありますが、これらの農家に対する支援措置はないのか、農政水産部長にお

伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 口蹄疫の発生に伴いまして、県内への蔓延を防止する目的で、4月23日から7月下旬までの約3カ月間、県内全域での家畜人工授精業務の自粛をお願いしたところでございます。県といたしましては、この期間に人工授精ができなかった繁殖雌牛、搾乳牛及び育成牛におきまして、飼養管理経費等が余分にかかるなどの問題があることから、国に対しまして、支援策の要望を行ってきたところでございます。その結果、先般、独立行政法人「農畜産業振興機構」に設置することが決定されました口蹄疫畜産再生基金により、人工授精業務が停止したことによる影響の緩和対策が実施されることとなったところでございます。

○岩下斌彦議員 次に、県民政策部長にお伺いをいたします。今回新たに設置する口蹄疫復興のための運用型基金は、南那珂や高千穂地域など、口蹄疫発生地域以外の農家や商工業者等も支援対象になると期待してよいのかどうかお伺いをいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 口蹄疫復興のための運用型基金につきましては、市町村が実施する復興事業への支援や観光振興、あるいは商工業者への支援などを目的とするものでございます。現在、事業を実施する財団の設置等につきまして、詰めの作業を進めているところでございまして、事業の対象業種あるいは地域など、具体的な支援の内容につきましては、今後、検討することとなります。検討に当たりましては、口蹄疫によって大きな影響を受けた県内全体の経済回復を図るという観点から、これまでの対策の効果あるいは情勢の変化を踏まえるとともに、運用型基金のみではなく、県

の取り崩し型基金あるいは中小企業応援ファンド、さらには国の補助事業等の復興のための財源を有効に活用することによりまして、効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 次に、農政水産部長にお伺いをいたします。私の地元、串間の笠祇地区では、焼肉フェスティバルをかなり以前から実施いたしておりました。この地域は「和牛の里」と呼ばれまして、地区民総出で活動いたしております。そこには自治会が所有する小高い丘があります。住民の数人で和牛の放牧ができないかと検討いたしております。ところで、今回の口蹄疫による甚大な被害の発生によって、これまでの畜産経営のあり方が大きな見直しを迫られておりますが、経営の低コスト化も今後の重要な課題の一つではないかと考えます。このような中、我が地元で検討されている放牧の取り組みは、一つのモデルケースになるのではと期待いたしておりますが、放牧のメリットとこうした取り組みに対する支援制度について、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 放牧につきましては、飼養管理の省力化や繁殖性の向上等のメリットのほか、飼料自給率の向上、耕作放棄地の解消、農村の景観保全や獣害対策などの多くのメリットがあることから、県内各地域で取り組まれております。県といたしましては、今後とも、国庫補助事業等の活用により、電気牧さく等の資材の購入に対する支援などを行ってまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 御答弁ありがとうございます。こういった口蹄疫の状況でいろいろ苦労されている畜産の方々でございますけれども、意欲的に取り組もうという姿勢も見えておりますので、どうぞ御支援、御指導をよろしく願ひ

申し上げたいと思います。

それでは次に、土木行政について、県土整備部長にお伺いをいたします。

先日、串間市長ほか10数名が、地すべりで7月から不通になっております国道448号の市木都井線の道路整備の要望書を県に提出いたしました。地元からの要望が上がっておりますが、国道448号線の名谷から石波間の整備の見通しについてお伺いをいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 国道448号は日南海岸国定公園内を通過しておりまして、観光面から重要な路線でありますとともに、沿線住民の生活を支える道路でもあります。しかしながら、異常気象時や災害などによる路肩決壊等の発生によりまして、たびたび通行規制を行っております。現在でも、本年7月の豪雨による災害で、通行どめを余儀なくされております。このようなことから、名谷地区から石波地区間につきましては、整備の必要性は十分に認識しておるところであります。県内には、災害時の孤立化を解消するために整備を行っている区間が多数ありますことから、これらの事業の進捗状況を見ながら、この間の整備につきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 県土整備部長にはこの場でお礼を申し上げたいと思いますが、串間市本城地区で——ちょうどゴルフ場の近くです——よく事故が起きていまして、カーブでガードレールにぶつかって、大事故には至りませんけれども、その下はかなり下に落ちるような状況でございます。しかし、県の部長の御指導のもとだと思いますが、今回改修をしていただいて、今、工事中でございます。事故の解消という点で、安全・安心という面でも、大変いい取り組

みをしていただいているということで、この場をおかりしましてお礼を申し上げます。

次に、大雨のたびに土砂崩れなどで不通になる国道220号の改良工事について、串間でも署名運動が展開されております。国道220号の防災対策は国の直轄事業になりますが、県としては、地元の要望を踏まえ、今後どのように対応していかれるのかお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 国道220号の青島から日南間の防災対策につきましては、平成21年3月末の事業凍結以降、県議会を初め沿線自治体及び住民の皆様方と一体となって、幾度となく国に要望してまいりましたが、現時点では事業化に至っておりません。極めて残念でございます。国道220号は、住民の生活や救急医療を支える、まさに命の道でありますことから、早期事業化について、本年7月にも、知事が国土交通大臣に直接お会いして要望を行ったところであります。また、沿線住民の方々が中心となりまして、「国道220号命の道をまもる会」というのを設立していただきました。現在、早期整備を求める署名活動が行われているところであります。県としましては、今後とも、あらゆる機会をとらえ、防災対策の必要性と早期整備について、沿線自治体及び住民の皆様方と一丸となって、国に対し強く訴えてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 次に、建設業の現状と対応についてお伺いをいたします。本県の建設業を取り巻く状況は、公共事業を初めとする建設投資の減少傾向により、大変厳しい状況にあります。加えて、東国原知事の就任後、実施されました入札制度改革により、建設業者はさらなる競争激化を強いられております。この結果、建設業は疲弊し、私の周りでも「廃業せざるを得

ない」などの声を聞くことがあります。まずは、入札制度改革後の建設業の倒産件数、そして倒産した建設業者の従業員の数についてお伺いをいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 民間機関の調査によりますと、負債総額1,000万円以上の建設業の倒産件数は、平成19年度は52件、20年度は57件、21年度は32件となっております。22年度につきましては、上半期で13件となっております。また、倒産した企業の従業員数でございますが、平成19年度は620名、20年度は883名、21年度は303名となっております。22年度につきましては、上半期で54名となっております。

○岩下斌彦議員 今、御答弁いただいたのは、1,000万円以上の中での倒産ということであろうかと思いますが、それ以下とか、入札もなかなか取れない、努力も足りないとは思いますが、これ以上、事業はできないという関係で廃業した方というのは相当いるというふうに思います。今、建設業に従事した40代、50代、60代の方々が路頭に迷われております。仕事がないから首になった、やめさせられた、さてハローワークに行くけれども、今まで建設業に自分は従事して、それしか知らない、そういった中で、なかなか次の仕事が見つからない、しかし、月々払うそれは、請求は来るんだと、大学生あるいは家族を養っているけれども、何とかならないかという悲壮なお話も聞いておるところでございますが、何とか対処していただければありがたいというぐあいに思います。数多くの建設業者が倒産し、従業員も影響を受けたわけでありまして。しかしながら、厳しい経営状況の中でも、建設業者は、さきの口蹄疫発生時には、埋却処分を初め、さまざまな防

疫対策に献身的に従事していただきました。公共事業予算の減少傾向は、我が国全体の流れであり、予算の増額は大変厳しいと思いますが、県民の安全な暮らしを守り、雇用を支え、地域に貢献する建設業者を、県も支援していく必要があると考えます。このような建設業者への支援について、県としてどのような手だてを講じていくのかお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 県におきましては、大変厳しい状況にある建設産業の対策を重点施策に位置づけまして、経営相談窓口の設置を初め、建設業に軸足を置きながら、新分野進出を図る建設業者に対する助成や新分野進出セミナーの開催、金融支援など、各種の支援を行っているところであります。また、公共事業につきましても、これまでも国の経済対策に呼応しまして、随時追加補正を行ってきたところであります。今議会におきましても、公共事業の追加補正予算をお願いしているところであります。さらに、入札制度につきましても、最低制限価格の引き上げや、地元の業者が受注しやすい本県独自の地域企業育成型を初めとする総合評価落札方式の拡充などの対策を講じてきたところであります。建設産業は、災害時の緊急対応はもとより、中山間地域を初め地域の経済と雇用を支える重要な産業と認識しておりますので、引き続き、建設産業の実情に応じたきめ細やかな支援に努めてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 次に、港の振興・整備について、関係部長にお伺いをいたします。

まず、新福島港の今後について、県土整備部長にお伺いをいたします。新福島港は、水深7.5メートル岸壁等を備えた埠頭の整備が8年前に完了いたしております。しかしながら、現状で

は、貨物船の入港は少なく、閑散としており、利用が進んでおりません。隣の志布志港では、東九州自動車道や都城志布志道路の開通とともに、アジアへの窓口港湾としての重要性がますます高まるものと思われれます。そこで、新福島港について、志布志港の補助的な役割も担う港として生かす手だてはないものかお伺いをいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 新福島港の御質問でございますが、福島港につきましては、串間市の地域振興の拠点として整備を進め、平成14年度に完成しております。平成21年の貨物取扱量につきましては、砂・砂利や木材チップなど、約10万トンとなっております。地元の企業のほか、志布志港に砂利やチップの置き場を確保できない県外の企業が利用するなど、志布志港を補完する役割も担っております。しかしながら、地理的に背後圏の人口や企業が限られることから、議員御指摘のとおり、貨物取扱量が低迷している状況にあることも認識しておりますので、今後はまず、県内外での港湾セミナーの場を活用しまして、重要港湾に加えて福島港の情報提供を行うなど、福島港のPRに努めますとともに、福島港利用促進協議会など串間市や地元の方々とさらに密に連携しながら、ポートセールス活動を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○岩下斌彦議員 御答弁ありがとうございます。志布志港が近くで見え、どんどんどんどん大きく、重要港湾でしょうから、いろいろやっております。何とか補完的な港ということで、福島港もぜひ注目していただきたい、また、御支援もお願いしたいと思っております。

次に、漁港の整備について、農政水産部長にお伺いいたします。都井漁港の立宇津地区につ

きましては、県が防波堤を整備していただいたおかげで、荒天時にも安心して漁船を係留できるようになり、大いに感謝をいたしております。立宇津地区の近くには、同じ都井漁港の毛久保地区や市木漁港がありますが、立宇津地区の防波堤の効果を目の当たりにした地元関係者からも、港内の静穏化対策を講じてほしいとの強い要望があります。両漁港の今後の整備計画についてお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 都井漁港につきましては平成13年度に、市木漁港につきましては平成16年度に、それぞれ整備を完了したところでございますが、その後、計画を上回る波浪の増大により、港内の静穏度が確保されず、荒天時には漁船が福島港等へ避難している状況にございます。このため、本年度より、両漁港の新たな防波堤等の調査・設計に着手したところでございまして、今後は、予算の確保を図りながら、防波堤整備の推進に努めてまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 御答弁ありがとうございます。両漁港の漁師の方々、積極的に仕事に誇りを持って取り組んでおります。どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、観光振興に関して、関係部長にお伺いいたします。

広大な自然と野生馬いなく都井岬は、宮崎県が誇る観光資源であります。都井岬観光ホテルは閉鎖されるなど、観光客の減少で混迷を余儀なくされております。このような中で、県では、各種の助成制度を通じて、都井岬観光の活性化に御支援をいただいております。都井岬観光ホテルはいまだに買い手がつかないなど、懸念材料も多いわけですが、地元では、綾町の取り組みを参考に、希少な日本古来

の野生馬の生息地である都井岬の世界遺産認定に手を挙げようという前向きな声も出てきております。また、私は、近い将来、東九州自動車道の県南ルートが完成すれば、鹿児島、桜島、志布志、都井岬、日南、宮崎と、新幹線効果と呼び込む魅力的なルートができ、串間が本県の南の玄関口になると考えております。こうした状況を踏まえたと考えますが、県としての都井岬観光に関する今後のビジョンと取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 県では昨年度、地元串間市と一緒にしまして、都井地区を対象としまして観光地総点検を実施しましたが、その結果も踏まえまして、地元串間市では、本年3月に「都井岬再興プラン」が策定されたところでございます。そのプランでは、基本コンセプトとして「交流・体験・学習～癒しと感動体験の都井岬～」が掲げられておりまして、再興のためには、「地域資源の再発見」「もてなしの心」「自ら楽しむ」「視点を変える」の4つが必要とされております。今後の取り組みといたしましては、体験メニューの拡充、魅力ある食の提供と物産・土産品の開発、既存イベントの洗い出しと新規イベントの創出、それから岬内の交通サービスの向上などが計画されているところでございます。県では現在、このプランに基づきまして、串間市が取り組んでおります小松ヶ丘周辺環境整備や「岬の駅都井岬」の設置・運営などに支援をしているところでございますが、今後とも、地元串間市や観光関係機関・団体等と連携しながら、都井岬観光の再生を図ってまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 次に、日南線についてでございます。日南線の観光特急「海幸山幸」号は大変な盛況ぶりではありますが、残念なことに、現在は南郷駅までの乗り入れとなっております。私は、乗り入れを志布志駅まで延ばすことによって、東九州自動車道完成に伴う桜島方面からの新幹線効果と相まって、本県観光の振興に大きな相乗効果が期待できると思っております。そもそも日南線は志布志駅まででございます。JR九州に対し「海幸山幸」の日南線全線乗り入れを働きかける考えはないか、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長(山下健次君) 「海幸山幸」でございますが、この日南線全線での運行につきましては、運行の開始前に、日南線の沿線市町で構成いたしますJR日南線利用促進連絡協議会からJR九州に対し、要望を行った経緯がございます。JR九州におかれましては、この要望内容も踏まえた上で、往復の運行に要する時間あるいは日豊本線の特急との接続、こういったさまざまな要素を勘案いたしまして、宮崎一南郷間で運行することに決定したというふうに伺っております。「海幸山幸」を日南線の全線、志布志まで運行させるためには、沿線地域の熱意あるいは魅力的な観光地づくり、こういったことが不可欠でございますので、県といたしましても、平日の臨時運行を支援いたしますとともに、周遊ルート造成などの地元の取り組みを促してまいりたいと考えております。

○岩下斌彦議員 今まで串間には県会議員1人しかおりませんので、皆様方にとりましては、地元のことばかり言ってるじゃないかということになるかと思いますが、本当に必死な思いの中で串間の住民は過ごしております。そういった意味で、ぜひお許しをいただきまして、

御理解をいただきたいというぐあいに思っております。

あと時間が2分あります。要望をしておきたいと思えます。きのう、井上議員も福島高校の存続について触れていただきました。大変ありがたく思えますし、御理解していただく方々が一人でも多くおられると、大変ありがたいというぐあいに思えます。串間には福島高校1校しかございません。私もそのOBでございますが、今回、ロッテの西村監督あるいはバレーの津曲選手とか大学教授とか、さまざまな人材を輩出している福島高校であります。宮崎県の一番外れの串間だと、そういった思いで見えていただくのではなく、先ほど申し上げましたように、宮崎県の南の入り口という点でぜひ注目していただきたいと思うし、地域の現状、経済状況、そういったものを踏まえまして、ぜひとも福島高校の存続を切にお願い申し上げ、要望をいたしておきます。

次に、福祉保健部長には、幼稚園の県内の状況をつぶさに見ていただきまして、将来を担う子供たちのために、教育と保育の充実を目指す認定こども園の幼保連携型の認可等、ぜひとも御検討いただきまして、国のほうでは、こども園という形の中で5つの選択という、まだまだはっきり決まったわけではございませんが、そういった中で、幼児教育に情熱を持ってやっている117の幼稚園の園長さんたち、知事もきのう行かれたと思いますが、今、九州地区の園長会も開催しております。切実な思いで、しかし、幼児教育は大事だということで、一生懸命頑張っている幼稚園の団体でございます。ぜひとも、今後、宮崎の子供たちのために、幼保連携型ということをお検討いただきますよう要望をいたしまして、今回の一般質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い、質問をさせていただきます。

発達障がいの子への支援についてでございます。

昨年12月、政府は、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を初めとする我が国の障がい者に係る制度の集中的改革を行うとして、障がい者制度改革推進本部を発足させました。推進本部は、今年6月に第1次意見をまとめ、それを政府の基本的方向として閣議決定されました。そこで目標に掲げたのが「インクルーシブな社会の構築」であり、そのためのインクルーシブ教育システムの確立を目指すというものです。インクルーシブ教育とは、障がいのある子どもない子ども差別を受けることなく、ともに生活し、ともに学ぶ教育のことを言います。今、小中学校において、通常の学級に在籍する特別な支援を要する子供は、約6.3%程度の割合で存在すると言われています。本県では、05年に施行された発達障害者支援法において、LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥・多動性障がい)、アスペルガーを含むPDD(広汎性発達障がい)等の子供たちに対し、ニーズに応じ、十分な教育を受けられるような適切な教育的支援や支援体制の整備など、特別支援教育のある

べき方向性や具体的な施策を明らかにするために、「みやざき特別支援教育プラン」が策定されております。そこで、まず、このプランについて、インクルーシブ教育の観点から見解を教育長にお伺いし、壇上からの質問を終わります。後は自席で行います。(拍手)〔降壇〕

○教育長(渡辺義人君)〔登壇〕 お答えいたします。

「みやざき特別支援教育プラン」について、インクルーシブ教育の観点からの見解についてであります。御質問にありましたように、国は、障害者の権利に関する条約の締結に向けまして、本年6月、「障がい者制度改革の推進のための基本的な方向性について」閣議決定し、教育の分野においては、障がいのある子供が障がいのない子供とともに教育を受けるという理念を踏まえたインクルーシブ教育システムのあり方について、現在検討を行っているところであります。本県が平成18年に策定いたしましたみやざき特別支援教育プランにつきましては、障がいの有無にかかわらず、だれもが相互の人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を目指すことを副題に掲げまして、地域就学への対応や交流及び共同学習の推進、地域コーディネーターによる地域支援など、多様な教育的ニーズに柔軟に対応できる教育支援システムの構築を目指したものでありますことから、国のインクルーシブ教育システムと本県の特別支援教育プランは、ともに共生社会の実現を目指すという点につきまして、その方向性は同じであるというふうに認識をいたしております。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 ありがとうございます。このプラン、23年で見直すということでもいいですね。見直しの時期ということで幾つかの課題を

質問させていただきます。

先日、つくばで開催された日本教育技術学会に参加させていただきました。この大会は、現場の教師と大学の教授らが集い、最先端の教育を提案し合う場になっています。そこで、インクルーシブ教育について、現場の率直な感想として、理念は理解できるし、教育環境も確かに整えていかなければならないが、いかなるときでも一緒にさせることが、その子にとって周りの子にとって本当に幸せなのかという観点からすっぱり抜け、議論されているところがある。大変危惧しているという感想でした。そんな中、大会の中で提案されたのが、発達障がいの子の自立を目指すための0歳から25歳までのクオリティライフの設計であります。発達障がいをどの段階で発見できるのか、発見した後の対応をどうするか、設計していくというものであります。ところで、県は、発達障がいの早期発見・早期対応についてどのような取り組みを行っているか、福祉保健部長並びに教育長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 発達障がいにつきましては、早期発見・早期対応が重要であります。理解促進や支援体制の強化などさまざまな課題があると認識しております。このため、県では、県内3カ所の発達障害者支援センターにおいて、発達障がいの理解促進を図るとともに、学校や福祉施設等の関係機関と連携し、それぞれの状況に応じた相談・支援を行っております。特に、早期発見・早期対応に向けた人材育成、普及啓発については、幼稚園や保育所等が実施する研修会にセンターの職員を講師として派遣しているほか、3歳児健診等を担う市町村の保健師、幼稚園教諭や保育士を対象としたセミナーを開催するなど、積極的に取り

組んでいるところであります。今後とも、関係機関と連携し、発達障がい者の支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

○教育長（渡辺義人君） 県教育委員会といたしましても、発達障がい児の支援につきましては、早期発見・早期対応が大変重要であると考えております。このため、特別支援学校のチーフコーディネーター等を幼稚園及び保育所に派遣し、教職員、保護者を対象にした教育相談や職員研修を実施することにより、就学前の子供たちの障がいの早期発見や早期対応ができるよう、支援を行っているところであります。また、保護者や一般県民の皆様を対象に、県内各地域で発達障がいに関するフォーラムを開催し、早期発見・早期対応の重要性について、その理解・啓発の推進にも努めているところであります。以上です。

○河野哲也議員 ありがとうございます。早期発見の一つの節として一般的な健診がございます。1.5歳児健診では、歩行や発語、運動機能・視聴覚障がいの確認ができます。日本の1.5歳児健診はすぐれているという評価を受けています。重度精神遅滞、自閉症の発見はこの時期で十分可能だと言われております。3歳児健診では、中程度精神遅滞、自閉症の発見ができます。この時期は個人差が大きく、個別対応が大切だと言われております。そして5歳児健診、言うまでもなく、5歳児健診は、3歳児健診ではわからないLD、ADHD、アスペルガーを含むPDD等の発達障がいを発見する上で極めて重要とされています。本県のプランの策定委員会の記録を見ると、発達障がいの早期発見として5歳児健診の必要性が議論されているようですが、残念ながら、プランには5歳児健診について位置づけがなされていません。今まで複数

の議員が5歳児健診の必要性については質問しています。にもかかわらず、実施の市町村が07年、我が会派の新見議員が確認してからいまだに西白杵の3町にとどまっていることについて、福祉保健部長に見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 5歳児健診は、発達障がい児の早期発見に重要であると認識しておりますが、法で義務づけられたものではないことや、その実施に当たっては、専門性の高い知識や技術を持った小児科医師や臨床心理士等の確保が厳しい状況にあることから、議員御指摘のように、県内では実施の自治体が3町にとどまっている状況にあります。しかしながら、3町以外の市町村におきましても、幼稚園や保育所等と連携を図りながら、発達障がい児の早期発見の重要性に着目した相談事業や訪問活動に積極的に取り組んできているところがあります。県としましては、今後とも、発達障がい児の早期発見に向けて、市町村と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 専門医に限られているのは本県だけでなく、他県もそうであります。全国では、保育士、保健師などがチームを組んで、集団遊び、例えば、じゃんけん遊びとか、けんぱ一遊びとか、しりとり遊びをグループでさせて発見していくという、5歳児健診のそういうシステムをつくっている県もあります。もっと積極的な対応をお願いしたいと、そのように考えます。

学校が直接発達障がいを発見できるのは就学時健診です。就学時健診の知能テストが義務づけられていますが、発達障がいを早期に発見できる機会にもかかわらず、市町村ばらばらの形式であります。5歳児健診を確立している西白

杵でさえ、調査したところ、3町とも違う形式のものを使っていました。この対応に教育長、見解をお願いいたします。

○教育長(渡辺義人君) 就学時の健康診断は、学校保健安全法の規定によりまして、就学予定者の心身の状況を的確に把握し、診断結果に基づいた治療の勧告や保健上必要な助言等を行うとともに、適正な就学を図るために各市町村教育委員会が実施をするものであります。お尋ねの知能検査につきましては、各市町村の判断により、それぞれが市販の標準化された知能検査用紙を活用しておりますが、いずれの検査も、知的発達の程度を把握するという目的においては、就学時健康診断に適した検査であると聞いております。なお、発達障がいにつきましては、知的発達のおくれを伴わないことが多いため、各市町村においては、知能検査だけではなく、健康診断の受診時の状況や、幼稚園、保育所等での日ごろの生活の様子等から、早期発見に努めていると伺っております。発達障がいの早期発見につきましては、その適切なケアやサポートにつながる重要な一歩でありますので、県教育委員会といたしましても、今後とも市町村教育委員会に対し、適切に支援してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 発達障害者支援法の中でも就学時健診は位置づけられています。発達障がいの発見ということはしっかりと法で位置づけられているにもかかわらず、そのシステムが違っているということ。結局、同じ子供が市町村で違う評価を受ける可能性があるということですから。同じ視点での調査システム、これは考えるべきだと思います。現在の就学時健診の問題点として、東大の平岩ドクターは、1つ、平日の午後、短時間で見なければならぬこと、2つ

目、訓練されていない教員が簡易知能検査で見ること、3番目、ADHDの子の中に特別な場に強い子がいる。非日常の行動に強い子がいるんです。日常はいろいろな課題があるんですけど、その本当の姿が見えなくなるということ、そして、4番目、結果のフォローができていないということも挙げておられました。ただ、私が調査した小学校は、就学时健診後すぐに、校長、養護教諭、保育士、保健師が集まって、気になる子を協議するという入学前のフォロー体制がとられていた学校でした。それが広がるべきだなというふうに思います。

発見後の対応で大事なのは連携によるサポート体制であると、07年の議会で質問させていただきました。答弁として、すべての教育事務所ごとに、精神科、小児科医や臨床心理士等の医療を初め、福祉、保健、教育の関係者5名程度で構成する専門家チームを設置、各小中学校は、これらの専門家チームから障がいに関する専門的な助言・援助を受けるなどの連携を図っているとのことでした。また、校内委員会の設置や関係機関との連携など、これまでの取り組みの成果を手引書としてまとめているとの答弁でしたが、連携によるサポート体制はどのような充実を図ってきたのか、教育長にお伺いします。

○教育長(渡辺義人君) 障がいのある子供の支援につきましては、関係者間の連携によるサポート体制が重要でありますことから、小中学校等の支援要請に応じまして、まずは平成20年度から、県内6校の特別支援学校に配置しております特別支援教育地域コーディネーターが中心となりまして、教育相談や校内支援体制についての指導・助言等を行っているところであります。また、さらに専門的な意見を必要とする

ような困難事例につきましては、医師や臨床心理士等を含めた専門家チームをニーズに応じて編成し、専門家による診断や検査の結果をもとに、個々の児童生徒の障がい特性に応じた指導についての助言を行うなど、関係機関との連携のもと、より専門的な支援に取り組んでいるところであります。なお、これまでの取り組みの成果をもとに、具体的な支援の方法や関係機関との連携のあり方を示した手引書として、特別支援教育ガイドブックや特別支援教育コーディネーターハンドブックを作成し、すべての小中学校等に配布を行い、その活用を図っているところであります。今後とも引き続き、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を深めながら、障がいのある子供たちの支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○河野哲也議員 学校での取り組み、例えばハンドブックの活用実態については、次回、調査させていただきたいと思います。

次に、療育手帳の判断基準についてお伺いいたします。アスペルガーを含むPDDの人が取得できる手帳がないという問題があるとお聞きしています。また、今回、療育手帳の判断基準の境界線上にいます軽度の発達障がいの子の療育手帳取得が、県によって対応が違うのではないかとこの問い合わせがありました。療育手帳は知能指数を判定基準としていることから、発達障がいの子は、日常は一般の人とコミュニケーションがとりにくく、社会人として生活することは難しい状況にあるのですが、先ほども言いましたけど、判定時に日常以上のことができることがあって、療育手帳取得が困難な状況があるのではないかと考えますが、療育手帳の判定上、発達障がいはどのように取り扱われているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 療育手帳は、知的障がいのある方の療育支援を目的としており、知能指数とともに、日常生活能力及び保健面・行動面の状態を考慮し、総合的に判定を行っております。一方、発達障がいは、自閉症、アスペルガー症候群、学習障がいなど脳機能の障がいと定義され、その特性としては、対人関係、社会性、コミュニケーションなどに障がいがあることが挙げられています。このため、発達障がいを伴う知的障がいのある方につきましては、対象者の障がいの特性を踏まえながら、生活面・行動面の状態を十分考慮し、療育手帳の判定を行っているところであります。

○河野哲也議員 ありがとうございます。発達障がいの方々の就労を考えたとき、手帳取得というのは、将来を保障してくれる大事な資格だと考えます。どうかよろしくをお願いします。

プランを見ますと、発達障がい者の就労支援についての観点が非常に弱い気がします。つまり、発達障がいの就労に関する一般的困難をフォローし、適用させる支援というのが必要です。その部分が弱いというふうに考えます。発達障がい者に対しての就労支援についてどのような取り組みをされているか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 発達障がい者を含めた障がい者の就労支援につきましては、身近なところで就業の相談と支援が受けられる体制の充実や、企業の障がい者雇用に対する理解の促進が重要であると認識しております。このため、障がい者の就業・生活に関する総合相談窓口である障害者就業・生活支援センターを、7つの障がい福祉保健圏域すべてに設置したところであります。また、企業等の理解を深めるため、企業向けセミナーの開催や、就労に

向けた訓練を行う障害福祉サービス事業所の整備充実など、さまざまな取り組みを推進しております。県としましては、今後とも、宮崎労働局等の関係機関と連携しながら、発達障がい者を含めた障がい者の就労支援に積極的に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 あらゆる機関との連携で、発達障がいの子が自立できるような支援体制をどうかお願いしたいと思います。

次に、口蹄疫復興対策についてであります。

知事の提案説明にありましたように、11月より県内すべての地域で畜産が再開され、再生・復興に向けて本格的なスタートが切られております。日本に誇れる畜産県に再生するまで全力を尽くさなければならないと考えます。そこで、当初予算では平成22年度末の県債残高見込み9,410億円程度、今回、口蹄疫復興対策運用型基金創設で起債残高が1兆円を超すことになり、さらに厳しい財政状況になります。県民の理解を得るためには効果的な口蹄疫復興事業が望まれますが、県民政策部長に見解をお伺いいたします。

○県民政策部長（山下健次君） この1,000億円の運用型基金につきましては、地方債を発行して資金を調達いたしますので、御指摘のとおり、この事業の実施期間中は県債残高が一時的に増加をすることになります。これは県としての借金の上積みという意味では、県民の皆様さらなる負担感を与えることとなりますので、御指摘のとおり、運用益を活用した具体的な事業の検討に当たりましては、これまでの対策の効果や情勢の変化をよく見きわめ、再生・復興のために必要かつ効果的で、さらに、成果が明確にわかるような事業を選択し、構築していくことが重要であると考えております。また、今

回の運用型基金のみでなく、県の取り崩し型基金あるいは中小企業応援ファンド、国の補助事業などを有効に活用して、効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 効果的などという意味の中に、現場の方々の声をどれだけ吸い上げて事業を起こしていくかということで、今、再興に向けてさまざまな課題が見えてきています。実は、補償金の対象外となっている畜産関係者の方々が本当に厳しい状況に今置かれています。私が相談を受けた預託農家は、自己負担で設備投資を行い、これからというときの口蹄疫でありました。しかも、感染地帯の中にあつたにもかかわらず必死に守って、最後はワクチン接種で殺処分だったそうです。ところが預託元からは納得いく手当がなく、相当厳しい状況に追い込まれています。昨日も同じ質問がありましたが、答弁では、適切な対応をとるよう、預託元に指導・助言を行っているとのことでありましたが、農家の立場になってもっと強く指導をしていただくことを要望いたします。

ところで、口蹄疫被害義援金につきましては、補償金の対象外となっている預託農家にも配分されているのでしょうか。また、第5次義援金の配分はどのようになるか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 口蹄疫被害義援金につきましては、県内外の多くの方々から35億円を超える多額の寄附が寄せられており、これまでに30億6,400万円余りを配分いたしております。まことにありがたく、心より感謝申し上げます。御質問の預託農家につきましても義援金の配分対象としており、一般の畜産農家と同様に、市町村を通じて配分しております。また、今後の義援金の配分につきまして

は、畜産業を含め、地域経済全体の復興のための事業に有効に役立てる方向で、年内に配分委員会において協議・決定してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 再度申し上げますが、支援の谷間にいる方々の救済をどうか真剣に考えていただきたいと思います。

一昨日、国の検証委員会の最終報告が出されました。県に対して厳しい検討課題が示されましたが、口蹄疫の蔓延防止については、国の水際対策、国内各地の防疫対策の強化を図ることが最も重要であり、会派としても党を通じて強く訴えてまいります。しかし、発生県として、その責任において具体的な防疫対策を打たなければなりません。早速、知事の報告にありました「県内一斉消毒の日」として開始されましたが、その実施状況と、それを踏まえた今後の対応をどう取り組むべきと考えているか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 県では、口蹄疫を二度と発生させないため、10月から毎月20日を「県内一斉消毒の日」とし、畜舎消毒や農場入り口への消石灰散布、畜舎入り口の踏み込み消毒槽の点検、畜舎周囲の清掃など行うことによりまして、飼養衛生管理基準の遵守を含めた防疫意識の向上を図っているところでございます。この取り組みの実施状況につきましては、県内全域の畜産農家から200戸程度を抽出し、調査をしました結果、10月で91%、11月で98.5%の農家が一斉消毒に取り組んだとの報告を受けております。今後とも、県といたしましては、消毒の徹底は防疫衛生対策の基本であることをあらゆる機会を通じて周知し、防疫意識が低下することのないように啓発してまいりたいと存じます。

○河野哲也議員 一日も早く安全・安心な畜産地帯構築のため、取り組みの強化をぜひお願いしたいと思います。

続いて、中山間地域振興対策について県民政策部長にお伺いします。昨日も、熱い、そして本当に切実な質問がありましたが、私も何問か質問させていただきます。

中山間地域振興対策特別委員会において、今、基本条例制定のために調査を進めております。先日、調査いたしました中山間振興の先進県である島根県の取り組みの中に、「日常生活を支える諸機能の維持」を重点テーマとし、重点施策として、特に小規模・高齢化した集落の対策が位置づけてありました。1、生活交通を早急に確保する、2、集落を超えた地域運営、3、マネジメント、ボランティアの人材確保、4、歴史・文化・伝統の記録保存であります。島根県は、平成11年に10億の中山間地域活性化基金を創設し、今日まで諸事業を活性計画にのっとり進めております。本日は特に、本県の重要課題である中山間地域の生活交通についてただしていきたいと思います。

中山間地域においては、日常生活を支える機関や施設が統廃合されたことにより、それらを利用するため、主要な交通手段である生活路線のバスが存続できるように支援していかなければなりません。国土交通省が来年度、地域交通維持事業で補助制度を統合し、県または市町村にまとめて交付するとの報道がありました。バス事業については対象要件が緩和されると聞いています。この動向は、バス事業を主とする県地域交通機関運行維持対策の今後にどのような影響があるとお考えでしょうか。

○県民政策部長(山下健次君) これは23年度からということになっておりますが、新しい国

の地域公共交通確保維持に関する事業につきましては、現時点では詳細な事業内容が不明でございまして、引き続き、情報収集に努めてまいりたいと考えております。また、県では、現在、広域行政の立場から、複数市町村間のバス路線に対して必要な財政支援を行っているところでございますが、今後とも、国や市町村、バス事業者等とともに、国の事業展開も踏まえながら、適切な役割分担と連携を図って、県民の大切な交通手段の維持確保に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 来年度いい方向に動くといのですが、前回、横田議員のオンデマンド交通の可能性についての質問に、答弁の中で、県北地区ではICT利活用広域連携事業を活用してデマンド方式のバス運行支援システムの構築に取り組むとありました。その取り組み状況をお伺いいたします。

○県民政策部長(山下健次君) 御指摘のように、県北地域でございますが、延岡市のケーブルテレビ事業者を中心に、国の事業を活用しまして、デマンド方式のバス運行支援システムなどについても検討するという事になっておまして、先般、第1回の協議会が開催をされたところでございます。このICTを活用したデマンド交通につきましては、地域住民の移動手段を確保するための交通システムとして期待されているところでございますので、県といたしましては、今後とも関係機関等と連携を図ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 延岡・日向定住自立圏構想ということで、インフラについては大事な施策になると思います。どうかこの構築にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。期待しております。

経済産業省の「地域生活インフラを支える流

通のあり方研究会」は、高齢者を中心に、食料品などの日常の買い物が困難な買い物弱者が全国で約600万人に上るとの推計を発表いたしました。地域別に見ると、過疎化が進んだ農村部、都市郊外の団地、かつてのニュータウンで問題が深刻化していると示しています。08年の国土交通省の調査では、人口が減り、高齢化が進んだ地域では、買い物をする場所まで30分かかる割合が50%を超えており、1時間以上かかる地域も20%に及ぶと報告しております。買い物弱者の課題を解決する方法としては、宅配サービス、移動販売、店舗への送迎などがあり、既に各地で取り組みが始まっておりますが、本県も含め、採算が合わずに撤退してしまう事業所、補助金が支給されなくなるとストップしてしまう活動が多く、いかに継続していくかが課題であります。そこで、本県の中山間地域における買い物弱者対策についてお伺いいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 御指摘のように、中山間地域におきましては、人口減少に伴って店舗の廃止、あるいは移動手段に乏しい高齢者の増加に伴いまして、日常の買い物が困難な状況に置かれております。いわゆる買い物弱者、この増加が全国的に問題となっているところでございます。本県におきましても、既に困難な状況にある地域、あるいは将来そういった状態が懸念される地域も当然あると思われまます。県といたしましては、これまで、中山間地域新産業・雇用創出緊急対策事業あるいはまちなか商業再生支援事業等によりまして、地域の商工会等が実施いたします買い物代行、あるいは日用品の宅配事業の取り組みを支援しておりますけれども、実施に当たっては、事業の採算性などが課題となっているところでございます。今後、御指摘のような国が創設することに

なっております買い物弱者対策支援事業の内容、あるいは県北地域で運用が予定されております、先ほども関連しますが、ICTを活用した北ひむかスマートコミュニティー事業における買い物支援サービスの運用状況を踏まえながら、市町村等関係機関とも連携して、有効な施策を検討してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 複数の議員が結論として述べられておりましたが、何とか知恵を結集して中山間のインフラ維持に効果的な対策を打っていただきたいと、そのように要望したいと思います。

続いて、中小企業支援について御質問いたします。

日本教育技術学会の前日、東京で中小企業総合展がありまして、それに視察に行かせていただきました。およそ700を超える出展ブースがあり、活気に満ちたプレゼンを行ってございました。宮崎の出展ブースを探しました。700のうちたったの2社でありました。宮崎市から1つ、高鍋町から1つでありました。同時開催の産業交流展がありましたので、東京、大阪の出展がずば抜けて多かったわけではありませんでした。絶好のビジネスチャンスというか、情報交換の場を逃している気がして、大変残念でありました。宮崎市の企業にお話を聞いたところ、仙台の大きな企業から話が聞きたいと約束をいただいたそうです。例えば、成長を持続する中小ベンチャー企業の成長戦略等のディスカッション、今後、市場としての拡大が見込める新興国への進出や販路開拓についてのセミナーなど、今、中小企業が抱えている課題をクリアできるヒントが数多くあったと思います。最も印象的だったのがベンチャー企業の勢いでありました。100社ほどの出展がありました。宮崎はゼ

ロです。写真をお見せしたいのですが、人、人、人でありました。この勢いの理由は、インキュベーション事業の充実だと考えます。起業の支援を組織化しているところが強いと感じました。

そこで、商工観光労働部長に何点かお伺いいたします。本県において、インキュベーションセンター的な役割を担う機関はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 本県では、産業支援財団におきまして起業家への相談対応を行っております。また、ベンチャー企業への投資などの支援も行っているところでございます。また、インキュベーション施設としましては、工業技術センターに、技術系ベンチャー企業向けの賃貸工場や開放実験室を設置しているほか、宮崎市内にみやざき新ビジネス応援プラザを開設しているところでございます。ベンチャー企業は、本県の新産業の芽として成長が期待できますので、今後ともその育成に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 本県は、企業が求める研究を大学とつなげるとか、そういうノウハウが県にないのかと、そういう実感をしました。他県では、大学との連携にインキュベーションセンターが存在していました。財団法人宮崎県産業支援財団を、中小企業新事業活動促進法に基づく中核的支援機関として本県は認定しております。財団が、新製品の開発や新分野進出等に対する支援をワンストップで実施しているようですが、現状をお聞かせください。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 県産業支援財団では、県内企業が抱えるさまざまな課題に対しまして、ワンストップで支援を行っております。中でも、県内中小企業が取り組む新商

品開発や販路開拓等の取り組みにつきましましては、コーディネーターが相談に対応し、助言・指導を行うほか、各種助成事業を活用して支援を行っているところでございます。平成22年度では、新商品・新技術の開発を28件、販路開拓支援を11件助成しておりまして、相談件数では10月末現在で708件となっております。今後とも、産業支援財団と連携を図りながら、県内中小企業の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 今、答弁にありましたこれだけの支援がありながら、外への発信が弱い。これは本当にもったいないと思います。ぜひこういう機会を有効に支援していただきたいと思えます。

総合展では、中小企業支援のさまざまな制度を使った事例も紹介されておりました。本県では、雇用情勢が厳しい中、求職者の就労支援を図るため、県内事業所において、国のトライアル雇用制度を利用して労働者を試用雇用した事業主が、引き続き当該労働者を正規雇用した場合に、事業主に対して補助金を交付していますが、その利用状況と今後の対策についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 国のトライアル雇用制度につきましましては、宮崎労働局によりますと、9月末現在、本年度のトライアル開始人数が344人となっております。また、県では、本年度から、トライアル雇用終了後、若年者等を正規雇用した事業主に助成金を交付する若年者等正規雇用化促進特別事業を実施しているところでありまして、22人の正規雇用化が図られたところであります。また、国においては、大学、高校等を卒業後3年以内の既卒者を対象とする3年以内既卒者トライアル雇用奨励

金を9月に創設したところでありまして、県といたしましては、これらの制度がより有効に活用されるよう、宮崎労働局と連携し、事業主等への周知啓発を図っているところでございます。

○河野哲也議員 二者にとって本当に効果的な制度であると考えます。

もう一つ、中小企業向け緊急保証制度です。制度開始以来の承諾実績、全国しか調査できませんでしたが、129万件に上っています。破綻を逃れた中小企業は少なくないと、そういうふうに分析します。ところで、中小企業の資金繰りを支えてきた緊急保証制度が、来年3月末が期限とされていますが、本県の状況を考えてと延長が不可避であると考えますが、ぜひ見解をお願いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 平成20年10月より、国の緊急保証制度としまして、業況の厳しい中小企業向けの100%保証が拡充されておりまして、中小企業の金融円滑化に大変効果があったと考えております。緊急保証制度は今年度末で期限を迎えますが、国としましては、特に業況の厳しい中小企業向けのセーフティネット保証、小規模企業や創業者向けの保証制度につきましては、来年度も100%保証を継続する方向であると伺っております。なお、本県における中小企業の厳しい実態を踏まえまして、今後とも、中小企業の資金繰り支援を行うことは必要であると考えておりますので、引き続き、そのような状況につきまして国に伝えてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 与党時代の公明党の重点政策でもありましたので、我々も強く訴えていきたいと思っております。

防犯対策についてでございます。21年警察白

書では、「日常生活を脅かす犯罪への取り組み」として、警察では、総力を挙げて、日常生活を脅かす犯罪の取り締まり活動及び予防活動を推進するとともに、関係機関・団体との連携強化を図っていくとしています。昨年11月、「全国おやじサミット」が大分市おやじネットワーク等の主催で開催され、参加させていただきました。おやじ会の成り立ちの紹介の中で注目したのは、広島県廿日市市野坂中学校区おやじ会代表で、残念ながら亡くなったんですけど、野村洋一さん、自分の子供が学校で集団暴行に遭ったのをきっかけに、夜の街で少年たちに声をかけるようになり、「夜回りおやじ」として青パトでパトロールを始めたそうであります。そして、07年、55歳、がんで亡くなる最後まで、子供たちの居場所づくりに奔走したというものであります。

そこで、今回、本県の自主防犯について調査をさせていただきました。本県においても、警察とともに防犯ボランティアの活動が活発になっております。ここで、青色回転灯搭載車、いわゆる青パト利用の防犯について調査した2つの事例を紹介いたします。延岡の東海子ども安全パトロール隊は、地域の子供は地域が守るとして、33名の人員で、私有車両5台を校区ごとに配置して青色回転灯を搭載し、下校時にはスクールガードとともに、夜間は少年補導員とともに巡回し、啓発を行っているそうです。特徴として、地区青少年健全育成連絡協議会を母体としているということでもあります。また、宮崎ライフセービングクラブは、日本一安全で安心な海岸を目指して、21名の宮崎ライフセービングメンバーが、青色回転灯搭載車で海水浴場・ビーチの防犯パトロール、危険箇所の点検を行っている。そういう事例があります。

そこで、警察本部長にお伺いいたします。全国的には05年から青パトの防犯パトロールが広がっておりますが、本県の青パト利用の防犯パトロールの登録団体と青パトの台数の推移を教えてくださいたいと思います。

○警察本部長（鶴見雅男君） まず、県内の防犯ボランティアの状況でありますけれども、いわゆる青パトを活用しておられる皆様方を含めまして、現在315団体、約2万人の方々に活動、御協力をいただいております。青パトにつきましては、平成17年に導入をされまして以来、団体数、車両台数ともに年々増加をしておる状況でございます。本年10月末現在で、青パトの当県におきます登録団体数は85団体、総車両台数は426台という状況でございます。

○河野哲也議員 県下で広まっている、拡大しているなという実感があります。都城・北諸地域安全パトロール隊は、都城警察署管内の犯罪多発から、06年1月に結成され、105名のボランティアが防犯パトロールを行っている聞いています。都城警察署管内の07年6月末の刑法犯認知件数は791件で、前年に比べ240件も減少。中でも自動販売機ねらいは20件、前年に比べ27件、57.4%の減少となったと報告されました。本部長、青パトの効果について再度お伺いいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 青パトを活用いたしました防犯パトロールの効果につきましては、パトロールを行う車両に青色回転灯を装備するということでありまして、視覚的なアピール度が非常に高くなるということで、明らかに防犯パトロール中であるとわかる自動車が巡回するというようなことで、地域に犯罪者を寄せつけないということや、地域住民の方々に安心感を覚えていただくというようなことの非常に

大きな効果が期待できるところであります。実際に各地域で青パトを活用した巡回パトロール、子供見守り活動、これが活発に行われているところでありまして、地域の皆様方からは、顔見知りの人に青パトを使ったパトロール等をしていただいで非常に安心できる、そういった声も多く寄せられているところがございます。地域安全の推進に大きな効果を上げているものと認識をしております。

○河野哲也議員 本部長の今の答弁は、懸命に活動している方々を勇気づけるお言葉だと思います。冒頭でも申し上げましたが、日常生活での犯罪を抑制するために、さらに、地域で頑張るボランティアの皆さんと一番身近な交番等の警察官との間で、現場指導、情報交換を定期的に行うべきであると思いますが、お伺いいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 防犯ボランティアの方々に対する交番等におきます現場指導や情報交換、これにつきましては、警察署や各交番の単位で、交番連絡協議会、各団体との連絡会等を開催しております。ここにおいて情報交換を行ったり、合同パトロールをしたり、そういった機会に、パトロール要領等の指導、情報交換を行っております。また、ミニ広報紙、地域安全ニュースを発行するなどいたしまして、定期的な情報提供、情報交換も行っているところであります。緊急の防犯情報につきましては、交番速報、それから、防犯メールを発信してタイムリーな情報提供に努めているところであります。防犯ボランティアの皆様方と緊密な連携を保つということは、地域の安全・安心を確保する上で非常に重要なことでありますので、今後さらにきめ細やか、かつ定期的な情報提供ができるようにネットワークの充実に努

め、防犯ボランティアの皆様方と連携を一層強化してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○河野哲也議員 青パトの防犯活動はボランティアですので、ガソリン代とか点検費とか自動車税とか任意保険など、年間の活動費がかかるわけです。負担軽減を関係部局に要望していきたいと思います。

今回は、さまざまな施策の中で、県がつなぐ、つながる役割を持つことについてたださせていただきました。知事、午前中、我が会派の長友代表が申したように、4年間でまいりていただいた種はしっかり開花、結実させていただきたいと思います。本当にお疲れさまでした。

以上ですべての質問を終わります。(拍手)

○蓬原正三副議長 次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 新たな保育制度及び障害者自立支援法について質問いたします。

小泉政権時代に総務大臣等を務められ、政権の中枢にいた竹中平蔵氏の著書の中に、「経済ってそういうことだったのか会議」という一風変わった題名の本があります。ちょうど8年前の2002年9月1日に出版されていますので、当時の竹中平蔵氏の思想の本音がそのまま書かれているように思います。その本の中で彼ははっきりと次のようなことを言っています。

「税による所得再配分はずるい」、こう言っています。また、そのずるいという意味の説明として、次のようにも言っています。「子供たちが砂場で遊んでいるんです。ある子はおもちゃをたくさん持っている。その子はお金持ちの家の子なんです。もう一人の子は、家が貧しいから、おもちゃを1個しか持っていないんです。しかし、だからといって自分の子に向かっ

て、「だれだれちゃん、あの子はおもちゃをたくさん持っているからとってきなさい」などと言う親がいるかというわけです」、このように言っています。竹中平蔵氏に言わせれば、税による所得再配分は、金持ちの子供からおもちゃをとってきなさいと我が子に命じるお母さんと同じだととらえているわけです。だれだれちゃん、あの子はおもちゃをたくさん持っているからとってきなさい。国家の中枢にいた方が税による所得再配分に対してこのような考えを持ってその後の日本の政治をリードしてきたのかと考えると、ぞっといたします。以来、弱肉強食の新自由主義のもとに、破綻をした木村剛日本振興銀行会長、ホリエモン、村上ファンドなるものがばっこし、国家の形が大きく変わりました。日本の形を大きく変えたという意味では、地方を疲弊させた市町村合併もしかり、低賃金のワーキングプアを生み出した労働者派遣法もしかり、その後、何から何までまるでデフレ不況に向かってまっしぐらという感じでありました。そして、幾人ほどの人がみずからの命を絶ってきたことでしょう。そこで質問であります。このような政治の流れの中でつくられてきたと思われる新たな保育制度、及び応益負担か応能負担かを問いかけた障害者自立支援法の国による現在の検討状況、並びに法改正の動きについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

以下は質問者席にて行います。(拍手)〔降壇〕

○福祉保健部長(高橋 博君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、新たな保育制度の検討状況についてであります。新たな保育制度につきましては、国の子ども・子育て新システム検討会議におい

て、施設や事業ごとに所管や制度、財源がさまざまに分かれている子ども・子育て支援策を再編するため、幼稚園と保育所を一体化したこども園の創設、多様な事業者の参入を促すための指定制度の導入、すべての子ども・子育て家庭のニーズに対応した保育サービスや給付のあり方等について幅広く検討されているところであり、現在、国においては、こども園について、幼稚園と保育所をすべてこども園に統合する案や、こども園、幼稚園、保育所の3者を併存する案など5つの案について、事業者や地方自治体、学識経験者等の関係者から意見を聞きながら、具体的な制度設計等に向けて検討が進められているところでもあります。

次に、障害者自立支援法の改正の動きについてであります。平成18年度に施行された障害者自立支援法につきましては、利用者負担の原則応益負担を初め、さまざまな課題があることから、政府は、平成25年8月までにこれを廃止し、同法にかわるものとして、仮称であります。障害者総合福祉法を施行する方針を打ち出しております。このため、内閣府に障がい者制度改革推進会議を設置し、障がい者の法制度改革等について検討を行っているところでもあります。一方、新たな制度ができるまでの措置として、現行の応益負担から原則応能負担にかえることなどを内容とする改正法案が、現在の臨時国会へ提出され、衆議院で可決し、参議院で審議されております。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 そこで知事にお伺いしたいと思うんですが、この新たな保育制度、障害者自立支援法——保育制度については、前回、鳥飼議員が給食の外部搬入といった問題点も指摘したわけですが——先ほど言いましたように、竹中平蔵氏の発想、いわゆる竹中イズムとでもい

うか、そのような発想の中でこういった法律等がつくられ、障害者自立支援法では少しずつ修正をされているのかなど。応益負担から応能負担へというふうに今説明がありましたが、多少修正されているのかなとも思っております。ただ、新たな保育制度については、竹中氏的な発想が十分に総括されないままに設計されているようにも感じます。前政権時代の負の遺産を抱え込んだ現政権でも、そういった問題に対処しておるだろうと思いますが、多少気の毒な感じもいたします。

実は、知事がよく、「統治システムを変える」という言葉を発信してこられました。私もそのことについては同感であります。この国はこのままでは本当にだめになってしまうのではないかと。そして萎縮する方向、先ほどデフレと私、言いましたけれども、賃金は下げられる、定数は引き下げられる、地方は疲弊していくという、これまでも議論がありましたが、何か萎縮する方向にこの日本が向かっているのではないかなというふうに思います。

統治システムを変えるという意味は、竹中氏が否定してきた所得再配分機能を十分に働かせなければ、統治システムを変えることにはならないんじゃないかと。いわゆる所得再配分機能を十分に働かせることが、統治システム変更の前提ではないかというふうに思うわけです。このことについては、以前、私も一般質問で、高額所得者への超過累進課税を強化することによってしか、地方の財政も国の財政も確立しないんじゃないかということをおっしゃっていましたが、知事に対しましては、最後でもありますので、この問題についてはくどくなりましたけれども、知事の統治システムの変更という考え方をお伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 非常に難解な質問でございまして、統治システムというのは、構造的なシステムと税財源等々にかかわる、リンクしている問題ですので、恐らく、議員御指摘の所得の再配分につきましては、地方財政ということに置きかえますと、地方交付税の財源調整機能がこれに当たるのではないかと推察してお答えさせていただきます。

地方交付税制度は、国民がひとしく地方公共団体が行う行政サービスを享受できるよう、団体間の財源の不均衡を調整し、一定の水準を維持し財源を保障するため、本来、地方の税収入とすべきであるところを、一たん国税としまして国がかわって徴収をし、一定の基準で地方団体へ再配分するというものであります。私は、今後、国家構造、国の統治システムを大胆に変革して、十分な権限と財源を地方へ移譲し、補完措置としての地方交付税制度と地方の自由裁量権が担保される中で、地方が自主自立と創意工夫を競い合う「地方間競争と地方間連携による国土の発展」を目指すべきだと、そのような新しい国の形を創出するべきであると考えておるところであります。

○太田清海議員 このところは、実は十分お互いに議論ができなかったかなという感じもしますが、実は、知事がことしの4月15日に参議院の総務委員会に出席されて、参考人としての意見を述べられております。私もこれを読ませていただきましたが、感想を言うと、知事がこれまで議会で答弁されたことより以上に、何か重厚な意見を述べられているというような感じが実はいたしました。正直言って。ずっと最後まで読ませていただいたときに、私が考えていた——なぜ私がこういう問題を言うかということ、前回も言いましたけれども、国から財源を

よこせというだけではなくて、国が適正に課税をして、眠っている資産、所得をきちっと吸い上げてほしい。それを地方交付税としていただかないと、交付税をくれ、くれだけでは限界があるのではないかという思いから、知事にそういう質問をしたわけですが、知事の参考人としての意見の中に、確かに最後のほうで、さまざまな地方税体系の改革というのがあるというふうにおっしゃっております。このあたりかなというふうにも感じます。私もこれを読ませていただいたときに、参考人として地方を代表するすばらしい意見だと思いました。戦艦大和の話も例え話で出ておりますけれども、なかなかのものであるなというふうに思いましたが、そういう税のところをぜひ今後国に、きちっと取っていく、先ほど言った所得再配分機能をきちっとすることで、日本の活性化につなげていくことができるのではないかという思いで質問をさせていただいたところでした。ぜひそういった発信を今後していただきたいなという思いであります。

ついでに言うと、いろんな税に関する書物も出ていますが、税率を、現在40%でありますけれども、かつては75%あった時代もあったんですが、これを60%に上げさえすれば、源泉徴収税、申告税も含め、6兆7,000億の財源が生まれると試算する学者の方もいらっしゃるわけです。6兆7,000億というと、私は本当にもったいないがなという思いもして、多少今後そういう議論ができていくといいなというふうに思っております。

時間の関係もありますので、今後、知事の活躍に期待しながら、次の質問に進めさせていただきます。

非常備消防のドクターヘリの問題、これは前

回も質問いたしました。県内7つの非常備町村がありますけれども、ドクターヘリを有効に活用するためには、常備消防でないとその有効利用が難しいんじゃないかということで、検討していただきたいというか、そういう投げかけもしたわけです。福祉保健部長に、ドクターヘリの要請について、特に非常備町村の場合、どのように対応するのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 非常備消防町村における救急搬送は、役場の消防担当職員や病院職員等が行っており、重症患者の場合は、医師が救急車に同乗して現場に赴く町村もあります。ドクターヘリの要請は、医師が同乗する場合は問題はないものの、役場の消防担当職員等の場合は、その判断に迷うものと思われま。このため、本年度から2カ年かけて、非常備消防町村を含む市町村の消防関係職員を対象とした研修を実施するとともに、非常備消防町村の意見も十分伺いながら、ドクターヘリの要請基準等を策定してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 2年間かけて研修をとということですが、担当職員が消防団員という資格というところにひっかけられてそういう対応をされておるんだらうと思いますが、やっぱり常備化を図るということが一番安心だろうと思。うんです。専門家として現地に行くということ。で。聞くところによりますと、県北でも関係町村の首長さんたちが常備化に向けての意気込みを語っておられるところもあります。また、実際、常備化に向けて進んでおるのかなという感じもいたします。今後、県としても、常備化に向けたプッシュをぜひしていただきたいというふうに思います。

次に、段ボールコンポストについてであります。

今、お手元にカラーで資料として配っております。これは簡単に言うと、もみ殻薫炭とピートモスを混ぜたものの中に生ごみを投入すれば、自然界のバクテリアによって見事に分解をして、相当な量の分解ができます。私も実践しておるんですが、においもほとんど出ません。恐らく、もみ殻薫炭というのがにおいを消す力、それからピートモスというのが空間をつくるということでバクテリアが発生しやすい、そういったところの特性を使う。そして、段ボール自体の器が水蒸気を吸い取ってどんどん外に出してしまう。口蹄疫のときの堆肥化処分、バクテリアのあれで70度か60度に上げるとということと理論的には全く一緒で、50度ぐらいに上がったたりして熱を帯びてきます。そして、段ボールの外に蒸気として出ていって、生ごみが処理されていくというものであります。

私、6月にこれを質問したいと思って担当職員の方にこういった話をしたら、担当職員の人もこれに取り組んで、「実際、においがしませんね」と言っておりました。そういう取り組みをされた方に本当にありがたいなと思ったんですが、この段ボールコンポストに対する県の認識と普及に向けた取り組み等について、環境森林部長にお伺いしたいと思います。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 段ボールコンポストにつきましては、生ごみの堆肥化により、ごみの減量化と循環利用を図る取り組みでありまして、水分管理や防虫等の適正な管理を行えば、家庭で取り組むことができる身近な環境活動の一つというふうに考えております。県内においても、こうした認識に立ちまして、生ごみなどの一般廃棄物の処理を担う市町村と

民間団体が連携しながら、生ごみの減量化の取り組みとして、段ボールコンポストの普及に取り組んでいる事例もございます。県といたしましては、このような取り組み事例等につきまして、市町村や消費者団体等で構成する宮崎県4R推進協議会などを通じまして、情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

○太田清海議員 県が発行しております「ごみ減量化テキスト」というパンフレットの中に、生ごみの処理について書いてありますが、実は段ボールコンポストについての記述はないんです。後ろのほうに、日南市が取り組んでおる段ボールコンポスト、1世帯1,000円の補助をしながら進めているという表示もありまして、県がそういった問題もとらえているんだなというのはわかりますが、この本文の中にも、検証されて、入れられるならぜひ入れていただきたいというふうに思います。実は、生ごみというのは一般廃棄物の中で20%ぐらいと言われておるようです。そのまま各家庭が出せば、工場の焼却施設の耐用年数の問題にもひっかかってきますので、何十億円とかける。そういう意味では、こういったものに力を入れたほうがいいのか。これは市町村の役目ではありますけれども、私自身も正月から、こういう段ボールコンポストというのがあるというのを知って、今、一切生ごみを外に出しておりません。家庭菜園といいますか、花壇にやったりとか、そういう形で使わせてもらっております。生ごみを焼くということは、CO₂の発生の問題も出てきますし、できましたら、こういったものを検証されてというか、職員の方もされておるものですから、教育委員会の学校の給食があるところとか、福祉施設で給食を持っている部門のところ、そういった取り組みができるといういな

という気がいたします。ぜひ知っていただきたいと思っております。各市町村でも、そういった補助制度をとるという要望もあつたりするようですが、そのあたりは県としても注視をしていただきたいと思います。そういった制度ができればいいかなというふうに思っております。

次に、福祉保健部長にお伺いします。医療クラークの処遇についてであります。

地域医療再生計画の中で、医療クラークということで述べられております。救急勤務医の負担軽減を図るということで、こういうことを計画されておるわけですが、この医療クラークを採用する場合の支援はどのように考えておられるのか、どのような検討をなされているのかということ、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(高橋 博君) 医療クラークの活用は、医師の負担を軽減し、効率的な医療を提供するための有効な対策の一つと考えられることから、その導入促進を地域医療再生計画に位置づけているところであります。具体的には、県内の2次救急医療機関が医療クラークを導入する際の人件費の支援を予定しております。現在、対象医療機関に対し、導入計画等のアンケート調査を実施しているところであります。今後、アンケート調査の結果や対象医療機関の意向等も十分踏まえた上で、具体的な支援内容を検討してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 この医療クラークについては、私たち会派でのいろんな調査の中で、医師、関係者の団体は、医療クラークというのは非常にいいんじゃないかという期待を持っておられるようです。ただ、私たちから見た場合に、医療クラークとして、医者を、医療機関を助けるという意味でこういったものがつくられ

るんですが、そういった人たちがノウハウをどんどん高めて、継続して勤められるということが必要だろうと思うんです。そのためには賃金が安くてはいけません。例えば120万でアルバイトのように雇うということではいけないんじゃないかなという感じもいたします。2次救急医療機関が手を挙げた場合、どういう補助をされるのかわかりませんが、ぜひそういったところの配慮ができるような、ずっと勤められるような賃金であってほしいなというふうに思います。

県立病院の医療クラークという中には、医療秘書、病棟クラークというようなものがあるということで、言葉の定義づけがあるようですが、県立病院の病棟クラークの今後の配置についてどのような計画があるのか、お伺いしたいと思います。

○病院局長（甲斐景早文君） 病棟クラークは、各病棟のナースステーションに常駐いたしまして、患者さんへの入退院の説明、面会者や電話の応対、カルテ等の書類の整理など、病棟において事務的な業務を担っているところでございます。現在、県立延岡病院で各病棟に1名ずつ配置しておりまして、看護師の業務負担の軽減に大きな効果を上げているところでございます。こうした状況を踏まえまして、宮崎、日南両病院においても今年度中に配置できますよう、検討・準備を進めているところでございます。

○太田清海議員 病棟クラークについて今ありました、宮崎と日南にも新たな導入をとということで計画されているようです。ぜひ機能が発揮できるそういう制度であってほしいと思いますが、老婆心ながら、それを入れることによって看護師の削減というようなことにならないように——いろんな医療事故とか逆にあっては

けませんので——その辺は十全なる対応をお願いしておきたいと思います。

次に、新医師臨床研修制度について福祉保健部長にお伺いをいたします。

この研修制度の都道府県別の募集定員の決め方、これは私たちも医療対策特別委員会で視察に行ったときに、長野県でしたか、ここには大きな問題があるというふうに聞いております。この都道府県別の募集定員の決め方はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 研修医の募集定員は、従来、臨床研修病院ごとに定員が定められておりましたが、研修医の適正配置の観点から、平成21年度に見直しが行われまして、全国の研修医の総数に対する各都道府県の人口割、あるいは医学部入学定員割、さらには100平方キロメートル当たりの医師数の状況を勘案し、その上限が定められているところであります。しかしながら、激変緩和措置として、病院ごとの過去の研修医の確保数も勘案するとされたことから、都市部での募集定員の削減が十分ではなく、依然として、地方においては研修医の確保が厳しい状況となっております。

○太田清海議員 今説明がありましたが、過去の実績で割り出していくというような言い方をされましたけれども、そこが問題だと思うんです。過去に多かったから、そこは多い配置ができる。それは都市部の県のほうが有利になるわけですね、過去の実績を問われたら。そういうところをぜひ今後改めていってほしいということ、国に要望していただきたいと思っております。これは要望といえますか、要望じゃなくて質問しなきゃいけないんですけど、国に強く要望するという意味では、どういうふうにお考

えになっておるか。

○福祉保健部長（高橋 博君） 新医師臨床研修制度については、医師が不足する地方の医師確保につながるよう、都市部の研修医の削減等について国に強く要望してきたところであります。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、平成21年度に募集定員の見直しが行われたものの、地方においては依然として臨床研修医の確保は厳しい状況が続いていることから、引き続き国に対して、都市部の研修医のさらなる削減について強く要望しているところであります。

○太田清海議員 医療関係者の話を聞くと、人命を扱うという仕事が営利目的になされるといふところに一つの矛盾があるのではないかと指摘された方もいらっしゃいます。そのあたりに地方に医者を持っていくということの大変難しい問題があるかと思いますが、ある程度国の枠の中で、そういった法律等によって、多少研修医等についても地方に持っていきこうとするようなことを国に要望していただきたいと思えます。これは職業選択の自由なりそういったものもあります。憲法問題もありますけれども、学校の教職員の場合は僻地勤務というのが命ぜられて、そういった意気込みを持って行っていくという制度もあります。そういったのが将来、関係者の中で議論されてくるといいかなというふうに思っております。

次に、河川等の草刈り活用について農政水産部長にお伺いしたいと思います。

実は、口蹄疫の関係で畜産農家の方といろいろ話したときに——牛を3頭しか養っていない人が、耕作放棄地にトラックに乗って草を求めていくわけです。その人は40歳代で、まだ結婚しておりませんが、検針業務とかそう

いった現金収入も、時間帯で働きながら生活している人です。一生懸命畜産のために頑張っている人ですが、その人が、一緒に乗っておいたら、河川に生えている草を見て、「あれがぜひ欲しい。どうにかならんでしょうかね」と言われてから、こういったところに気がついたんですが、本県の肉用牛農家の規模別戸数の状況について、農政水産部長にお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 本県の肉用牛飼養農家は、農林水産省の畜産統計によりますと、平成22年2月1日現在で9,550戸となっております。飼養規模別の戸数は、10頭未満の小規模農家が最も多く、全体の50%を占めており、10頭から100頭未満が全体の44%、100頭以上が全体の6%となっております。

○太田清海議員 そう見てくると、零細のと言っているのかどうかわかりませんが、1頭から4頭ほど、そういう少数の牛を養っている戸数というのは非常に多いと思えます。では、河川堤防の草刈りを委託して業者でカットしてもらっているというか、清掃してもらっていると思うんですが、その刈り草の処分というのは現状としてはどうなっているのでしょうか。これは県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 平成21年度におきまして、県が管理する河川の草刈りの業務委託により発生した刈り草の処分につきましては、約95%を堆肥化し、残りは一般廃棄物として処理したところであります。また、地域の皆さんと協働で実施しております河川パートナーシップ推進事業では、約90%を堆肥化しており、残りの一部におきましては、参加された農家の方々などが飼料などとして利用されている事例もございます。

○**太田清海議員** 今、堆肥化というふうに言われましたが、具体的にはこの堆肥化というのはどういうふうにされるかという説明をお願いします。

○**県土整備部長(児玉宏紀君)** これは、請け負った業者さん、造園業者さんが多いんですが、みずからの土地であったり、あるいは農家の土地を借りまして、そこに刈り取った草を置いて腐らせて堆肥化すると。そういう形で、後は造園業者さんあるいは農家の方が堆肥として利用するというような状況で使っております。

○**太田清海議員** 堤防に生えている草を畜産農家が利用したいというふうに考えた場合、県としてどういう対応ができるのか。刈れるのかどうかも含めて。

○**県土整備部長(児玉宏紀君)** 県が管理する河川において、草刈りの業務委託、あるいは河川パートナーシップ推進事業等により発生した刈り草につきましては、周辺の農家から、飼料や堆肥化を目的に要望があった場合には、不法投棄等のおそれがないことを確認の上、刈り草を現場にとりに来ていただける方に無償で提供することとしておりますので、今後とも、その周知に努めてまいりたいと考えております。

○**太田清海議員** 理解いたしました。それでは、早速そういった方々に、ぜひ県と連絡をとって、河川の草が欲しいという人は申し述べなさいということでも知らしめていきたいと思っております。

それから、学校事務の監査指摘について教育長にお尋ねをいたします。

今回、決算の報告の中で、県立学校の監査指摘事項が多いのではないかと思います。現場の担当者の事務の方も一生懸命されていると思いますから、決して現場が怠けているとかそ

ういう意味ではなくて、多少多いことについては何か問題があるのかなという思いで、どのように認識しておられますか。見てみると、27指摘事項のうちの15が学校事務の関係であったがなという思いでありまして、その辺の認識をお伺いしたいと思います。

○**教育長(渡辺義人君)** 今、御指摘にありましたように、平成21年度決算に係る教育委員会の監査の結果によりますと、全指摘事項等が27件であり、このうち県立学校分が15件となっております。県立学校に係る指摘の内容は、生産物売り払い代金について、指定金融機関への払い込み手続のおくれなど、事務手続に関するものが大半を占めているところであります。このため、県教育委員会といたしましては、学校長や事務長等を対象にした会議におきまして、適正な事務処理の徹底を指導するとともに、教育委員会の本庁職員による各学校への実地指導を実施するなど、県立学校における財務事務処理の適正化に努めているところであります。

○**太田清海議員** もう一つ、これは県の監査の対象外になると思いますが、小中学校で同じような指摘らしきものがあるとか、そういったものはあるのかないのかお伺いしたいと思います。

○**教育長(渡辺義人君)** 小中学校に係る県の監査につきましては、県費で予算措置をされている教職員の給与と旅費について、各教育事務所の監査の中で実施をされております。過去5年間における監査指摘事項は、扶養手当の誤支給による指摘事項が1件であります。なお、教職員の給与及び旅費以外の市町村費で予算措置をされている財務事務に係る監査につきましては、御指摘のように、小中学校を所管している各市町村で実施されるということになります。

○太田清海議員 こういったところを聞いたというのは、私は以前から、学校事務の問題については、学校事務で今採用されていなくて、知事部局から学校事務に、例えば3年間行ってまた帰るといふ——3年間というのも貴重な経験だろうと思います。ただ、学校事務というのは、保護者間とのいろんな問題もあつたり、学校給食費とか、多岐にわたる対応が必要だろうと思いますので、ある程度専門的な人が育っていかないと、逆にいろいろ問題が出てくるのではないかという思いがあつたものですから、今回の指摘事項を見たときに、多いのかなという感じがいたしまして、学校事務職員についてはある一定のプロパーを存在させなければ、もう採用をやめたわけですから、どんどん減っていくわけですから、知事部局からの3年間なりの経験のためだけに——と言つたら失礼ですが——来られるその体制ではいろいろ問題が出るんじゃないかと思つております。一定のプロパーの職員が必要と考えますけれども、今後のあり方についての見解をお伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 学校事務職員につきましても、教育活動を支える専門的なスタッフとして、事務の効率化や学校運営に積極的に参画することが期待をされております。このため、県教育委員会といたしましては、教育研修センターでの専門的な研修ですとか、県立学校に対する直接訪問指導、それから市町村立学校における事務の共同実施を通しまして、事務職員の資質の向上を図っているところであります。また、任用の一本化及び知事部局等との人事交流により、さまざまな職務の経験を通しまして、幅広い視野と柔軟性のある人材が育成されているものと考えております。今後とも、学

校事務の現状を踏まえまして、研修内容の充実と優秀な事務職員の確保に努め、学校運営を支える人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 プロパーと言われる人たちと知事部局から来られる人たちの比率は、現状はどうなっていますか。

○教育長（渡辺義人君） 数字で申し上げますと、学校事務に携わっている職員のうち、小中学校、県立学校合わせて割合で申し上げますと、66.6%が教育委員会採用者の割合ということになります。

○太田清海議員 今、いろんな対応のためには共同実施をされているという話も聞きました。それはみんなが知識を共有するためにされているんだろうと思いますが、今言われた66.6%、これは年々下がっていくんです。だから、私としては、監査指摘事項も考えると、これは減っていくわけですから、そのままほつたらかしておけば。ですから、このプロパーの比率については、どのくらいが望ましいのかということを考えていくべき時期に来ているんじゃないかというふうに私は考えるんです。教育委員会のほうの判断と、もしかしたら行革の関係とかで総務部長あたりのところの県の方針とか判断もあるのかなと思いますが、特に総務部長のほうにもお訴えしておきます。プロパーの比率については、もうそろそろ検証するべき時期に来ているのではないかということ強くお訴えしておきます。何か事故があつてもいけないということ考えたときに、ぜひそういった検討は今後していただきたいなというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それから最後に、無縁物故者のDNA鑑定についてお伺いをいたします。

これは気になるところで、年金をずっと受け取っていたと、家の中ではミイラ化した人がいたというような社会問題もありましたけれども、それを見たときに、私は延岡市出身でしたので、20年ぐらい前ですけど、無縁物故者の納骨堂に多少携わった関係がありまして、お骨が置いてあるんですね、つぼに入って。この人たちは将来どのように戸籍的に抹消されていくのかなというのがあったものですから、年金との関係もありまして質問させていただきました。今、県内の納骨堂とその納骨堂におさめられているお骨、焼骨の数は幾らあるのか。これは、福祉保健部長のほうにお尋ねしたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 納骨堂は、他人の委託を受けて焼骨を収蔵する施設として、県及び中核市の長の許可を受けたものをいいますが、その数は、平成22年3月31日現在、199施設であります。なお、納骨堂に収蔵されている焼骨の数については、施設管理者からの報告義務がないことから、数字はございません。

○太田清海議員 わかりました。199が納骨堂で、私の経験でいいますと、延岡市のほうは市で持っている納骨堂が1つありまして、今おっしゃったのは、お寺さんとかそういったところが持っている納骨堂も含めてということですね。私も延岡市のほうに問い合わせてみたら、延岡市の納骨堂に424柱おさめられているということでした。これはまだ、きちっとした精査はされていないようですが、身内が亡くなられても、いろんな家庭問題があったりして、そのお骨を引き取らないということで、やむなく入れざるを得なかった人があって、最近ではふえていくという状況も聞きました。「実際、本当に行方不明、身元不明の人たちは幾らぐらいでしょ

うかね」と。これは感じなんですけど、「もしかしたら30ぐらいかもしれないね」という話をされていまして。30という数字であっても、県内を集計すれば、そういう身元不明の方が多いのではないかと思うんですが、身元不明の死体が発見された場合のDNA鑑定を実施しているのか、警察本部長にお伺いしたいと思います。

○警察本部長（鶴見雅男君） 身元不明の御遺体が発見された場合でありますけれども、本県警察におきましては、従来から、身体的特徴、指紋、歯牙鑑定、こういったものなどによりまして身元の確認に努めてまいりました。平成15年からは、これに加えましてDNA型の鑑定も実施しておるところでございます。いずれにいたしましても、身元確認のためには可能な限りの捜査等を尽くしているところでございます。

○太田清海議員 警察も福祉保健部も、それから、昔は社会保険庁と言っていました、今は日本年金機構でありますけど、年金問題の一つの解決の糸口として、こういったものがお互いの連携の中で確認されないものかなという思いで質問をさせていただきました。失踪宣告等で、戸籍的に処理されればいいんですが、そのまま残っている人たちがいらっしゃるというヒントにはなるのではないかなというふうに思っております。

以上で質問を終わりますが、一問一答でやっている関係で、質問のバランスが崩れてしまったりもいたしましたけれども、答弁書もいただいておりますので、大変お聞き苦しいところをお聞かせいたしました。

これで質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

平成22年11月26日(金)

次の本会議は、29日午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時37分散会

11月29日（月）

平成 22 年 11 月 29 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)
53 番 福 田 作 弥 (同)

出席議員 (42 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 8 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 9 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 河 野 安 幸 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-------------------|-----------|---|
| 知 事 | 東 国 原 英 夫 | 夫 |
| 県 民 政 策 部 長 | 山 下 健 次 | 次 |
| 総 務 部 長 | 稲 用 博 美 | 美 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 高 橋 博 | 博 |
| 環 境 森 林 部 長 | 吉 瀬 和 明 | 明 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 渡 邊 亮 一 | 一 |
| 農 政 水 産 部 長 | 高 島 俊 一 | 一 |
| 県 土 整 備 部 長 | 児 玉 宏 紀 | 紀 |
| 会 計 管 理 者 | 加 藤 裕 彦 | 彦 |
| 企 業 局 長 | 濱 砂 公 一 | 一 |
| 病 院 局 長 | 甲 斐 景 早 文 | 文 |
| 財 政 課 長 | 日 隈 俊 郎 | 郎 |
| 教 育 委 員 長 | 近 藤 好 子 | 子 |
| 教 育 長 | 渡 辺 義 人 | 人 |
| 警 察 本 部 長 | 鶴 見 雅 男 | 男 |
| 代 表 監 査 委 員 | 城 倉 恒 雄 | 雄 |
| 人 事 委 員 会 事 務 局 長 | 太 田 英 夫 | 夫 |

事務局職員出席者

- | | | |
|-------------|---------|---|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 | 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 岡 崎 吉 博 | 博 |
| 総 務 課 長 | 渡 邊 靖 之 | 之 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 | 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 | 憲 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 中 原 光 晴 | 晴 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 | 治 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 二 | 二 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 一 | 一 |

◎ 一般質問

○中村幸一議長 ただいまの出席議員41名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。季節の変わり目、私も鼻声がなかなか抜けないところでございます。そんな中がございますけれども、昨日、都農町観光協会主催の尾鈴山もみじ狩り登山に出かけてまいりました。朝8時にキャンプ場入り口に集合しました。肌寒さと、美しく色づいた尾鈴山の紅葉を見て季節の移ろいを感じたところでございました。

この地域でも口蹄疫の影響があり、山開き、キャンプ場開きといった尾鈴山恒例のイベントが次々に中止になりました。私も毎年楽しみにしていただけに、大変残念でありました。春先の立野・轟地区の梅祭り以来の山での楽しいイベントでありました。今回も、山登りやトレッキングブームの中、たくさんの方が参加されていました。特に女性の愛好家が目立っており、本当に喜ばしいことだと思います。

さて、私が一般質問で取り上げたことのある尾鈴山県立自然公園にある九州自然歩道内にかかる橋が以前の台風で流されたままになっており、建てかえの要望をさせていただきましたが、このたび立派に建てかえられた姿を見て大変うれしく思いました。地元の方々、参加された方々も大変喜んでおられました。尾鈴山観光の発展に大きな弾みになると思います。御尽力をいただきました県当局に心からお礼を申し上

げます。本当にありがとうございました。

さて、本題に入りますが、11月1日から家畜の再導入が始まり、いよいよ本格的な口蹄疫からの再生・復興がスタートいたしました。畜舎に久しぶりに家畜が入り、笑顔を見せる畜産農家の姿をテレビで見ると、本当によかったなと、ほっと胸をなでおろす思いでありました。今回は、口蹄疫からの復興対策に関連して、児湯地域の課題を中心に質問をさせていただきます。

私の住む地区にも、今回被害に遭われた養豚業を営む同年の友人がいます。農場は3キロほど離れたところにありますが、家族経営で始めた事業も少しずつ従業員がふえ、2つの農場で4,000頭以上の豚を飼育するようになりました。子供同士も高校まで同級の仲よしで、家族ぐるみのつき合いをしております。彼には3人の子供がいて、3人とも農学部畜産学科を卒業し、そのうち2人が養豚業の道を選んでいきます。現在、長男は後継者として親の養豚業を手伝い、次男は都城の養豚農家で経営を学んでいます。昨年その友人が、「事業も順調に回り出したし、子供たちが後を継いで養豚業をやりたいと言ってくれるので、親としても子供たちの夢をかなえてやりたい」、そのようなうれしい話を聞かせてくれました。そんな思いから彼も新しい農場の建設計画に取りかかり、地元JAや児湯農林振興局などと相談しながら、用地の確保と周囲の同意を取りつけるところまで進んでいました。そんなやさきでありました。口蹄疫が発生し、彼の計画もストップしてしまいました。都城で畜産業に従事していた次男は家業の応援に帰ることもできず、予定していた結婚式も延期せざるを得なくなりました。さらには、子供たちのために準備していた農場用地は

殺処分された家畜の埋却地となってしまったのです。友人もショックで茫然としていましたが、今は、事業の再建と新たな農場建設による畜産経営の再構築に向けて家族全員で一丸となって頑張っています。

これは一つの例ですが、同じようなドラマは児湯郡内に至るところであったのではないのでしょうか。これからの農業を考えると、次代を担う若い後継者たちが夢と希望を持って安心して再建できるような対策、支援が必要だと思います。口蹄疫復興に当たり、防疫対策の強化や特定疾病のない畜産づくりなど、全国のモデルとなる畜産の再構築に向け、十分な対策がとれているのか、被災地に対する支援について知事にお伺いいたします。

以下の質問は自席にて行います。（拍手）

〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

口蹄疫復興対策についてであります。8月に策定いたしました口蹄疫からの再生・復興方針では、早急な県内経済の回復、全国のモデルとなる安全・安心な畜産、そして産業構造・産地構造の転換の3つを目標に掲げ、国や市町村、関係団体等と一体となり、取り組んでいくこととしております。これまで、観察牛の導入や中間保有施設の整備など、畜産農家の経営再開に向けた取り組みや、埋却地周辺の環境調査等のほか、企業と連携した観光キャンペーンや県外での宮崎フェア、発生地域における県単独公共事業など、緊急的な対応を要する課題を優先してさまざまな取り組みを実施しているところであります。しかしながら、二度と同じ事態を引き起こさない防疫体制の強化や、特定疾病のない畜産の構築、さらに畑作への転換や6次産業

化による産地構造の転換などについては、これから、より具体的な取り組みを進めていく必要があります。今回の口蹄疫により大きな被害があったことにかんがみますと、防疫体制の強化や特定疾病のない畜産の構築等は大変重要であると考えておりますので、これらの課題に対しスピード感を持って的確に対応し、一刻も早く被災地域の再生・復興を果たせるよう、全力で取り組んでいく必要があると考えております。

〔降壇〕

○松村悟郎議員 次に、養豚業についてですが、日ごろから、オーエスキー対策など防疫対策に積極的に取り組んできた業界でありますので、今回の豚への感染拡大には大きな不安を残しました。そこで、西都・児湯地域では、若手養豚農家が中心となり、特定疾病のない畜産地域づくりを目指して、新生養豚プロジェクト協議会を設置し、再建に向けた取り組みを始めています。宮崎の再生・復興の3つの目標の一つ、まさに全国のモデルとなる畜産の再構築と言えます。そこで、県はこの協議会とともにどのようなことを目指しているのか、またどのような支援を行うのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 御指摘にありましたように、児湯地域では8月に新生養豚プロジェクト協議会が発足し、これからの養豚経営に必要な種々の検討が行われているところでございます。県といたしましても、家畜の再導入に当たって本協議会とも十分連携しながら、導入元の検討、管理獣医師の配置体制、導入後の採血・検査体制などについて、専門的な立場も踏まえ、積極的に指導及び助言を行っているところでございます。今後とも、本協議会とも連携しながら、特定疾病のない地域づくりを目

指し、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 若い集団でございますので、県といたしましても、十分な御指導をよろしくお願いしたいと思っております。

児湯地区の復興においては消毒体制の確立がまず重要であります。県においても毎月20日を「消毒の日」とするなど、防疫対策の強化を図られております。畜産農家の日ごろの防疫に対する行動意識を持続していくことが何よりも大切だと思います。また一方、家畜防疫に配慮した畜産経営の再構築や、環境に優しい資源循環型畜産など、全国のモデルとなる畜産を目指すためには、古くなった施設や適正頭数を飼育するための新たな畜舎など、防疫に配慮した安全・安心な施設整備が必要であります。県は、補助金などによる支援で政策誘導する考えはないのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 御指摘のありました畜舎等施設につきましては、機能向上を目的とした再編整備であれば、共同利用を条件とした国の助成制度がございますが、十分な予算措置がされておられませんので、予算の拡充について国に要望してまいりたいと考えております。また、児湯地域はもとより、県下全域の防疫体制の確立は非常に重要であると認識をいたしております。国の来年度の予算要求においては、動力噴霧機などの衛生管理機器の導入支援が盛り込まれておりますので、このような事業を活用して畜産農家の防疫活動を支援してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 児湯郡の畜産業は8割の方が再建を考えられております。また、この地域は後継者も多く、これからの農業を支える上でも復興に向けた彼らの強い意欲を十分に後押しす

るように、施設整備の助成などを国に強く要望されるようお願いいたします。

宮崎県は農業県でありますので、口蹄疫の被害は県内経済に大きな打撃を与えました。まず、何よりも畜産の復興が急がれます。再建には3年、5年もかかるとも言われております。この間の宮崎県の経済を支える意味でも、公共工事の集中的な事業展開が必要だと思います。県が国に対して300億円の基金を求めたのも、そのようなことだと思います。残念ながら、認められなかったのは御承知のとおりであります。ただし、既存の制度や事業を活用し、優先的に運用していただくことは当然でありますし、現在進められている被災地での国、県の公共工事の工期短縮など、優先的に進めるべきだと思います。その観点からも、一向に進まない国道10号線の日向大橋についてその現状はどうなっているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 国道10号の日向大橋につきましては、現況の2車線では交通混雑を来しております。そういったことから、現在の橋梁の上流側に2車線の橋梁を新たに架設しまして、4車線化するものであります。国の直轄事業として平成20年度に着工されております。日向大橋は橋長約570メートルであり、昨年度は橋脚8基のうち3基を施工しております。本年度も引き続き橋脚1基を施工する予定と伺っております。

○松村悟郎議員 国道10号の日向大橋から北へ、新富町中心部までの4車線化についての現状はどうなっているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 国道10号新富バイパスは、日向大橋を含んで全体延長約4.8キロメートルであり、新富町中心部や軍瀬交差点

の渋滞解消を図るため、整備が進められておりまして、これまでに約2.3キロメートルが供用されております。本年度は、引き続き用地の確保を図るとともに、一部改良工事を予定していると伺っております。

○松村悟郎議員 本年度は、口蹄疫の発生地ということもありましたから、おくれていたのかもしれませんが、新富バイパス全体、今後の見通しはどうなっているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 新富バイパスにつきましては、本年度予算が昨年度の約3割と大幅に削減されていることから、今後の整備スケジュールは不透明な状況であると伺っております。国道10号は交通量も多く、混雑解消のためにも早期の4車線化が必要であり、県としましては、今後とも、整備促進について国に対し強く働きかけてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 日向大橋を含んだ新富バイパスの昨年度の事業費は7億6,000万円でありました。政府の公共工事の大幅な見直しにより、この区間の平成22年度の当初予算は2億5,000万円と大幅に削減されました。答弁にもありましたように、日向大橋の橋脚8基のうち1基の施工に本年度はとどまるなど、今後の工期も全く未定の状況にあると言っていると思います。地元の重要なポイントであります。口蹄疫被災地・児湯地域復興のためにも、公共工事の重点化は必要であります。今後とも、整備促進を強く国に働きかけていただきますよう要望いたします。

次に、東九州自動車道パーキングエリア整備とアクセス道についてお伺いいたします。

東九州自動車道のパーキングエリアの計画に

ついでに現状を見ますと、川南パーキングエリアは、大分松岡パーキングエリアから宮崎パーキングエリアまでの約190キロ間の唯一のパーキングエリアであります。また、別府湾サービスエリアから山之口サービスエリアまでの約250キロ間、飲食サービスがありません。同じく別府湾サービスエリアから鹿児島線の加治木サービスエリア、熊本線の宮原サービスエリアまでの約380キロ、給油サービスがないという状況にあります。本来、東九州自動車道川南パーキングエリアは、飲食サービスや給油サービスをする、いわゆるサービスエリアとして用地を確保してあるのに、なぜ今になってパーキングエリアに縮小となったのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 東九州自動車道の川南パーキングエリアにつきましては、平成24年度に開通予定の高鍋インターチェンジと都農インターチェンジの間に位置しております。この川南パーキングエリアにつきましては、旧日本道路公団の時代に、同公団の設計要領に記載されました休憩施設の配置間隔に沿って計画されたものでありまして、駐車場、トイレ、レストラン、給油所等を備えられるサービスエリアとして、それに必要な用地が確保されたと聞いております。しかしながら、平成17年10月の日本道路公団の分割民営化に伴う計画の見直しにより、交通量や採算性などを考慮し、パーキングエリアとしての計画に変更され、西日本高速道路株式会社を引き継がれることになったと伺っております。

○松村悟郎議員 このような中で、地元では口蹄疫からの復興への大きな起爆剤の一つになるという大きな期待から、地域住民が中心となり、パーキングエリアを特産物販売などによる

児湯地区の情報発信の場として活用しようという運動が盛り上がりました。その後、地元5町の行政や商工団体などを中心に協議会が立ち上げられ、地元が運営管理する地域主導型パーキングエリアの取り組みを目指すことが議論されることとなりました。ただ、完成が平成24年度と時間もないことと、道路建設主体のNEXCOや国土交通省との協議など課題も多いようでございます。県としてはどのような後押しができるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 川南パーキングエリアにつきましては、川南町を初めとする東児湯地域の5町の行政、商工、観光、JA、漁協の各団体が結集し、川南パーキングエリア利活用検討協議会が設立され、現在、その利活用方策の検討が進められておりまして、県としてもオブザーバーとして参加しているところがあります。この協議会内には、東児湯地域5町の民間によるワーキンググループが置かれておりまして、新たな地域主導型パーキングエリアとして、そのコンセプト、機能、施設、運営体制等の議論、検討が活発に行われているところでもあります。県としましても、この川南パーキングエリアは、高速道路の利活用、東児湯地域全体の活性化、特に口蹄疫からの地域再生を図るために重要な拠点となり得るものであると考えておりますことから、協議会の検討状況やその意向を踏まえながら、西日本高速道路株式会社等の関係機関との調整など、積極的な対応を図ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 地域主導型パーキングエリア、これは九州では初めての取り組みであります。また、NEXCO西日本の管轄の中でも数件しか前例がないと聞いております。どうぞ県の支援をいただいてこの事業が完成されますよ

うに、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、東九州自動車道もことし7月に高鍋インターが開通し、今週にも日向一門川間が供用されます。高速道路による利便性は、人、物の流れを大きく変えます。物流や救急搬送など大きな効果が期待される一方、ストロー現象と言われる、買い物客が大消費地に逃げてしまう危険もあります。インターからどれだけ地元におりていただけるか、川南パーキングエリアの取り組みなど、より積極的な取り組みが必要となると思います。

次に、延岡方面から東九州自動車道高鍋インターへアクセスするための農業大学校近くの国道10号線交差点について、交通量など現状の認識と県の考え方について県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 今、議員がお話しになりました交差点でございますが、これは国道10号の俵橋交差点と申しますけれども、この交差点は、東九州自動車道の高鍋インターチェンジへのアクセス道路であります県道高鍋美々津線との交差点でございます。この交差点は、東九州自動車道の西都から高鍋インターチェンジまでが新たに供用されたことや、あるいは高速道路の無料化社会実験によりまして延岡方面から高鍋インターチェンジに右折する交通量がふえたことから、時間帯によっては混雑している状況でございます。東九州自動車道は平成25年度までに順次供用予定となっておりますので、県としましても、混雑の状況を見ながら、国道10号の管理者であります国と協議を行ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 高速道路無料化も大きな原因だと思っておりますが、先日、ルピナスパークで開催

された「ひがしこゆ観光ネットワーク」の鍋合戦のイベントのときには、10号線が大変混雑し、通常、自動車ですぐのところを1時間もかかったと聞いております。今後も、注意深く検討をお願いいたしたいと思っております。

それから、これは要望になります。高鍋インターから500メートルのところにあります小丸川にかかる竹鳩橋の整備についてであります。通称潜り橋であります。幅員も狭く老朽化も進んでおります。地域住民や子供たちの通勤通学に利用されているだけではなく、東児湯消防組合本部が隣接しており、救急車の通行等にも広く利用されております。高鍋インターの開通とともに、アクセス道としての利用が大変多くなってきております。これまでも地元児湯郡から竹鳩橋建てかえの要望が毎年出されております。どうか竹鳩橋の整備についても再度、検討をお願いしますように要望いたしておきます。

次に、農政水産部長に沿岸漁業の振興対策についてお伺いいたします。

まず、キンフグについてであります。漁獲量の8割を川南町、都農町で占めることもあって、鍋料理など冬の味覚として地元でも人気の高い食材であります。ただ、近年の魚価の低迷に漁業者も頭を痛めていると伺っておりますが、このたび、いきいき宮崎のさかなブランド確立推進協議会から9品目めの県水産物ブランド品として認証されたとのこととあります。地元としても大変ありがたいことと思っておりますが、そこで県は今後どのような支援を行っていくのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 「みやざき金ふぐ」につきましては、都農町及び川南町の漁業者や漁協などで組織をいたしますみやざき金ふぐ振興会が口蹄疫からの復興策の一環として

ブランド化に取り組み、今年16日に認証されたところとございます。県といたしましては、今回のブランド化が魚価の向上や地域活性化につながるものと期待をしており、今後は、地域の意向も踏まえながら、PRを初め、商談会や物産展への参加、加工品の開発等の支援をしてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ブランド力が高まり、地元にとくさんの人が食べに来てくれる、そんな取り組みを期待しております。

さて、キンフグというと無毒のフグということで、地元では昔からごく最近まで肝も普通に食べていました。私の周りでも事故があったという話は一度も聞いておりません。しかし、他のフグと一緒にされて、食品衛生法で肝を食べることを禁止されてしまいました。このこともキンフグの魚価を下げた一因であると思われませんが、キンフグの肝の販売について特区制度の活用など何らかの対策がとれないのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 通称キンフグと呼ばれているシロサバフグの肝につきましては、食品衛生法により他のフグと同様、販売が認められておりません。一方、他県におきましては、肝についても食用として販売できるよう特区提案がなされたこともございますが、肝が無毒であるとの科学的証明は極めて困難なことなどから、申請を断念されたと伺っております。県といたしましては、このようなことから、まずは地元振興会と連携を図り、ブランド化によるキンフグの付加価値向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、ウニについてであります。昭和50年から60年代にかけて都農町の代表的な名産品の一つでありました。そのころは漁

獲量も多く、取り扱う販売店も多数あったようです。しかし、最近はウニの漁獲量も大きく減少しております。地元川南、都農町の方にお聞きしますと、「ウニが育つ藻場が少なくなった。それでウニがとれなくなったんだ。海岸もいそ焼けをしている」、そのようなお話をよく聞きます。そこで、児湯地区における藻場の現状はどのようになっているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 平成20年度から21年度にかけて県で実施いたしました藻場の分布調査によりますと、本県沿岸全域において304カ所、総面積で936ヘクタールの藻場が確認されております。そのうち児湯地区では224ヘクタールの藻場が確認されておりますが、ウニ漁が盛んであった昭和53年当時と比較いたしますと、5分の3ほどに減少しており、特に外海部においてクロメ等の大型藻類が消失し、かわって小型藻類が大部分を占めるようになっております。

○松村悟郎議員 山林伐採により下流域の海岸での漁獲量が減少したため、漁業者が植林をして、もとの沿岸環境を取り戻したという取り組みもあります。また、東京湾では、森林から出る腐植土を活用して人工藻場の造成に取り組んでおられます。本県では藻場を維持回復するためどのような取り組みを行っているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 藻場の維持回復のための取り組みといたしましては、水産試験場において藻場増殖礁の開発やウニや魚類等による食害防止法の研究に取り組むとともに、普及指導員が海藻の移植や囲い網の設置等の藻場造成技術の普及を行っているところであります。さらに、本年度からは国の事業を活用し

て、県内7カ所における漁業者グループによる藻場保全活動の取り組みに対して技術指導等の支援を行っているところです。

○松村悟郎議員 次に、高鍋の天然ガキについてであります。平成17年の台風で小丸川の濁りが長い間とれず、海岸漂着物も多量になり、カキの漁獲量にも大きな影響がありました。高鍋カキも本格的なシーズンに入っておりますが、テレビや新聞などで何度も取り上げられ、食通の方が県内外から訪れるなど、地元の特産としても定着しております。そこで、最近のカキの生産状況について農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 高鍋のカキにつきましては、小丸川河口の周辺海域で生産される天然のイワガキで、地域の特産品となっております。地元の生産者は、漁獲量を1日60キログラムに制限するとともに、禁漁区を設定するなど、資源管理にも取り組まれているところであり、ここ数年は台風や大雨等の被害がなかったこともあり、年間20トン前後の生産量を上げ、品質も安定している状況でございます。

○松村悟郎議員 それぞれの地域に合った沿岸漁業の活性化は、漁業関係者の安定した所得向上につながります。また、全国的にはB-1グルメなど地元食材を活用した地域おこしが注目を浴びております。先ほども触れましたが、先日、児湯5町で取り組んだ「ひがしこゆ観光ネットワーク」の鍋合戦が農業大学校・ルピナスパークで行われました。若い後継者たちが地元のプライドをかけ、海、山の食材を使って鍋合戦を行い、2万人以上の方がお見えになりました。このように地元食材の掘り起こしは地域経済の活性化に大きく貢献するものと確信しております。今後とも、さらなる取り組みをお願い

いしたいと思えます。

次に、浄化槽の管理・点検の県内状況と排水による環境への影響について環境森林部長にお伺いいたします。

まず、浄化槽の県内設置状況についてお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 浄化槽の設置状況につきましては、平成21年度末で県内において全体で約15万2,000基が設置されております。近年、平均しますと、毎年3,000基程度増加しているところでございます。浄化槽には2種類あるわけでございますけれども、平成21年度の設置割合は、し尿のみを処理します単独処理浄化槽が約6割、し尿と生活雑排水をあわせて処理します合併処理浄化槽が約4割となっております。平成13年度からは単独処理浄化槽の新設が禁止されましたため、合併処理浄化槽の割合が年々高くなってきているところでございます。

○松村悟郎議員 次に、浄化槽法によると、浄化槽の設置者は浄化槽の保守点検及び清掃を義務とされております。また、年1回の定期検査も受けなければならないとなっておりますが、浄化槽の法定検査などの実施状況はどのようになっているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 浄化槽の清掃等につきましては、浄化槽法第10条におきまして、ポンプあるいはモーターなどが正しく動いているかどうかなどの状況を点検しまして、必要な消毒剤の補充など行います保守点検、それから汚泥の除去等を行います清掃が義務づけられているところでございます。さらに、法の第11条におきまして、保守点検や清掃が適正に行われ、きれいな水が放流されているかを指定

検査機関が確認いたします法定検査が義務づけられております。これらは毎年行わなければならないとされておりますが、平成20年度末の法定検査の受検率につきましては、本県は13.1%、全国は27.2%であります。

○松村悟郎議員 今、答弁にありましたように、法定検査の実施率は非常に低いことがわかりました。昭和58年に浄化槽法が施行され、25年以上がたっていますが、その間、浄化槽設置者は最寄りの衛生公社などの保守点検業者と業務契約を結んでおり、設置者は適正に維持管理ができていたと思っていたと考えられます。現に、浄化槽設置者は業務委託して、年に4回、水質、pH、透明度、外観、塩素残留物、あるいはブローのベルトの交換、さまざまな点検を行っております。そういう状況の中ではありますが、ことしになって宮崎県環境科学協会から浄化槽設置者に突然、法定検査を義務づける文書が送付されました。設置者から戸惑いの問い合わせが相次いでおります。なぜ今になって法定検査の通知を出すのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 浄化槽につきましては、先ほど述べましたけれども、浄化槽法におきまして、保守点検、清掃及び法定検査を毎年行うことが義務づけられております。しかしながら、法定検査につきましては、保守点検との違いがわかりにくい等の理由から、受検率は全国的に低い状況でございます。このため、国におきましては、公共用水域等の水質の保全のために、法定検査の受検率の向上などを目的としまして、平成17年に都道府県の監督権限の強化等を内容とします法の改正が行われたところでございます。県におきましては、これまで、法定検査を含めました維持管理の重要性

について街頭キャンペーンやテレビ・ラジオでの広報活動を行うとともに、平成16年度からは浄化槽設置の際の講習会受講を義務づけたところでございます。また、昨年度は、管理実態が不明な浄化槽の実態調査にあわせまして啓発を行うなど、さまざまな取り組みを行ってまいりましたけれども、法定検査の受検率は依然として低い状況でございます。このため、今年度、浄化槽適正管理強化事業によりまして、法定検査の未受検者に対しまして、文書で受検を促すこととしたものでございまして、今後も、設置者に対して丁寧な説明を行いながら、法定検査を受けていただくよう努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 25年間、このように低い法定検査の受検率であったわけですが、十分な管理をしていれば、法定検査を受検しなくても環境への影響はないのではないかという声も聞かれます。環境森林部長のお考えをお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 本県の法定検査の結果を見ますと、消毒剤の点検、補充がなされていないことや、ポンプやモーターが故障、破損していることなどによりまして、不適正と判定された浄化槽が約4%程度でございます。このことから、法定検査を受検していない浄化槽につきましても、浄化槽本来の機能を発揮していないものが相当数あるものと考えております。浄化槽は、本来の機能が十分に発揮されないと放流水の水質の悪化や悪臭などが発生するなど、周辺的生活環境の悪化を招くおそれがあります。そのため、その機能を確認する法定検査は極めて重要であると思っております。本県の河川等の水質はおおむね良好な状況を維持しておりますけれども、河川等のきれいさに

対します県民の関心は非常に高く、県といたしましても、水環境保全のため、今後とも、浄化槽設置者の理解をいただきながら、法定検査の受検率の向上を図ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 昭和58年に浄化槽法が整備され、約25年、先ほども述べましたが、浄化槽設置者の皆さんは、法定検査の受検率の低さから見ても、保守点検、清掃により浄化槽の管理と水質保全は十分できていると思われながら行っていたと思います。法定検査の受検率を上げる上では、設置者の皆さんへ十分な理解が得られますよう、丁寧に説明をして事業を推進していただきたいと思っております。

また、先ほどの答弁でもありましたように、本県では単独浄化槽がまだまだたくさんございます。単独浄化槽から合併浄化槽への取りかえはまだまだ進んでいないような状況にあります。単独浄化槽は生活排水の処理ができません。さらなる水環境を高めるためにも、浄化槽設置の補助事業を行う市町村に対しても、より一層、合併浄化槽普及の取り組みがなされますよう、県からの働きかけと支援を要望して、時間も早うございますが、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○中村幸一議長 次は、丸山裕次郎議員。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕（拍手） 口蹄疫復興イベントとして、県内にゆかりのあるアーティストのコンサートやバーベキュー大会が各地で行われました。私の地元では、宮崎フリーウェイ工業団地で、全国ハーレーダビッドソン大会が10月9、10、11の3日間行われ、全国より約5,000台のハーレーダビッドソンが集まり、ハーレー愛好家、観客が3日間で延べ約3万人

来場していただき、牛肉、豚肉の販売や地元物産展も盛大に開催することができました。高原町の試算によりますと、今回のハーレー大会で県内に約1億5,000万円の経済波及効果があったということで、企画していただきましたV I V E S、全国から集まっていたいただいたハーレー愛好者の皆様に感謝申し上げ、口蹄疫復興に向けて県民の皆様とともに頑張っていくことを述べ、通告に従い、一般質問を行います。

まず、口蹄疫対策についてお伺いいたします。

県におきましては、4月の口蹄疫発生以来、1次補正から6次補正まで、農家の生活支援資金、畜産経営維持資金、生産安定対策、防疫対策、口蹄疫復興対策基金、中小企業緊急対策資金等、さまざまな対策を打ち出し、6次補正までに総額884億円の予算化を行いました。おかげさまでようやく競りが各市場で再開され、口蹄疫復興に歩み始めたところであります。そこで、先ほど述べましたように、補正予算によりさまざまな対策を打ち出しておりますが、特に8月末から再開された競りに関しての対策の執行状況と成果についてお伺いいたします。また、あわせて、中小企業への緊急対策資金の執行状況と成果について、関係部長にお伺いいたします。

次に、11月議会に提案しております1,000億円のファンド事業についてですが、概要を聞けば聞くほど、政府の対応にがっかりしております。というのも、前鳩山総理、菅総理、2人の総理大臣が、約10日間のうち2回も口蹄疫の実情を調査するために本県に来たときに、2人とも、「国が責任を持ってできることはすべてやります」と言って国に帰られました。また復興基金についても、まずは宮崎県が先に基金造成

していただければ、何らかの対応はしますと聞いておりました。きっと国の予備費等でしっかりと対応してくれると思っておりました。しかし、今回の1,000億円の補正予算は、県が借金を1,000億円し、県出資法人に無利子で貸し付け、その運用利息約5億円を活用していくということではありますが、その前に、借りたお金1,000億円の利子も約5億円発生し、そのうち国が3分の2を特別交付税で措置するということですが、毎年1億5,000万円程度の県負担が生じ、約5年間で7億から8億の県費が必要になるとおられます。国・政府は、特別交付税で賄う年間に3億5,000万程度しか出さないということになり、非常に国・政府の対応に疑念を持ってしまう。これでは本当に口蹄疫からの復興・新生ができるのか、心配になってしまいます。

本県からは国に対し、口蹄疫に関する緊急要望として、畜産農家及び関連業者への支援、地域の再生・復興に対する財政支援など、幅広い39項目の要望を取りまとめ、300億円の基金が必要という要望を行っております。これまでに県としては6次補正で30億円の基金造成を行い、国からの支援を待っていたことだと思いますが、今回の国の支援のあり方についてどのように感じられているのか、また、本当にこれで緊急要望した39項目が達成できるのか、知事にお伺いいたします。

また、今回の1,000億円のファンド事業と6次補正で造成した30億円の基金との事業を行う上での違いはどのようなことなのか、関係部長にお伺いいたします。

口蹄疫復興・新生するために重要なこととして、二度と口蹄疫を発生させないことが重要だと思っております。県においては、毎月20日を

消毒の日と定め、防疫の徹底強化を図っており、また、今議会で、緊急雇用臨時特例基金を活用して、全農場を対象に、飼養衛生管理基準が守られているかを調査する家畜防疫指導強化事業を提案しております。そこで、この事業についてお伺いいたします。緊急雇用基金事業を活用するということが、雇用対策になることはいいことだとある程度は理解しますが、目的が防疫の徹底ということを考えますと、数点疑問が浮かび上がります。

まず、防疫の基本は、持ち込まない、持ち出さないといったことであり、畜産素人の人に防疫のことがわかるのか、緊急雇用なので期間限定であり、継続性の問題はないのか、立ち入り拒否をされたときの対応はどのようにされるのか、飼養衛生管理基準が守られていない農場が判明したときの対応・指導はどのようにされるのか、などの疑問が浮かびます。そこで、雇用される方々の防疫知識、権限、調査方法、調査期間及び畜産農家への指導はどのようになるのか、お伺いいたします。

また、防疫を継続していくには、畜産、防疫のことを理解している獣医師、人工授精師や飼料運搬会社が畜産農家の防疫をチェックし、また逆に、畜産農家が獣医師、人工授精師、飼料運搬会社をチェックし合う体制を構築し、行政に報告するシステムができないのか、お伺いいたします。

次に、11月議会が恐らく今期中に質問できる最後の機会だと思いますので、これまで行った質問の対応について、重立ったものを質問させていただきます。

まず、平成19年6月に行った空き家対策についてお伺いいたします。この質問は、今期初めての質問でありました。質問のきっかけとして

は、地域内を回っているとき、空き家がふえていることを肌で感じ、このまま空き家がふえることで、地域社会全体の衰退や治安への影響があるのではないかということでした。当局より、平成15年度の住宅・土地統計調査によると、空き家は県全体で約5万4,000戸あり、平成10年と比較し、約1割程度ふえているという答弁でしたが、直近の調査ではどのようになっているのか、まずお伺いいたします。

少子高齢化が進んでいる中、空き家の増加対策として、「宮崎に来んね、住まんね、お試し事業」や、空き家等情報バンク活動の事業を展開し、団塊の世代やあらゆる世代の移住や二地域居住を推進していくことでしたが、どのような成果があったのか、お伺いいたします。

また、今後も宮崎への人口誘導施策は必要だと考えますが、所見を関係部長にお伺いいたします。

次に、これまで何度も質問しました医師確保についてお伺いいたします。平成16年から始まった新たな研修制度により、医局の裁量権が薄くなったということで、宮崎県のような地方の医大に医師を確保することは非常に難しくなってきました。新しい研修制度の導入により、前期研修では、どうしても県外、特に都市部で大きな病院での研修を行う研修医がふえてきており、さらに専門性を研修する後期研修でも、引き続き都市部に集中する傾向が強いのが実態であり、また、近年、医師の専門性が高まり、医師の絶対数が足りない状況であろうと思っております。新制度が始まり6年を過ぎようとしており、後期研修を終えた医師も出てきており、宮崎にゆかりのある医師に早く宮崎に帰ってきてもらうことが重要だと思っております。また、宮崎県出身者である自治医大生の医

師の義務年限が切れた後の定着や、地元の大学である宮崎大学医学部との連携強化が重要だと思っております。さらに、近年、医大生の女性が占める割合がふえてきており、女性医師対策も大きな課題になろうとしております。そこで、自治医大生の医師や修学資金制度を活用している医大生を初め、宮崎にゆかりのある医師を宮崎に是が非でも確保していくためのさまざまな施策を講じておられますが、現在の対応状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。また、地域医療再生基金を活用した事業の現在の取り組み状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、医療費の適正化についてお伺いいたします。これは平成19年11月議会で質問した事項ですが、高齢化が全国より進んでいる本県において、老人福祉費等の急速な伸びが、県政を運営する上で非常に重要になってきていることを踏まえ、老人医療費が国内で低い長野県と同額であった場合、どの程度財政削減になるかという質問に対し、平成17年度の老人医療年報の数値と比較した場合、長野県と本県の割合を算定しますと約16%削減できることとなり、13億2,000万円の県費が削減できることとなります。県としましても、高齢者への必要な医療を確保しながら、老人医療費の適正化に努めてまいりたいという答弁をいただいております。老人医療費等の社会保障費の県の負担を平成22年当初予算ベースで見ますと、老人福祉費138億8,000万円余、国民健康保険助成費105億7,000万円余、介護保険対策費123億4,000万円余になっており、総計が368億円余りとなっており、県財政の中のメタボ3兄弟になってきており、県政を運営する上で非常に重みを増している状況だと思います。ちなみに平成19年当初予算と

比べてみますと、47億5,000万円余り負担がふえてきており、1年に10億円以上伸びてきております。必要な医療を確保することを前提に、老人福祉費を初めとする医療費の適正化が必要だと考えますが、県としての考えをお伺いいたします。

健康増進を図る目的として、国において平成20年から導入されたのが特定健診・特定保健指導であります。これまでの医療重視から予防を重視した考え方であり、健康長寿という視点もあり、少子高齢化が進む中で、財政的に見ても非常に重要な視点であります。そこで、本県における特定健康診査・特定保健指導の実施率はどのようになっており、今後どのように対応していくのか、お伺いいたします。

次に、子育て支援についてお伺いいたします。子育て支援対策は、急激に進む少子高齢化という視点、さらに進んで人口減少問題、労働人口減少問題対策という、日本全体の大きな課題と考えております。私も2期目で、少子化特別委員長としてさまざまな視点から意見をお伺いし、提言をまとめました。県におきましては、提言を踏まえ、平成20年度の重点施策としても取り組んでいただき、少子化担当の組織構築や幼児医療の充実など、さまざまな子育て支援に取り組んでいただき、子育て世代の一人として感謝しております。また、国においても、少子化は日本全体の衰退につながるということで、妊婦健康診査支援基金並びに安心こども基金を創設していただきました。両基金とも今年度末に事業終了を迎えることとなりますが、それぞれこれまでの成果と執行状況と今後の対策についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

子育てをしている中で心配なのは、子供が病

気になったときの対応ということで、少子化対策の提言を踏まえ、外来・入院対策の充実に取り組んでいただいておりますが、私の住む西諸地域においては、小林市民病院が唯一の小児科として入院できる病院でしたが、小児科医師の確保ができなくなり、入院する場合には、都城や宮崎まで行かなければならない状況になり、子育てをする環境が極めて厳しい状況であります。一刻も早く改善していただきたいと考えております。改善するためには小児科医師の確保が前提になりますが、県においては、小児科医師確保対策に修学資金制度などを活用し、確保に取り組んでいただいておりますが、現在の小児科医師の状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、農商工連携についてお伺いいたします。農商工連携は、平成20年5月の「農商工連携促進法」の成立を契機に、本県でも、農政水産部、商工観光労働部が連携し、25億円という「農商工連携応援ファンド」を創設し、10年間で、農林水産業者と中小企業者の連携により、農林水産物の高付加価値化をすることを掲げております。本県は食料供給基地であり、本県が今後生き残っていくためには、農商工連携並びに農業の6次産業化が重要ということで、「宮崎発・大地を活かす農商工連携ビジネスモデル創出事業」にも取り組んでおります。農商工連携により、県民所得の向上、雇用の場の創出、さらには、日本全体の食料自給率の向上に何が何でもつなげないといけないと考えております。そこで、現在の農商工連携の取り組みの状況と今後の取り組みについて、関係部長にお伺いいたします。

次に、雇用対策についてお伺いします。アメリカで一昨年発生したサブプライムローン問題

を引き金に、リーマンブラザーズの破綻等により、アメリカだけでなく、日本を含む世界全体が景気低迷にあり、非常に厳しい状況が現在でも続いております。国においても、雇用対策は喫緊の課題ということで、緊急雇用対策として、緊急雇用創出事業臨時特例基金並びにふるさと雇用再生特別基金を創設し、それぞれ基金を活用した事業を展開し、雇用の場の創出に取り組んでおります。両基金とも来年度の平成23年度が事業終了であります。現在の執行状況並びに事業効果についてお伺いいたします。また、今後の取り組みについてもあわせてお伺いいたします。

最後に、教育事務所の再編についてお伺いいたします。昨年9月議会の開会中に、教育委員会より、昭和38年から続いた7カ所の教育事務所を3つの教育事務所にするという再編計画が突如報告があり、私も文教警察常任委員会に所属していたこともあり、地元の教育委員会などに聞き取り調査したところ、地元の教育事務所がなくなり、都城になり、距離的、時間的、精神的にもこれまでどおり連携がとれるか心配だとか、1つの教育事務所が持つ学校数がふえ、指導の弱体化があるのではないかという意見を聞き、教育事務所の再編について質問を行いました。教育委員会からは、教育事務所を再編するに伴い、教育事務所までの距離が遠くなる地域が生じるのは事実であります。精神的な距離までもが遠くならないよう、再編後におきましても、助言、指導、援助に万全を尽くしていくことにより、市町村教育委員会の不安を解消していきたいと考えているという答弁をいただきましたが、実際、再編後の対応はどのようなになっているのか、また、市町村教育委員会からどのような意見が届いているのか、お伺いいた

します。

また、再編により専門指導主事を配置することにより、子供たちの学力向上にもつながるということでしたが、現在の取り組み状況についてお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

国の支援のあり方等についてであります。口蹄疫復興に関する緊急要望では、口蹄疫ウイルスの侵入経路の解明や手当金の非課税化、冷凍加工施設整備に対する助成や社会資本整備総合交付金の予算確保、あるいは本県が設置する基金への財政支援など、39項目にわたる要望を取りまとめ、私も直接、総理大臣や農林水産大臣に要望したところであります。国におきましては、10月8日に39項目の要望事項に対する個別の対応方針を示すとともに、県が復興事業を実施していくための財源について、県畜産業の再生のための90億円の国庫補助事業や、県における1,000億円の運用型基金の設置への支援などを示したところであります。前例のない災害でありましたことから、国との調整にはなかなか難しい面もありましたし、県の要望がすべて認められたわけではありませんが、従来の取り扱いや法律上の制約等がある中で、できる限り努力していただいているものと考えております。県といたしましては、1,000億円の運用型基金や国庫補助事業のほか、中小企業応援ファンドや本県に設置した取り崩し型基金等を有効に活用し、口蹄疫からの再生・復興を進めてまいりますが、国に対しましても、今後の情勢の変化等にも的確に対応し、適切かつ柔軟な支援を講じるよう、引き続き働きかけてまいりたいと考え

ております。〔降壇〕

○県民政策部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、ファンド事業と基金事業との違いについてであります。1,000億円のファンド事業につきましては、復興事業等の支援を行う法人に対して、県が1,000億円を無利子で貸し付け、その運用益を活用して、市町村が実施する復興事業への支援や観光振興などを行うものでありまして、貸付元であります県が実施主体となる事業は対象とはなりません。一方、30億円の口蹄疫復興対策基金につきましては、県が直接管理する基金として造成したものでありますので、基金目的に合致するものであれば、県が実施主体となる事業にも活用することができます。この2つの基金事業でどのような復興対策事業を実施するかは、これまでの対策の効果を踏まえた上で、今後検討することといたしております。さらに、中小企業応援ファンドや農畜産業の再生のための国庫補助事業などを有効に活用しまして、再生・復興に向けた効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、移住促進事業の成果等についてであります。県ではこれまで、「宮崎に来んね、住まんね、お試し事業」等の中で、移住等を検討される方に対して住居等の情報を提供いたします空き家等情報バンク活動、いわゆる空き家バンクに取り組む市町村への支援等を行ってきております。この結果、空き家バンクに取り組む県内の市町村数は、平成19年度の日之影町に始まり、今年度開始予定の小林市を含めると10市町にふえてきておりまして、移住の実績につきましても、新みやざき創造戦略におきます目標でございます4年間で100世帯に対して、ことしの10月末現在で168世帯の移住が実現していると

ころであります。県といたしましては、これから本格的な少子高齢・人口減少時代を迎える中、地域の活力を維持し、活性化を図っていく上で、移住等の促進は有効な対策の一つでありますことから、今後とも、実際に移住された方の声もお聞きしながら、市町村と連携して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（高橋 博君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、宮崎にゆかりのある医師の確保についてであります。医師の確保に当たっては、宮崎にゆかりのある医学生や医師に対し、積極的な働きかけを行っていくことが非常に重要であると考えております。このため県では、これまで、本県出身の医学生49名に対し医師修学資金を貸与したほか、今年度は、県内外の医学生に対し知事メッセージを送付し、本県での臨床研修の実施等を要請したところであります。また、宮崎大学や県立病院と連携して、自治医科大学卒業医師の県内定着を図っているほか、本県出身の医師等に対し、みやざき地域医療応援団への登録呼びかけや、求人情報の発信などを行っているところであります。今後とも、これらの取り組みを積極的に進めるとともに、増加傾向にある女性医師の支援や若手医師のキャリアアップを支援する体制の充実など、受け入れ環境の整備に努め、宮崎にゆかりのある医師の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域医療再生基金を活用した事業についてであります。地域医療再生計画の取り組み状況につきましては、本年4月に宮崎大学医学部に地域医療学講座が設置されたほか、救命救急センター化に向けた同大学附属病院の施設改築やスタッフ体制の検討、さらに、ドクターへ

りに係るヘリポートの適地調査等が行われております。また、県北部においては、救急医療への新たな医療機関の参入促進など救急医療体制の整備充実が、地元市を初め関係機関の間で進められております。県西部においては、国立病院機構都城病院の産科手術室等の改築計画が進められているほか、圏域の救急医療の中核となる都城市郡医師会病院の移転整備の基本方針が定められ、現在、整備計画の策定が進められているところであります。なお、当計画には来年度以降に取り組む事業もあることから、引き続き、関係市町村、医師会、宮崎大学等と十分連携をとりながら、円滑な事業実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、医療費の適正化についてであります。御指摘のとおり、医療費等の社会保障費は年々増大しており、今後ますます本県財政の大きなウエートを占めていくことが確実な状況であることから、医療費の適正化は、県政の喫緊の課題であると認識しているところであります。県としましては、生活習慣病予防の観点からの特定健康診査・特定保健指導の推進、医療費分析に基づく保健指導の訪問活動、ジェネリック医薬品の普及促進等が重要と考えておりますので、保険者である市町村に対し、今後とも適切な助言・指導に努めてまいります。

次に、特定健康診査・特定保健指導についてであります。平成20年度の本県市町村国保における特定健康診査受診率は、26.8%と全国平均を4ポイント下回り、特定保健指導の実施率は26.2%と全国平均を12.1ポイント上回っております。県としましては、市町村国保、被用者保険者及び県等で構成します保険者協議会において、情報の共有化や県民への広報活動、保健指導に対する研修会の開催等を行い、県民の意

識を高め、実施率の向上を図ることにより健康づくりを推進し、先ほど申し上げました医療費の適正化に努めてまいりたいと考えております。

次に、妊婦健康診査支援基金及び安心こども基金についてであります。

まず、妊婦健康診査支援基金につきましては、約7億3,000万円の基金を造成し、これまでの執行額は、今年度の予定を含め約3億8,000万円となっております。この基金を活用しまして、県内全市町村において14回の健診すべてに公費負担が拡充され、検査項目の統一も図られ、安心して妊娠、出産ができる体制が整ってきたところであります。

また、安心こども基金につきましては、約28億円の基金を造成し、執行額は、今後の予定額を含め約23億円となっております。この基金を活用しまして、これまで、保育所の施設整備補助等のハード事業や認定こども園の運営費補助、NPO等が実施する地域の子育て活動への支援、ひとり親家庭への支援等のソフト事業を実施しており、保育サービスや子育て支援体制の一層の充実が図られているところであり、引き続き、市町村や事業者、NPO等の子育て支援団体等と十分連携し、基金の有効活用を図ってまいりたいと考えております。今後、国は、両基金とも、平成23年度までの事業期間の延長と基金の積み増しを行うこととしておりますが、平成24年度以降の継続的な財政支援についても、さまざまな機会を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

次に、小児科医師の確保対策についてであります。本県の小児医療は、小児科医の絶対数が不足し、数少ない医師に過重な負担がかかるなど、大変厳しい状況にあります。このため県で

は、医学生に医師修学資金を貸与し、小児科医の育成を図るとともに、即戦力となる小児科医を確保するため、県内で小児科の専門研修を行う医師に研修資金の貸与事業を行っており、平成20年度は6名、21年度は10名、22年度は6名の医師に貸与したところであります。また、小児科医の負担軽減や保護者の不安解消を図るため、小児救急医療電話相談事業について、ことし4月から相談日を365日に拡大したところであります。今後とも、小児科医の育成確保に取り組むとともに、県民の皆様が安心できる小児医療体制のあり方を検討するため、大学や医師会、地元市町村等との関係機関と協議してまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○商工観光労働部長（渡邊亮一君）〔登壇〕

お答えします。

まず、口蹄疫緊急対策貸付についてでございます。本貸付は、口蹄疫による被害を受けた中小企業に対しまして、運転資金を貸し付けるもので、口蹄疫発生直後の4月28日から8月31日までの期間で、緊急的な措置として設けたものでございます。この貸付についての信用保証協会の保証承諾実績は、830件の84億4,000万円余となっております。卸売・小売業や飲食店、建設業など幅広い業種の中小企業の方々に御活用いただいております。

次に、農商工連携の取り組み状況等についてであります。商工観光労働部におきましては、みやざき農商工連携応援ファンドを活用し、これまで30事業、6,694万円の助成を行っております。これらの事業につきましては、まだ事業実施中のものが多く、大きな成果には至っておりませんが、鶏肉の加工商品開発で国による農商工連携事業計画の認定につながった事例や、養

鰻場の水質浄化システムを開発した事例が出てきているなど、着実に進展してきているものと考えております。今後とも、開発された新商品の販路開拓といった事業者の取り組みをフォローするなど、農政水産部を初め、関係機関等と密接に連携を図りながら、本県の産業振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、雇用創出に係る基金事業についてであります。まず、緊急雇用基金事業の執行状況であります。平成21年度の実績が事業費11億6,000万円余、雇用創出数1,348人で、今年度は事業費51億1,000万円余、雇用創出数2,792人を見込んでおります。次に、ふるさと雇用基金事業につきましては、平成21年度の実績が事業費9億9,000万円余、雇用創出数443人で、今年度は事業費25億円余、雇用創出数652人を見込んでおります。今後とも、庁内各部署及び市町村と連携しまして事業の掘り起こし等に努め、有効活用を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（高島俊一君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、競りに関しての対策の執行状況と成果についてであります。今回の口蹄疫の発生に伴い、4つの子牛競り価格対策を打ち出しましたが、各対策の執行状況につきましては、出荷遅延に係る子牛の経費の一部を助成する肉用子牛出荷遅延対策と、口蹄疫発生前の競り価格と再開後の競り価格の価格差の一部を補てんする肉用子牛競り価格対策につきましては、現在、国の事業との関連で調整を行っているところでございます。

次に、各市場ごとに設定した価格以上で出荷遅延子牛を購入する場合にその一部を助成する肉用子牛導入促進対策につきましては、これま

で開催されました子牛競り市の市場ごとの実行価格を決定し、対象牛を確認しているところでございます。

また、中間保有施設を活用して、児湯を中心とした被災地域に子牛を円滑に導入する肉用牛資源供給体制活用事業につきましては、11月中旬までに県内16カ所の施設で約1,800頭の利用が見られ、円滑な農家への牛の導入が図られているところであります。

次に、家畜防疫指導強化事業についてであります。県といたしましては、再発防止の観点からも、早急に県内すべての畜産農家を対象として、飼養衛生管理基準等の遵守状況を調査する必要があると考えております。しかしながら、家畜防疫員等の限られた人員のみでは短期間での対応が困難であることから、本事業によって調査員を緊急的に確保し、半年といった短期間で調査を実施したいと考えております。実際には、農場調査を行うに当たりましては、調査員に対しては、事前に飼養衛生管理基準の内容や調査内容の農場でのチェック方法、農場立入時の防護服の着用や消毒方法等、家畜保健衛生所において十分に研修することといたしております。また、立入調査に先立ち、農家に対しましては、調査の趣旨や方法、調査員等について十分に周知することにより、調査への協力を呼びかけることにいたしております。なお、立入調査の結果、不備の認められました農場につきましては、改めて家畜防疫員等が家畜伝染病予防法に基づき、立入指導等を行うことといたしております。

次に、防疫体制のチェック体制などについてであります。農場における消毒の徹底など防疫活動を継続することは、二度と口蹄疫を発生させないためにも大変重要なことと考えておりま

す。このため、10月から毎月20日を「県内一斉消毒の日」と定め、県内すべての農家に防疫意識の向上を図り、継続的な消毒をお願いしているところであります。一方、農場に頻繁に出入りする獣医師や人工授精師、飼料運搬業者など、畜産関係者の衛生意識の啓発も防疫上は非常に重要と考えており、家畜保健衛生所を通じ、日ごろから防疫意識の向上に努めているところでございます。県といたしましては、これらの取り組みを強化いたしまして、農家及び畜産関係者の相互の意識の向上が図られるものと考えており、個々の状況に応じて必要な指導を行ってまいりたいと考えております。

最後に、農商工連携の取り組み状況等についてでございます。農政水産部といたしましては、多様な経営資源を有する企業の本県農業参入を支援する「宮崎発・大地を活かす農商工連携ビジネスモデル創出事業」によりまして、昨年度は、IT企業と地元農業法人とが連携して大規模園芸施設の整備を行ったところでございます。また、今年度は、光学機器メーカーと地元企業等が連携し、太陽熱ハウス冷暖房システムの共同開発を開始したところであります。さらに、「みやざき発・業務用農産物生産拡大事業」におきまして、農業法人が食品加工企業と連携し、昨年度、18の農業法人等において107ヘクタールの加工業務用農産物の生産拡大が行われるなど、着実に成果が上がってきております。今後とも、地域における農商工連携の推進組織を通じて、このような成功事例を広く農業者等に周知し、新たな農商工連携モデルの創出に努めるとともに、農業所得の向上につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○県土整備部長（児玉宏紀君）〔登壇〕 お答

えします。

本県の空き家の状況についてであります。総務省統計局が住宅・土地統計調査を5年ごとに実施しておりまして、平成20年の調査結果によりますと、本県の空き家は県全体で約6万3,000戸となっております。この平成20年の空き家の数は、その5年前、平成15年の調査結果と比較いたしますと、戸数で約9,000戸、率で17.6%の増となっております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、教育事務所再編後の市町村教育委員会への対応についてであります。教育事務所の再編に当たりまして、市町村教育委員会への支援体制の充実を図るために、各教育事務所の教育推進課に、例えば西諸県地区学校教育担当のように、各地域ごとの学校教育担当を設置しますとともに、家庭・地域教育担当につきましても、それぞれの担当地域を明確にし、各市町村教育委員会が円滑に相談できる体制を構築したところであります。また、各教育事務所においては、所長や指導主事等が機会あるごとに市町村教育委員会を訪問し、直接意見交換や要望をお伺いするなど、これまでと変わらぬ対応に努めているところであります。これらの対応について市町村教育委員会からは、おおむね特段の不都合は感じていないという感想をいただいている一方で、教育事務所までの距離が遠くなった一部の市町村からは、教育事務所の所管が広域となり、今後の関係が疎遠になるのではないかという心配の声もいただいております。そのため、今後とも、このような御意見に十分耳を傾けながら、市町村教育委員会に対する支援に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、教育事務所の学力向上の取り組みについてであります。教育事務所の再編におきましては、教育事務所の専門性の向上の観点から、教育事務所の規模を拡大し、教科等の各専門分野に対応した指導主事を配置することにより、市町村教育委員会及び小中学校に対しまして、これまで以上に専門性の高い指導・助言・援助が行うことができる体制を整えております。これに伴いまして、学力の向上につきましても、市町村教育委員会からの相談や学校訪問に際して、迅速で的確な指導に努めますとともに、各地域で開催されます教科研究会等において、それぞれの専門の指導主事を派遣することにより、教科等の特性に応じた情報の提供や具体的な指導のあり方を示しながら、教師の指導方法の工夫・改善に取り組んでいるところであります。今後とも、市町村教育委員会と十分な連携を図りながら、子供たちの学力向上に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○丸山裕次郎議員 時間が多少ありますので、再質問させていただきますが、まず、口蹄疫関係についてお伺いいたします。

口蹄疫復興に対する緊急要望に入っている、人工授精ができなかった3カ月対策、いわゆる空き腹対策について9月議会で質問をいたしました。そのときに答弁といたしましては、「畜産農家への支援は、国に対する要望の中でえさ代等の助成を提案している」という答弁でした。金曜日の質問で岩下議員も同様な質問をしましたけれども、それに対しまして、「独立行政法人の農畜産業振興機構に設置する口蹄疫畜産再生基金により、人工授精業務が停止したことによる影響の緩和対策が実施されることになっていきます」という答弁でありました。そこ

で、農畜産業振興機構に設置された基金を活用して支援を行うということですが、具体的にはどういう形になるのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 国に対しまして要望しておりました、人工授精業務が停止したことによる影響の緩和対策につきましては、今、御質問がありましたとおり、国の農畜産業振興機構に設置されました口蹄疫畜産再生基金により実施されることとなったところであります。具体的には、人工授精業務の一斉停止に伴い影響を受けた雌牛に対して、その期間の飼養管理経費を助成するものとなっております。

○丸山裕次郎議員 ぜひ速やかにこのような形にさせていただくように要望をまずしたいと思っております。

次に、前回の9月議会でも少し要望させていただいたんですが、実は、西諸のほうでも競りが開催されようとした日に、その当日であるんですが、えびの市のほうで口蹄疫に似た症状の牛がいるということで、県の指導により急遽競りが中止になってしまいました。結果的にはシロということでほっとしましたけれども、競りが一日中止になったということで、係留経費とか警備費、購買者対策などのさまざまな経費が必要になりまして、西諸畜連のほうに聞いてみますと、約300万円かかったということでありました。9月議会で適切な対策を要望したところではありますが、どのような対応を考えているのかお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 県内の家畜競り市場の開設者である畜連や農協は、口蹄疫の発生を受けまして、4カ月間、競りの中止または延期を余儀なくされ、経営的にも大きな影響を受けているところでございます。御質問にありました西諸県畜連におきましては、子牛競り

再開当日の9月2日に急遽競りを中止する事態となり、経営に対する影響は一層大きいものと考えております。このため県といたしましては、競り再開に伴い、国や県の事業を活用し、出荷者や購買者に対する支援を行い、家畜市場の活性化を図っているところであります。一方、家畜市場における子牛の係留等に要した運営経費の支援を国に要望しておりましたが、現時点では支援制度が措置されていないため、引き続き要望しているところであります。

○丸山裕次郎議員 競り中止に伴って、支援が国の中でも県の中でもうまく取りまとまっていないということでもありますけれども、30億円という基金もつくっていただいておりますので、その中での対応とかいろんな形で対応も考えていただきたいというふうに思っておりますし、ひょっとしたら、このような競りを急遽中止にせざるを得ないときも、検査のために検体を送ったら中止しなくちゃいけないことも、今後出てくる可能性がありますので、そのときの対応も、できる限り速やかな対応をしていただくような形をまず考えていただきたいというふうに思っております。

そしてまた、口蹄疫対策として、えさ代の補てんとか、先ほど答弁いただきました競り対策とか、いろんな対策を県のほうでも講じていただいて、農家としても非常に安心している反面、実際は、今、部長の答弁がありましたとおり、国の事業との整合性とか調整に基づいて、農家のほうに資金がまだ届いていないという実態もありますので、確かにワクチン接種とか殺処分された農家の補償のほうが一番優先ということはおわかりしておりますけれども、県内全域の畜産農家の方がいろんな支援や資金とかを待っておる状況でありますので、速やかに、できるだ

け早くそういう事業が農家まで届くようお願いしたいというふうに思っております。

最後に、知事に質問させていただきますが、壇上からも述べましたとおり、高齢化の進展により、老人福祉費を初めとした社会保障費が年々増加し、県政を運営する上でも非常に重みを増している状況ということを述べさせていただきました。私は、今後、自治体経営を行っていく上で、社会保障費のことは避けて通れないというふうに思っております。高齢化が進んでいるので仕方ないというのでは済まされない状況ではないのかなというふうに思っております。壇上からも言いましたけれども、老人福祉費を含めて、こういう言葉は適切ではないと思いますけれども、メタボ3兄弟になっている、すべて100億を超している状況であります。非常に重くなっている、財政運営上、非常に厳しい状況になってきているのが実態ではないのかなというふうに思っております。

そこで、知事はよくジョギング等もされると思いますけれども、宮崎県は、ジョギングのみならず、海に行けばサーフィン、山に行けば登山、トレッキングなどのスポーツができる環境だと私は思っております。また、去年は、全国スポーツ・レクリエーション祭が全県下で行われ、スポーツ・レクリエーションを行っていく機運が高まっているのではないかと考えております。宮崎県の地の利を生かして、知事の言う県民総力戦で健康づくりに取り組んでいくといった健康立県に取り組むべきだと私は考えております。知事は1月で知事職をやめられ、次は国政か都政かわかりませんが、いずれにせよ政治を続けられていくと思いますが、政治家として、社会保障費についての考え方や、県民総力戦の一環として健康長寿運動を呼びかけてほ

しいと思っておりますが、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 先ほど福祉保健部長がお答えしましたとおり、今後、医療費を初めとする社会保障費が増大し、本県財政に大きな影響を及ぼすことが懸念されております。こうした将来の見通しを考えますと、私は、健康や予防の観点からの取り組みが今後の県政運営において重要な要素となると考えております。このため、現在策定中の新たな総合計画における長期戦略の一つとして、健康長寿社会づくり戦略を掲げ、だれもがいつまでも元気に地域社会で充実した暮らしを送ることができる社会づくりを目指すこととしております。御提案のありました健康長寿運動は、県民一人一人が、みずからの健康や生活について改めて見詰め直していただくことにより、特定健診等の受診率向上にもつながるきっかけとなるものでありまして、健康長寿社会づくりに向けた取り組みの一つとして有意義であると考えております。

○丸山裕次郎議員 今、知事のほうから特定健診のことも言っていたいただきましたが、宮崎県は、福祉保健部長の答弁がありましたとおり、全国より受診率が低いということでもあります。また、今回、後期高齢者の制度が若干変わりつつありますけれども、これが継続ということをお前提にすると、特定健診の受診率が50%～55%ではペナルティーをかけるというぐらい、一番最初にそういう気持ちで始まった制度であります。これは財政的にペナルティーというよりも、本来は、国民全体が健康に向けて取り組んでいこうという大きなあらわれの施策であろうというふうに思っておりますので、ぜひ県におきましても、この特定健康診査、また保健指導のほうにも十二分に力を入れていただいて、こ

のによりまして財政運営にも大きく寄与していく、10年、20年先には大きく寄与していくと私は思っておりますので、ぜひ実施率が伸びることを期待申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、権藤梅義議員。

○権藤梅義議員〔登壇〕（拍手） 通告に従って順次質問いたします。

まず、知事におかれましては、4年前の汚職事件直後の異例の就任劇、そして就任早々の鳥インフルエンザの発生、地鶏やマンゴー、宮崎牛を初めとする県産品のトップセールスの数々、さらに国政への転身問題や口蹄疫対策、一方では、国やマスコミとの対立点を明確にしながらの全国への発信とテレビ出演や講演活動等々、息つく間のない4年近くでしたが、本当に御苦労さまでした。

それでは質問に入りますが、次期知事選を前に、地元紙が県内26市町村長を対象に「求められる知事像」のアンケート調査を実施しております。その要約は、「リーダーシップと対話を主体に将来ビジョンを示しながら、実行や協働を求めている」との内容であります。また政策面では、口蹄疫からの復興と県内経済の底上げを望む景気・雇用対策、次に財政健全化、中山間地域や子育て、医療、教育等の意見が多かつ

たと集約されています。さらに、知事の評価にも及ぶわけではありますが、さまざまな方々が意見を述べておられます中で、宮崎公立大の有馬晋作教授は、「県産品のトップセールスのような得意分野は一生懸命取り組んだ。宮崎のように農林水産業のほか観光を主産業とする都道府県は、どこでもブランド力を上げて売り込みたい。県の知名度を一気に上げたのは大きな成果で、メディアで訴える手法も新鮮だった」と評価しています。しかし、「教育や医療・福祉など不得手な分野は余りやっていない。その不足面をどうするかも次の知事の課題だろう」と述べていますし、「知事が1期では県を根本的に変えることはできない。高速道や港湾整備などのインフラ整備や農商工連携など、内発的な発展の道筋もできない。特に地方分権について個性が見えない」と指摘しています。「地方は苦しい、金がないという実情はわかるが、宮崎でやりたいことにどんな制度上の壁があるのか具体的に切り込むべきだ」と述べています。そして、「口蹄疫からの地域経済や産業復興を考えるなら、2期目も続けたほうがよい感じでした」との感想であります。そこで知事に伺いますが、これらの批判は別としても、この4年近くの全力投球の結果と今後の課題を踏まえて、次に向けて求められる知事像をどのように考えておられるか伺います。

以下については、質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

知事像についてであります。私は知事就任以来、「宮崎をどげんかせんといかん」という郷土への熱い情熱を持ち続け、トップの決断と責任、徹底した県民目線、現場主義の貫徹、確か

な先見性、既成概念や前例踏襲の打破といったことを常に肝に銘じ、県政運営に努めてきたところであります。政策面においては、県政改革や宮崎のPRはもとよりですが、口蹄疫からの再生・復興を初め、安全・安心な暮らしの確保や環境エネルギー対策、教育の振興、インフラ整備などのさまざまな行政課題にも、県民の皆様の御期待にこたえられるよう全力で取り組んできたところであり、一定の成果が得られたのではないかと考えております。

今後、本県を初め地方を取り巻く環境は、厳しい財政状況のもと、少子高齢・人口減少の進行、グローバル化など大きく変化していくことが予想され、まさに激動変革の時代になってまいります。こうした中で、本県のさらなる発展と県民福祉の向上を図っていくため、県政のかじ取りを行う知事には、確かな将来ビジョンを描き、これに向かって断固実行していく力というものがますます重要になってくるものと考えております。〔降壇〕

○権藤梅義議員 次は、九州広域行政機構の最近の動きについて、知事に伺います。

政府の地域主権戦略会議は、6月に地域主権戦略大綱を閣議決定し、国土交通省や厚生労働省など8府省15系統の出先機関が所管する472の事務・権限について、8月末までに自己仕分けするよう指示していました。しかし、10月初旬の集計では、地方に移すとしたのは、条件つきを含めても検討対象の約1割程度と言われております。そんな中、10月18日の福岡県柳川市での九州地方知事会が、沖縄を除く7県で九州広域行政機構の設置を目指すことで一致したようであります。これは、中央省庁の頑強な抵抗と反発で足踏み状態に陥っている地域主権改革を、地方の側から前へ突き動かそうとする試みとし

て注目を集めています。そこで、この間の九州地方知事会の経緯や今後の検討課題についてお尋ねをします。

○知事（東国原英夫君） 国は、地方主権改革の一環として、住民に身近な行政はできる限り地方自治体にゆだねるという「補完性の原則」のもと、国の出先機関を原則廃止する方針を示しております。これに対し、国の出先機関原則廃止は、地方への権限・財源移譲を進める実践的な手法となることから、全国知事会ではプロジェクトチームを設置し、国と地方がそれぞれ担うべき事務及び権限の仕分け等を行ってきたところでありまして、あわせて各地域においても、受け皿を明確に示すことにより、各省庁の抵抗等で改革が停滞している現状の打破を目指しているところでありまして、このような中、九州知事会においても受け皿について鋭意検討してきたところでありまして、国に残すもの、県単独で受け入れるものを除き、国の出先機関の事務・権限、人員、財源等を丸ごと受け入れる組織として、先ごろ、仮称になりますが、九州広域行政機構の設立を目指すことを合意したところでありまして。

なお、今回の合意は、あくまで具体的議論の出発点でありまして、新たな法的整備が必要であることを初め、引き受ける事務・権限の整理や組織の形態など詳細な制度設計は今後の検討課題となっておるところであります。

○権藤梅義議員 知事に御説明いただきましたように、九州域内で国から地方へ移管される広域行政の事務・権限、財源、人員をほぼ受け入れ、出先廃止の方向に向かう新たな組織・制度づくりに取り組むということでありまして、内容を研究してみますと、九州の7県知事の合議体である知事連合会議が執行機関の役割を、そし

て7県議会代表者による議会代表者会議が議事機関の役割をそれぞれ両輪として担うと説明されていますが、私ども議会の立場としても議論の消化がまだできていない感もいたします。現在議論されている内容、今後の検討スケジュール等にめどが立っていればお示しを願いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 九州広域行政機構は基本的な考え方を整理した段階でありまして、これまで関係大臣や地域主権戦略会議のメンバー等に説明をし、九州知事会の考えに理解を求めてきたところでありまして、御質問にありました、執行機関と議事機関を初め、詳細な制度設計、設立時期を含む今後の工程等につきましては、今後検討を深めていくこととしております。

なお、具体的な検討に当たっては、県民の皆様の理解が得られる組織にするために、県議会を初め各市町村等の意見を十分に踏まえるとともに、地方が無駄な事務や人員を抱えたり国の出先機関化することがないように、本県の意見や考え方を主張してまいりたいと考えております。

○権藤梅義議員 次に、近年、話題を呼んでおりますところの道州制の議論との関係はどのように整理をされていくのか伺います。

○知事（東国原英夫君） 九州広域行政機構の議論は、国の出先機関を九州でいかに受け入れるかという点に焦点を絞って検討を進めておりまして、道州制を想定したものではありません。しかしながら、地方分権の本旨は、国と地方の役割分担の見直し・明確化にあることから、本来、国の出先機関だけでなく、本省の事務・権限を含めて検討すべきであり、また今後、広域的な行政課題や広域的視点での地域政

策に的確に対応していく必要があることから、道州制を初め新たな広域自治制度について議論を深めていく必要があると考えております。

○権藤梅義議員 次に、国が法令で地方の仕事を規制する義務づけ・枠づけの解消を目指して、47都道府県は今年15日に、23項目の構造改革特区案を政府に一斉申請しております。菅直人改造内閣で、旧自治省、現総務省のOBで鳥取県知事を2期務め、改革派知事として知られる片山善博総務大臣が誕生したこともありまして、期待が高まっております。全国知事会はこれまで、地方自治体の仕事を見直し、都道府県の義務づけ・枠づけの改革を具体化する特区案の議論を深め、結論を投げたものですが、対象が専門的かつ広範で、これまで議論は低調だったと聞きます。しかし、義務づけなどの見直しは、国から地方への大幅な権限移譲につながる分権の本丸と位置づけて、構造改革特区の一斉提案へと知事会を動かしたとの見方もあり、今後注目すべきと考えております。そこで伺いますが、本県の提案している特区案は23項目のうちどのような項目なのか、その内容と選定の理由等をお示し願います。

○知事（東国原英夫君） このたび全国知事会では、構造改革特別区域制度を活用し、都道府県が共同で規制改革の提案を行うことにより、各省庁に地方への義務づけ・枠づけの抜本的な見直しを求めることとしたところであります。共同提案している23項目の内容は、国が一律に定めた基準に基づき設置・運営することが義務づけられている施設について、利用者の利便性や施設機能の向上を図るために、県や市町村が地域の実情等を踏まえ独自に基準を定めることを可能にするという提案がその多くを占めておりまして、福祉関係が14項目、保健関係が4項

目、その他が5項目となっております。

なお、本県におきましては、地方分権の確立のためには義務づけ・枠づけの見直しが不可欠であるとの認識のもと、23項目のうち21項目の共同提案に賛同しております。今後、内閣官房は各省庁と協議の上、提案された項目のうち特区対象のメニューとするものを決定することになりますが、対象とされたメニューを活用した具体的な特区計画の認定申請については、市町村や関係団体の意見を踏まえるなど、地域の実情等を十分に勘案の上で対応していくこととなります。

○権藤梅義議員 ありがとうございます。

九州広域行政機構の設置は、九州7県の知事会が結束して執行機関としての知事連合会議を設置し、同時に議会代表者会議も併設して、困難を想定してあえて進もうとするわけでありませぬ。今後をもう少し見守らなければ何とも言えませんが、霞が関の8府省と対峙しながら、知事会はもちろん、内閣府も結果を出すことを迫っております。該当する全国32万人の国の組織のうち、20万人が地方で仕事をしていると言われる中で、突破口を九州から開こうとの一大改革でありまして、私どもも可能な支援はすべきと考えております。また、23項目の改革特区は九州広域行政機構と一連のものであるとの認識のもと、しっかりと議論していくことが必要であると考えます。今後、知事会と内閣府、特に総務省と緊密に連携していくことも必要ですし、実現に向けて知事会の責任も大きいと考えます。いま一度、九州知事会の一員として本県の進むべき方向と決意を知事にお伺いします。

○知事（東国原英夫君） 人口構造の変化やグローバル化など地方をめぐる社会情勢が大きく変化する中で、多様化する住民ニーズに的確に

対応するためには、国の出先機関の廃止や義務づけ・枠づけの見直しを初めとする地方分権を進展させ、地方が自己決定・自己責任のもと、みずからの意思と力でそれぞれの特性に応じた地域づくりや、地域の実情に応じた行政サービスを提供するシステムを構築することが必要であります。一方で、地方にはこれまで以上の責任が求められますことから、高度な政策形成能力を有し、みずからの責任と判断で行政運営を行うことができる人材や組織づくりを進めるとともに、県内においても分権型社会を構築していかなければならないと考えております。また、社会経済情勢の変化によりまして広域的な行政課題が増大しておりますことから、県域を越えた行政課題に適時的確に対応していくために、九州各県との連携もさらに進めていく必要があると考えております。

○権藤梅義議員 次に、就職問題に移りたいと思います。厚生労働省は今月16日に、来春卒業見込みの高校生の就職内定率を発表していますが、依然として厳しい状況が続いています。都道府県別では、沖縄9.0%、北海道17.2%、宮城27.5%などと低く、比較的高いほうの県では、富山59.7%、三重58.5%、愛知57.9%などとなっています。そこで、教育長並びに県民政策部長に、本県の高校卒の直近の情報と就職活動の支援状況についてお尋ねします。

○県民政策部長（山下健次君） まず、私立高校についてお答えいたしますが、10月末の就職内定率42.3%となっております。これを昨年の同期と比べますと4.2ポイント増加しておりますけれども、一昨年の同じ時期との比較では13.4ポイント減少しております。昨年引き続いて大変厳しい状況になっております。県といたしましては今年度、私立高等学校就職対策強化

事業を創設いたしまして、希望のあった私立高等学校7校に対して就職対策専門員を配置し、求人の開拓、就職情報の収集、生徒への就職指導等について支援を行っているところであります。

○教育長（渡辺義人君） 県立高校生の10月末の就職内定状況は57.4%でありまして、前年同月比で0.8ポイント増加しておりますが、一昨年同月と比較いたしますと9.4ポイント減少しており、昨年同様大変厳しい状況が続いております。このため県教育委員会といたしましては、新卒者の厳しい就職状況を踏まえまして、関係部局、関係機関との連携をより深めますとともに、県教育委員会幹部職員が直接、企業や各地区の商工会議所等に出向くなど、求人開拓に努めているところであります。また、各学校におきましては、29名の進路対策専門員と教職員が一丸となって、求人開拓はもとより、進路相談、受験指導、面接指導などの就職支援に全力で取り組んでいるところであります。このような中、今月、県内就職を希望する高校生を対象とした合同就職面接・相談会「MIYAZAKIジュニアワークフェア」が延岡、宮崎、都城の3地区で開催されましたので、1人でも多く内定者がふえることを期待しております。今後とも、就職を希望する高校生たちの進路実現のためにさらなる支援に努めてまいります。

○権藤梅義議員 ありがとうございます。

次に、宮崎労働局によりますと、今年3月の大学・高校卒業者の就職決定率は、3月末で、大学生が87.1%と前年同期比4.6ポイントの減、高校生が94.4%で2ポイントの減と、非常に厳しい結果になっております。このような中で、県は今年度、新規学卒者等を対象とした人材育

成事業を実施しており、その貢献度が注目されるところでありますが、その実績について、商工観光労働部長にお尋ねをいたします。

また、他の年齢層に比べ若年者の雇用情勢は厳しい状況にあるため、国のトライアル雇用制度を活用し若年者等を対象とした正規雇用化事業に取り組んでいるところでもありますが、この事業の実績についてもあわせてお示し願います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 今年度は新規学校卒業者等雇用創出・人材育成事業を行っているところでございますが、事業内容としては、民間企業等に委託し、職場実習や外部研修等を通じた職業スキルの向上による就職の支援に取り組んでいるところであり、47人の新規学卒者が雇用されております。また、国が実施しておりますトライアル雇用制度を活用した若年者等正規雇用化促進特別事業につきましては、トライアル雇用終了後に若年者等を正規雇用化した事業主に助成金を交付しており、22人の正規雇用化が図られたところでございます。以上でございます。

○榎藤梅義議員 本問最後であります。宮崎県は年間の日照時間が全国で3番目に長く、県は、豊かな日照時間を生かした太陽電池産業の育成を目指しております。2009年3月に「みやざきソーラーフロンティア構想」を発表しております。一方、報道によりますと、宮崎大学の坪昌久工学部長は、「太陽光発電は成長産業だが、新しい分野のため専門家が少ない。特に次世代型電池の人材育成は急務だ」と危機感を募らせているようであります。そして昨年秋から、経済産業省の支援を受けて若手技術者を育てる講座を大学院で始めることとし、メーカーからも技術者を講師として招き、講座が設定さ

れているようです。この10月から始まった第2期講座では、大学院生の3割に当たる42人が受講していると聞きます。今後このような人材育成を続けていけば、新しい分野の人材供給県として全国から注目を浴びると思います。まさにみやざきソーラーフロンティア構想推進と就職支援のよい例ではないかと評価します。そこで、教育長は今後、工業高校等でのソーラーフロンティア構想の人材育成についてどのように考えているか伺います。

○教育長（渡辺義人君） 現在、県立工業高校の機械系学科や電気系学科におきましては、ソーラーカーの製作やソーラー発電に関する学習を導入したり、宮崎大学や企業の専門家を講師とした出前講座の実施などを通して、太陽電池関連分野に対する興味・関心の醸成に努めております。ものづくり産業を担う人材を育成するためには、専門分野の基礎・基本を確実に身につけさせることはもとより、社会の変化や地域産業界のニーズに柔軟に対応した専門教育の実践が重要であると考えております。このため、平成21年9月に宮崎県産業教育審議会に「これからの本県工業教育の在り方について」を諮問し、現在、審議会の中で、太陽光など自然エネルギーを活用した工業教育など、地域社会や地域産業界と連携・協働した宮崎ならではの工業教育の振興の視点も踏まえて検討いただいているところであります。県教育委員会といたしましては、本年度中にいただく予定の答申を踏まえまして、今後とも工業教育の充実を推進し、将来の地域産業を担う人材の育成を図ってまいりたいと考えております。

○榎藤梅義議員 次は、観光問題について質問させていただきます。来年3月に九州新幹線が全線開業するのに、直接恩恵がないことを逆手

にとって、日本航空や全日空、スカイネットアジア航空などの航空各社が宮崎空港に熱い視線を送っているとの指摘があります。各社、航空料金の引き下げや、利用者の多い時間帯へのシフトや増便の検討などサービスを向上させ、九州への誘客の増加に一役買おうとの意欲的な計画のようでもあります。また、宮崎は市街地から空港まで20分前後と、全国でも群を抜いたアクセスのよさも強みの一つと考えられます。今さら新幹線を望んでも、ないものねだりの話ですが、東九州や宮崎発着の観光メニューをふやすことで、西回りの新幹線への対抗策として、また帰りは航空機のスピードと割安運賃でカバーし、宮崎への誘客枠をふやすことも期待できるのではないかと考えますが、今後の航空機利用拡大に向けた取り組みをどのように考えておられるか、県民政策部長に伺います。

○県民政策部長（山下健次君） 航空路線の維持という立場からお答えいたしますが、最近の厳しい経済環境の中、航空会社では、採算性の低い路線の減便あるいは運休、機材の小型化を進めておりまして、宮崎空港におきましても日本航空グループの福岡線が増便はされましたけれども、機材の小型化に伴って提供座席数は減少したところでございます。一方で、日本航空の東京線が1便増便されたほかに、全日空の伊丹線あるいは名古屋線、それからスカイネットアジア航空の沖縄線でそれぞれ運航時間が改善されました。こういった利便性の向上も図られているところでございます。お話にもございましたように宮崎空港は市街地から近く、また空港連絡鉄道が乗り入れるなどアクセスのよい空港でございますので、そのようなメリットを生かしながら空港の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○榎藤梅義議員 観光庁は、自然や歴史・文化などで密接な関係のある観光地を「観光圏」に認定しており、全国で45地域を選定し、九州では、「阿蘇くじゅう」「新東九州」「豊の国千年ロマン」など6エリアが認定されたと聞いております。これらは、駆け足で観光地をはしごする従来型観光ではなくて、地域のもてなし役（コンシェルジュ）に相談して旅行を組み立てたり、案内人とともに地域を回ったり、みずからのプランでゆったりした時を過ごす滞在型のツアープランを提供すると聞きます。阿蘇や高千穂等でこのようなプランの恩恵を既に受けているのかもしれませんが、これら観光圏の動きを踏まえて、本県として滞在型観光にどのように取り組もうとしているか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 観光圏形成への取り組みなど各観光地が広域的に連携しつつ、おのおのの魅力に磨きをかけまして観光客の滞在時間をふやすことは重要でございます。現在県では、各市町村に広域的な連携を働きかけるとともに、体験・滞在型観光として「ゆっ旅宮崎」などを展開しておりまして、市町村等と一緒に観光客の受け入れ体制の整備や体験メニューの創出等に取り組んでいるところでございます。今後とも、観光客の皆様にも一日でも長く本県に滞在していただけるようさまざまな取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○榎藤梅義議員 本問最後の質問ですが、九州新幹線対策として県では、熊本県や鹿児島県、全国のJRグループとの共同によるデスティネーションキャンペーンや、熊本、鹿児島と本県を結ぶ観光バスの実証実験などに既に取り組んでおられますが、3月の新幹線開業に向け、宮

崎ならではの特色を生かした具体的な観光誘致の取り組みを進める必要があると考えております。宮崎といえば、何といたっても神話のふるさとなでありまして、宮崎市の江田神社や青島神社、高千穂や鶴戸神宮などの神話・伝説ゆかりの地がパワースポットと呼ばれて、女性を中心にたくさんの観光客が訪れているようでありませう。旅行先を決定する大きな力を持っているのは、やはり女性であります。県では現在、主に女性を対象として、こうした神話・伝説の地域の中から、本県に数多くある縁結びや夫婦円満などに御利益のある地域を結んだ宮崎恋旅プロジェクトを実施しております。若い女性の好みのパンフレットの作成など、宮崎ならではの観光として大きな期待をしておりますが、現在どのような取り組みをされているのか、また今後どのように展開されるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 宮崎恋旅プロジェクトにつきましては、主に女性をターゲットに、「恋」をテーマに新しい宮崎旅行のブームをつくり、その定着化を図ることを目標としまして、昨年度から取り組んでいるところでございます。現在、縁結びなどにゆかりのある県内20カ所の恋旅スポットを周遊する企画などが大手旅行会社の商品造成に採用されるなど、新しい観光の切り口として大変好評でありまして、また、地元のホテル等でもその受け入れに積極的に取り組んでいただくなど、大きな手ごたえを感じているところでございます。今後とも、魅力的な企画を柔軟な発想で検討しまして旅行商品造成につなげていきますとともに、日本最大級のファッションイベント「東京ガールズコレクション」など大型イベント等と連携しまして情報発信に努めるなど、宮崎恋旅

がこれからの本県観光の柱の一つとなるよう、積極的な事業展開を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○榎藤梅義議員 次は、通称東九州メディカルバレー構想についてお伺いします。

本県と大分県は10月25日に、東九州地域医療産業拠点構想をまとめ発表しています。これは、ことし1月以降、産学官による研究会で協議を重ね、人工腎臓や血液浄化機器といった血液や血管関連の医療機器メーカーが多く、集積による地域活性化やアジアにおける医療貢献を目指すものと聞いておりますが、この構想における行政の役割や今後の展開等について、商工観光労働部長にお尋ねします。

また、両県は、構想を具体化するため、国の新成長戦略に基づく総合特区制度構想を共同提案していますが、その特区の認定があった場合、どのような効果が期待されるのかについてもお伺いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 東九州地域医療産業拠点構想は、地域の血液や血管を中心とした医療機器産業の一層の集積と地域活性化を図るため、研究開発の拠点、医療技術人材育成の拠点、血液・血管に関する医療拠点、医療機器産業の拠点の4つの拠点づくりを推進するものでございまして、県の役割といたしましては、医療機器産業に対して地場企業の参入を促進することなどが中心となります。今後の展開につきましては、アクションプラン及び工程表を検討することとしておりますが、県としましては、地場のものづくり企業等が参加する研究会等の活動を支援するほか、国等の競争的研究開発資金の獲得、あるいは国の総合特区制度の活用、積極的な構想のPRなどに取り組んでいくことになると考えております。

また、総合特区制度につきましては、医療機器開発に関する規制緩和、税制・財政上の支援措置などについて、宮崎・大分両県で共同提案を行ったところがございます。具体的には、医療機器の治験実施中における改良・改善の可能化、医療機器製造承認事務の簡素化、法人税等の減税、研究開発・人材育成等に対する支援などを内容としておりまして、これにより新たな医療機器開発の迅速化が図られ、医療機器産業の拠点づくりや医療技術開発のための環境整備などが促進されることを期待しているところでございます。以上でございます。

○榎藤梅義議員 次に、生活保護を受けている家庭の児童を対象に、自治体が無料学習会を開いたり塾代を補助するなど、進学支援に乗り出す例がふえているとマスコミが報じております。元堺市健康福祉局の道中隆理事（現関西国際大学教授）が2007年に調査した結果として、生活保護を受ける世帯主の25%は、みずから育った家庭も生活保護世帯だったこと。この貧困の世代間継承は母子家庭では4割に達したこと。また、生活保護世帯の世帯主の学歴は中卒から高校中退が73%を占めているといえます。具体的な活動は、9月中旬、埼玉県内の教育支援員らが母子家庭を訪ねまして、7万円かかる夏期講習を特別学習として支援し、10月2日からは約650人の生活保護家庭の中学3年生を対象に、30人の支援員が手分けして無料の学習教室をスタートさせています。また大阪では、昨年11月から、生活保護家庭の中学3年生を公民館に集めて週2回学習会を開いている例もあります。近くでは熊本県も、苦学をされた蒲島郁夫知事の旗振りで、生活保護世帯から大学や専門学校に進む若者向けの生活費貸し付けを県単事業で始めているようであります。国も進学支

援に腰を上げ、参考書などに使える学習支援費を生活保護に上乗せして自治体が進学支援に取り組んだ場合の国の補助率を10割に引き上げるなどとしております。そこで福祉保健部長に、直近のデータでの本県の生活保護世帯の実態と近年の傾向、さらには進学支援の例が本県に存在するのかどうか伺います。

また、これらの制度の検討では、教育長も密接な関係があるものと考えますので、教育長のお考えもあわせてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 本県の生活保護世帯は、平成22年8月の速報値で1万1,888世帯となっております。これを平成17年同月と比較しますと、2,308世帯、約24%の増加となっており、特に平成20年度以降は、厳しい雇用経済情勢の影響もあって急増しております。また、生活保護世帯の子供に対する進学支援につきましては、国の補助事業である「子どもの健全育成支援事業」が昨年7月から開始されたところではありますが、県内では実施している福祉事務所はありません。県としましては、各福祉事務所に対して当該事業の周知を図るとともに、学校等の協力を得ながら必要な助言等を行ってまいります。

○教育長（渡辺義人君） 家庭の経済的な理由によりまして公教育を受ける機会が奪われることは、本人にとっても、また社会的にも大きな損失であると認識しております。県教育委員会におきましては、このような経済的理由により修学が困難な生徒に対しまして、県育英資金の貸与等を行っているところであります。子供たちの家庭環境にかかわらず、すべての子供たちにひとしく教育の機会を与えるとともに確かな学力を保障することは、教育委員会の使命であると考えておりますので、今後とも一人一人に

応じたしっかりとした教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

○榎藤梅義議員 次に進みます。口蹄疫対策もいよいよ復興段階を迎えまして、被災地にも明るさが戻りつつあります。全国ではほとんどの県でマニュアルの見直しが終わり、消毒剤の備蓄や防疫訓練等も終えています。そんな中で、本県のマニュアル化は内容的にも全国から注視されており、佐賀県や高知県の担当者の言として、「発生を経験していない以上、机上の想定ではマニュアルに反映できないことも多いはず。宮崎県と国には実例や根拠に基づいてしっかりとしたマニュアルをつくり上げてほしい」との声が紹介されております。そこで農政水産部長に何点かお伺いします。まず、本県のマニュアル化に向けた改定作業はどのように行われるのか伺います。

○農政水産部長（高島俊一君） 県の防疫マニュアルにつきましては、国や県の検証委員会の議論を踏まえ見直しを行うことといたしております。先日、国の検証委員会の最終報告書が公表され、現在、県の検証委員会においては、国の報告書も踏まえまして取りまとめに向けた検証作業が行われていると聞いております。これらの検証及び今回の大発生を踏まえ、発生時の初動対応や蔓延時の対応、また対策本部の設置のあり方などの課題を整理し、新たな防疫マニュアルの策定に努めてまいりたいと考えております。

○榎藤梅義議員 次に、篠原現地対策本部長の言として、「1つの地域に多くの家畜を飼い過ぎていたことも今回の反省点です。農場同士が近いし、頭数も多くて、あっという間に感染してしまう過密飼育だった。この形態を直していく機会にもしなくては」と発言しておられま

す。現状のままでは、結局なし崩しの運用となり、従来行ってきた多頭飼育に戻ってしまうことが危惧されます。これを改善していくためには農家の私権を制限することになってしまうので、法律改正を行う必要もあろうかと思いますが、現在どのような方針で過密飼育に臨んでいこうとしておるのかお尋ねします。

○農政水産部長（高島俊一君） 家畜の過密飼育の制限につきましては、口蹄疫等の家畜伝染病の感染拡大防止や短時間での防疫措置を行う上で重要であります。その制限につきましては、個々の農場の経営実態を十分に踏まえることや、法的な強制力をもって行われる必要があることなど、解決すべき課題も多いと考えております。しかしながら、先般公表されました国の検証委員会の報告書におきましては、飼養規模や飼養密度等を含めた畜産経営のあり方について、ただいま議員からも御指摘のありましたとおり、法令整備も検討すべきとの指摘がなされていますことから、国や関係機関・団体とも連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○榎藤梅義議員 また、報告書は、他の都道府県と比較すると、本県の家畜防疫員数は頭数、戸数に比べて少ないとの指摘があり、民間獣医師の活用等工夫すべきであると指摘をしております。この点については、例えば災害時の災害協定があるように、民間獣医師等との派遣協定や嘱託契約、特別委託など緊急体制時の体制整備を含め検討していくべきと考えますが、どのように考えているか伺います。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の口蹄疫の発生を受けまして、国が6月に定めた「口蹄疫防疫措置実施マニュアル」におきましては、24時間以内の殺処分を行うため、積極的に

民間獣医師の有効活用を図ることと明記されたところであります。このため県といたしましては、100名余の獣医師を有する農業共済組合と協議し、初期の段階から共済獣医師の派遣をお願いするなど、家畜防疫員を補う形で初動防疫の体制を強化することといたしております。

なお、派遣のあり方につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

○榎藤梅義議員 本問の最後になります。雇用調整助成金について伺いたいと思います。口蹄疫発生で雇用調整助成金の支給要件が緩和されまして、本県ではこの制度の利用により、口蹄疫関係でこれまで延べ5,000人の雇用の維持が図られているとのこととあります。この助成金は昭和50年に大企業向けに創設されましたが、平成20年12月、中小企業向けに中小企業緊急雇用安定助成金が創設されたところとあります。宮崎労働局は、今も中小企業の経営を支え失業悪化を食い止めていると評価しているようですが、今後この制度の口蹄疫への適用等はどのように行われるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 今回の口蹄疫に伴い休業等を行う場合も雇用調整助成金の対象とされているところとありますが、支給要件につきましても、生産量等の比較期間が3カ月から1カ月に短縮されるなど、その要件が緩和されているところとあります。口蹄疫の影響によることが明らかな場合は、この特例措置の適用が続いていくものとされております。以上でございます。

○榎藤梅義議員 次に、自殺対策について、福祉保健部長に伺います。

全国においては12年連続で年間3万人を超える自殺者を記録し、自殺予防対策の必要性が痛

感されております。そんな中、秋田県は15年連続で自殺死亡率が上位を占めており、官学民連携により今やっとその効果が見え始めて、全国的な注目を集めています。9月10日の「世界自殺予防デー」に合わせまして、5人の「秋田のキーマンに聞く」という特集が組まれています。その中の幾つかのポイントについて、失礼ですが、本県の実情を洗う形でお尋ねしてみたいと思います。

まず、昨年全国で600人近く自殺者がふえたのに対して、例年400人台で推移してきた秋田県の場合、7月末時点で前年比47人減の222人と減少し、年末時点では400人を切ると推測されていますが、本県の実情はいかがでしょうか。

また、自殺対策緊急強化基金が全都道府県に造成され、地域の自殺対策に予算の裏づけができるようになり、3カ月キャンペーンや地道な相談活動ができているとの指摘であります。本県の場合、基金の消化状況と事業の内容はどのようなものがあるかを伺います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 自殺者数につきましては、警察庁のデータでは10月までに276人となっており、前年同期比で8人の減少となっております。

次に、基金の執行状況についてでございますが、昨年度基金として1億5,700万円余りを造成し、約3,500万円を執行してございまして、今年度は予算ベースで約6,500万円の執行を予定しております。

また、事業の内容についてでございますが、民間団体や市町村が自主的に行う事業に対する支援のほか、医師や看護師、民生委員、児童委員などに対する研修を実施するなど人材の育成に努めております。さらに、自殺予防週間を中心に、自殺や精神疾患に関する知識の普及を進め

るため、フォーラムや講演会、パネル展などを開催したほか、NPOに委託し自殺に関する電話相談窓口を開設するなど、民間団体とも連携し対策に取り組んでいるところであります。

○榎藤梅義議員 次に、「秋田の強みは、民間の力が非常に大きくなってきた。だれかがつくってくださいと言ったわけではなくて、自主的な広がりできてきた。命のとうとさを考えるシンポジウムは、啓発してもらうとの目的であったが、民間活動を引き起こす起爆剤にもなった」と述べておられます。そして秋田ふきのとう県民運動実行委員会やNPO法人蜘蛛の糸などが活動することとなっておりますが、本県の場合、民間組織の活動ができていれば御紹介いただきたいと思えます。

また、2006年の合併で秋田県で誕生した八峰町では、「心と命」をテーマに俳句や写真のコンクールを実施し、応募作品をカレンダー化して全世帯に無料配布しており、講演会やシンポジウムも重ねているほか、活動家の養成「ふれあいサポーター養成講座」を開いていると聞きます。また、各地で「囲炉裏端」という懇話会を開き、気軽に話をする茶話会のようなものを開いているようです。本県においてそのようなユニークな例があれば御紹介いただきたいと思えます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県では、地域において自殺対策を担う民間団体の育成を進めるため、平成20年度から、NPOに委託して県内各地で地域づくりフォーラムを開催し、住民同士が交流する機会づくりに努めたところであります。このような中から、小林市や高原町などで、住民が集まって気軽に話ができる場を提供したり、地域での見守り活動などに自主的に取り組むNPOや民間団体が育ってきておりま

す。中でも西諸地域を中心に活動している「1日30人と話そう会」は、その名のとおり1日に30人と話そうという活動を手始めに、自殺予防週間に合わせた街頭啓発活動やサロン活動なども行っており、政府が取りまとめたことしの自殺対策白書でその活動内容が全国に紹介されたところであります。

○榎藤梅義議員 計画年次から1年を残すのみとなりました全国展開の自殺対策であります。基金の有効活用を含め、最終年次としての今後1年間は、永続的な定着に向けて大変貴重な1年となります。後戻りしない計画や事業の充実に向けて綿密な活動が求められますが、その決意のほどを福祉保健部長に重ねて伺います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 本県の自殺者は、平成19年をピークに減少傾向にあります。依然として1日にほぼ1人が亡くなっており、深刻な状況にあります。県では、平成21年2月に策定した自殺対策行動計画に基づき、普及啓発や人材養成などの事業に取り組んでいるところであり、今後とも、1人でも多くのとうとい命を救うため、民間団体や市町村と連携しながら継続した対策をしっかりと講じてまいりたいと存じます。

○榎藤梅義議員 次に移ります。報道によりますと、低額な家賃で県民に住宅を提供する公営住宅については、今、社会情勢の変化とともに量から質へと転換する動きが加速され、高齢化や子育て世代に対応した公営住宅づくりが求められております。一方、平成21年12月に閣議決定された地方分権改革推進計画に基づき、国会では、法令による義務づけ・枠組みを見直して自治体の条例に委任し、自治体の自主性を強化し自由度の拡大を図っていくとして、地域主権

改革推進一括法案などの法案が審議されているところであり、一部には、参議院は4月28日に先行審議がされて通過したという話も聞いております。この一括法案の中には公営住宅の一部改正が含まれております。そこで質問ですが、公営住宅法の改正案はどのようなものなのか。また、入居者の立場に立った今後の県営住宅の整備や管理についてどのように考えておられるのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 現在開会中の臨時国会に上程中の一括法案に盛り込まれております公営住宅法の改正点は、主に3点ございます。現時点で詳細は明らかになっておりませんが、1点目は、国が住戸面積などについて定めております公営住宅整備基準の条例への委任、2点目は、公営住宅への入居の際に原則として同居親族を必要とする要件の廃止、3点目は、公営住宅への入居の際の収入基準の条例への委任であります。

また、県営住宅につきましては、これまで、入居者の高齢化や子育て世代への対応などから、老朽・狭小化した住宅の計画的な建てかえや既存住宅のバリアフリー化、また子育て世帯の優先入居などに取り組んできたところであり、今後とも、本県の実態に即し、高齢者に配慮した浴室の改善など、入居者の立場に立ったきめ細かな県営住宅の整備や管理を行ってまいりたいと考えております。

○榎藤梅義議員 予定しておりました質問を大体終えることができましたが、生活保護世帯と進学支援という問題につきまして、私の考えを述べさせていただきたいと思っております。

生活保護世帯の増加は、本県におきましても、答弁にもありましたように5年間で24%の増加となっております。2次・3次産業の比率

の高い県はもっと厳しい数字が出ているとも聞いております。一般家庭で25%の連鎖の継承があり、母子家庭では40%と言われます。さらに、現在では、高校は義務教育に近いと見る向きも多いわけであり、そういう中で73%が中学卒業と高校中途退学ということであり、この生活保護家庭の連鎖を断ち切るためにはやはり教育でないといかんと、そういう結論に達したものだと思っております。知事が2期目を続けられるのであれば当然訴えたいところでございます。埼玉県の場合には1億2,000万の事業費を投じての10年目標のプロジェクトのようであり、答弁にありましたように、福祉事務所等は大変お忙しい、今でも新しいテーマに取り組むほど余裕がない、こういう話も漏れ聞いておるわけであり、文化的で最低限度の生活を保障すべしという憲法の本質からしても、どげんかせんといかんとすることは間違いないというふうに思っております。今後、何らかの改善の取り組みが県全体として持ち上がり具体化されることを期待したいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○蓬原正三副議長 次は、十屋幸平議員。

○十屋幸平議員〔登壇〕（拍手） 本日最後の一般質問者であります。早速質問をさせていただきます。

まず、児童虐待について。

11月は児童虐待防止推進月間です。県庁もシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップされて、県民への啓発に取り組んでおります。そして20日には児童虐待防止法が施行されて10年が過ぎ、この間に2回の法改正が行われ、児童の安全確認のための立入調査の強化、保護者に対する面会・通信制限の強化などが実施され

て、国、自治体、関係機関だけでなく、NPOの民間団体なども虐待防止に積極的に取り組んでいます。しかしながら、全国的には児童虐待は、統計をとり始めた平成2年の児童相談所への相談件数は1,101件、平成8年4,102件、平成11年1万1,631件、平成20年度が4万2,664件と増加の一途をたどり、虐待で命を落とす子供は後を絶たないのが現実です。ことしの7月も大阪府で幼児姉弟が置き去りにされて死亡する事件が起きました。また、本県でも昨年、保護者の虐待でとうい命が奪われる事件が発生をいたしました。二度とこのような痛ましい事件が起きないように願っています。そこで、本県の児童虐待の現状について、福祉保健部長にお伺いをいたします。

以下の質問につきましては、自席にていたします。（拍手）〔降壇〕

○福祉保健部長（高橋 博君）〔登壇〕 答えいたします。

児童虐待の現状についてであります。昨年度、県内の児童相談所が対応した児童虐待の相談件数は365件と、全国同様過去最多となっております。本県における虐待の種別は、保護の怠慢ないし拒否が143件と最も多く、全体の約4割を占めており、続いて身体的虐待が128件、心理的虐待が74件、性的虐待が20件となっております。また、主な虐待者は、育児等で子供と日常的に接する実母が206件と最も多く、全体の約6割を占めており、続いて実父が69件、その他の家族によるものが90件となっております。以上であります。〔降壇〕

○十屋幸平議員 ありがとうございます。宮崎県も、御多分に漏れず児童虐待は増加傾向にあることがわかりました。

その中で、昨年、先ほども壇上で申し上げま

したが、痛ましい事件が起きまして、児童虐待等死亡事例検証報告書を読ませていただきました。その内容で検証を通じて明らかになった問題点が指摘されております。それを踏まえて再発防止策について提言がなされております。提言1では、児童相談所の機能強化として、保健師の配置や児童福祉司のマンパワーを全国平均にし、組織体制について検討することや、専門職との連携等が掲げられております。これについては、警察官OBを嘱託職員として雇用することや、弁護士等の民間の力を活用すること等が考えられるのではないのでしょうか。また提言2では、関係機関との情報交換と要保護児童対策地域協議会との連携による対応が掲げられ、提言3では、市町村の相談体制の強化が、提言4では、児童虐待の発生予防と啓発の取り組みが掲げられています。これら一連の提言は、増加する児童虐待を未然に防止し適切に対応するために、ぜひとも実現をしなければならないことばかりであります。中でも、児童相談所の体制強化と関係機関との連携が必要と考えますが、このことについて福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 増加する児童虐待に適切かつ迅速に対応するためには、児童相談所の体制強化はもとより、広く地域の関係機関が連携することが重要であると考えております。このため、児童相談所における児童福祉司の配置については、平成12年度には10名であったものを順次増員し、現在21名としており、教育委員会からの教員の派遣に加え、今年度にはすべての児童相談所に保健師を配置し、体制の強化を図ったところであります。また、関係機関との連携につきましては、要保護児童対策地域協議会等において情報の共有や役割分

担を図ることで、家庭訪問等の際に速やかに保健師や警察官に同行を要請する体制を整えたほか、今年度新たに、弁護士や医師等の専門職との合同研修や意見交換会等を設け連携に努めているところであります。児童相談所は子供たちの心と命を守る最後のとりでであるという思いで、二度と子供のとうとい命が奪われることのないよう、その体制強化と専門性の向上に努めてまいりたいと存じます。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。今、最後のほうにありました専門性の向上に、ぜひ努めていただきたいと思っておりますし、新聞、テレビでよくありますように、児童虐待が後手後手に回って悲惨な結果になってしまうということがないように、ぜひ頑張りたい、そのように思っております。

次に、医師確保についてお伺いをいたします。

先日、宮日新聞が県内首長へアンケート調査した結果が載っておりました。県内9市を含む7割の首長が「医師は不足している」と答え、県内の医師不足が大変で深刻な状況であることが改めてわかりました。医師確保対策は、今議会でも、これまでの議会でも何度も議論されております。今年度から、地域医療のための総合医療を担う人材の教育、医師不足の現状や適正配置の調査研究、医師のキャリアアップ支援を目的に、宮崎大学医学部で地域医療学講座が実施されております。県議会の医療対策特別委員会では、長野県の佐久総合病院や本県美郷町立病院への医師確保の取り組みについて調査をいたしました。その中で、全国的にはOECDと比較して医師の絶対数が不足しているということはありますが、都会など一部地域を除いては医師不足が深刻で、本県と同じような医師確保

対策を実施しております。しかしながら、結果、課題解決には至っていない状況のようでもあります。現実問題として、本県の勤務医確保は緊急を要する事態で、即効性のある対策が求められております。そこで、新臨床研修医制度を変えることができなければ、委員会の調査の中でも話が出ました、美郷町で議論となったことですが、「徴兵制」という言葉は適切ではないかもしれませんが、徴医制のような制度をつくり、国が研修医の配分枠を決める、そして義務年限を地方の勤務医として働いていただく制度づくりや、総合医を専門医として位置づける研修システムの確立の声を地方から上げるべきだということが議論されました。福祉保健部長の見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 医師の確保は、県民の安心・安全な生活を確保する上で重要な課題であることから、医学生への医師修学資金の貸与や、宮崎大学地域医療学講座への運営支援、さらには関係市町村と連携した医師確保対策推進協議会での活動など、積極的に取り組んでいるところであります。しかしながら、ますます深刻化する医師不足は、地方だけの努力では抜本的な解決につながらないことから、国に対し、医療機関の管理者要件として一定期間の僻地勤務の義務づけなどについて、提案・要望をしているところであります。また、若手医師が地域医療に魅力を感じ、専門性を持ちながらも幅広い医療を担うことができる、いわゆる総合医を目指すためには、その社会的位置づけの確立も重要になってくるものと考えておりますので、この点も含めて、今後国に対し要望してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 次に、厚生労働省は、医師不足や偏在を解消するために、来年度から地域医

療支援センター（仮称）の整備に向けて17億円の概算要求をしたと報道されております。また、医療対策特別委員会と県医師会との協議で、設置について、県は「検討する」と言われております。そこで、地域医療支援センター（仮称）とはどういうものか。また、本県の医師不足の解消につながるのか、福祉保健部長に見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 厚生労働省が来年度予算要求している地域医療センター（仮称）は、若手医師等を確保し、キャリア形成等の支援をしながら地域の医療機関へ配置することにより、医師の地域偏在の解消を図ることを目的として、各都道府県に1カ所設置するとされております。また、国の想定によりますと、センターは、医師の配置調整や求人・求職情報の提供、医師の専門医取得や代替医師派遣による学会出席等への支援、地域医療関係者との意見調整といった役割を担うとともに、組織については、専任医師が2名、専従職員が3名となっております。本事業に若手医師等が魅力を感じ参画が得られれば、医師不足解消の一助にもなると思われまますので、今後、国の動きも踏まえながら県としての対応を検討してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 今の答弁でありましたように専門医2名、この2名が確保できれば、ほかの地域の方に回すこともできるかなというぐらい——ちょっと矛盾したことかなという思いもしますけれども、ぜひ検討していただきたいと思います。

そして答弁の最後にありました「若手医師が地域医療に魅力を感じ」、このところが一番大きな問題と申しますか課題ではないかというふうに思います。いろいろと調査させていただき

ました結果、たまたまきょうの宮日にも載っていましたが、多くの学生が、研修内容を比べた場合に、「宮大の病院は売りが無い」という表現をされておりました。また、診療科目の症例数が少ないということもあります。そして、社会的なインフラが整っていないとか、文化的なものが足りない、さまざまな課題がありますが、最初にも質問させていただきましたように、抜本的な改革に向けて、執行部もそうですけれども、我々議会としても一緒になって国のほうに——医師派遣の制度をつくっていかねばいけないのではないかと改めて感じておりますので、いろんな形で議会と執行部と連携して、医師を早急に確保できるように取り組ませていただきたいと思います。

次に、口蹄疫の中間報告について御質問をさせていただきます。

8月27日の終息宣言から早くも3カ月が過ぎ、畜産の復興・再生や疲弊した本県経済の立て直しの取り組みが本格的に始まっております。そのような中で、国の口蹄疫対策検証委員会の最終報告と国の疫学調査と県の検証委員会の中間報告が出されております。その報告を見ますと、口蹄疫の感染原因と感染ルートの解明が最も大きな難題であると考えます。今議会でも多くの議員が質問し、答弁は、「感染経路の解明は、国家防疫の観点から最終的には国の責任で徹底して行うべき」ということも述べられております。しかし、10年前の口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの感染経路が特定されずに、そのまま何となくもやもやとした感じで終わっております。今回被害に遭われた農家の方々は、また中途半端な結果になることを心配しております。そこで、農家が防疫対策をする上で発生原因や感染ルートを明確にすることは非常

に重要であると思います。その発生原因や感染ルート の究明の状況を、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 感染経路の原因究明は、今後の防疫対策を実施する上で極めて重要であると考えておりますが、先日公表されました国の疫学調査チームの中間取りまとめにおきましては、我が国へのウイルスの侵入が、「アジア地域の口蹄疫発生国から人、あるいは物を介して我が国に侵入したと推定される」との指摘にとどまり、侵入経路の明確な特定はされなかったところでございます。

○十屋幸平議員 結果的にまだ県の検証委員会も終わっていませんけれども、何となくまたこれで終わったのかなという感じがします。農家の方々が言うのは、これを解明しない限り——基本的には、農家の方々が予防とか防疫とかちゃんとすべきということ は第一義的にあると思います。しかしながら、その前に、農家の方が負担に感じていらっしゃる場所もあるんです。「この解明がなされないままに、我々ばかりそういうものを求められて」という言葉も聞きます。ですからぜひ、国のほうにもしっかりと要望をしていただきたいとお願 いたします。

次に、一昨日からあります、県内の空港や港の防疫体制及び宮崎空港や細島港での消毒マットの設置箇所数について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 従来より宮崎空港においては、国の動物検疫所が消毒マットの設置による靴底消毒を実施しておりましたが、今回の発生を受けて、空港ビルに対しましては、ビルの出入り口や国内線においても消毒マットの設置をお願いし、現在、27カ所で消毒

を実施していただいているところであります。また、細島港におきましても、従来より、荷受け業者に踏み込み消毒槽の設置による靴底消毒を委託していたところですが、今回の発生を受けて、細島港及び油津港におきまして、海外航路を持つすべての港湾運送事業者に対し消毒マットの設置をお願いし、対応いただいているところでございます。県といたしましては、今後ともこのような取り組みによりまして、水際対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 今、27カ所ということで、我々も空港に行って何気なく踏んでいるマットが そうなのかなというふうに思います。ですから、県民の方々の不安というのは、このマットは口蹄疫のためですとか、目的が明確にわかるような表示をすることによって、逆に意識が啓発されたり、安全に対する安心感が出ると思 いますので、そういうところも御検討願 いたいと思います。

次に移ります。10月末に北海道で野生カモから高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されております。先ほどありましたように、靴底の消毒以上の対策は実施できないか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 先日公表された国の検証委員会の最終報告書におきましては、空港や港における水際対策の強化策といたしまして、靴底消毒の徹底とともに、入国者に、過去一定期間の海外での農場立ち入りの有無を申告させるとともに、必要に応じ関係する物品の消毒を行うこと、また、入国者の手荷物中の靴の持ち込みを申告させ、必要に応じ当該靴の消毒を実施すること、さらに、検疫探知犬を活用した持ち物の検査強化を図ることが指摘

をされております。今後、これらを踏まえた検討が国においてなされるものと考えております。

○十屋幸平議員 このことは9月もやりましたのでしつこいかと思いますが、それだけ重要だということで御理解いただきたいというふうに思います。

次に、国の検証委員会の最終報告でも、最も重要なのは、発生の予防と早期の発見・通報、さらに初動対応と報告がされております。そこで、早期発見の観点で、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等の症例写真集を作成し、農家へ配付する考えはないか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の防疫対応を振り返りますと、初期段階で口蹄疫の症状を判断するのは困難な場合もあることから、早期発見を促す上でも、症例集を作成し農家に配付することは大変重要であると考えております。このため、今回発生しました292農場における発症家畜の画像データに基づき、畜種ごとに初期症状や重症例、さらに発症部位別の症状等について整理した上で症例集を作成しているところでございます。

一方、高病原性鳥インフルエンザや豚コレラにつきましては、感染初期から死亡率が極めて高いことから、死亡率に変化があれば直ちに家畜保健衛生所に連絡するよう指導しているところでございます。特に鶏では、高病原性鳥インフルエンザ対策のため、毎日の死亡羽数を農場ごとに記録することとなっていることから、死亡羽数の変化が直ちにわかる仕組みができ上がっております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。ぜひ配付をお願いしたいと思います。

次に、国の口蹄疫対策検証委員会の最終報告、それから疫学調査に係る中間取りまとめの報告が出されております。県も独自に検証委員会で調査をしておりますが、国との意見や見解の相違があるものと考えます。そこで、県は国との整合性をどのように考えるのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 県の検証委員会におきましては、これまでに、調査検討を行った内容を踏まえまして国の委員会と2度にわたって意見交換を行いました。その中で、感染経路の解明と今後の早期発見システムの構築、危機管理における国や県等との連携強化、防疫体制の強化と農家の意識向上などの事項につきまして、問題点の指摘や具体的対策の提案を行ったところであります。去る24日に取りまとめられました国の検証委員会の報告書を見ますと、これらの事項についてもおおむね言及がされておりますし、また、国の責任につきましても中間整理よりも踏み込んだものとなっているなど、意見交換を行った成果はあったものというふうに考えております。ただ、感染源や感染ルートの解明につきましては、十分な疫学調査の実施を求めたわけですが、8月に示された内容から大きな進展はなかったように見受けられます。県の検証委員会では、今後とも必要な調査を行いますとともに、国の報告書の内容も分析しながら独自の検証作業を進めることとなっております。専門的、客観的な観点から調査報告書が取りまとめられるというふうに考えております。

○十屋幸平議員 先ほどから言いますように、感染ルートと感染源の解明にはぜひ御尽力いただきたいと思います。

それから、口蹄疫に関して私の考えをちょっ

とだけ述べさせていただきますが、5月19日に国は、非常に有効な手段として早期出荷促進緊急対策というものを打ち出されて、ワクチン接種区域周辺の搬出制限区域、いわゆる10～20キロ圏内の牛、豚を屠畜して緩衝地帯をつくるという政策を出しました。しかしながらこれは、現場の工場の問題とか処理能力の問題、化製場への持ち込みの問題、さまざまな問題があって、結果的にワクチンのみで終わってしまいました。国として本部はあったんですけども、結局、机上の空論で終わってしまったということも——検証の報告書の中で出しておりますが、こういうこともきちんと現場に即した対応、対策をとっていただくように要望していただきたいと思います。今後、法の改正や防疫指針の見直しが行われますので、その中でも十分に県の意見として再度述べていただきたい、そのように思っております。

それでは、次に移りたいと思います。高等学校の再編整備についてお伺いをいたします。今議会でも高等学校の再編整備については質問がされました。いま一度質問させていただきます。

今ある再編整備計画が平成15年に策定されて、学科改編による総合学科の改編、単位制の拡充などや、通学区域の見直し、中高一貫教育の充実などが取り組まれました。現在は後期期間に入り、実施計画のもとに鋭意進められております。再編整備計画のデータでは、平成15年度の中学卒業生数は1万4,154人、整備計画の最終年度では1万1,846人と、大幅に減少すると推測されています。先日の答弁のように、宮崎県学校教育改革推進協議会や地区別協議会で平成22年度末までに提言がなされて、平成25年度からの新たな再編整備計画を策定すると述べら

れております。そこで私は、新たな再編整備計画策定に当たっては、高校生の個性を伸ばし、また高校生の夢をどう実現させるかが基本の視点として大切であると考えます。新たな高校再編整備計画の取り組みと基本的な考えを、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） お話がありましたように、平成25年度以降の高等学校再編整備計画につきましては、有識者や保護者等から構成されます宮崎県学校教育改革推進協議会や県内7地区の地区別協議会におきまして、昨年度からさまざまな御意見を伺っており、平成22年度末を目途に御提言をいただくことにいたしております。その御提言を踏まえまして、さらに県民の皆様の幅広い御意見をいただきながら、新たな再編整備計画を策定する予定にしております。この再編整備計画の策定に当たりましては、少子化の進行の中で生徒、保護者等のニーズの多様化にこたえとともに、子供たちが切磋琢磨や学び合いができるような魅力と活力ある教育環境を提供することを基本的な考え方として、十分に検討してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 これまでの質問でもありました、生徒の減少で確かに学校の再編整備をやらなければいけないということと、財政的なことも確かにあります。しかしながら、中山間地域を初めいろんな地域の実情もあると思いますので、そのようなことも十分考慮していただきたい。これは要望にとどめておきたいと思いません。

次に、「国立高等専門学校の設置について」という表題で質問をさせていただきます。

工業都市の延岡市、港湾工業都市の日向市は、製造業や工業技術の集積地であり、また医

療機器産業が集積する大分県や県北と連携を深めて、今回、東九州メディカルバレー構想が策定をされました。その中で、研究開発の拠点づくりや医療技術人材育成の拠点づくりなどに取り組むとされております。これまでも産業教育の人材づくりが大きな課題でありました。そこで、高等学校の新たな再編整備計画に関係しますが、県北地域が求める質の高い技術者を養成する教育機関として国立高等専門学校を設置ができないか。また、高等学校の新たな再編整備計画での産業教育のあり方をどのように考えるのか。例えば、日向工業高校と延岡工業高校の役割分担を明確にして、国立高専と同じ年限で、3年間は基礎教育を学び、あとの2年間は専攻科として専門教育に力を入れる制度、つまり両校生かした体制の中で県立高専的な制度に取り組めないかと考えております。そのような視点での国立高専の設置や県立高専に取り組めないか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 高等専門学校につきましては、平成22年4月現在、全国に60校が設置されておりまして、その内訳は、国立が51校、公立が6校、私立が3校となっております。これらの高等専門学校の状況につきましては、国立では最近55校が51校に統合され、また公立の6校のうち3校は募集を停止している状況にあります。このようなことから、本県におきましては、既に国立都城工業高等専門学校がありますので、今後新たな高等専門学校を設置することは、少子化の中での生徒確保等さまざまな課題があると考えております。現在、本県では、産業教育審議会に「これからの本県工業教育の在り方について」諮問をしており、今年度末にいただくその答申を踏まえ、また、お話にありました東九州メディカルバレー構想の今

後の進展を視野に入れながら、地域産業界の期待にこたえることができる工業教育の振興に、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 次に、いじめ問題について質問させていただきます。

いじめについては、連日報道されております群馬県桐生市の小学生の自殺、また千葉県市川市の中学生の自殺など悲しい事件が相次いでおります。小学生の自殺では、学校がいじめの認識がおくれたことや、自殺との関係を素直に認めない教育現場の対応など、保護者は、親として我が子を守れなかった悔しさや怒りに耐えられないことだと思えます。子供たちのとうとい命をみずから絶つことが二度と起きないように願っております。そこで、本県のいじめの現状について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 文部科学省が実施している調査によりますと、本県公立小・中・県立学校におけるいじめの認知件数について、総数で、年度ごとに申し上げますと、平成18年度は664件、平成19年度は381件、平成20年度は205件、平成21年度は137件となっております。平成19年度以降3年連続で減少しているところがあります。また、平成21年度の認知件数につきまして、小中高等学校、特別支援学校の別に見てみますと、小学校が31件、中学校が55件、高等学校が47件、特別支援学校が4件となっております。児童生徒1,000人当たりの認知件数は1.09件で、この数値は全国の5.53件に比べて低い状況にあります。

○十屋幸平議員 今、最後にありましたけれども、本県のいじめの認知件数は全国と比較して1,000人当たり4.5ポイント低い状況だということがわかりました。しかしながら、いじめは

いつでも起こるという認識が大事であると考えます。そこで、第3回いじめ防止標語コンテスト、宮崎県PTA連合会表彰の小学生の部で最優秀賞をとった標語をちょっと読ませていただきます。「「やめようよ。」君の勇気に感謝状」ということが載っております。子供たちの素直な気持ちがよくあらわれていると思います。そこで、いじめをなくすための学校や教育委員会の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） いじめは人として絶対に許されない行為であるということを、すべての子供たちにしっかりと指導することが何よりも大切であります。また、いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得るという危機感を持って、いじめのない学校づくりに努めなければならないと考えております。各学校におきましては、定期的にいじめ対策委員会を開催し教職員間で情報を共有するとともに、アンケート調査などを通して児童生徒間のいじめを詳細に把握したり、教育相談を実施したりするなどして、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努めているところであります。県教育委員会といたしましては、各学校におけるいじめ問題への対応を一層充実させるため、スクールカウンセラー等を配置したり、実情に応じてスクールソーシャルワーカーや自立支援指導員を派遣したりして、学校における相談体制、指導体制を支援しているところであります。

○十屋幸平議員 いろんな対策を講じていただいておりますので、結果的に少ないのかなというのがあります。

いじめに関して、新聞報道の中で、桐生市の自殺で問題になりました学級崩壊について、調査で、宮崎県は実態調査を実施していないとい

うのでバツがありまして、対応マニュアルもつくっていないと報道されております。その実態調査とマニュアルがなぜないのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） まず、実態調査でありますけれども、市町村教育委員会に対しまして、学級がうまく機能していない状況、いわゆる学級崩壊をその都度報告するように依頼をしているために、調査をあえて行わなくても実態は把握できるようになっております。

次に、対応マニュアルについてであります。学級がうまく機能していない状況は、学級担任の指導力不足の問題や児童生徒の性格・行動等要因が多岐にわたっておりまして、複合的に積み重なって起こるものだと考えております。したがって、マニュアルに沿って一律に対応するのではなくて、発生状況や発生要因に応じて一つ一つ柔軟に対応していくべきものと考えております。県教育委員会といたしましては、事例が発生した場合には、当該市町村教育委員会や学校からその状況をお聞きし、必要に応じて支援等に努めているところであります。

○十屋幸平議員 次に移らせていただきますが、文科省が通知をしました「いじめの実態把握のためのアンケート」を実施することについて、どのように取り組まれておるか、再度教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） いじめ問題への対応につきましては、これまでも機会あるごとに各市町村教育委員会や県立学校等に対して通知してきたところでありますが、今回、改めて文部科学省から「いじめの実態把握のためのアンケート」調査の実施について通知がなされました。これを受けまして、県教育委員会といたし

ましては、11月19日付で、1つには、アンケート調査を実施するなどして詳細ないじめの実態把握に努めること、2つには、教職員と児童生徒が一体となっていじめを許さない学校づくりを努めること、3つ目には、県が作成いたしました「いじめの問題への取組チェックシート」を活用して、校内指導体制や教職員の指導のあり方等について総点検をすることなどについて、改めて通知したところであります。なお、本年度、公立小中高等学校では既にアンケートを実施している学校が97.2%となっており、残りの学校につきましてもすべて今後実施する予定となっております。

○十屋幸平議員 先ほどからの学級崩壊の実態調査、把握できるようなシステムになっているということで、私個人としましてはほっといたしましたし、いじめが全国に比べて少ないということでも胸をなでおろしたところでありませう。

それでは次に、交通事故対策についてお伺いいたします。

ことし初めに内閣府特命担当大臣が、飲酒運転について、「平成18年から取り締まりを強化した結果、急激に減少し、その死亡事故件数も約6%減少している。そして昨年の交通事故による死者数は4,914人と5,000人を下回り、これは、政府、地方自治体、関係民間団体や国民一人一人の取り組みだ」と談話を出しております。また、第8次宮崎県交通安全計画では、道路交通を取り巻く状況の展望の中で、「県全体で高齢化が進展する中、交通死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加、中でも高齢者の運転免許者の増加は、道路交通にも大きな影響を与えるものと考えられる」と述べられています。そのような中に、夕暮れ時の高齢者

は、自動車運転では加害者に、歩行者では被害者のどちらにもなり得る立場にあります。そこで、県内における交通事故の発生状況及び高齢者の交通事故発生状況について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 昨日現在の県内における交通事故の発生状況であります。発生件数は9,639件、死者は48名、負傷者が1万1,531名で、これは昨年同期と比較いたしますといずれも減少しております。特徴的なことでありますけれども、死者のうち高齢者が約6割を占めております。また原因別では、前方不注意、安全不確認等の緊張感を欠いた運転、いわゆる「てげてげ運転」によるものが約7割を占めているという状況であります。

次に、高齢者が関与する交通事故であります。発生件数は3,002件、死者は27名、負傷者は1,811名で、昨年同期と比較いたしますと、発生件数で63件、負傷者で87名それぞれ減少しております。しかしながら、死者は4名増加をしているという状況であります。死者27名の方の状態別でありますけれども、歩行中が13名、中でも道路横断中が12名、自動車運転中が7名、自転車乗用中が5名、その他が2名という状況であります。また、歩行者13名の方のうち11名の方が夜間の事故で亡くなっておられるという状況であります。

○十屋幸平議員 高齢者が事故死者のうち6割を占めるということですので、本県の高齢者交通事故防止対策について、再度、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 高齢者の交通事故防止対策につきましては、歩行者の立場、それから運転者の立場、この両面から取り組んでいるところであります。まず、高齢歩行者対策

といたしましては、高齢者のお宅を訪問して、それぞれの方の特性に応じた個別の交通安全指導、反射材の普及・着用を推進しております。また、高齢歩行者教育システムを活用いたしまして、道路横断時の危険性を体験していただく交通教室の実施、こういったことを推進しているところでもあります。

次に、高齢運転者対策といたしましては、交通安全教育用の車両を活用して、運転技術や運転能力の衰えを体感していただく交通教室の実施、それから返納メリット制度等を活用いたしまして、運転免許を返納しやすい機運の醸成、こういったことを推進しているところでもあります。

今後、さらに高齢化が進展することになりますことから、高齢者対策を最重要課題の一つとして、交通安全教育を一層強化いたしますとともに、自治体を初め関係機関・団体との連携を密にして広報啓発活動を徹底するなど、高齢者の交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 ありがとうございます。

次に、先ほど言いました県の計画の交通安全思想の普及徹底では、「自他の生命尊重の理念」が掲げられております。児童生徒への交通安全教育の推進の中、交通ルールやマナーの習得、自転車の安全利用等についてももうたわれております。報道では、昨年県内で起きた自転車事故件数が1,693件と、過去10年で最も多く発生して、その主な原因はマナー低下であると言われて、年代別では小中高生が43.9%、その過半数が高校生で、通勤通学の時間帯が多く、わき見や安全不確認、一時不停止などが原因で、交差点での発生が多いと言われております。そこで、児童生徒の交通ルールのマナー向上に県教

育委員会としてどのような取り組みをしておられますか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 児童生徒の自転車マナーの向上につきましては、各学校におきまして、警察や交通安全協会等の協力をいただいて交通安全教室を開催したり、定期的な自転車点検、職員や保護者等による街頭指導、自転車通学者集会などを通して指導を行っているところでもあります。特に高等学校の中には、近接する学校が合同で「自転車無灯火一斉指導」を実施したり、マナー違反者に対し交通指導票を交付したりするなど指導の徹底を図っている学校もあります。県教育委員会といたしましても、学校安全指導者研修会や小・中・高生徒指導連絡協議会等を開催し、自転車マナーの向上を含めた交通安全指導について、各学校における指導の徹底を図っているところでもあります。

○十屋幸平議員 それでは、警察本部は児童生徒の自転車事故防止対策にどのように取り組まれているか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 警察におきましては、児童生徒の自転車事故を防止するための安全対策といたしまして、各学校と連携して、校庭等において自転車の正しい乗り方を指導する自転車教室を開催しておりますほか、登下校時間帯における街頭指導を日常的に実施しているところでもあります。

○十屋幸平議員 再度、1つ提案ですけれども、自転車事故防止対策として、児童生徒の交通マナーの向上のために年4回実施されております交通安全週間に、警察と教育委員会が連携して街頭指導する考えはないか、教育長並びに警察本部長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 自転車のマナー違反は、周囲に大きな迷惑をかけるだけではなく、

命にかかわる重大な事故を引き起こす要因にもなります。そこで、学校と警察が連携した取り組みにつきましては、自転車マナー向上により効果が上がるものと考えますので、今後、各学校が警察と連携して合同の街頭指導等に取り組むよう県立学校を指導しますとともに、市町村教育委員会にも働きかけてまいりたいと考えております。

○警察本部長（鶴見雅男君） 一部の警察署におきまして、学校と連携いたしまして合同の街頭指導を既に実施しているところもございます。今後とも、学校と協議をしながら合同の街頭指導を推進いたしまして、児童生徒の自転車事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

一応今までの質問の中で、口蹄疫の家畜防疫員の負担の指摘、それから児童虐待で児童福祉司のマンパワーの不足、こういうことが浮き彫りになったと思います。財政が逼迫している中でも行革を進めなければいけないということだと思います。しかしながら、県の専門職員の皆さんの人数的なもの、人的配置——定数管理に関することだと思いますが、民間の組織や人の力をかりなければいけないんですけれども、対人に関するサービス、特に児童福祉司など専門職の適正な配置についてどのようなお考えをお持ちか、総務部長の見解をお伺ひいたします。

○総務部長（稲用博美君） 厳しい財政状況の中で、行財政改革大綱2007に基づきまして人員削減にも取り組んでいるところでありますが、削減をするときには、スクラップ・アンド・ビルドということを中心に、組織の簡素合理化や

事務の効率化などにより職員数を削減する一方では、真に必要とされる分野には、その削減分の中から重点的に職員を再配置することとしております。例えば、ことしの4月1日付で北部福祉こどもセンターの相談担当を増員いたしました。また、最近ですけれども、獣医師を去る11月1日付で2名、前倒しで採用するなどしたところでありまして、今後とも、関係部局と協議しながら必要な人員の配置については努めてまいりたいというふうに考えております。

○十屋幸平議員 最後に、今議会が、私の知事に対する質問は最後だと思いますので、質問させていただきたいと思います。

本当に4年間御苦勞さまでした。その一言で終わるとは大変失礼なんですけれども、本当にお疲れさまでございました。

知事は新みやざき創造計画をつくられました。特に議会で議論がありましたのはマニフェスト、達成度のところで田口議員とちょうちょうはっしやられたのも御記憶だと思いますが、どの程度達成されたと思っておられますか。

○知事（東国原英夫君） 私は、就任して以来、県民の皆様とのお約束でありますマニフェストの実現に向けて全力を傾注してきたところであります。県民の皆様の県政に対する信頼回復と郷土宮崎への自信と誇りを高めるという、これは点数化できない、マニフェストの条項としては最大の目標だったと思うんですが、ここは県民の皆様の判断ですけれども、おおむねおこたえすることができたのではないかと考えております。また、個別具体的な各項目につきましては、今年1月に第三者機関によって行われた結果によりますと、具体的な取り組みとして掲げた85項目のうち、「達成できた」または「順調に進んでいる」というのが63項目、約74

%となっております。現時点での評価は行ってないところではありますが、最終的には県民の皆様の評価にゆだねることになろうかと思えます。残された任期はわずかではありますが、県民の皆様とのお約束を果たすべく、最後まで全力を尽くしたいと考えております。

○十屋幸平議員 田口議員と議論したときは、60%が合格点ではないかということからすると、74%は合格点以上ということになるんだろうと思えます。しかしながら、県民とすれば、知事が1期で退かれるということに対する評価もこの中に入ってくるのかなど、個人的には思います。皆さん期待している部分がありましたので、その部分で、知事の思いとは別な形で県民の皆さんは思っているんじゃないかということも、ここでお話をさせていただきたいと思えます。

それで、今回の答弁の中でも、政治家初心者として出発した東国原知事ですけれども、「宮崎県が育ててくれたんだ」という御発言をして、「感謝もしている」というふうに述べられております。そこで、私は20年の11月に親孝行の話をさせていただきました。そのとき知事の答弁が、「県政の課題に日々一生懸命に取り組んでいる姿を見せること、加えて県政が発展していくことが親孝行につながる」ということで御答弁をされております。そこで、先ほどの「宮崎が育ててくれた」ということに置きかえたときに、宮崎が東国原知事のふるさとの親、そして知事が立場がかわって子供ということにしたときに——この前から応援団の話もございました。これから宮崎県に対してどのような親孝行なされるのか、そのことについて御意見がありましたらお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 私は、人としても宮

崎県で生み、育ててもらいまして、政治家としても宮崎県で生み、育ててもらいました。御指摘のように、宮崎県は親だと言っても過言ではないと思っております。退任後どのような立場、どのような位置づけで行動するかまだわかりませんが、口蹄疫の復興・再生・新生というのがあるんですが、それも重要なんですが、ほかにも重要な行政課題は山積しております。景気・経済、雇用の問題、医療・福祉・教育の問題、中山間地の問題、インフラの問題さまざまあります。そういった行政課題、地方が疲弊する中での行政課題に取り組んでいくためには、この国の構造とといいますか、統治システムとといいますか、税制も含めたメカニズム（仕組み）を根本的に変えないと抜本的な改善というのは見込めないんじゃないかという結論に達しております。ですから、そういったものを抜本的に根本的に変えるというのが、ひいては宮崎県、あるいは疲弊する地方への恩返しになるのではないかと考えているところであります。

これからも、ふるさと宮崎を片時も忘れることなく、宮崎の応援団の一人として、私にできる限りの協力・支援、そういったものも恩返しの一つだと考えておるところであります。

○十屋幸平議員 これまでも何度となくこういう議論はさせていただきました、その中で一貫して知事が変わらないのは、「この国の統治システムを変える」という1点で、きょうのシンポジウムの新聞内容でも、「中央から情報発信して変えなければ疲弊した地方は変わらないんだ、よくなるんだ」という発言もされておりますから、その点におきましては本当に一貫した考えをお持ちなんだなということは理解させていただきました。どういう形にしる、今後、宮崎の応援団ということもなされるという

平成22年11月29日（月）

ことでありましたので、またしっかりと新しい知事になられる方とも連携されるでしょうから、そのあたりも含めて、宮崎のためにも汗をかいていただければと思っております。

以上で終わります。（拍手）

○蓬原正三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 2 時52分散会

11月30日（火）

平成 22 年 11 月 30 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

53 番 福 田 作 弥 (自由民主党)
欠 席 議 員 (1 名)

6 番 函 師 博 規 (日 日 新)

出 席 議 員 (41 名)

5 番	西 村 賢	(新みやざき)
7 番	武 井 俊 輔	(愛みやざき)
8 番	岩 下 斌 彦	(つくしの会)
9 番	山 下 博 三	(自由民主党)
10 番	黒 木 正 一	(同)
11 番	松 村 悟 郎	(同)
12 番	中 村 幸 一	(同)
15 番	高 橋 透	(社会民主党宮崎県議団)
16 番	外 山 良 治	(同)
17 番	田 口 雄 二	(新みやざき)
18 番	松 田 勝 則	(同)
19 番	中 野 廣 明	(自由民主党)
20 番	十 屋 幸 平	(同)
21 番	押 川 修 一 郎	(同)
22 番	外 山 衛	(同)
23 番	宮 原 義 久	(同)
24 番	河 野 安 幸	(同)
26 番	前 屋 敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
27 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
28 番	太 田 清 海	(社会民主党宮崎県議団)
29 番	満 行 潤 一	(同)
30 番	水 間 篤 典	(新みやざき)
31 番	濱 砂 守	(同)
32 番	星 原 透	(自由民主党)
33 番	中 野 一 則	(同)
34 番	横 田 照 夫	(同)
35 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
36 番	蓬 原 正 三	(同)
39 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
40 番	長 友 安 弘	(同)
41 番	鳥 飼 謙 二	(社会民主党宮崎県議団)
43 番	井 上 紀 代 子	(新みやざき)
45 番	権 藤 梅 義	(同)
46 番	徳 重 忠 夫	(同)
47 番	坂 口 博 美	(自民党鳳凰の会)
48 番	萩 原 耕 三	(自由民主党)
49 番	黒 木 覚 市	(同)
50 番	緒 嶋 雅 晃	(同)
51 番	米 良 政 美	(同)
52 番	外 山 三 博	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	東 国 原 英 夫
県 民 政 策 部 長	山 下 健 次
総 務 部 長	稲 用 博 美
福 祉 保 健 部 長	高 橋 博
環 境 森 林 部 長	吉 瀬 和 明
商 工 観 光 労 働 部 長	渡 邊 亮 一
農 政 水 産 部 長	高 島 俊 一
県 土 整 備 部 長	児 玉 宏 紀
会 計 管 理 者	加 藤 裕 彦
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	甲 斐 景 早 文
財 政 課 長	日 隈 俊 郎
教 育 委 員 長	近 藤 好 子
教 育 長	渡 辺 義 人
警 察 本 部 長	鶴 見 雅 男
選 挙 管 理 委 員 長	川 崎 浩 康
代 表 監 査 委 員	城 倉 恒 雄
人 事 委 員 会 事 務 局 長	太 田 英 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	日 高 勝 弘
事 務 局 次 長	岡 崎 吉 博
総 務 課 長	渡 邊 靖 之 仁
議 事 課 長	武 田 宗 憲
政 策 調 査 課 長	日 高 正 光
議 事 課 長 補 佐	中 原 光 晴
議 事 担 当 主 幹	日 高 賢 治
議 事 課 主 査	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	前 田 陽 一

◎ 一般質問

○中村幸一議長 ただいまの出席議員40名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。当定例議会、きょうが質問最終日でございます。それぞれ、知事が退任されるということでいろいろと質問があつて、その繰り返しになると思いますけれども、私も4年間を総括する知事にその評価をお聞きしたいと思っております。一口に言って、東国原知事、異色の知事であつたと思っております。そのことが県民あるいは国民に非常に新鮮に映つて、そのことが功を奏していい方向にいい方向に進んだのではなかろうかと、このような評価をいたしております。それで、知事にこの4年間を、東国原県政の4年間を知事自身に自己評価をしていただきたい。評価を頼めば、必ず、第三者がこう言ったというような答弁の繰り返しでしたから、知事自身は東国原県政をどのように評価されているのか。点数で、100点満点で何点かをお聞きして、後は自席から質問いたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

自分の自己評価についてであります。余り絶賛すると自画自賛と言われて、余り低過ぎても自信がないのかとか、そんな低評価なのかと。何を言っても批判されるのでございますが、一応、自己評価させていただきます。

私は、知事就任以来、県民の皆様とのお約束であるマニフェストの達成はもちろんのこと、さまざまな行政課題の解決に向けて、一日一日全身全霊を傾けて県政運営に取り組んできたところではありますが、その評価は、最終的には県民の皆様の御判断に委ねたいと思っております。また、評価できる施策を一つということではありますが、マニフェストの最大の目標でありました、さまざまな県政改革を行い、官製談合事件で失った県民の皆様の県政に対する信頼を回復させること、そしてまた、宮崎を全国に情報発信することで、本県の知名度を高め、県民の皆様の郷土宮崎への自信と誇りを高めることについては、おおむね県民の皆様の負託におこたえすることができたのではないかと考えております。点数は差し控えさせていただきます。

〔降壇〕

○中野一則議員 何点かの点数はありませんでしたが、県民の負託にはこたえたと、このような御答弁でありました。では、県政としてこれだけは最高の業績だったというのを1点だけ挙げてほしいと思います。

○知事（東国原英夫君） 県民の皆様の一人一人の意思というか、政治参画で政治・行政の雰囲気が変わるんだなというようなことを皆さんにお伝えできたのは、最大の成果だったかもしれません。

○中野一則議員 4年間で大分、東国原知事も謙虚さが見えて男らしくなったなど、答弁を聞きながら思ったところあります。

次に、第2次高等学校再編整備計画についてであります。現在、教育委員会では、高校の新たなる再編整備計画策定の参考にするために、学校教育改革推進協議会に意見を求めておられます。このことについては既に数名の議員

が、高校廃校の危惧の念から質問をされてこられました。教育長の「統廃合ありきの議論ではない。高校の適正規模のあり方に適切に配慮をする」という答弁を私は信頼はいたしておりますが、そもそも過疎や少子化に苦悩している中央部から離れた純農山漁村の高校のあり方、特に学級数や1学級の定員等の基本的なことに關しては、県民から選ばれた政治家である知事が、強い政治主導でリーダーシップを発揮して道筋を立て、まず、新たな方針を示すべきだと思います。知事の任期最後の仕事としてぜひこのことを取り組んでほしいと思うのですが、知事に御答弁を求めます。

○知事（東国原英夫君） 新たな県立高等学校の再編整備計画につきましては、少子化が進行し、生徒の絶対数が減少する中で、生徒の多様なニーズにこたえて、今後とも魅力と活力のある教育環境を提供するために策定されるものと考えております。策定に当たりましては、保護者や教育関係者、学識経験者など、県民の皆様の幅広い御意見をいただきながら、本県の高校生によりよい教育環境を提供できるよう、教育委員会において今後適切に検討されるものと考えております。

○中野一則議員 私は、適正規模への改善の中のただし書きを改めてもらって、ずばり、1学年2学級を適正規模の中に明記してほしい、また、1学級の定員削減も実現すべきと、このように思います。この2学級と定員削減は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の第5条と第6条で認められております。このように改正していかないと、小中学校の廃校で集落が崩壊したように、T P Pの参加が取りざたされている今日でありますから、高校廃校で過疎に拍手がかかり、宮崎県内

の純農山漁村が消えてしまうおそれが大いにあると、このように思っております。弱者や日の当たらないところにこそ政治を施すのが政治家であり、首長、知事の責務であると思います。

1学年2学級になれば、統廃合でなく新設も可能になるのではないかと。特に、高校のない入郷地帯に高校開校の可能性もある。そのことで入郷の過疎化に歯どめがかかるんじゃないか。入郷地帯の場所をいえば、地理的からいえば、美郷と椎葉の中間の諸塚ぐらいがいいかと、こうも思っているところであります。ぜひそういうことで、このことの実現を知事にもう一度お聞きしたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 私も、個人的私見としてアイデアというのはいろいろ持っているのですが、やはり教育委員会が主体になっておりますので、その計画等に基づきまして再編整備というのはされるんだと思っております。その策定に当たりまして、保護者や教育関係者、学識経験者の方たちが適宜適切に判断・検討されるものと考えておるところであります。

○中野一則議員 知事の Manifesto の具体策の2番目が、流行語大賞になった「宮崎をどげんかせんないかんが」宣言であります。高校2学級あるいは1学級定員削減への知事の政治決定をどげんかせんないかんとじゃないかと、このように思います。少なくとも学校教育改革推進協議会の結論、報告を、政治主導で1年間は延期をしてほしい。本年度中に結論を出すということですが、1年間はぜひ延長してほしい。そのことを政治主導でしてほしい。知事、よろしく申し上げます。

○知事（東国原英夫君） 執行部の長である私と教育機関というのは、これは分離というのが大原則でございます。権限が集中しないために

そういうシステムになっているわけですので、教育というものは教育委員会に適宜適切に判断をしていただくというのが私の立場でございます。

○中野一則議員 政治主導を発揮せんな、百年の大計が教育なんですよ。人づくり、そのことが第一に来なければ、将来の宮崎県は非常に心配だと思います。今、知事から全幅の信頼を置かれた教育長、教育委員長、今申し上げたことは皆さん方にも申し上げたいことでありますから、要望としておきますので、よろしく願います。

次に、骨格予算について質問いたしますが、来年度予算、平成23年度予算は骨格予算になる見込みであります。経済対策や景気対策等のことを考えると、本来ならば本格予算がよいと思っております。それで、本格予算をするには、議会開会と新知事の就任の期間がどのくらいあれば本格予算を組めるのか、総務部長にお尋ねいたしたいと思っております。

○総務部長（稲用博美君） 新知事の就任後におきましては、施策方針や懸案事項等に係る各部局との協議など、庁内用務を初めとしまして、就任に伴います多くの行事等に対応する必要があります。新知事の意向を施策に反映させた予算編成の検討には、かけられる時間というのが限られておりますことから、少なくとも1カ月程度は必要ではないかというふうに考えております。

○中野一則議員 新しい知事の就任から2月定例議会開会まで1カ月はありません。また、新しい知事が来月の26日に投開票があつて決まるわけですけれども、1カ月あれば本格予算が編成されるという今、御答弁でありました。4年に1回は必ず骨格予算、これは私は正常な姿で

はないと思っております。そこで知事にお伺いいたしますが、知事自身に何かいい考え、いい方策はないか、どげんかする方法はないか、知事にお尋ねをいたします。

○知事（東国原英夫君） 平成23年度の予算案につきましては、新知事がもちろん判断されることではあります。一般的に考えれば、新知事就任後2月議会までに、本格予算の編成や提案準備などを行う十分な時間が確保できないことから、義務的経費や経常的経費を中心としたいわゆる骨格予算として編成し、新規事業や骨格予算に含まれない経費などにつきましては、いわゆる肉付け予算として6月補正予算による対応をせざるを得ないということでもあります。ただし、骨格予算とすることで県民生活に影響が生じないよう、政策的な経費であっても、早急な対応を要するものや継続的な事業等については、当初予算に所要額を計上することも可能ではないかと考えております。

○中野一則議員 肉付け予算の審議は6月議会になる。そうすると実際の執行は夏以降になると。政策的な云々と言われましたが、現実には宮崎県の経済あるいは景気に影響がないことはないと思うんです。そういうことを考えたら、やはり本格予算で2月定例議会のほうがいいんじゃないかなと思うんです。それで知事に妙案がないか、今お聞きしましたが、知事は1月20日までが任期であります。任期満了で退任される予定でございましょうか。

○知事（東国原英夫君） 一応その予定であります。

○中野一則議員 なぞかけていろいろ質問したつもりでしたが、その辺は御理解を賜りたいと思います。

次に、農業政策についてであります。

まず、口蹄疫の問題、今月の24日に国の口蹄疫対策検証委員会が最終報告をされました。県の畜産試験場川南支場あるいは家畜改良事業団、こういうところにウイルスの侵入を許したということで手厳しい内容でもありました。また、飼養衛生管理基準が守られていなかったり、この基準も緊迫感や具体性が欠けていたという指摘等もありました。また、このことについては、畜産農家とか関係者の間でいまだに抗議にも似たいろいろな不満があります。以上のことを担当最高責任者である農政水産部長はどのようにお考えか、あるいは受けとめられるのか、責任を感じておられるのかの御答弁をいただきたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の口蹄疫の発生は、県民生活に甚大な影響を与えまして、担当部長といたしましては、ほかに何かやるべきであったのではないかと、いろいろとそこあたりは自問自答している状況でございます。全国からも支援をいただきまして、二度と発生させないような枠組みを早急につくることが極めて大事であると、そのように考えておるところでございます。以上でございます。

○中野一則議員 ぜひ再発しないようにいろいろと取り組んでほしいと思います。

今回の口蹄疫の発生、報告書では、アジア地域からの人、物を介して我が国に侵入したと、推察ということで載っておりました。しかし、その発生原因あるいは侵入経路、伝播経路、これは特定されておられません。まことに残念であったと私は思っております。こういうことを受けて、県の口蹄疫対策検証委員会は最終報告をいずれされると思うんですが、これはいつごろになるのか、総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） 県の検証委員会は

これまで3回の委員会を持ちました。中間的な整理を10月の29日に出したところですが、その後、引き続きの調査を現在まだやっております。国の調査報告書の分析等も兼ねまして、スケジュール的にいつまでということは、調査委員会の各委員さんのほうで検討の上ということで、今ここで申し上げられませんが、できるだけ早くそういう報告書をまとめていただきたいと思っております。一方では、きちんとした報告をやるべきだということもありますので、しっかりと追加の調査等を行った上で報告書をまとめていただくものになるというふうを考えております。

○中野一則議員 大変遅いという気がいたしますが、遅い分だけ真剣に検討していただきたいと思っております。

それで、県の報告では、発生初発の解明とか感染源の可能性に言及されるのかどうか、お尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） 感染経路、感染源につきましては、国の疫学調査チームの中間報告にもありましたが、非常に難しいというのが実際のところでありまして。科学的な根拠をもって具体的に示すということが非常に難しいというのが今の状況であります。しかし、その中でいろいろな可能性といたしましうか、そういうことについては、今後、検証委員会のほうでいろいろな御議論の上で御報告いただけるものというふうを考えております。

○中野一則議員 少なくとも県の施設で発生した、試験場なりあるいは家畜改良事業団その他のことについて、特に豚で最初に発生した試験場川南支場、この発生原因あるいは侵入経路等は徹底した解明の必要がある。やはりこれは県の責任があると思うんです。そのことは今

言ったことをされるのかどうか、もう一度総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（稲用博美君） 県の施設等で発生したということに対しまして、検証委員会でも非常に重大な関心というのを持っておられます。そういう意味で、可能な限り調査を行いまして、その原因が何であったのか、今後どういう対策をとればいいのかということ、これはどこまでできるかというのは私のところで申し上げることはできませんが、検証委員会の中で十分に御議論いただけるというふうに考えております。

○中野一則議員 ぜひ、県の施設のことだし、将来のこともありますから、また農家も非常に不満も持っていらっしゃるから、なるだけ具体的な解明をするように要望しておきたいと思っております。

次に、T P P（環太平洋パートナーシップ協定）のことについてお尋ねいたします。この件については多くの議員の方が既に質問されました。端的にお聞きしていきたいと思っております。

県の試算では、農業産出額に大きな影響が出ると。全体で47.1%減、金額にして1,529億円の影響があるということです。米については産出額236億円がゼロになる。畜産については70%減で1,869億円の産出額が576億円になる。そのうち、県内の酪農家は、国内競争もせにゃいかんということから、ほとんど消滅をする。また肉用牛等については、肉質4等・5等級は残るという想定がされておりますが、これもいかなものかなと。そればかり残るはずがないと思っております。豚、鶏も極めて厳しい状況です。県内の農家2万5,000人が失業するという予測も立てられております。このような状況での宮崎県農業は今後どうなるのかということをご想定されるの

か。全体で47.1%金額が減になれば、残り52.9%ですが、その分については生き残れるということに暗になるのか、その辺のことも含めて農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 農業への影響というのは極めて大きいものがあるわけでございます。米や畜産等ほとんど甚大な影響を受けると、そのような状況は、ただいま議員、御質問のとおりでございます。その中で、国におきましては、先般、総理大臣を本部長といたします「食と農林漁業の再生推進本部」が設置をされまして、来年6月を目途に基本方針が策定され、10月には日本農業の将来的なビジョンや中長期的な戦略等が示されると、そういうふう聞いております。まだ現時点でははっきりしたものがございませんので、どのような影響が出るのか、これはビジョン等見てからでないといふ現時点では大変難しいものがあると、そのように考えております。

○中野一則議員 国が示す方針なりビジョンがないと立てられない、そのぐらい影響が大きい厳しいものなんです。それで我々県議会におきましても、今議会の初日に、T P P交渉への参加に反対する意見書、これを賛成多数で可決をいたしました。昨日は宮崎市の議会も全会一致で可決したというのが報道されておりました。また、J Aグループ宮崎においては、来月、来月といっても5日後ですけれども、T P P交渉への参加阻止の緊急県民集会を開催するというので、我々にも案内が来ております。押川議員の質問で、知事は、この12月5日の決起大会に出席されるというふうに答弁されておられますが、今もそれにかわりはないかを知事にお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 出席させていただく

所存です。

○中野一則議員 出席するからには県の対応ですね、主催者になるのか、あるいはどういう立場になるのかということになります。口蹄疫終息宣言の翌日に「新生！みやぎきの畜産」総決起大会、これにはJAグループ宮崎と県が主催になりました。口蹄疫よりも今回のTPPに関しては損害額が大きいというのが想定されております。それで、やはり宮崎県もこの主催者になって知事が出席する。主催者にぜひなってほしいと思うんですが、知事のお考えをお聞きしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 貿易の自由化というのは世界的な流れでありまして、WTOの場やEPAなどで協議が進められておりますが、農業も自由化の方向に進む可能性は高いと思われまします。食料の安全保障の観点も考慮いたしますと、我が国にとって、国際競争に負けない農業の再構築というのは重要な課題になるかと思っております。現状のままでTPPに参加した場合、農業や地域経済が大きな打撃を受ける可能性があることから、まず、激変緩和措置に関する方針とか、今後の農業戦略、食料戦略を国がきちんと明示した上で、国民的な理解が得られる必要があると思っております。県民集会でもこうした私の考えを訴えますとともに、農家の皆様の不安や地方の声をしっかりと発信、国に伝えてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 今言われたのは、国が何かそんな自分たちの意見が述べられないというふう聞こえます。一步引けていると。柳腰ではありませんが、及び腰だなど思っております。それで、要は、この食料基地宮崎県、日本の食料基地宮崎県なんですね、農業が基幹産業、この立場でやはり臨まなきゃいけないと思うんで

す。私は、県が主催者になってくれるのかどうかということをお聞きしているんですから、そのことを御答弁ください。

○知事（東国原英夫君） 例えば農業戦略とか食料戦略、TPPに参加したサービス業や2次産業の利益というものが仮に10兆あるとして、その半分の5～6兆を農業に回します、価格安定に回します、農業成長戦略に回します、こういう話があったり、あるいは、TPPでも例外を含めて関税を撤廃できる品目を交渉するとか、それを確保するとか、そういった条件があれば、私は、国民的な議論にかけて理解が得られるんじゃないかと思っています。ですから今のままでは反対ですが、そういう条件を国がきちっと出して、そして議論のステージというテーブルに乗せると、こういうことを私は訴えていきたいと思っております。

○中野一則議員 そういうことは先ほど答弁があったし、過去にも答弁がありました。私は、宮崎県は今回のこの決起大会の主催者になるのかならないかということをお聞きしているんです。あと5日後ですから、その去就というか、その態度はもうわかっているんじゃないですか。それを知事でなければ担当部長、なるのかならないかをお聞きします。

○農政水産部長（高島俊一君） 今度の大会の主催者になるかどうかということですが、現在の主催者のほうから私どもにそういうお話もないわけで、そこあたりは協議をしてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 主催者から話がなかったというが、我々がもらったのには、予定として後援ということで宮崎県が載っておりましたが、後援はされるんですか。

○農政水産部長（高島俊一君） それにつきま

しては今検討しているところでございます。

○中野一則議員 主催者はおろか、後援者にもなるという意味がないんじゃないの。これは問題ですよ。宮崎県の農業は大変なことになるときに、その大会を農業団体がするときに、一緒になってやろうじゃないか、頑張ろう、阻止しようというその大会に、農業団体からは後援者になってくれと、予定になっているのに、後援するかしないかもまだ決めていないんですよ。なぜなれないの。知事。

○中村幸一議長 暫時休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時33分開議

○中村幸一議長 再開いたします。

○農政水産部長（高島俊一君） ただいまの後援の件ですが、まだ御返事をしていないということでそういうお答えをしたわけですが、後援につきましては、県といたしましては、回答といたしましては、後援をさせていただくということで、返事はまだしておりませんが、今後させていただくということでございます。

○中野一則議員 できたら主催者になってほしいけれども、少なくともその後援はきちんと。まだ今まで決めていなかったんですからね、それを。知事はできたら反対の立場であいさつをしてほしいと。きのう農業団体からそのことで要望がありましたね。テレビのニュースで出ておりました。やはり反対という立場で旗幟を鮮明にして決起大会に臨んで、知事が堂々とあいさつをされる、そのことを切に要望をして次に移りたいと思います。

次は、畑かんの問題、毎回毎回このことについて質問して申しわけありません。

宮崎県の国営かんがい排水事業、いわゆる畑

かん事業であります。国営事業は昭和32年に事業開始をした。そして、関連事業、いわゆる県営事業は40年にスタートした。宮崎県全体で8カ所あります。受益面積が1万8,959ヘクタール。ところが、完成しているのは綾川1カ所だけなんです。ほかの7カ所はまだ未完成。そして未着手面積が8,620ヘクタールもあります。これは受益面積の45.5%にもなっているんです。例えば、2番目にスタートした一ツ瀬川地区県営事業は48年度に事業開始をしました。これが37年経過して60.5%、まだ着手していない面積が39.5%、1,400ヘクタールもあるんです。これをあと16年間で完成する予定と、このようになっております。未着手面積が非常に広いということやら、年数がかかり過ぎている。県はこれを本当に完成させる意欲があるのか、また、その段取りなり体制なりはきちんとしているのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 農業を基幹産業とし、農地の約半分を畑地が占める本県におきましては、水田営農とあわせまして、収益性が高く競争力のある畑作農業を展開していくことが極めて重要でございます。このため、県内で7地区、約1万9,000ヘクタールについてかんがい施設の整備を行う計画でございますが、近年の公共事業予算の縮減等の影響によりまして、関連事業の進捗はおくれている状況でございます。県といたしましては、関連事業の予算確保や重点配分を行いますとともに、推進組織の強化を図りまして、事業の早期完成に努めてまいりたいと、そのような決意を持っております。以上でございます。

○中野一則議員 近年の緊縮予算ばかりが原因じゃないですね。長いことされていないということは、高度経済成長とか、あるいはいろんな

景気対策の公共事業をするときもあったのにこういうことですから、非常に難しい話だとは思っています。最後にスタートした西諸地区は、受益面積が4,150ヘクタール、これは一番広い面積なんです。国営事業があと4年すれば完了する。県営事業も、平成42年を目途にしておりますが、20年後には完成の予定とあります。そして未着手面積がまだ3,200ヘクタールあります。これが計画どおり完成するのかどうかを担当部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 西諸地区の関連事業につきましては、近年の公共事業予算の縮減等によりまして、当初の完了時期の平成31年度の計画に対しましておこなっている状況でございます。このため、畑地帯総合整備事業などの関連事業につきましては、農林振興局に配置いたしております畑かん営農推進担当を核といたしまして、国を初め、関係市町や地元と協議・調整を行い、普及センターやJA等の営農部門とも連携し、コスト縮減や事業の重点化を図りながら、早期完成に努めてまいりたいと考えております。さらに、畑地かんがい施設整備の必要性など、本県の実情を踏まえながら、関連事業の予算確保を国に対しまして強く要望してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 特に米に頼っている田んぼ中心のえびの、このえびのには県営畑地かんがい推進モデルほ場設置事業がまだありません。ということでえびのは完成が困難ではないかということを心配いたしております。9月議会でも質問しました。モデルほ場事業は、えびの市からの申請がないからできないという御答弁がありました。再度えびの市を説得する気がないのかどうか、事業効果に向けての啓発等のことも含めてお尋ねいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 関連事業の推進に当たりましては、作物の収量増加や品質の向上など、水利用効果の検証や展示を行うことが効果的な手段であることは十分に認識をいたしているところでございます。畑地かんがいの実証・展示につきましては、畑地かんがい推進モデルほ場設置事業のほか、畑地帯総合整備事業などの事業を活用して取り組む方法もでございます。えびの市では、畑地かんがい推進モデルほ場設置事業による整備の要望はなく、畑地帯総合整備事業で整備いたしました圃場において実証・展示に取り組む意向でございまして、本年度は1地区で里芋の実証・展示を行うとともに、来年度以降、新たに1地区で実施を計画しているところでございます。

○中野一則議員 そのモデルほ場事業の要望がないから説得できないかという質問をしています。私もえびの市の担当に聞いてみました。そうしたら、同モデルほ場設置事業は地元負担が一番少ないと。7%ということだけでも、同事業に区画整理工がない。そういうことから取り組みの申請をちゅうちょしているんだというような話でありました。それで、この事業内容の変更、見直しをすべきじゃないかと思うんですが、農政水産部長、いかがでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 今、議員からお話がありましたとおり、畑かん事業は、地元からの要望を受けてということになるわけでございまして、モデル圃場の設置事業でございまして、これをやりますと、早く水が来る、水の利用ができるという利点もあるわけでございまして、モデルほ場事業を行いますと、暫定水源をつくりまして、パイプライン等まではできると。水のほうは大丈夫でございまして、圃場整

備がこれでやるとできないと。この畑かん事業といたすのは、水を持ってくるといことと、散在している土地を一カ所にまとめて、また農道等も整備をしまして、そういう形の圃場整備、これも非常に大きなポイントといことになるわけでございまして、えびの市の場合、圃場整備ができないという選択は避けたいといことと、あくまでも圃場整備を行うような形で本体工事を進めて、早くできた部分をPR効果に使うと、そういう形で考えているとい回答をいただいているところでございます。

○中野一則議員 えびのが、えびのがと、県営事業をするんですから、前回もそういうことと質問しましたが、やはり県営事業をスムーズにするためには、その市町村が使い勝手のいいような、申請しやすいようなものに変えてほしいといこととすから、ぜひ検討しておってくださいよ。お願いしておきます。

時間がありませんから、次に、環境行政について質問していきたいと思います。

産業廃棄物の問題についてであります。宮崎県は、平成13年に、県外からの産廃の搬入を阻止するために、産廃処分場の新設を抑制する方針を決定されました。既に10年たっているわけですが、この間の新設はあったのかなかったのかを、まずは環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 県外からの搬入を抑制しているわけでございますけれども、県外からの新たな新設についてはありません。

○中野一則議員 県外からの産廃処分場の新設はないと。といことは、県内の方はつくられたといこととすか。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 既に県内で営業しています業者の方につきましては、そこの最終処分場の埋め立てが終了するなり、あるい

は拡張するとか、そういう場合には認めている例はございます。

○中野一則議員 新設はないんですね。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 新たな県外からの新設もないわけでございますけれども、県内の、例えば公共関与のみやざきエコクリーンとかそういうものはございます。

○中野一則議員 エコプラザとかできましたから、公共関与等はあったと思んですが、民間では新設もないと、このように思います。それで、この方針は今後も変わらんわけですか。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 現在の残余期間といえますか、処分場の残余期間等、あるいはまた、県外からのいろんな搬入の状況等々考えますと、現在のところはこの考え方でいくといこととございます。

○中野一則議員 そういうことと抑制をしながら、平成19年から県外からの産廃搬入が非常に増加しているんです。9月議会でもそのことを言いました。極端にふえているのは、一応九州管内だけから入るといことになっておりますから、福岡県、熊本県、鹿児島県の3県が非常にふえている。福岡県からは、平成20年度は、平成13年度に比較して13.6倍、3万2,051トンも産廃を搬入しております。宮崎県に搬入しているんですよ。それから、熊本県は、平成20年度は13年度に比べて3.8倍、2万8,424トン、鹿児島県の19年度は平成13年度の2.3倍、5万221トン、こんなにたくさんのもがなぜか19年度ごろから急に搬入がふえている。その理由をお聞かせください。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 19年度から急増しています福岡県等の理由でございますけれども、福岡県につきましては、それ以前につきましては非常に少なかったわけでございますけ

れども、福岡県内の安定型最終処分場の処理能力が不足しているということで、福岡県の要請を受けまして、平成19年から本県内への搬入を新たに認めることとしたために搬入量が増加しているものでございます。鹿児島、熊本につきましても、多くの量が入ってきているわけでございますけれども、これにつきましては、最終処分場の建設計画がそれぞれ両県であったわけでございますけれども、地元との合意形成等の問題がありまして施設整備が現在まで進んでいないと。鹿児島県には現在でも管理型の最終処分場がないと。あるいは熊本県においても管理型最終処分場の処理能力が不足しているということでございまして、両県からの搬入量が最近増加しているところでございます。

○中野一則議員 13年度までゼロであった沖縄県、この沖縄県からも平成18年度からは急増いたしております。例えば20年度は4,577トンも宮崎県に産廃が搬入されております。なぜわざわざ海を渡って宮崎県へ搬入しているのか、全くわかりません。どこの港に陸揚げをしているのか、油津港なのか細島港なのか含めて、その理由をお聞かせください。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 沖縄県につきましては、管理型最終処分場の処理能力というのはある程度確保されているところでございますけれども、現在、沖縄は管理型のみの搬入を認めているところでございます。どちらの港から搬入しているかについては、現在資料を持ち合わせておりません。

○中野一則議員 どこの港に入っているのかもわからずに、それをどこでチェックしているんですか。私はてっきり、入ってくる港でチェックされているとばかり思いましたが、本当にチェックしているのかどうか。そして、それが

本当に産廃なのか、一般廃棄物が入っていないのかどうかを担当部長にお尋ねします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 最終処分場に持ってくる際のチェックにつきましては、その現場でもって、処分場でもってチェックをしております。それから、適宜、抜き打ちでその処分場に参りまして、申請どおり業務がなされているかどうか、それもあわせてチェックをしているところでございます。

○中野一則議員 沖縄県は宮崎県に搬出しているんですが、宮崎県以外、どこの都道府県に搬出しているかわかればお聞かせ願いたいと思います。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 沖縄県が県外に搬出している状況でございますが、県のほうではその状況をつかんでおりませんが、環境省の広域調査によりますと、これは推計でございますけれども、宮崎県以外には、熊本県、鹿児島県のほうに沖縄県のほうは持っていつているというような話を聞いております。

○中野一則議員 今の答弁はちょっと矛盾した答弁をされましたね。鹿児島県は管理型云々がないから、建設がおくれているから、鹿児島県のものを宮崎県に持ってくるというような話でしたが、沖縄県はなぜ鹿児島県に持ってくるんですか。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 先ほど申しましたように、鹿児島県は管理型の処分場は非常に逼迫しているわけでございますが、沖縄県が鹿児島県に持っていつているのは、安定型の最終処分場に持っていつているものでございます。

○中野一則議員 宮崎県も、沖縄県からは安定型のものばかりなんですか。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 沖縄県から本

代なんです。

○中野一則議員 今言われたそのことですね、担当部長、知事はそういうお考えがあるのになぜこの計画はそのままなんですか、13年度のままだ。あれから2回も変わっているじゃないですか。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 議員御指摘のとおり、平成13年にそういう規制をしているわけですが、一方では、本県から搬出されました産業廃棄物の一部が、主に九州各県へ搬出されて処理されている実態もございます。そういうことも勘案しまして、九州内で搬出された産業廃棄物に限りまして、そしてまたかつ、搬出県内に処理する施設がないか、あるいは処理施設があっても処理能力が足りない場合など、やむを得ないと判断された場合に限りまして、特例として県内搬入を現在認めているところでございます。

○中野一則議員 それは詭弁なんですよ。この数量の中には省いているのもありますよ。例えば日本パルプが燃料に使うものがたくさん入ってくるんです。それをプラスすればまだ搬入量は多くなります。あるいは旭化成等から出るのが大分県等に出ています。これはセメントの材料とかそういうものに使われていく。そういうものを除いて、一般的というか、産業廃棄物がこんなにやりとりされているということで重要視して質問しているんです。それが事実じゃないですか、担当部長。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 今おっしゃったことももちろん織り込んで我々としては施策を取り組んでいるわけですが、先ほど言いましたことも踏まえながら考えておるわけですが、大きな流れといたしましては、県外産業廃棄物の不適正処理が全国で

多発したという経緯もありまして、自衛的な手段としてこういう規制を現在しているところでございます。これからもそういうことのないように、十分に指導、チェックをしていきたいというふうに考えております。

○中野一則議員 知事の思いと今の行政がやっていることに違いがありますから、知事は一国の主、一番頂点の人ですから、そういうのが政策に生かされるようにもっと詰めて仕事をしてください。残りがまだ2カ月あるわけですから、環境行政は大変重要なことですので、よろしく要望しておきたいと思っております。

次に、観光政策についてであります。えびの高原の活性化ということでお尋ねしたいと思うんですけれども、初日に外山三博議員から、大変観光客が減ったということでいろいろと質問がありました。えびの高原、平成2年が122万あったものが、平成18年から21年は74万から81万、80万人前後を推移しております。これを何とか活性化せにやいかんと思うんですが、宮交グループがつくっておった高原ホテル、当初は、しばらく休業するということで退却をされて、今はそのままになっております。現在は荒れ放題であります。この跡地にどうしてもホテル等を誘致してほしい。そして、県営の国民宿舎との相乗効果がそれで図られると、こういう思いがあります。商工観光労働部長、いかがでしょうか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 近年におけるえびの高原への入り込み減の大きな原因の一つは、やはり宿泊能力の不足があると考えております。したがって、今後集客増を図るためには、えびの高原荘や霧島側のホテル・旅館とのすみ分けを図りつつ、新たな宿泊施設を整備することが重要であると考えております。えび

の高原は国立公園内にあることから、基本的には土地の形状変更や工作物の設置などが制限されておりますが、えびの高原ホテルの跡地につきましては、集団施設地区の指定を受けているため、新たなホテルや旅館の建設が可能となっております。現在、この跡地に非常に関心のある民間事業者も出てきておりますので、今後とも引き続き、それらの事業者に対しまして新たなホテル等の整備について積極的に働きかけていきたいと考えております。

○中野一則議員 大変いいことを聞きました。ぜひその線で御努力をよろしくお願いしたいと思えます。

次に、京町温泉郷の再生ですが、ここも極端に客が減りました。平成2年が58万、21年が33万8,000人と激減であります。そして、11軒あったホテル・旅館が、この1～2年間で3軒閉鎖をされて、今は8軒であります。ここも何とか再生せないかんというふうに思っております。県のお考えなり、取り組み状況をお伺いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 県では昨年度、えびの市京町地区を対象としまして観光地総点検を実施しました。京町温泉郷の再生に向けた今後の取り組みとしまして、まずは、田園風景の中の温泉地としてのコンセプトを確立すること、それから、各商店や宿泊施設の統一した装飾、それから、温泉めぐりの実施など新たなメニューの提供等、さまざまな対応策をえびの市に提案させていただいたところでございます。現在、地元えびの市におきまして、この提案をもとに具体的な取り組みが検討されているところでございまして、県も観光地づくり事業を活用するなどして必要な助言を行いますとともに、アドバイザーの招聘にかかる経費等に

ついても支援を行っているところでございます。京町温泉郷は本県の貴重な温泉郷の一つでございます。県としましては、今後とも地元えびの市と連携しまして、地域がみずから立ち上がって再生しようという機運の醸成とその主体的な取り組みにつきまして、積極的に支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○中野一則議員 いろいろと市に提案されているようでありますが、この地域の人たちのやる気等も含めていろいろとまた御指導賜りますようによろしくお願い申し上げまして、質問を終わります。（拍手）

○中村幸一議長 次は、外山良治議員。

○外山良治議員〔登壇〕（拍手） 障害者自立支援法は06年施行しました。これに対し、憲法で保障された生存権を侵害しているとして、全国14地裁に提訴、10年1月、原告側と政府は、障がい者の意見を踏まえずに法律を施行させ、尊厳を傷つけたのを政府が心から反省、新法制定への障がい者の参画、低所得者の負担軽減などの内容で基本合意、4月までに和解が成立、「わたしたちのことを、わたしたち抜きで決めないで！」を合い言葉に、同月、障がい者や家族らを中心とした政府の障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会の議論がスタートしています。その最中に改正案が可決されました。障害者自立支援法違憲訴訟の弁護団と同法訴訟の基本合意の完全実現を目指す会は、同法改正案に反対する声明を発表しています。弁護団の藤岡弁護士は、同法の改正について、基本合意文書で示されている2013年8月までの同法廃止に反するものと指摘、また、提案者は応益負担がなくなるかのような説明をするが、現行の4段階の負担区分を応能負担と言いかえただけだと批

判、速やかな応益負担の廃止を明記した基本合意文書に反する改正だと強調しています。

障害者差別禁止条例の早期制定についてであります。平成21年6月議会で、条約の早期批准と差別禁止条例の制定について質問をしています。知事答弁は、「この条約は、障がい者に対するあらゆる差別を禁止し、社会参加を推進するため、教育、労働、文化等の分野で各国が守るべき事項について定めたものと理解。昨年12月、県議会でも意見書採択されています。当面は国の動向を注視していく」と答弁されています。国、都道府県等の動向と本県の取り組みについて答弁を求めます。

以下は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 障害者差別禁止条例等についてであります。障がいのある方が障がいを理由とする差別を受けることなく、個人の尊厳が配慮され、住みなれた地域で社会の一員として自立して生活できる社会づくりは、大変重要であると考えております。このような社会づくりを進めるために、国においては、障害者権利条約の批准に向けた法整備の一つとして、障害者差別禁止法案の平成25年通常国会への提出を目指し、去る11月22日に、障がい者制度改革推進会議の差別禁止部会の初会合が開催されたところであります。また、都道府県の条例制定状況は、制定済みが2道県、制定予定が5府県となっております。本県といたしましては、国の具体的検討が始まりましたので、その動向を注視してまいりたいと考えております。〔降壇〕

○外山良治議員 知事は地域主権を唱えておられます。同様の質問をしたのはつい最近でした。人権意識の強い知事主導で条例制定化が広

がっています。熊本も来春に条例化されると聞いております。新知事に期待をしなければならないのは非常に残念でございます。策定中の新たな総合計画によると、20年後を目指す基本目標、分野別施策の方向性、アクションプランとしています。将来推計と予測では、ケース2を満たす場合では、就業人口は05年が約55万人、20年後は46万人、県内総生産額は、減少は約3,000億円にとまり、1人当たり県民所得は14万円増加と予想しています。

口蹄疫による2,350億円もの経済損失は向こう5年間影響を及ぼすものとしています。この額は県民経済計算による産出額合計6兆2,843億円の2.3%に相当し、この率を1人当たり県民所得に当てはめると約5万円とされています。これらは推計にカウントされているか、答弁を求めます。

○県民政策部長（山下健次君） 今回の口蹄疫により、本県経済は大きな被害を受けておりました。御指摘のように、特に壊滅的な打撃を受けました被災地域の畜産を再生するためには、経済全体として4～5年程度は必要であると考えております。また、蔓延防止のためのイベントの自粛などのほかに県外観光客数の減少もありまして、22年度の生産活動への影響は約1,500億円程度になる可能性があると考えております。

一方、現在、策定作業を進めております新たな総合計画の将来推計は、一定の条件設定を行った上で、20年後に人口や生産活動、平均所得などがどのようになるのかを計算したものでございます。この条件設定の中では、畜産を初め、県内の経済活動は5年程度でもとに戻ることを想定しておりますので、20年後の生産活動や平均所得等について口蹄疫の影響はないもの

として計算しているところがございます。

○外山良治議員 前提条件（国試算の場合に準じて設定）として、T P P参加による本県農業への影響、米・牛肉を中心に総額1,529億円程度とされています。これはカウントされているか答弁を求めます。

○県民政策部長（山下健次君） 御指摘のように、農林水産省が行いました推計方法では、本県農業への影響は1,500億円程度、関連産業を含めると2,300億円程度となっております。しかしながら、この試算は、現状のままですべての品目の関税が即時撤廃された場合の影響額、米などの重要品目の取り扱いあるいは国内においてどのような対策が講じられるのかといったことによって、本県経済への影響額は大きく違ってくる場合がございます。また、T P Pへの参加そのものが決定しているわけではありませんので、新たな総合計画の将来推計の中に現時点ではT P P参加の影響は含めておりませんが、今後の動向につきましては、引き続き注視をしていく必要があると考えております。

○外山良治議員 05年を起点として、過去20年間の行政総投資額と、推計及び数値目標等を達成するために必要とされる総行政投資額について答弁を求めます。

○県民政策部長（山下健次君） 昭和61年度（1986年度）から平成17年度（2005年度）までの20年間における県の普通会計歳出決算額累計で約11兆7,000億円となっております。これに市町村の決算額を加えますと約21兆円でございます。この20年の変化をデータで見ますと、人口は平成8年をピークに減少に転じまして、2万2,000人減少している一方で、高齢化率は11.2ポイント増加をしております。また、この間の県内総生産ですが、約1兆3,000億円の増加、1

人当たりの県民所得は約54万円の増加となっておりますが、バブル崩壊後の景気低迷あるいは人口減少時代の到来、リーマンショックによる経済危機などもありまして、本県を取り巻く環境は近年厳しい状況にあると考えております。

新たな総合計画では、国、県、市町村とも財政状況はますます厳しくなることを前提としておりますので、将来像を実現するための施策あるいは行政投資について、これまでの20年間に比べて厳しい判断が必要になると考えております。長期ビジョンの実現に向けた具体的な施策につきましては、アクションプランあるいは部門別の計画の中で整理をして、毎年の予算編成において事業化を図っていくということになりますけれども、その際には、効果検証を行いながら、これまで以上に選択と集中を図るとともに、民間団体あるいは県民の皆様との連携・協働をいかに進めていくのかが重要なポイントになると認識をしております。

○外山良治議員 担当部長、この総計は来年の2月、議会提案されますか。総計は2月議会に提案されるんでしょう。

○県民政策部長（山下健次君） その予定でございます。

○外山良治議員 議会提案ということは、議会が責任を持つ可能性も多分にある。20年後の宮崎県の将来像が数値目標化されている。数値目標化されているのにT P Pについてはカウントしていない。ある程度県が推察をしている総計2,000数百億円、これがなかった場合の影響についてもやっぱり出すべき。計算だけでもしておくべき。でなければ、議会は来年の2月に判断をしなければならない。どうですか。

○県民政策部長（山下健次君） 先ほどT P Pの関係と口蹄疫の影響について御説明申し上げ

ましたけれども、基本的には口蹄疫の影響への考え方と同じだと思います。ただ、御指摘のような県民経済計算においてこのT P Pがどういった影響があるのかということは、長期計画の御説明とは別に私どもとしても考えたいと思います。

○外山良治議員 もう一点。例えばアクションプランで示すとおっしゃいました。アクションプランはだれが作るんですか。

○県民政策部長（山下健次君） アクションプランの作成は、新しい知事のもとにつくるものでございます。

○外山良治議員 中期ビジョンと総計とアクションプランというのは、マニフェストをもとにつくるわけですから、総計とどういう関係になるんですか。

○県民政策部長（山下健次君） 現在、新しい長期計画をつくっておるところですけれども、その中での4年間のものについてはアクションプランで、そのアクションプランは、もちろん長計が基本になりますけれども、当然、新しい知事のマニフェストも織り込んだ形になるということで考えております。

○外山良治議員 アクションプランと総計は全く別物。知事がマニフェストで、私はこう思いますということを県民に示して、当選か落選か、当選した場合はそれをやる義務があるわけでしょう。総計はもう決まっているわけでしょう。来年の2月。それと一緒に考えられますか。一緒である場合もあるでしょう。違う場合もある。だから、一緒にとすることは論理的に成り立たないわけでしょう。

○県民政策部長（山下健次君） 論理的に成り立つようにつくるということでございまして、長期計画の大きな方向は踏まえた上で、アク

ションプランというのは、新しい知事のマニフェストを織り込んでつくるということになるというふうに思います。

○外山良治議員 ほとんど意味不明。これは将来推計ですか、努力目標なんですか。どっちなんですか、この8項目ぐらいの数というのは。

○県民政策部長（山下健次君） 20年後の推計と、推計というのは2つ、ケース1とケース2ということで出しておりますが、ケース1というのは現状のまま推移した場合、つまり何らの行政施策も施さない場合、そしてケース2の場合が、いろんな施策を講じた場合に、少なくともここを目指しましょうということで提示をしているものでございます。

○外山良治議員 だから、ケース1、ケース2、ケース2でこれは数値目標なんですかということが第1点。先ほど行政投資額は幾らですかということ聞いた。答弁がなかった。それ、答弁してください。

○県民政策部長（山下健次君） 数値目標というのは、数値で出せる部分の目標は数値目標として長期計画の中で提示をしますが、それ以外の部分も当然、相当広範囲にわたります。そういう意味で、すべての分野を網羅した数値目標というものではございません。

数値であらわされるものと必ずしも数値ではあらわされないものというのが行政目標としてはございます。そのことを申し上げました。

（「投資額」と呼ぶ者あり）

行政投資額と県民経済計算なりの県内生産との間の相関関係というのはよくわかりません。そういう意味で総投資額というのは——基本的な考え方として、これから財政状況というのは非常に厳しいだろうと。そういう意味で、長期計画の目標を達成するにはいろんな選択と集中

とが必要であろうということを総論として申し上げたところでございます。

○外山良治議員 議会審議できますか、それで。

○県民政策部長（山下健次君） 過去の総合計画ではそういうことで御理解をいただいております。

○外山良治議員 過去は議会に提案義務なかったでしょう。いつからですか。私、びっくりしました。

○県民政策部長（山下健次君） 議決の対象とはもちろんなっていなかったんですが、県の施策を御説明する段階で御理解をいただいていると、そういうふう考えております。

○外山良治議員 おたくが、過去に了解をしていただきましたと。議会に提案をしなくてもよかったわけですから、単なる説明だけです。議会で諮って可決ということは一回もしていないんですよ、過去においては。了解も何もないでしょう。議事録を修正されたほうがいいんじゃないですか。まあ、いいですわ。新聞に発表されている数字だけ見ても非常に厳しい。びっくりするところも多々あります。ですから、新知事のもとに総力戦で取り組んでも非常に厳しいだろうと、私は個人的には思います。だから、ぜひ、県民政策部長、頑張ってください。

職員の過重労働についてお伺いをします。40代の職員が亡くなりました。さきの議会で、「あなたは残業時間知っているのか」という問いに対して、「私は知らん。あなたは知っているのか」。このやりとりを聞いて、宮崎県議会、これをなぜ議長がとめなかったのか、僕は非常に残念ですよ。と申し上げますのは、反問権、あなたは知っているのかというのは反問権

ですよ。議員が「あなたは御存じですか」という問いというのは質問ですよ。答弁しなければならない。それに対して「私は知らん」として座り込む。こういうやり方というのは議会になじまない。例えばそこにおける答弁代理者、知事が、総務部長なら総務部長に答弁をいたさせますということで座る。これが通常の議会。そこで、亡くなった方の前年度の残業時間、有給消化日数、知事、答弁してください。

○知事（東国原英夫君） 反問権がないのは本当に残念です。入れなきゃいけないと思っています。

当該職員の昨年度の時間外勤務の状況は、月によってばらつきがありますが、月平均約80時間となっており、年次有給休暇につきましては約15日取得しておりました。また、亡くなる前1カ月の時間外勤務は約64時間、年次有給休暇は約1日取得しておりました。

○外山良治議員 こういう過酷な労働——亡くなられた方に、こういった静かな議会答弁。「御冥福をお祈りします」ということで終わってほしかったなという思いが今もして、突然質問をしました。公務員バッシングと言われて非常に個人的にむかつく。というのは、有給消化率、宮崎県は知事部局で何%でしょうか、担当部長。

○総務部長（稲用博美君） 昨年度の年間の年次有給休暇取得日数は約11日でございます。

○外山良治議員 何日あるんでしょうか。

○総務部長（稲用博美君） 付与日数が約38日でございます。

○外山良治議員 県警はどのくらいでしょうか。

○警察本部長（鶴見雅男君） 警察職員の昨年度の平均的な時間外勤務は1カ月当たり約16時

間、年間の年次休暇取得日数は約9日でございます。

○外山良治議員 県警本部長、宮崎県、公務員で一番低いのが県警。9日でしたね。本当は38日から40日ある。本当に気の毒。もっと人員増を図られたらどうでしょうか。こっちのほうにちょっとうるさく言ってください。実は私の兄貴も県警におりました。

高齢者虐待の現状についてお伺いをします。

高齢者虐待防止法第1条「目的」で、「この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることにかんがみ、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする」として、平成18年度に施行されています。同法25条により、平成21年度高齢者虐待結果が公表されています。虐待の傾向、特徴等を詳細に答弁を求めます。区分ごとをお願いをします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 平成21年度において、県内の市町村によって確認された高齢者虐待の件数は165件、虐待を受けた高齢者数は165人となっております。このうち、養護者によるものが163件、要介護施設従事者等によるものが2件となっております。これを虐待の種別で見ますと、身体的虐待が105件で最も多く、続いて、年金を無断で使用するなどの経済的虐待が56件、入浴や食事をさせないなどの介護放棄、いわゆるネグレクトが45件、暴言などの心理的虐待が36件、性的虐待が2件の順となっております。このうち、身体的虐待、介護放棄、経済的虐待が特に増加しているところがあります。また、虐待を受けた高齢者のうち約8割が女性となっております。一方、虐待を行っ

た者の内訳は、息子が88人、夫が40人、孫が23人となっております。このうち孫が特に増加しているところでもあります。

○外山良治議員 警察相談において、高齢者虐待に関するような相談受理と対応状況について答弁を求めます。

○警察本部長（鶴見雅男君） 本年10月末現在で警察が受理しております警察安全相談、これは防犯とか民事とかございますが、約1万5,800件。このうち高齢者虐待に関するものは、身体的虐待、経済的虐待、また言葉の暴力等による精神的虐待などがございますけれども、27件となっております。

受理しました相談の対応状況でございますけれども、いわゆる高齢者虐待防止法の第7条に基づきまして、19件を市町村に通報しております。なお、警察におきましては、このうちの2件を暴行・傷害事件として検挙し、5件について指導・警告の措置をとっているところがございます。今後とも、県、市町村等関係機関との連絡を密にいたしまして、高齢者の安全確保を最優先とした対応をしてみたいと考えております。

○外山良治議員 変死体65歳以上、件数の推移についてお伺いをします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 県内における65歳以上の方の死体取扱件数でございますけれども、過去10年で見てみますと、平成11年が511件であります。平成20年が902件、昨年は880件でありますけれども、傾向としては年々ふえているという状況でございます。本年中の死体取扱件数につきましては、10月末現在で取扱総数が1,188でございますけれども、そのうち65歳以上の方が769件という状況でございます。

○外山良治議員 500人が900人。恐ろしい。腐

乱・白骨化した変死体は死亡原因究明が困難だと思いますが、養護者等の虐待が含まれているかもしれません。十分な検死をお願いいたします。

特養・養護・軽費老人ホーム待機者はそれぞれ何人か、対応等について答弁を求めます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 特別養護老人ホームの待機者数は、平成21年4月時点で3,150人となっております。また、養護老人ホームと軽費老人ホームの待機者数については、特別養護老人ホームの待機者の方も含まれておりますが、本年10月時点でそれぞれ約450人、約200人となっております。待機者解消への対応につきましては、市町村とも協議しながら、特別養護老人ホーム併設のショートステイ床の定床化や、昨年度創設した介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を進めているところであります。さらに、ショートステイの活用や訪問介護等の在宅サービスの利用促進にも努めてまいりたいと考えております。

○外山良治議員 介護保険料の値上げも言われております。それからまた、施設等についてもこういう悪い環境。ますます養護者による虐待が増加するであろうということが推察されます。ある協議会へ参加した方のお話を聞きました。「氷山の一角ですわ、あの数というのは」と言葉が返ってきました。人間が生まれ、あすが短い。私も含めて。そういった人間が、生まれてきてよかった、そういうふうなことが実感できる老後であってほしい。それを担っておられる福祉保健部長、虐待ということからしっかりと守っていただきたいというふうをお願いをします。

精神障がい者対策についてお伺いをいたしま

す。全国320万人、40人に1人が精神疾患であるのが我が国の現状であります。入院医療中心から地域生活中心へと国は大転換を進めています。国は、精神保健医療の改革ビジョンで、「地域を拠点とする共生社会の実現」として、関係機関の連携のもとで医療・福祉等の支援が推進されています。しかし、本県の現状は、県内の在宅の精神疾患が5,500人、退院可能な社会的入院が1,000名、合わせると6,500名中、現在就労者24人、サービス事業所利用者が315人、医療法人が運営している地域生活支援センターか病院のデイケアを利用している人も一部いますが、大多数は自宅での生活となっております。

現状を踏まえれば、地域で気軽に過ごせる場所をつくり、退院者及び在宅者が自由に交流、回復するプログラムを取り入れ、社会参加、社会貢献が実現できる居場所が必要だと考えます。地域における居場所の不足及び既存の施設のあり方に対してどのようにお考えか、答弁を求めます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 精神障がい者の皆さんが、住みなれた地域で安心して生活するためには、居住の場の確保や就労に向けた支援等が必要であると考えております。このため、共同生活を行う住居で日常生活上の援助が受けられるグループホーム等の整備や、就労に向けた支援等を行う障害福祉サービス事業所の整備などを進めております。また、地域において自立した日常生活や社会生活が営めるよう、必要な援助や交流の促進を図ることを目的として、地域活動支援センターも設置されております。しかしながら、長年にわたり入院中心の対策がとられてきたため、地域で生活するための受け皿づくりが十分とはいえない状況にありますので、今後とも市町村等と連携しながらその

整備に努めてまいります。

○外山良治議員 このような現状を踏まえて、訪問医療を中心としたACT（包括型地域生活支援プログラム）が地域で導入されて、非常に評価をされています。国としてさらにこれを推進すべく来年度の概算要求に盛り込まれています。ACTは、単なる訪問医療・看護ではなく、生活訓練や就学・就労支援を含んだ生活全般の支援を、専門職と一緒にチームをつくって、地域での退院者及び在宅者を支援する体制でございます。ACT事業を導入し、在宅福祉の充実を図る必要があると思いますが、知事の答弁を求めます。

○知事（東国原英夫君） 精神障がい者への支援につきましては、平成16年に出された国の精神保健福祉の改革ビジョンにおいて、「入院医療中心から地域生活中心へ」という大きな流れが示されておりますが、さらに、昨年秋に出された「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」という報告書では、精神障がい者同士の支え合いなどを重視した、「地域を拠点とする共生社会の実現」という大きな理念が加えられ、我が国の精神保健医療福祉の方向性がより明確化されたところであります。このため、現在、精神障がい者の皆さんが、住みなれた家庭や地域の中で快適で豊かな生活を送るための基礎づくり、基盤づくりに努めているところであります。御質問にありました包括型地域生活支援プログラム、いわゆるACTにつきましても、地域生活を送る上で有効なサービスの一つであると考えております。県といたしましては、今後とも、市町村や関係機関とも連携しながら、地域移行の推進を初め、精神障がい者や家族の皆さんに必要なサービスを提供するための施策を積極的に推進してまいりたいと考えておりま

す。

○外山良治議員 ありがとうございます。ACT事業、本当に推進をしていただきたいと思います。今、全国にたしか13ACTだと思います。福岡が来年ごろに導入というふうに聞いています。九州は非常に入院患者が多い。在宅福祉が進んでいないのが九州でございます。そういった意味を含めてぜひ積極的な対応をお願いいたします。

次に、支援学校3校統合についてお伺いをします。きのうかおとといでしたが、延岡に行ってきました。保護者の意見、本当に厳しいものがありました。住民参加といたってほとんど内容がわからない。基本構想はすばらしかった。しかし、今聞く内容については、例えば187項目の意見を聞いた。187項目の要望・意見に対する回答というものは、工夫せよ、予算がない、今後協議、その羅列でした。福祉関係、就労関係、その関係者すら参画していない。本当なら、福祉部門、ワンストップで対応というものは延岡市が担う。これが基本的なあり方だと思います。教育長、この現状、もう一度延岡市のほうに行って当事者、保護者と話し合うつもりはないか、答弁を求めます。

○教育長（渡辺義人君） 延岡総合特別支援学校の基本構想については、延岡市の福祉関係課も入っております。それから、我々も事あるごとに延岡市当局に対しては、担当室のほうがりましているいろいろと協議は行ってきたところでもありますし、この特別支援学校については、延岡市の3つの特別支援学校を再編統合するという形で進めるものでありますので、今後とも、さまざまな意見に十分耳を傾けていきたいというふうに考えています。

○外山良治議員 時間も迫っていますから、本

当はちゃんとしたいなという気持ちはあるんですが……。

つい最近、東京の多摩市の支援学校に行ってきました。すばらしい。木工室も立派に木造建築で、そして、知的障がいと発達障がい、機能訓練、療育センター、こういったものが完備されていました。せっかくこういうものをつくるなら、福祉部と商工観光労働部、そして教育委員会と三者、四者でまず構想を練って、パースへ起こして、そして、それを地域住民、関係者、障がい当事者、保護者から意見をいただく。こういうことでやってもらいたい。勝手な言い方かもしれませんが、1年間おくれてもいい。今、保護者たちがおっしゃっておられるのは、「前のほうがいい。今で何で悪いの」、こういうような意見がほとんどでした。一度、何回となくこの話を当事者としていただきたいと思います。

教職員のうつ病対策についてであります。

文科省は、精神疾患で休職をする先生が増加している。原因は、教育の内容の変化に対応できない、教員同士のコミュニケーション不足、孤立する、保護者からの要求が多様になって応じ切れない等々で、精神疾患を罹患するということが言われております。本県の場合、どうなんでしょう、教育長、答弁をお願いします。

○教育長（渡辺義人君） ただいまの質問にお答えする前に、延岡の総合特別支援学校の件でありますけれども、我々としては、延岡西高跡地の敷地条件と現在の西高跡地の建物の有効活用という視点から、延岡市内の3つの学校が抱えている緊急課題に対応することも含めて、教育委員会として現在の構想を策定したものであります。先ほど議員がおっしゃいましたような福祉的な課題については、教育の分野とは一線

を画すべきところがあると思いますので、この点については延岡市の福祉当局なりに、きょうの議員のお話も含めておつなぎをしておきたいというふうに考えます。その上で今の答弁をさせていただきます。

教職員の病気休職者等の状況であります。数字で申し上げますと、平成19年度の病気休職者80人おりました、そのうちに精神性疾患者が46名であります。20年度については、同じく病気休職者95人のうち、精神性疾患者は51名、21年度が、病気休職者100名に対し、精神性疾患者は、うち61名となっております。

病気休職者、精神性疾患者だけでよろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○外山良治議員 教育長、今までこういったものは何回も取り上げてきました。その都度、「対策を講じております」という答弁が返ってきます。ところが、精神疾患の教職員はふえている。40人が、たしか現在では61人。20人ぐらいふえている。何のために対策したのと。悪くなるような対策を講じたのと。よくなっていけば、ああ、頑張ったんだなど。しかし、40が60になって、頑張ったんだなどは到底言えない。何が不足をしていたんですか、答弁を教えてください。

○教育長（渡辺義人君） これは宮崎県に限ったことではないんですが、全国的に——決してこれは逃げで言っているわけじゃないんですけども——確かに精神性疾患者は、特に教職員は、知事部局も一緒なんだろうけれども、ふえてきております。そのために我々教育委員会としても、予防の見地からのさまざまなメンタルヘルスの講習会ですとか、早期発見・早期対応という視点からの職員相談、あるいは専門の

相談機関を設けたり、さまざまな対策をとってきております。何もやっていないというわけではありません。ただ、やはり学校現場というのは——これは議員十分御承知かと思えますけれども——いろんな保護者の要求あるいは地域との関係、それから、いじめ、不登校、非行等の問題行動、あるいは近年の発達障がいへの対応とか、さまざまな教育課題というのが今現場で出てきております。そういったことの中でいろんな複合的な要因が絡んで、そういった精神性疾患患者がふえているんだろうなというふうに思っております。ただ、これをよしとせず、今後ともしっかりとした対策を講じていきたいというふうに考えています。以上です。

○外山良治議員 例えば会議のカット、事務量のカット、30%減じる。これは具体的に30%減じましたか。

○教育長（渡辺義人君） 平成23年度を目標に会議等の縮減等の取り組みを行っておりますが、平成18年度と21年度の実績を比較いたしますと、調査等については15%、会議等については24%の削減を図ったところであります。先ほど言いましたように、目標年度である23年度に向けまして、引き続き、調査内容・回答方法の簡略化や会議開催の見直し等図って、さらに教職員の負担軽減に努めてまいりたいと考えています。まだ努力途中ということでありまして、以上です。

○外山良治議員 努力途中、たしか最終年度は今年度まで、18年から5年間だったと思うんです。ちょっと努力が足りませんよ。これは人の死に関することですのでございますから。ちなみに自殺者は何人ですか。

○教育長（渡辺義人君） 教職における自殺者の状況でありますけれども、過去3年間で申し

上げますと、平成19年度が2名、20年度が1名、平成21年度が2名となっております。大変残念な結果であります。

○外山良治議員 ごく最近も自殺をされてますね。これは精神疾患から自殺に走るということになりますから、まじめに真剣に考えていただきたい。

タンポリの廃船処理、抜本対策についてお問い合わせいたします。

この件については何回も質問をしてきました。31隻あったタンポリの廃船及び沈船は処理していただきました。ありがとうございます。現在のタンポリの現状について答弁を求めます。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 津屋原沼、いわゆるタンポリにつきましては、国が先月行ったプレジャーボート全国実態調査の速報値で、廃船11隻、沈船1隻を確認しております。また、県内全体では、廃船116隻、沈船14隻を確認しております。これらの処理責任はもちろん所有者にありますが、環境や景観上の問題があり、管理者としても看過できない状況でありますので、まずは所有者の調査を徹底して行い、適正な処理を促してまいりたいと考えております。

○外山良治議員 31隻はすべて処理していただきました。しかし、処理していただいたが、今ではまた11隻プラス1。タンポリ以外では116隻、前は県内は48隻でした。えらいまたふえたもんですな。この対処方法はどうかされるんでしょう。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 議員言われましたとおり、我々も処理をしておりますが、それ以上にふえているのが実情でございます、そういったものについては、先ほど申しました

が、まずは所有者を探して、そちらに処分してもらおう。だめな場合に、見つからない場合とかそういった場合に県で処分するというので進めておるところでございまして、予算の許す範囲内で、可能なものから簡易代執行等により順次処分してまいりたいと考えております。

○外山良治議員 部長、放置自転車規制条例というものを御存じですか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 具体的に直接把握しておりません。

○外山良治議員 放置自転車、これは警察法ですけど、放置自転車を放置小型船舶に条文を置きかえればすべてこれで対応できます。条例化を検討されませんか。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 条例化につきましては、全国で「プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」等の名称で独自の条例を制定している自治体もあると聞いております。既存の港湾、漁港等に関する条例に、プレジャーボートに関する規定を盛り込むことで対応している自治体もあるということでございまして、今後の対応につきましては、全国の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○外山良治議員 全国の自治体を見なくても、知事を見てごらんください、地域主権だ、身近な問題は県でやるんだと。全国のを何で見らにやいかんとですか。担当部長、もう一度お願いします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 現在、プレジャーボートにつきまして、係留施設が十分に収納するほどの状態になっておりませんので、まずは利用者の方々、港湾の管理者等も含めて、プレジャーボートをどうするかということで今協議を進めている段階であります。そういった

協議が調ったところから、係留していい場所と係留できない場所を決めまして、そういった中で取り締まり等もやっていきたいと考えておりますので、そういったことが先決かなと考えております。

○外山良治議員 だから、放置自転車規制条例を読んでください。そういう条文が全部載っています。変えればいいだけと、自転車と小型船舶を。

時間が来ました。これで終わります。（拍手）

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時0分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、松田勝則議員。

○松田勝則議員〔登壇〕（拍手） 「注連引けばここも高天原なれや集まり給へ八百万の神々」、本県一円で唱和されております神楽のときの神楽歌であります。やおよろずと言われる神々を私たちの住まえる里にお迎えし、一夜を神楽でおもてなしをして、神と人がともにその年の豊作を喜び、感謝し、そして来る年のさらなる海・川・山野の恵みをお願いいたしまして行う一大イベント、神人総力戦の祭り、それが夜神楽であろうかと思えます。私たちの先祖がいにしえより舞い伝えてきた伝統あるこの夜神楽、長い歴史の中には不作の年も悲しい年もありました。当然その年は、神楽は取りやめたと聞いております。ことしはまさに本県にとって悲しい年でありました。夏の神楽は、苦悩する

畜産農家の方々をおもんばかって、県内一円どこでも中止になったと聞いております。その苦しみ、悲しみを吹き飛ばすべく、今、県北、私たちの住まえるこの宮崎では、夜神楽が盛んに舞われております。観光客でにぎわう夜神楽もあれば、戸数わずか20戸の村で、がんぜない子供からお年寄りまでが一丸となって舞い明かす神楽もあります。その夜神楽の場、それをこうにわ神庭と言いますが、その神庭でたくさんの質問、県にこんなことを言ってくれという県民の要望をいただきました。きょう私がこの壇上で皆さん方をお願いする、あるいはお伺いする質問は、すべて神様からいただいた御下問だととらえて、頑張って質問させていただきます。実り多き答弁を期待しつつ、質問に入ります。

では、ただいまから通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、知事に政治姿勢について2点お伺いいたします。

平成19年1月に行われました宮崎県知事選挙において、知事は「どげんかせんといかん」という思いを訴え、県民からの多くの支持を受けて知事に就任されました。官製談合事件で失墜した県民の信頼を取り戻すべく、しがらみのない県政づくりを目指し——多くの県民がイエス・ウィ・キャンとは言わなかったと思いますが——それこそ県民総力戦で知事とともに頑張ろうと、多くの県民が本県のかじ取り役を東国原英夫さんに託したのであります。知事就任後は、マスコミを利用した県産品や観光スポットのアピール、入札制度改革に取り組む一方で、鳥インフルエンザや裏金問題、そして今回の口蹄疫など、山あり谷ありの4年間を全力で職務に当たってこられたとっております。しかしながら、本県の状況に目を移しますと、中山間

地域では、少子高齢化の進行による将来に希望が持てない疲弊した状況があり、医師不足、高速道路の整備など、県政課題が山積みしている中で、口蹄疫からの再生・復興もこれからという状況があります。そういう状況の中で、地元を回っておりますと、「どうして2期目をやらんとじゃろうかい。宮崎県のためにまだまだやってほしいことがある。やれることは幾らでもあるが」と、今でも多くの声を聞きます。知事が1期4年で退任することを表明したその理由の中に、「県知事として限界を感じた」とするものがあつたと仄聞しますが、県知事として何に限界を感じたのか、まず、知事にお伺いいたします。

以下、質問席より質問をさせていただきます。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

国、地方とともに厳しい財政状況の中、急速な社会情勢の変化に対応し、地方が発展していくためには、地域の持つ資源やポテンシャルを生かし、それぞれの実情に応じた施策を展開していくことが重要であります。しかしながら、日々行政課題の解決に取り組む中で、国と地方の税財源配分と歳出のアンバランス、地方への義務づけ・枠づけやひもつき補助金など、さまざまな国の関与や画一的な基準によって、地域の自主性や創意工夫が十分に発揮できないことを痛感してまいりました。また、これまで県政の諸課題について、地域の切実な実情や思いを十分に理解してもらうために、国等に陳情を行ってまいりましたが、可能な限り陳情に頼ることなく、各自治体が主体的に施策を展開することができるようにするべきだと常々考えてきたところであります。このため、私は、国と地

方の役割分担を見直すとともに、それに見合う権限及び税財源を地方に移譲することにより、地方がみずからの意思と力で地域経営を行う分権型システムを早急に構築することが不可欠であると考えておるところであります。〔降壇〕

○松田勝則議員 県政に向けたパワーを国にというふうに理解をしているんですが、次に2点目です。時は過ぎ行く知事は去る、されど県政は永遠に。しがらみは継続しなくてもいいんですが、行政とは継続であろうと思います。当然ながら、次期の知事は、新知事の考えのもとで県政運営を行っていくものと考えますが、東国原英夫知事の経験を生かしてほしいとも思っております。知事がこの1期4年間で培った経験や反省などをもとに、次の県政への教訓、アドバイス、いわば贈る言葉があればお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 現在、喫緊の課題であるところの口蹄疫からの再生・復興を初め、雇用対策や子育て・医療対策、中山間地域対策など、山積する課題に全力で取り組んでおるところであります。解決のためには、継続的かつ新たな視点での対応が求められると思います。また、本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、生産力及び地域活力の低下や財政状況の逼迫、グローバル化の進展に伴う国際競争の激化など、今後、長期的に対応すべき課題も山積しております。このような中、本県が将来にわたって個性と活力に満ち、真に自立した地域として発展していくためには、可能性にあふれる本県の資源や特性を最大限生かした産業づくりや住民主体の地域づくり、本県発展の基礎となる人材の育成など、長期的な展望を持ち、戦略的な施策を講じていく必要があると考えております。さらに、地方分権の進展、多様化する行

政需要に的確に対応していくために、県及び市町村が自己決定・自己責任のもとで、地域独自の施策を展開できるよう人材や組織づくりを進めていくことや、行政と住民の協働を推進していくことが、今後ますます重要になるものと考えております。以上申し上げましたように、さまざまな課題がありますが、新しいリーダーには、県政に対する確かなビジョンのもと、主体性を持って全力で取り組んでいただきたいと思いますと考えておるところであります。

○松田勝則議員 知事の、遺言じゃないですね、メッセージ、しかと承りました。

次に、医師確保について伺います。

全国で医師が2万4,000人不足だそうです。本年の9月、厚生労働省が行った医師偏在調査の結果、初めてこの数字が明らかにされました。全国の医療機関で働く医師の数は16万7,000人とされております。それに対して医療機関では、あと2万4,000人が必要だというふうに訴えております。倍率で言うと、1.14倍が不足しているということになるんですね。全国平均の倍率が1.14倍、それに対して本県は1.17倍ぐらいと、数字の上では平均値に近いのですが、言うまでもなく、本県は医師の偏在が著しい。県北、県南、県西と、ほとんどの地域で医師が欲しいと悲痛の声を上げております。それも地域医療を担う公立病院あるいは中核病院といった病院の勤務医の不足に悩んでおります。さて、本県では、ここ数年来、医師確保のために格段の努力を積み重ねておられること、本当に衷心より深甚の敬意を表したいと思います。しかし、平成16年、新医師臨床研修制度に端を発するという医師不足には、歯どめはかからない状況であります。他県で行っている医師確保の施策は、ほとんど本県でも行っていることを他県

への調査で確認いたしました。現在、幾つかの県では、最後の切り札的な施策で、医師を確保する、確保というか招聘ですね、医師をお招きするための専門の部署を設置して、一層の予算と力を傾注しております。そこまで医者が来ない時代になってしまったんですね。本県でもこの流れに乗りおくれることなく、医師確保対策局とか医師確保対策室のようなセクションを設置して、医師の招聘により一層の努力をされるべきだと思いますが、いかがでしょうか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 医師確保については、医療薬務課の地域医療担当を中心に、昨年度、担当職員を1名増員して取り組んでいるところですが、全国的な医師不足の中で、地域間競争もさらに激化するなど、厳しい状況が続いております。このため、今後どのような体制で医師確保に取り組んでいくべきか、他県の状況等も十分踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 地域医療担当を1人ふやすということは、現行5人ですから6人ということですね。厚労省は、地域医療支援センターを各県ごとに設置することを検討して、事業費としまして、来年度予算の概算要求に17億円計上いたしました。本県も2,500万ぐらいの予算がつくと伺っておりますが、また地域医療支援センターやなんかと相まって、より一層の御努力をいただきたいと思います。

次に移ります。地域医療再生基金25億円掛ける2本の50億を本県は活用して、ドクターヘリを初め、さまざまな医療関係の道を開いたところですが、本年度の国補正予算の地域医療再生基金の拡充分については、どのような取り組みを行うお考えか、福祉保健部長にお伺いいたし

ます。

○福祉保健部長（高橋 博君） 地域医療再生基金の拡充につきましては、先週末、国の補正予算が成立いたしました。詳細な内容、スケジュール等がまだ明らかになっていない状況にあります。ただ、今回の補正は、3次医療圏である都道府県を単位とした広域的で高度な医療課題の解決が対象と聞いておりますので、今後、宮崎大学や医師会、市町村等、関係機関の意見を伺いながら、対応してまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 知事のメッセージにもありましたように、行政、民間の連帯を強く取り持っていたいただきたいと思います。

次に、年度末を迎えまして、私たちの住む延岡市でも、県立延岡病院の医師の異動に関して、大変市民の関心が高くなってまいりました。総括になるんですが、医師確保に向けて、これまで具体的、また組織的にどのような形で取り組んでこられたのか、福祉保健部長、病院局長、それぞれにお伺いいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 医師確保の具体的な取り組みとしては、宮崎大学や県教育委員会の協力のもと、医学部入学試験への地域枠や地域特別枠の導入を図るとともに、宮崎大学への地域医療学講座の設置など、本県の地域医療を担う医師の養成に努めております。また、関係市町村と連携して、求人情報の発信や「みやざき地域医療応援団」への登録呼びかけ、病院説明会の開催など、医師の確保にも積極的に取り組んでおります。さらに、県医師会や臨床研修病院等から成る宮崎県臨床研修運営協議会において、臨床研修体制の整備充実や臨床研修医等の確保にも協力して取り組んでいるところです。今後とも、県の関係部局はもとより、市

町村や医師会、宮崎大学等、関係機関と組織的な連携体制を十分とって、医師確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○病院局長（甲斐景早文君） 議員御指摘のとおり、医師の確保は喫緊かつ最重要の課題でありますことから、病院局におきましては、昨年度から、医師給与の大幅な引き上げや研究研修費の増額、医療秘書の導入などを行い、さらに今年度からは、救急医療に従事した際の手当創設や臨床工学技士の増員を行うなど、医師の待遇改善と負担軽減にできる限りの対応を行っているところであります。また、医師確保対策に係る体制の強化を図るため、昨年度、部長級の医監を設置するとともに、宮崎大学を初め各大学の医局等に医師を招聘するための私どもの取り組みを説明し、理解を得ながら、各病院長ともども医師派遣を粘り強く要請するなど、さまざまな手だてを講じながら、医師確保に向けて全力で取り組んでいるところであります。

○松田勝則議員 今、局長から医監という言葉がありました。そこで、医師確保対策に関して、即戦力が要るんじゃないかなと思うんですね。即戦力として医師を活用してはどうか、医師を行政職として採用してはどうかということ、また、宮崎大学医学部の退官教授、先生を活用できるのではなからうと思うんですが、いかがでしょうか、福祉保健部長。

○福祉保健部長（高橋 博君） 医師確保に当たりましては、医師同士のつながりや情報交換が非常に重要と考えております。このため、福祉保健部内に所属する医師もメンバーに加えた医師確保対策チームを設置し、宮崎での勤務に関心のある医師に対し、メンバーの医師から県内の医療事情を説明するなど、医師の活用を図っているところであります。また、宮崎大学

医学部を退官された医師の活用につきましては、宮崎大学にも現状等を確認してみたいと考えております。

○松田勝則議員 そこで、部長、局長に提案なんですけど、地域医療担当の方にしても、病院局の医師確保の対策にしても、大体3年のサイクルでかわるじゃないですか。最初の1年というのは、病院に行ったら専門用語の羅列で、また特殊な人間関係がありますから、大変苦勞されると思うんですよ。いよいよ自分がなれてきて、あと2年なんですけれども、2年ぐらいの人間関係じゃ、どうしてもお医者さんをよそから、あるいはこのセクションの方をここの病院というのは難しいということ聞いております。人事のことに关しますけれども、やはり一番大きな県民の課題ですから、そのセクションを担当される方は、ある程度長い期間、腰を据えてやっていただくことはできないかということ要望して、次の質問に移らせていただきます。

次に、臨床研修医が日本で一番少ない宮崎県という報道がありました。これは宮崎県が一番少ないことに甘んじているのではなくて、他県が努力をして医師の数をふやしたというコメントもあったように思っておりますが、要は現場の若手医師の声を県はどのように今聞こうとしているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（高橋 博君） 県では、僻地勤務をしている自治医科大学卒業医師や医師修学資金の貸与を受けた臨床研修中の医師、さらには宮崎大学医学部に勤務する若手医師との面談等を通じて、さまざまな意見を伺っているところでございます。具体的には、本県の救急医療体制の充実や多くの症例を検討できる症例検

討会の開催を望む声、あるいはみずからの技術の向上につながるような病院への勤務を希望したいといった声が聞かれます。このような若手医師の意見を伺いながら、魅力的な医療環境の整備に、今後とも関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 同じ質問を病院局長にお願いいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 病院現場の意見に耳を傾けることは大変重要でありますので、各県立病院においては、院長、副院長が日常的に各診療科長等を通じ、現場医師との意思疎通に努めますとともに、医師全員で構成する医局会などの場を活用し、意見の把握等を行っているところであります。また、私も就任以来、現場優先を念頭に、毎月1回を目標に各県立病院を訪問いたしまして、その際に、院内の医師などと意見交換を行って、現場と思いを共有するよう努めているところであります。さらに、現場の意見を業務改善に反映するため、医師を初め職員全員を対象に病院経営の改善策を提案してもらった「1人1改善運動」を実施しているところであります。こうしたさまざまな取り組みにより、先ほども申し上げましたように、医師の研究研修費の増額ですとか医療秘書の導入などにつながっているところであります。

○松田勝則議員 私も現場に——県病院でございますけれども——参りますと、部長、局長が——いわばどぶ板営業という言葉がありますが——本当に足しげく通ってこられる、また宮崎大学におかれましても、今までにないように足しげく通っていらっしゃるということは耳にしておりまして、本当に頭の下がる思いでございます。佐久総合病院、これは私たちの医療対策特別委員会のほうで訪問いたしました。ここに

来られる臨床研修医が地元に残るという要因の一つに、地元とのコミュニケーションが大変深うございました。年に1回、病院祭を開いて、若手男性医師はみんな女装して踊るとか、そういった自分の殻を越えて表現するような場、あるいは日ごろから地域の方々との飲みコミュニケーションが盛んだということも聞いております。そういうことを今、延岡でも地域医療を守る会の方が提唱するんですが、どうしても県立病院に派遣されていらっしゃる医師の方々はお忙しいということで、そこまでの深いつながりはできておりません。これはどこが指導すべきかというのは別といたしまして、まずは県政の重責にある皆さん方から、もっと突っ込んだコミュニケーションをとられてもよろしいんじゃないかなろうかと思っております。

続いて、次の質問に参ります。シカでございます。シシでございます。猿でございます。

「奥山に紅葉踏み分け鳴く鹿の 声聞く時ぞ秋はかなしき」。同じく神楽歌なんですけど、シカの被害が大変ひどい、深刻だということは、皆さんおわかりかと思えます。特に県北においては、明治以降この方、いわゆる廃村といった集落が消滅した事例はないんだそうなんですが、いよいよあと5年、10年のうちに、そういった集落が出るかもしれないというところに来ております。それは、一にも二にも住民が少なくなつて、お二人そろっていけば、何とか田を耕し、山を肥やし、そして仏さんのお守りをするんですけれども、お一人になってしまったら山をおりざるを得ないということもあるんですが、それに追い打ちをかけるようにシカの被害があります。自分たちが丹精を込めた作物が根こそぎべらくりやられてしまうという現状です。本県のシカの数は、平成17年の約4万2,000頭から、

平成20年には7万7,000頭へ急増しています。このため、県では、平成21年にニホンジカ適正管理計画、25年度までと聞いておりますが、これを策定して約3万8,000頭まで減らすと、7万7,000頭を3万8,000頭まで半減させるということを目指しております。平成21年度は、この計画に基づいて、大変多くの努力をいただいておりますが、さて、本県の野生鳥獣による被害の現状と被害防止対策に要する予算額について、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 野生鳥獣による被害でございますが、平成18年度以降、年々拡大しております。平成21年度における被害額は2億9,000万円余になっております。被害の多い作物等は、野菜、水稲、それから人工林、この3つで被害全体の60%を占めております。また、獣種別では、やはりシカによる被害が最も多く、次にイノシシ、猿を合わせた被害、これが全体の85%に及んでおります。さらに、生産意欲の減退あるいは作付の断念といった数字でははかれない影響も地域に及ぼしております。早急な対策が求められているところであります。こういったことから、本年度から全庁的な体制で「鳥獣被害対策緊急プロジェクト」に取り組んでおりまして、専門家の招聘や特命チームの設置などを行います「鳥獣被害防止地域力パワーアップ事業」やシカ・サル対策指導捕獲員の配置を行います「有害鳥獣被害防止緊急対策事業」などに、総額2億9,000万円余の予算措置を行っているところでございます。

○松田勝則議員 被害が2億9,000万円余、それに対して予算措置が2億9,000万円余ということで、大変多くの予算を計上しなくてはいけない本県の現状があります。では、今後、本県の鳥獣の被害防止対策をどのように進めていくの

か、県民政策部長、続けてお伺いいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 野生鳥獣の被害防止対策につきましては、防護さくの設置あるいは有害捕獲による対策を行ってきたところでございますけれども、思うような被害軽減には至っていないところでございます。このため、今年度から、これまでの対策を補うための新たな視点ということで、鳥獣を寄せつけないためのえさ場の撤去や徹底的な追い払いなど、地域ぐるみ、集落ぐるみでの取り組みを強化いたしますとともに、冬場のえさ源ともなっております林道等ののり面や路肩の適正管理、あるいは多様な森づくりの推進に取り組むこととしたところであります。こうした対策にあわせて、引き続き、補助事業による防護さくの導入あるいは集落周辺に定着している鳥獣の適切な捕獲を実施することによりまして、総合的かつ効果的な被害対策につなげてまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 ポイントになりました適切な捕獲ということで、7万7,000頭を3万8,000頭まで半減させる、これは並大抵の努力じゃありません。じゃ鳥獣被害を減らすためにどのような捕獲対策を行おうとしているのか、環境森林部長、お伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 県ではこれまで、シカ、猿、イノシシなどの野生鳥獣による被害を防止するために、市町村の有害鳥獣捕獲班や野生猿特別捕獲班への助成、あるいは捕獲用わなの購入助成によりまして、捕獲の強化を図ってきたところでございます。特にシカの有害捕獲につきましては、今年度から、シカ捕獲促進事業において捕獲単価を引き上げ、4,000頭を捕獲するとともに、緊急雇用創出臨時特例基金を活用いたしまして、シカ・サル対策指導捕

獲員46名を配置し、積極的にわなによるシカや猿の捕獲に努めているなど、捕獲対策の充実を図っているところでございます。また、今年度から、有害捕獲に関します許可基準日数を従来の30日以内から90日以内に延長するとともに、捕獲頭数を原則10頭以内から必要頭数が捕獲できるよう捕獲基準を緩和したところであります。今後とも、市町村や関係機関と連携しながら、より実効性のある鳥獣被害対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 今、部長のほうから「わな」という言葉がありました。実は、狩猟班の方々には伺いますと、狩猟の免許更新は、「次はおっだ、もうよだきいぞ」ということを言います。なぜかといいますと、実射、実技が課せられたことによって、高齢者がほとんどを占めるハンターの方々、次はもう更新しないという方が多いんですね。そうすると、ひっきょう、わなというものが大きな役割を占めることになろうかと思えます。私も、次はわなの資格を取って——実際山に入るかどうかは別なんですけれども——免許を取りまして、幾らかでも役に立ちたいと思っております。また、そういったところも観点を持っていただきたいと思えます。

次に、環境森林部長に続けてお伺いいたします。県民から500円ずついただいております森林環境税の用途なんですけど、これは鳥獣捕獲というのか、被害対策には使えないんですね。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 森林環境税につきましては、その税を取る制度の趣旨とか、そういうのを踏まえまして、直接的には鳥獣捕獲に使うようにはしておりませんが、一応、森林環境税で広葉樹等を植えていきますが、その防除するための防護さく、そういうものには使っておるところでございます。

○松田勝則議員 防護さくを使っているということで、この森林環境税を使った植林のところは、さくがあるからシカの被害はないというふうに聞いているんです。では、次期の森林環境税の用途についてはどのような検討を今行っているのでしょうか、お教えてください。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 森林環境税については、平成18年度に導入いたしまして、課税期間が今年度までとなっておりますところでございますけれども、森林を取り巻く現況は非常にまだまだ厳しいものがございまして、県民の生活になくはならない多くの機能を有する森林を、県民共有の財産として、引き続き守り育てていくことが重要であると考えております。それとともに、昨年度実施いたしましたアンケート調査あるいは県民との意見交換会などで、多くの県民から継続に賛同との御意見をいただいたことから、本議会に5年間の延長を内容とする条例の改正をお願いしているところでございます。その税の今後のあり方につきましては、特定財源である森林環境税の趣旨を踏まえまして、有識者で構成されている森林環境税活用検討委員会の御意見等も反映しながら、次期の森林環境税の構想案を取りまとめて、現在、パブリックコメントを実施しているところでございます。その構想案の中で、これまでの県民参加と公益的機能を重視した森林づくりに加えまして、新たな用途といたしまして、山村地域の活性化、ひいては地球温暖化の防止に貢献する県産材の利用促進などの取り組みを検討しているところでございます。

○松田勝則議員 山村、林業へも少しは貢献できるような策を講じていらっしゃるということで伺いました。一つ提案なんですけれども、山学校をこれでやったらどうかと思うんですね。

今、子供たちは、農家の子でもくわを握ることがありません。山里の子でもなた一本持ったことがない。私たちは、山に入ったら必ずたきもんを一つ抱えてきて、持って帰ると、ばあさんに頭をなでてもらえたという喜びがあるのですが、今の子供たちは実際、平地にある林でつくられた人工林での体験はあるやにしても、本当の山里の中での生活を知りません。そういったところで、子供たちに山の生活を教える。そして、野生鳥獣といっても、シカ、シシ、猿、とうとい命です。それを人間のために奪わなくてはいけない、そういったことも含めて啓蒙するようなことにお使いいただけたらどうかなと思いますが、提案をさせていただきます。

次に、農政水産部長に伺います。最近の記事でこんなのがありました。国連環境計画は19日、「2050年までに地球上のほぼすべての水域で漁獲量が減少し、大型魚（マグロやカツオなど）はほぼ消滅する」と予測する報告書を、名古屋市で開催中の国連地球生きもの会議で発表いたしました。漁獲量の減少の原因としては、乱獲、それから気候変動による海水温度の上昇、海水の酸性化、未処理で流される生活排水、あるいは農業で使う肥料に含まれる窒素の増加による水質汚染を掲げております。確かに、県内の漁獲量を見ましても、ここ3年で減っております。また、魚価が低迷していることによりまして、海を守る——いわば漁師の方々は、自分たちは地球防衛軍といったような、海を守っているんだという自負もあるんですが——そういった方々の生活を脅かしております。まずは、本県沿岸域における漁場整備の状況について伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 本県の沿岸域は、単調で魚が集まる岩礁帯が少ないといった

地理的条件下にありますことから、漁業を持続的かつ効率的に営んでいくためには、漁場整備が必要不可欠であると考えております。このため、本県では、水深などの海域条件や対象とする漁業種類を考慮し、計画的な漁場整備に取り組んでおります。具体的には、ごく浅い海域では、稚魚の隠れ家などの増殖礁を、水深100メートル程度までの海域では、コンクリートまたは金属製の高層魚礁を、さらに深い海域では、浮き魚礁を用いるなど、日向灘の立体的な漁場整備を実施いたしております。本年度は、4カ所での漁場整備を継続いたしますとともに、新たに美々津沖で、高層魚礁を用いた漁場の整備に着手したところでございます。

○松田勝則議員 確かに、魚礁は大変熱心に取り組んでいただいていると思います。漁師の方々に伺いますと、魚礁に対する見方がいろいろあるんですが、「魚礁は魚を集めるアパートになるんだけど、そこから魚がふえることにあんまりつながってないんじゃないかなろうか」と。魚をそこに集めることに力を持って、そこから大量にわくということはないというふうにも聞いております。そういう中で、本県における枯渇するというふうに言われてしまった海洋資源をふやす取り組みについて、どのように取り組んでいるのか、続けてお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 本県では、関係機関と連携を図りながら、マダイ、ヒラメ、カサゴ等の稚魚を生産し、年間100万尾程度の放流に努めております。特に今年度からは、安定的な収益が見込めるため、漁業者のニーズが強いヒラメを重点的に放流しております。また、緊急に資源回復が必要なカサゴにつきましては、第1期資源回復計画の成果を踏まえまして、安定的な水準まで資源量を回復させるため

に、今年度から5カ年間の第2期計画へ移行したところでございます。この計画では、従来の禁漁期の設定や漁獲物の体長制限に加え、さらに漁業者との協議を重ねまして、操業海域別の漁獲量管理など、より厳しい資源管理に取り組んでいるところでございます。

○松田勝則議員 続けて、県として、漁業所得の確保に向けては、どのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 漁業所得の確保につきましては、資源の適切な管理や漁場の整備による安定的な生産を確保するとともに、収益性を向上させることが重要であると認識いたしております。このため、省エネ型漁船の導入や操業方法の改善等による操業コストの削減、みやざきブランドの確立や多様な販路の構築等による魚価向上に向けた取り組みなどを支援いたしておるところでございます。県といたしましては、今後とも、関係機関・団体との緊密な連携を図りまして、漁業所得の確保に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 先ほど、カサゴという魚の養殖についてということをお伺いしました。これをガガラと私どもは申しますが、これは大変いい成績を上げているようなんですけれども、ただ、17ある漁協では、やはり食いつきが違うということなんです。ほかの漁協で確かに成果を上げているんだが、ほかのところはなかなかそれに賛同しないという現状もございまして。先ほど知事がおっしゃったように、やはり行政と地域に住まわれる方々の連携が大事だと思います。特に漁村、漁師の方々は、なかなかお忙しいということもあつたり、あるいは行政の言うことを、せせこましいと言って聞かない嫌いが

あるやに聞きますけれども、できれば、2日、3日泊まり込みで、「こんなに成果が上がっているんだから、おたくもやりませんか」というぐらい売り込みを、職員さんがされるような、そういった熱意でもって、ぜひ、よい成績を上げているものについては、啓蒙・普及に努めていただきたいと思っております。

続いて、県土整備部長にお伺いいたします。入札制度というふうにならなっておりますが、この間、県外に行っておりますときに、地元の建設業者の方からこんな電話をいただきました。落札をしたんだそうです。大変喜びました。関連の業者さんとかあるいは家族を集めて、従業員と一緒に酒盛りをしていた。それぐらい今、なかなか落札ができないんだ。ところが、そこに一本の電話があつて、落札を取り消しますということであつた。入札、落札を取り消すということですね。その理由というのが、業者のほうにミスがあつたのではなしに、県のほうでミスがあつたということで、翌日すぐに担当の課長が謝りに来られたんですけれども、それだけで終わってしまったというようなことで、これはまれなことではなく、間々あるんだというふうに、この業界の方々から聞いております。県土整備部において、落札後の入札の取り消しは何件あり、そのうち県のミスによるものは何件か、また、なぜそのようなミスが起きるのかお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 建設工事等の入札手続におきまして、県の積算や図面等に誤りがあり、落札者の決定に影響するなど、適切な入札でない判断される場合は、入札の公正性を確保する観点から、当該入札手続を中止することとしているところであります。県土整備部におきまして、開札後に入札手続を中止した

ものは、昨年度17件、今年度上半期は9件であります。いずれも県の積算等に誤りがあったものであります。これらは、予定価格の算出過程等において、積算基準や単価の適用誤り、必要経費の計上漏れなどによるものであります。入札手続の中止は、建設業者等にとりましては負担増となるものであり、事業のおくれにもつながりますので、大変申しわけなく思っております。

○松田勝則議員 昨年度17件、今年は上半期で9件、県のミスによる、しかも全部が県のミスだったということですよ。私が伺った業者さんは、じゃ積算の見積もりミスは幾らだったかと問いましたら、数千円であったそうです。しかも2回目も同じことを繰り返された。たまらんとですよ。関連の業者さんに頭を下げて調整をして、社運をかけて入札に臨んでいる。それが天国から地獄に落とされるわけです。それが数千円のミスだった。でも、県には何のおとがめもないわけですよ。例えば、ポイントがつくわけでもありません。また一から入札し直しになるという現状を、この業者さんも大変嘆いておられます。確かに、大変積算が多くて間違いはするだろうと、さはさりとは、秘密の保持から、民間に積算を依頼することもできないんでしょうけれども、県としては、入札の中止が生じないよう、どう対応していかれるのかお聞かせください。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 建設工事等の発注に当たりましては、従来から、各発注機関に対して、正確な積算と十分な精査を行うよう指導してきたところであります。しかしながら、今年度も、積算誤りによる入札手続の中止は生じておりますことから、精査体制の充実強化を図るとともに、同様の積算誤りが起きない

よう、事例の周知に努めるなど、違算防止に向けて、さらに指導を徹底してまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 それだけですかと言いたいところなんです、人間のやることだから許されないというのは通用しないですよ。これは業者のほうミスをしたら、県は絶対認めないわけでしょう。それと同じことを県の方々も十分認識していただきたい。本当に積算ミスが起こるんであったら、どこか遠いところに、県外でもいいから委託をすとかいう形で、本当に細心の注意を払っていただきたい、このように思っております。本当に心からお願いいたします。

次に、今回の口蹄疫に話を戻しますけれども、本当に建設業界の方々に御尽力いただいたということは、部長のみならず、皆さんが御承知のことと思います。地震など自然災害の発生時を含めて、現場の最前線で地域を守る担い手はだれなのかというと、やはりこれは、宮崎県のある意味1次産業にも含まれるであろう建設業の方々であると言っても過言ではないと思います。また、中山間地域の生活を下支えしているのも、やはりこの建設業の方々です。入札制度のことにしましては、再三再四、この議会でも取り上げておりますし、また、業界の中でも、さまざまに意見は分かれておると聞いておりますが、一例といたしまして、3,000万円以下の工事については、指名競争入札を一部試験的に復活する考えはないか。試験的ですので、時計の針を戻すことにはならぬと思うんですが、いかがでしょうか。部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 本県では、19年3月に「入札・契約制度改革に関する実施方針」を策定しまして、より公正、透明で競争性

の高い入札・契約制度を確立するために、抜本的な改革に取り組んでまいりました。しかしながら、建設投資の大幅な減少や一般競争入札の拡大による競争性の高まりに加え、景気の悪化によりまして、建設産業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。このため、改革と並行しまして、制度を検証し、幅広く意見を伺いながら、最低制限価格の引き上げや、地元の業者が受注しやすい本県独自の「地域企業育成型」総合評価落札方式の創設・適用範囲の拡大など、必要な見直しを随時行ってきたところでもあります。また、公共事業における経済・雇用緊急対策として、早期発注や受注機会の確保などの取り組みを行うとともに、国の経済対策に呼応しまして、今議会におきましても、公共事業の追加補正予算をお願いしているところでございます。県としましては、技術と経営にすぐれた業者が伸びていける環境づくりが重要と考えており、一般競争入札の枠組みの中で、入札制度のあり方も含め、幅広く意見を伺いながら、制度の検証と必要な見直しや改善を図ってまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 ぜひ、それこそ多くの方々の意見を取り入れて、改善というか、本当に着地点を見出していきたいと思っております。

続いて、今度は教育長にお伺いいたします。午前中、教職員の自殺という数で、ここ3年が1人、2人、1人というショッキングな数を明らかにしていただきました。聞きづらいんですけども、県内における児童生徒の自殺の状況についてお伺いします。

○教育長（渡辺義人君） 文部科学省が実施いたしました調査結果によりますと、本県の公立学校におきましては、平成20年度、21年度は、それぞれ高校生が1人みずから命を絶つとい

う、大変痛ましく、残念な状況となっております。なお、過去10年間におきましては、毎年1人、多いときは2人から3人が報告されておりますが、小学生については、報告を受けていないところでもあります。

○松田勝則議員 県内におけるいじめや不登校の状況について伺おうと思ったんですが、自殺の問題はプライバシーに関しますので、深くはここで言えませんが、ほとんど学校とは関係ない家庭の問題に起因するということも伺っております。さはさりながら、家庭に居場所のない子供が、どうして学校で居場所を求められないのかということも思ったりするんです。自殺防止のために、学校や教育委員会はどのような取り組みを行っているのかお伺いいたします。教育長。

○教育長（渡辺義人君） 自殺防止につきましては、児童生徒一人一人に命のとうとさを自覚させ、自分や他者の命を大切に作る心や態度を育成することが大変重要であると考えております。そのため、各学校におきましては、道徳の時間に、生命誕生の喜びなどを教材とした授業を実施いたしますとともに、乳幼児との触れ合い活動や動植物の飼育栽培等を取り入れた体験活動を行うなど、すべての教育活動の中で、命を大切に作る教育の充実に努めております。また、児童生徒の小さなサインを見逃さないようにするために、定期的にアンケート調査や教育相談を実施したりしながら、きめ細かな対応も行っているところであります。県教育委員会といたしましては、スクールカウンセラーやスクールアシスタントの配置を行うとともに、悩んでいるときにいつでも相談のできる「ふれあいコール」や「心の架け橋子ども専用電話」などの相談窓口の電話番号を掲載しましたカードを

県内すべての児童生徒に携帯させるなどしながら、相談体制の充実に努めているところであります。今後とも、学校や家庭はもちろんでありますが、関係機関とも十分連携を図りながら、「命はかけがえのないものである」というメッセージを伝えてまいりたいと思います。以上です。

○松田勝則議員 児童生徒の小さなサインを見落とさないようにと、確かにそうだと思います。その小さなサインの一因として、いじめとか不登校というものは看過できないと思うんですが、改めまして、県内におけるいじめや不登校の状況について、教育長に伺います。

○教育長（渡辺義人君） 文部科学省が実施いたしました調査結果によりますと、平成21年度の本県の公立学校におけるいじめの認知件数は、小学校31件、中学校55件、高等学校47件、特別支援学校4件の計137件であり、平成20年度と比べまして、68件減少いたしております。いじめの認知件数につきましては、平成19年度以降、3年連続で減少傾向がございます。また、平成21年度の本県の不登校児童生徒数につきましては、小学校128人、中学校768人、高等学校353人の計1,249人でありまして、平成20年度とほぼ同数であります。なお、本県のこの状況を割合で見ますと、児童生徒1,000人当たり約10人という状況になります。本県のいじめの認知件数及び不登校児童生徒数の割合は、全国との比較をいたしますと、いずれもここ数年、低い水準で維持できているところであります。

○松田勝則議員 今の答弁の中で、ややもすると、他県と比較すると、ということなんですけど、これは比較する必要はないですよ。教育日本一をうたう宮崎県であつたら、ゼロでなくてはいけない、それぐらいの思いであつてほし

いと思います。そこで、今回、以前の質問でも取り上げました教員の不祥事ということで、教育長は今年度、異例の、教職員がどのような事例で処罰されたかという一覧表をつくって、県内の教職員に配付されました。また、前回、2年前には、教育長みずから「教師として生きる」というメッセージを書かれて、それを各校に配付された。それは、学校によっては、大きく拡大コピーをされて職員室の入り口に張ってあったり、あるいは各人がコンパクトにして持っていたりということでもあります。子供の世界もそうでありながら、なかなか先生の世界も大変だということは、私たちもわかっているんです。さはさりとは、じゃ、それを監督する県教育委員会が、市町村の教育委員会——今回も児湯郡の教育委員会の先生でしたよね——にメッセージを発信したときに、二重行政になっているんじゃないだろうか。教育長が熱い思いを持って発せられたメッセージがどう届いているんだろうかと、最近は大変疑問に思っております。教育長、いかがでしょうか。いま一度、どのような形で、宮崎県の教育、この子供たちの環境にねじを巻くために、どのようなおつもりでいらっしゃるのかお聞かせください。

○教育長（渡辺義人君） 子供の教育に関しましては、県教育委員会、市町村教育委員会、それぞれ法律的な意味での役割分担というのがあつるわけなんですけれども、事、子供の教育に関しては、その垣根がないといひましようか、この議会でも、よくいじめとか不登校とか、いろんな御質問を賜りますけれども、そういう意味では垣根がないのかなと、それが教育の姿なのかなというふうに思っています。そういう中で、特に教師は、子供と直接接して、子供を将来の立派な社会人として育成していかなければ

ならないし、そういういわば人間として生きる、その尊厳にかかわる崇高な営み、それが教育であると思っています。そのことのために、よくこれは萩原議員がおっしゃいますけれども、教員ではなくて教師であるべきだということだと思っております。その教師としての意味をかみしめてほしいということで、今年の8月だったと思いますが、「教師として生きる」というメッセージを県内すべての学校の教師に対してお届けしたわけでありまして、県教育委員会、市町村教育委員会、それぞれ立場はありますけれども、ここの部分においては全く一緒だと思います。また、市町村の教育委員会も当然あるわけですから、いろんな機会を通じて、教師として生きる意味をそれぞれの先生方一人一人がしっかりとかみしめて、子供たちの教育に当たってほしいと、そのように願っております。以上です。

○松田勝則議員 教育の現場、教える側、教えられる側、ともに楽しく、そしてお互いが信頼できる教育環境をおつくりいただきますよう。また、私の好きな言葉に、知事がおっしゃいました「すべての大人はすべての子供の教師たれ」と、まさにそうだと思っております。その教師になるべく、私たちも精進したいと思っております。

次に、県経済の振興について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

東国原知事就任後の企業立地の件数及び最終雇用予定者数はどうなっているのか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 東国原知事就任後、本日現在で企業立地件数99件で、最終雇用予定者数は5,239人となっております。

○松田勝則議員 そうしますと、立地企業への

フォローはどうなっているのか、また、本県に対して企業からどのような要望等があるのか、お聞かせください。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 立地企業へのフォローアップにつきましては、地元市町村でも実施しているわけですが、県といたしましても、市町村や県外事務所などとも連携しながら、誘致企業を定期的に訪問しております。平成20年度からは、専任職員を配置するなど体制の強化を図ったところでございまして、昨年度は364社、今年度は10月末で191社を訪問したところでございます。また、訪問した企業からは、主に人材の育成・確保や取引先の拡大、新商品の開発に関する相談等が寄せられております。このような相談・要望に対しましては、ふるさと人材バンクからの人材紹介や各種研修等を案内するとともに、産業支援財団の相談窓口をあっせんするなど、地元市町村や関係機関と連携しまして、積極的にその解決に向けて取り組んでいるところでございます。

○松田勝則議員 では、立地した企業のうち、閉鎖・撤退した企業はどれぐらいあるのか、続けて部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 最近10年間の状況を申し上げます。立地件数が212件となっております。このうち閉鎖に至ったものが19件で、おおむね1割程度となっております。

○松田勝則議員 1割程度が撤退されているということなのですが、フォローということの一つ提言をいたします。お隣の大分県、ちょうど自動車産業が大変盛んなときに、幾つかの企業を訪問させていただきました。企業担当者に聞きますと、出てくる言葉が、「大分県の職員さんのフォローが大変いい。かゆいところに手が

届くごと電話をしてきてくれる」、それぐらいの信頼関係にあったんですね。だからこそ、撤退するときも、いち早く、言いづらい情報であつても県のほうに伝えていたとか、そういったお話も聞きました。先ほど、医師確保のほうでも、人員配置のことについて少し言及いたしましたが、企業立地に関しましては、普通の人事配置というか異動ではなしに、やはり腰を据えて、東京、大阪、福岡の職員さんを含めて、企業立地あるいは企業誘致に取り組んでいただけたらと思います。

続きまして、県外から立地した企業は、宮崎県のどのような点を評価しているのか、それを部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 立地しました企業の多くから評価していただいているものは、土地価格や物価の安さ、水資源や農畜産物などの地域資源の豊かさ、空港と市街地とのアクセスのよさ、豊富で質の高い人材などでございます。

○松田勝則議員 そのような評価があるということですが、私はほかに、宮崎県の方が使う言葉のやわらかさというのを聞いたことがあります。コールセンターとか電話業務においては、方言の抑揚が大変少ないということもあって、ほかの県より言葉の矯正というかレッスンがしやすいということなんですね。であれば、ある意味、視点を変えて、教育の現場、高校で電話のかけ方なんかも、県の取り組みとして授業に盛り込んでみてもいいんではないかと思っております。そういうところで高い評価をいただいていることを聞いて、大変うれしく思いました。

商工観光労働部長には最後の質問になります。こういうふうな4年間で100社1万人という

目標に、99社まで達している、すごいなと思うんですけども、一方、県内では、「県外企業の誘致ばかりではなく、県内企業の育成に力をもっと入れるべきだ」という声も聞いております。この点はいかがでしょう、部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 本県の産業振興のためには、県外企業の誘致だけでなく、地場企業の経営基盤の強化や事業の拡大、新分野への進出等を図ることが本当に重要だと考えております。このため、現在、地場企業に対しましては、新商品開発支援などの各種の支援策を講じるとともに、事業拡大などによる工場増設等の立地につきましても、企業立地促進補助金の対象としていただいております。今後とも、本県のポテンシャルを生かして、太陽電池などの新エネルギー産業や食料品産業、さらには、先日構想を策定しました医療機器産業などにつきまして、地場企業の事業参入、取引の拡大及び新商品開発等を支援するなど、戦略的、効果的な施策の展開を図っていききたい、そのように考えております。

○松田勝則議員 戦略的施策ということなんですが、一番県民が求めている、各団体が求めているのは——特に建設業の方々が農業に転換したりということを提唱されましたよね。確かに作物はできるんですよ。ただ、販路がないと。いろんなところでいろんなものをつくっても、販路の開拓というのが我が宮崎県人は苦手であるという分析があります。まず、販路の開拓、外貨を稼ぐじゃありませんけれども、その部分にも企業誘致と同じぐらいの力を割いていただけたらと思っております。

最後に、知事にまたお伺いいたします。任期終了まで全力で走られるということ聞いて安

心しておりますが、さて、知事の任期はいつまででございましたか。

○知事（東国原英夫君） 来年1月20日までだと理解しております。

○松田勝則議員 知事の発言の中で、「宮崎県に骨を埋める」という発言もありました。また今回は、「人間至るところ青山あり」じゃありませんけれども、心の墓所を宮崎県に求めているんだと理解することで、1月20日までは知事がこの宮崎県政に君臨していただけるものと思っているんですが、さはさりとは、県民の中には、「知事はもう東京にも事務所をつくったし、今の補正予算が決まったら、すぐ東京に行かれるんじゃないかな」という、本当に心配している声も聞かれます。余計なお世話かもしれませんが、知事が任期満了前に辞職するなど、知事が欠けた場合の取り扱いが公職選挙法上どうなっているのか。もしここで知事がおやめになったら、知事と隣の副知事の席は2つともあいてしまうという、考えられない事態が起こるかと思いますが、選挙管理委員長、いかがなっているのでしょうか、お聞かせください。

○選挙管理委員長（川崎浩康君） 知事の任期は、公職選挙法上、選挙の期日——選挙の投票日でございますが——の前日以前に欠けた場合は、選挙の投票日から起算することになっております。また、選挙の期日後、知事が任期満了の日までに欠けた場合には、その欠けた日の翌日から任期を起算することとなっております。

○松田勝則議員 欠けた日の翌日から任期ということ、次に知事になられる方が繰り上がりというのか、すぐに知事に就任されて、知事の席があくことはないというふうに理解いたしました。それでいいんですね。

○選挙管理委員長（川崎浩康君） そうですございます。

○松田勝則議員 我が宮崎県行政は寸断することなく継続することを確認いたしまして、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○中村幸一議長 次は、黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） 本議会の最後の質問者となってしまいました。しばらくの間、おつき合いをよろしくお願いいたします。

T P P交渉への参加による本県への影響についてでありますけれども、このことにつきましては、複数の議員から質問があり、その影響の試算、問題点について答弁がありました。特に農林水産業が基幹産業になっております中山間地域においては、壊滅的な打撃を受け、やっていけないのではないかと、そういう考えがあるものですから、質問をいたします。

我が国は戦後、輸出産業奨励策によって経済成長をなし遂げてきました。1970年ごろから、我が国の主要産業であった鉄鋼、電気、自動車などが劇的に輸出を拡大した結果、アメリカが莫大な貿易赤字を抱えることになり、農林産物の市場開放を求められ、さらに輸出拡大による我が国の経常黒字増大に対する他国からの圧力によって、公共事業を中心とした内需拡大策がとられ、それが衰弱する農林業の代替策としても行われ、それがさらに農林業の体力を失う結果となり、繰り返されてきた市場開放策によって基幹産業が衰退、農山村の財政状況は、財政再建策による地方交付税改革とも相まって、現在の厳しい状況となっております。このような中、国は農林水産業の成長産業化を掲げ、10年後の自給率を50%にするなど、指針を策定したばかりであり、それとどう整合性を図るのか。

町村会などは、今必要なことは、足腰の強い農林水産業を確立することであるとして、TPP参加検討は言行不一致と撤回を求めております。食料供給県の知事として、反対の先頭に立って行動する考えはないのか、見解をお伺いいたします。

以下の質問は自席から行います。（拍手）

〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

御質問のとおり、これまでの貿易自由化の流れの中で、日本の農業は大変厳しい状況に置かれておりますが、そのような中であっても、本県は、食料供給県として全国有数の農業生産を維持してまいりました。しかしながら、TPPへの参加により、即時に関税撤廃されますと、本県農業は大きな打撃を受ける可能性があります。国は、来年6月を目途にTPPへの対応を決定する方針であります。その前に、まずは大きな影響が予想される産業分野や地方の不安が解消される必要があります。そのためには、今後の農業戦略、食料戦略を明確にした上で、国民的な理解が得られることが必要であります。特に、国はことし6月に「新成長戦略」を策定し、その中に農林水産業の成長産業化を位置づけるとともに、食料自給率・木材自給率50%、農林水産物・食品の輸出額2.2倍といった目標を掲げており、TPPに参加した場合、これらの目標をどのように達成するのか、その道筋が示される必要があると思っております。県といたしましては、こうした地方の声を国にしっかりと訴えてまいりますとともに、国際競争にも負けない農業を構築していくために必要な対策や、農業の持つ多面的機能の評価及び維持方策等について、地方の視点から分析、検討を行

い、国に対し提案していく必要があると考えております。〔降壇〕

○黒木正一議員 今回、TPPへの参加の問題が突然出てきて、みんなの目に改めて明らかになったこともあると思います。例えば、平成の開国だと言って農業が鎖国をしているような言い方がされる中、約7兆円に達する食料輸入額、平均11.7%の低水準な農産物関税率、その結果としての食料自給率の40%、そして特に林業に関しては、丸太は早くから関税が撤廃されており、新聞紙上でも「早々と壁を外された林業の二の舞は避けたい」とか「どう育成するか」という政策がないまま丸裸にした結果、国内林業は崩壊した。一たん崩れたものを立て直すのは難しい」など、今日厳しくなった林業が早からの完全自由化によるものとして取り上げられております。林業における影響額については長友議員から質問がありましたが、林産物関税引き下げの推移、影響について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 丸太の関税については、今おっしゃいましたように、戦後の復興のため急増した木材需要に対処するために、昭和26年に撤廃されております。その後、昭和36年には輸入量の規制もなくなっておりまして、丸太輸入が全面的に自由化されたところでございます。また、合板や集成材等の木材製品につきましては、まず、その輸入量の規制が段階的に軽減され、昭和39年には撤廃されたところでございます。その後、我が国に輸入される木材製品の関税につきましては、最高で20%となっておりましたけれども、これまで数度にわたり国際的な貿易交渉を経て引き下げられ、現時点では最高10%の関税率となっております。このような中、TPP参加による本県木材

産業への影響額につきましては、先般、国が公表した方法に準じて試算いたしますと、県内における合板及び集成材の生産額の11%に相当する2億5,000万円程度の減少が見込まれるところでございます。

○黒木正一議員 次に、林業政策についてお伺いをいたします。

林業労働災害対策について質問したいのですが、まず、全国と本県の産業別の労働災害の状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 厚生労働省の調べによりますと、平成21年における労働災害による主な産業別の死傷者数は、全国では、製造業が2万7,995人、建設業が1万6,268人、運輸業が1万6,555人、林業が2,306人となっております。一方、本県では、製造業が324人、建設業が179人、運輸業が139人、林業が84人となっております。なお、平成19年就業構造基本統計調査を参考に、就業者1,000人当たりの労働災害発生割合を試算しますと、多い順に、全国は、林業が約46人、運輸業が約5人、建設業が約3人、製造業が約2人となっております。一方、本県は、林業が約34人、運輸業が約6人、製造業が約4人、建設業が約3人となり、全国、本県ともに、林業における労働災害発生割合が高い状況となっております。

○黒木正一議員 ただいまの答弁のとおり、就業者1,000人当たりの労働災害発生割合は、全国、本県ともに、他産業に比べ圧倒的に林業が高くなっております。平成19年の資料が示されましたが、本県においては、1,000人当たり災害発生は運輸業が約6人、製造業が約4人、建設業が約3人に対し、林業が約34人ということでもありますから、100人のうち約3人は、林業の場

合、労働災害に遭っているということになります。一方、死亡災害の発生状況を見てみますと、21年度、全国で林業で43人が亡くなっておりますが、70歳以上が30%、60歳以上を加えますと50%を占めており、林業の高齢化の現状があらわれております。最近の林業労働災害の死亡者の特徴は、高年齢者の他産業からの参入により、林業経験が浅い者が被災している状況があります。また、建設業等の他業種からの新規参入を背景にしている事案があるとも聞いております。平成15年度からの緑の雇用担い手対策による新規就業者の確保も進んでいますが、急傾斜地での危険な作業が多いことから、就労環境の整備が重要であると考えられます。災害防止策にどのように取り組んでいるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 林業労働災害の防止対策につきましては、林業労働安全衛生に関する専門的知識を有しています安全衛生指導員による現場巡回指導や、労働災害を未然に防止するためのリスクアセスメント研修等を実施しまして、防災意識の普及啓発を図るとともに、林業技術センターにおいて、林業機械の操作や伐採方法などの各種研修による技術の修得を促進することなどによりまして、安全衛生教育の普及に努めているところでございます。また、林業担い手対策基金等を活用いたしまして、高性能林業機械の導入など機械化の推進や、労災保険の事業主負担への支援等による就労環境の改善にも取り組んでいるところでございます。建設業など他産業からの新規参入者や若い林業労働者を確保・定着させていくためには、安全で安心な就労環境を整備していくことが大変重要であると考えておりますので、今後とも、宮崎労働局を初め関係機関と連携を図り

ながら、林業労働災害の防止に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 10月の中ごろか末だったと思うんですけども、緊急雇用対策として、県有林の整備ということで、70人を3カ月間ということで募集がありました。私、たまたま宮崎県森林組合連合会の事務所に用事があって行ったんですけども、若い人からかなりの高齢の方まで、次から次という感じで応募に来ておりました。それを見まして、いかに宮崎の雇用状況が悪いのかというのを改めて感じたのであります。あの方たちはそれほど危険な仕事はしておられないだろうというふうに思うんですが、今、高校生の中でも、雇用状況の悪さもあるでしょうけれども、かえって林業をやりたいという人がおります。ぜひとも今後、安全な労働環境整備への取り組みをしていただくように、お願いをしておきたいというふうに思います。

公共建築物の木造化についてお尋ねをいたします。この件については、高橋議員のほうから質問がありましたが、需要の拡大がなければ山の仕事もなくなるわけで、その積極的な取り組みが必要となってきます。公共建築物を木造化する国の木材利用促進法の施行に伴い、県も公共建築物への県産材の利用促進へ目標値を定めて取り組むと聞いておりますが、どのような考えで取り組むのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 県産材の需要拡大は、林業の活性化や山村地域の振興を図る上で大変重要であると認識しております。そのようなことから、県では、県外への販路拡大を図るために、大消費地でのトップセールスなどに取り組み、今では本県製材品の3分の2が県外に出荷されているところでございます。一

方、県内におきましては、木造住宅の建設促進などに取り組みまして、本県の住宅分野における木造率は71%と高くなっておりますけれども、公共建築物など非住宅分野の木造率が低いことから、この分野の木造化・木質化の促進を、今後の需要拡大策の中核として取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。このため、県といたしましては、公共建築物を可能な限り木造化・木質化を図ること等を内容とします「県産材利用推進に関する基本方針」の改正を行ったものでございます。この方針を着実に実行していくために、関係部局や市町村と綿密な連携を図りながら、木材の利用技術の開発や安定供給体制の整備等を進めるとともに、民間施設の木造化の促進へもつなげていく考えでございます。

○黒木正一議員 次に、鳥獣害対策についてお伺いいたします。先ほど、松田議員から、この対策についてはいろいろ質問がありましたが、重ならない部分を質問していきたいと思えます。ことしは、クマが人里に出没する話が全国で相次いでおります。ことし4月から10月末までにクマに襲われるなど被害を受けたのは、全国で120人、うち4人が死亡しているとのことです。びっくりしたのですが、富山県に行ったときに見た北日本新聞には、「クマ出没情報」というコーナーがありまして、10月25日だけで14カ所の目撃情報が寄せられておりました。本県においても、13日に大分県境において、絶滅とされておりクマの目撃情報があると聞いております。しっかりと確認してもらいたいと思えます。さて、シカや猿などによる被害の拡大は、とどまるどころを知りません。先日、ある病院の待合室の本棚で、知事が書かれた本を見つけました。手にとってページをめくっており

ますと、知事が子供のころのシカの思い出が書かれてありました。お父さんと山歩きをしているときの話でありまして、大変失礼かもしれませんが、引用させていただきます。「山歩きの途中、一度シカに追われた。父は私を追い越して一気に走り出した。真っ先に木によじ登り、「英夫！英夫！登ってこい」と叫んでいた。普通は親が子供を守る場面だ。今でもシカに対しては、物すごい恐怖心がある」「奈良公園でシカにかまれたこともある」とも書いておられました。前にも紹介しましたが、昭和46年の県議会で、椎葉村出身の椎葉保護議員は、「シカは九州ではカモシカとともに非常に珍しい野獣の一つとなった。保護しなければ、ツキノワグマのように絶滅が心配される」と訴えております。知事が子供のころシカを見たときは、珍しい動物だったのではないかと思います。県議会でシカの保護を訴えてから40年が過ぎた今、鳥獣害対策を求める住民の声が、これまでも増して厳しくなっております。この問題についての知事の見解をお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 野生鳥獣による農林産物等への被害につきましては、全国的な問題と考えておりますが、私が就任以来、県内をくまなく回り、地域の方々を声を伺いますと、鳥獣被害が県内の至るところで発生しておりまして、被害金額として数字にあらわれない心理的なダメージも受けているなど、大変深刻な状況にあると実感させていただいているところであります。こうしたことから、今年度、県の重要施策であります中山間地域対策の4本目の柱に鳥獣被害対策を掲げるとともに、関係部に指示をさせていただきまして、全庁を挙げて対策に取り組む体制を整備した上で、専門家の指導のもと、各地域での取り組みを実施しているところ

であります。鳥獣被害対策は、被害に遭っている農家だけでなく、地域が一体となって、あるいは県境を越えて隣県とも協力しながら、対策を講じなければならないと考えております。今後とも、全県的な課題として、県民総力戦による取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 ただいまの答弁にありましており、鳥獣害対策というのは、単独県それぞれが行うより、県境を接する複数の県が連携して行うのがより効果的であり、狩猟者からもそういう声が聞かれます。また、シカの確認方法がそれぞれ異なっており、統一へ向けた取り組みが進んだと聞いております。どのように改善しているのかお伺いします。また、捕獲したシカの写真撮影については、スプレーやカメラ、画用紙か黒板などを狩猟中持ち歩かなければならず、険しい山中での作業は困難であるとの指摘がされておりますが、変更する考えはないか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 有害捕獲したシカにつきましては、大分県、熊本県、それと本県の3県で、昨年度、協議いたしまして、今年度から、確認する部分をしつぽとすることで統一したところでございます。また、本県では大分県と同様に、雄、雌の確認や有害捕獲の証明といたしまして、実績報告に当たって、適正な事業執行の観点から、捕獲したシカの写真を添付することをお願いしております。今後とも、隣県や市町村等と連携を図りながら、円滑な有害捕獲に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 全国的には狩猟者数は、2009年4月に銃刀法が改正され、免許取得や更新時の技能講習会の受講などが義務づけられたこと

が影響してか、第1種免許を持つ人は次第に減少しております。このまま減少が続けば、5年後には法改正前の約半分になる見込みと言われております。本県においても減少が続いております。昨年も狩猟者確保対策についての質問を行いました。そのとき、免許試験の休日実施や県内複数会場での実施など、受験機会をふやす取り組みを行うという答弁がありましたが、その成果はどうなっているのか。また、高齢化も進んでいる中で、わな免許などにより受験しやすい環境づくりが必要と思いますが、環境森林部長に考えをお伺いいたします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 平成21年度の狩猟免許保有者数は、前年度と比べて500名程度少ない約6,400名でありまして、このうち60歳以上が約7割を占めており、狩猟者の減少・高齢化が進んでおるところでございます。このため、県では、これまで新規の狩猟者を確保することを目的といたしまして、免許試験の休日実施や複数会場での実施など、受験機会をふやす取り組みを行ってまいりましたけれども、今年度から、試験会場に高千穂町を追加して4会場とするとともに、来年1月末を目途に、特に希望の多い「わな猟」の免許試験を追加して実施することとしております。また、受験希望の初心者を対象に事前講習会を開催するとともに、狩猟免許試験や事前講習会の開催に当たりましては、テレビや新聞などを通じて広くPRに努めているところでございます。今後とも、市町村等と連携を図りながら、受験しやすい環境づくりを進め、狩猟者の確保に努めてまいりたいと思います。

○黒木正一議員 次に、集落活性化対策についてお伺いをいたします。これまで農山村の人口の減少が続く中で、若者の定住政策、工場誘致

政策など、さまざまな取り組みが行われてきましたが、ほとんど効果がなく、1990年代ごろから、定住人口がふえないなら、交流人口をふやすことによって農山村の活性化を図ろうということで、都市農村交流事業、観光事業の振興、グリーン・ツーリズムなどさまざまな施策が、人口減少に悩む多くの市町村で行われてきております。本県でも各種施策を行っておりますが、その成果について、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 中山間地域の集落の活性化には、内発的な活力の向上に加えて、都市からの支援と交流が有効であることから、交流人口の拡大を図る施策が重要でございます。このため、県では、体験・交流イベントを通しまして、外部の視点を活用して地域資源を再発見する「宮崎魅力再発見出会い・ふれあい交流事業」、あるいは「中山間盛り上げ隊派遣事業」などを実施しているほかに、「地域連携グリーン・ツーリズムビジネスモデル支援事業」などによりまして、さまざまな主体による交流体験活動を支援して、都市住民との交流拡大を図っているところでございます。こういった取り組みによりまして、集落の自主的な活動による地域づくりの動きが見られるとともに、都市住民の中山間地域に対する意識の醸成にもつながっており、一定の成果が見られていると考えております。

○黒木正一議員 ことしの10月の終わり、石川はくい みこはら県羽咋市の神子原地区というところに、会派の部会で調査に行ってきました。そこは、「4年間で限界集落から脱却した山村集落」というふれ込みで、私の住む諸塚村と比べると、なだらかな普通の農村といった風景に見えましたが、聞いてみますと、豪雪地帯で、15年間で人口が

半減し、村を離れる人、農業をやめる人が増加し、耕作面積110ヘクタールに対し、耕作放棄地が46ヘクタール。この集落の活性化計画をつくり、集落をやる気にさせるさまざまな戦略を実行し、高齢化率54%を4年間で47.5%にしたという、戸数169戸の集落でした。

そこには、やはりリーダーがおりました。放送作家をしていたという市の職員、その方が企画・演出して、集落の住民が主演者となっているように思われる、物語性のある交流事業に多く取り組まれております。例えば烏帽子親制度、これは農家民宿であります。烏帽子親制度というのは、古くから能登半島にある風習だそうですが、農家民宿が抱えておる旅館業法、食品衛生法、建築基準法などを、古来の伝統ということで法の規制をクリアしている農家民宿で、都会の大学生、中には酒の飲める女子学生だけを対象とした企画などもありまして、いろいろな交流事業をやっておりました。また、空き家対策も、農地とセットで月額2万円。希望者が多い場合には、地元住民が、地域とつき合いができるかどうかということで入居者を選んでおりまして、決して頭を下げない。そういう空き家対策もやっておりました。その他さまざまな取り組みをしておりまして、今のところ、どちらかといいますと、都市住民の安価で安易なレクリエーションの場となって、受け入れ地区が疲れているところが多いと思われる交流事業のあり方を考えさせられました。

そこでは、なぜ限界集落化するのかを考え、それは農業所得が低いからだという結論に達し、「サラリーマンの年間所得400万円、農家所得は100万円。これでは農業をやれというのは無理である。自分たちで農産物の価格を決めて売ろう」ということで、年間45回の会議の末、農

家131戸が出資して株式会社をつくり、農産物直売所を設け、農産物の高付加価値化にも取り組み、1俵4万2,000円の米を販売するなど、売り上げは8,000万円を超える見込みだということでありました。

本県においても、多くの農産物直売所ができ、所得の向上にも、都市と農村の交流の場ともなっており、地域の活性化に貢献していると考えられますが、現況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 農産物直売所は、少量多品目の販売を通じ、高齢農業者や女性の活躍の場となることや、流通コストの削減等による所得向上、また、加工や観光との連携による農産物の付加価値化や雇用の確保など、さまざまなメリットがございます。また、これらのメリットに加え、県といたしましては、農産物直売所を核として、地場のとれたての農産物や特産品などの販売を通じた都市住民との交流の場が提供されていることや、小中学校との連携により、学校給食に地場農産物を安定的に供給する地産地消・食育の取り組みなどの活動により、農村地域の活性化が図られている現状があると認識いたしております。したがって、今後とも、施設の整備や販売品目の拡充に向けた加工品等の開発、さらには都市と農村との交流等の取り組みに対しまして、積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 現在、金や物より、人の支援によって地域を活性化しようという取り組みが行われ、国においても、総務省の「集落支援員」「地域おこし協力隊」、農水省の「田舎で働き隊」など、仕事内容、活動期間がそれぞれ異なる政策が行われております。本県では、集落支援員が設置されていますが、その状況と活

動内容について、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 集落支援員につきましては、県の中山間地域集落点検モデル事業などを活用いたしまして、諸塚村、日之影町など、県内5市町村が設置しているところでございます。この集落支援員は、集落の巡回あるいは点検などによりまして、現状把握、課題の抽出などを行って、その上で、集落の現状、課題についての共通認識、今後のあり方について話し合うなど、住民や市町村職員とともに集落対策に取り組んでいるところであります。この取り組みは、住民が地域の課題をみずからの課題としてとらえて、市町村とともに集落の維持・活性化対策を図る上で大変重要でございますので、今後とも、積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 本県においては、「中山間盛り上げ隊」派遣事業が実施されております。私の地元にも、短期から長期の県職員の派遣まで、大変な活躍をしていただいております。県内の実施状況について、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（山下健次君） この「中山間盛り上げ隊」派遣事業には、3つの形態がございまして、隊員が日帰りでボランティア活動を行う「短期派遣」、これは11月15日現在ですが、258名の隊員登録がありまして、今年度は、日之影町、西米良村など6つの市町村から派遣の依頼を受けて、合計17回、延べ115名を派遣しているところであります。次に、中山間地域に数カ月滞在する「中長期派遣」というのがございますが、ことしの11月から1名を諸塚村に派遣しておりまして、隊員は村内に在住して、集落等でさまざまな地域活動の支援を行っており

ます。また、「県職員派遣」につきましては、西米良村、諸塚村、日之影町にそれぞれ1名、計3名を派遣しているところでございます。

○黒木正一議員 日帰りの短期派遣は、道路の草刈りや祭りの手助けなど、人手の足りない集落にとって非常に重宝がられており、地区の人にとって、だれかから気をかけられているということが心の支えにもなっていると思います。また、長期派遣は、ここまで現場に飛び込むかと思うぐらい活躍されておられて、地域の評価も高いものがあります。ただ、人が入り込むだけで簡単に集落の活性化が図られるものではなく、長期的な視点に立ったサポート体制が今後必要であるというふうに思われます。

続きまして、中山間地域等直接支払制度についてお伺いいたします。使途に制約が少なく自由度が高い交付金ということもあって、全都道府県と100%近い市町村が制度の効果を高く評価され、農用地の保全や多面的機能の確保といった直接的効果のほかに、集落の活性化など間接的な効果も報告され、圧倒的な継続を要望する声を受けて、第3期が始まっています。この第3期は、高齢農家に配慮した制度と聞いておりますが、どのような要件が緩和されたのかを農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 本年度からスタートいたしました中山間地域等直接支払制度の3期対策につきましては、今後、高齢化が一層進行することを踏まえ、要件の見直しが行われたところであります。具体的には、将来、高齢農家が農業を続けることが困難になった場合に、本人以外の第三者が管理することをあらかじめ集落で取り決めることで、交付単価が増額となる「集団的サポート型」の新設や、これまで1ヘクタール未満の飛び地は交付の対象外で

ありましたが、これらを取り込んだ面積の合計が1ヘクタール以上になれば、制度の対象となったところです。県といたしましては、今後とも、関係市町村と一体となりまして、本対策を積極的に推進し、中山間地域の農業・農村の振興に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 これまでこの交付金の使い道は、おおむね2分の1以上を集落の共同取り組み活動に充てる、そのように指導してきておりますが、現状はどうなっておりますか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 本県における平成21年度の交付金額は7億4,300万円で、このうち、共同取り組み活動分が4億2,500万円、個人配分が3億1,800万円であり、割合にいたしまして、おおむね3対2となっております。また、共同取り組み活動の具体的な事例といたしましては、農道補装や水路等の維持管理、コンバイン等の共同利用機械の購入や、堆肥舎等の共同利用施設の整備による集落営農の展開、また、集落が一体となって取り組む鳥獣害防止対策等が実施されておまして、中山間地域における継続的な農業生産活動の体制づくりに有効に活用されているとともに、集落機能の維持や多面的機能の確保が図られているところであります。

○黒木正一議員 この3期対策については、高齢化がますます増加することが予想される中、農作業受託など、より共同活動が容易となる要件変更がなされたと考えられるのですが、農業者個人への配分を2分の1以上にするよう指導するよう、方針を変更したとも聞いております。このことは、農家の所得増にはつながるものの、一方で、共同取り組みによって守られてきた農地が耕作放棄地になりやすい可能性もあ

り、慎重に是非を考えていく必要があるというふうに思います。

続きまして、携帯電話のエリア拡大についてお伺いをいたします。世帯へのカバー率が著しく100%に近づく中で、山間地域等では、なおカバーできない地域が広くあります。さきに労働災害の中で、林業災害の割合が高いという質問をしましたが、林業地帯ほどカバー率は悪く、事故の場合の救急体制、また、最近ふえている登山者の遭難時に、携帯電話の通話エリアであるかどうか人命を左右する可能性もあることから、山間部のエリア拡大は重要であると考えられます。エリア拡大の状況、見通しについて、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 県におきましては、これまで市町村と連携して、国の補助事業の活用等により、エリアの拡大を図ってきたところでありまして、その結果、県内で携帯電話が1社も使用できない、いわゆる不感地域は、平成21年度末で約2,000世帯、率にすると0.4%となっております。しかしながら、残された不感地域は、世帯数が少ないことなどから、携帯電話事業者の参画が厳しくなっておりまして、世帯のない山間部へのエリア拡大は、国の補助事業が活用できないことから、さらに困難な状況でございます。また、国におきましては、最終的には衛星携帯電話を活用して、不感地域の解消を図ることとされておりますけれども、初期費用あるいは利用料が高額なために、防災用など限定的に活用されている状況でございます。このため、県といたしましては、まずは世帯のある地区の不感地域解消に向けて、市町村との連携をさらに強化してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、地上デジタル化への状

況と利活用についてお尋ねをいたします。この問題につきましては、もう4回目ぐらいになるかと思いますが、いよいよ来年7月の完全移行に向けて8カ月となりました。最初の質問のときは、山間僻地において本当に対応できるかどうか、大変心配しておりましたけれども、私の地元でもケーブルテレビ網の工事が進んでおります。経済危機対策としての地域活性化・経済危機対策臨時交付金などを充てることのできるようになったことが大きいと思います。ただ、なお難視聴地域が残ると聞いておりますが、県内の状況と今後の対策についてお伺いします。また、多大な費用をかけて張りめぐらされたケーブルテレビ網を、何かほかの分野への利用はできないものかと思っております。例えば、急病などの非常時に、ボタンを押すだけで電子メールを送る緊急通報システムを設置するなど、高齢者が安心して暮らせるサービスを行っているところもあるようではありますが、他用途への利活用をどのように考えているのか、あわせて県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 地上デジタル放送につきましては、全国的には、辺地共聴施設あるいはマンション・アパートにおける共聴施設の改修などの課題が指摘されておりますけれども、本県におきましては、現在、各世帯のアンテナでテレビを視聴できているにもかかわらず、デジタル放送は視聴できなくなるという、いわゆる「新たな難視」が大きな課題となっております。県内においては、移行までに対策が間に合わず、放送衛星による暫定的な視聴対策が行われる世帯が、ことしの10月25日時点で256世帯となっております。さらに増加することが懸念されます。この地デジへの移行というのは、国の政策として行われるものであり

ますが、県といたしましても、国、各県、それから市町村等との連携をさらに強化しながら、円滑な移行に努めてまいりたいと考えております。また、ケーブルテレビ網の他分野への利活用につきましては、本年度、延岡市のケーブルテレビ事業者の提案が国の事業に採択され、県北の2市4町において、高齢者の見守りサービスや買い物支援サービスなどを実施することとしておりまして、県、地元自治体、商工団体等が一体となって、システム構築へ向けた具体的な協議を進めているところでございます。このケーブルテレビ網などの情報通信基盤の利活用というのは、安全・安心な県民生活の向上に不可欠でございますので、市町村や事業者等との連携を強化しながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 過疎地域など条件不利地域を抱える市町村の中には、難視聴対策として、やむを得ずケーブルテレビの整備に取り組んでいるところもあります。今後、毎年発生する維持管理費が非常に大きな負担となり、特に小規模な自治体にとって、今後の財政運営に大きく影響してくることは免れない状況であります。国の放送事業の大きな転換に、自治体が巻き込まれているという矛盾があります。地上デジタル放送施設の維持管理については、交付金制度、地方財政措置の充実について、国に強く働きかけるべきと考えますが、どう考えるか、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（山下健次君） ケーブルテレビなどに利用する情報通信基盤の整備を行った市町村は、御指摘がありましたように、そのほとんどが条件不利地域にあることから、運用開始後の維持管理費用が、脆弱な財政基盤を圧迫していくことが懸念されるところでございま

す。このため、県におきましては、昨年度から各県と連携いたしまして、国に対して、維持管理費用に対する支援措置を求めているところでございます。また、今年度は、維持管理費用の中で大きな割合を占めます電柱利用料の減免を要望に追加したところでございます。県といたしましては、引き続き、県内の市町村はもとより、各県と連携を強化しながら、市町村の維持管理経費の負担軽減が図られるよう、あらゆる機会をとらえて、国に要望してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 よろしく願いいたします。

続きまして、企業誘致対策についてお伺いをいたします。

まず、土壤汚染対策法についてであります。この法律は、土壤汚染の状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止を目的として施行された法律で、ことしの4月に大幅に改正が行われたと聞いておりますが、その概要について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 土壤汚染対策法につきましては、平成15年から施行されておるところでございますけれども、法の適用を受けない開発行為等の際に、土壤汚染が数多く判明するなど、問題点が明らかになってまいりました。このため、土壤汚染を把握するための制度の拡充や、汚染土壤の適正処理の確保を内容とする大幅な法改正が行われまして、本年4月から施行されたところでございます。今回の改正によりまして、3,000平方メートル以上の土地の造成などを行う場合は、知事への事前の届け出が義務づけられ、土壤が汚染されているおそれがあるときは、土地所有者等による土壤汚染状況調査が必要となったところでございます。また、この調査において、基準を超える汚染が

判明した場合には、汚染土壤の除去などの対策を講じた上で、建設工事等を行うこととなります。今後も、法の周知に努めるとともに、問い合わせや相談に適切に対応しながら、法の目的でございます健康被害の防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 3,000平米以上の土地の造成などを行う場合は、届け出が義務づけられて、土壤汚染のおそれがあるときは、土地所有者などによる土壤汚染調査が必要、汚染が判明した場合、対策を講じなければならない。このような法律ということですが、本県も、全国そうであるように、熱心に企業誘致に取り組み、雇用の場の確保に努めております。本県だけの問題ではありませんが、本法によって、企業の立地がおくれたり中止になったりすることがないように、対策を講じる必要があると考えます。商工観光労働部長の考えをお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 企業の立地に当たりましては、業種、規模、立地環境などによりまして、都市計画法、農地法、水質汚濁防止法など、さまざまな法規に基づく規制や手続がかかわってきます。このため、立地を検討している企業に対しましては、それぞれに関連する規制や手続について、所管課とも連携しながら、情報提供や手続の指導等を行っているところでございます。今回の土壤汚染対策法の改正につきましても、こうした対応によりまして、企業立地が円滑に進むよう努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 この法律のことを取り上げましたのは、今後、大きな問題になるのではないかと考えるからであります。ある土地所有者が3,000平米の土地を所有していたとします。そ

の土地を土地開発者に売却しようとして、土壤汚染調査を行ったところ、土壤汚染浄化費用は土地の価格の2倍以上と算定された。つまり、土地所有者がこの土地を売却すると、土地価格の2倍以上の汚染対策費用が必要となることとなります。所有者は、売却益どころか、土壤汚染対策費用を支払う必要が出てくることとなります。また、土地開発者は、この土地の土壤汚染対策費を負担して、通常購入し得る土地の価格の3倍以上の価格で購入するよりは、ほかの土地を探したほうがよいと判断することになり、この土地は遊休化してしまう。このような土地のことをブラウンフィールドと言うのだそうですが、20年も30年も前から土壤汚染問題に取り組んできたアメリカでは、相当な面積に及んでいると聞いております。日本においても、土壤汚染により、土地取引や円滑な土地の利活用が進まない例が生じており、トラブルもふえていると聞いております。

環境省が平成19年に行った「土壤汚染をめぐる問題の実態等についての中間取りまとめ」によりますと、国内で土壤汚染が存在する土地の面積を約11.3万ヘクタール、その資産規模を約43.1兆円、必要な汚染対策費を16.9兆円と推定されると試算しており、土壤汚染対策費が土地価格の3割を超えると土地売却が困難になり、土地価格の低い地方都市ほどブラウンフィールド化する確率が高いと推定しております。ブラウンフィールドの増加は、環境問題としての側面のみならず、土地利用、産業振興、地域開発への影響など、多くの側面で問題となってくる可能性があり、この問題は、環境施策のみならず、総合的な観点からの対策が必要と思われます。県におかれましても、部局横断的にこの問題を検討されますようお願いしておきたい

と思います。

次に、中国木材の進出についてお伺いします。このことは、さきに新聞紙上で、大分県佐伯市に国産材の加工工場を新設するとの報道がありました。細島への進出を期待する林業関係者などは、そのことに不安を持っている人もいます。このことについてどうなっているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 中国木材に確認しましたところ、今回の報道につきましては、「地元の加工工場を買い取ったもので、投資規模も小規模であり、日向市での計画には影響はなく、進出の意向も変わっていない」ということのでございました。したがって、県といたしましては、引き続き、関係部局や地元日向市と連携を図りながら企業訪問を重ねるなど、早期の進出を働きかけてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 引き続き、よろしく願いいたします。

続きまして、教育長にお伺いしたいと思うんですが、農山漁村交流プロジェクトについてであります。このプロジェクトは、総務省、文部科学省、農林水産省が連携して、全国の小学校が毎年1学年単位で農山漁村に子供を送り出し、1週間程度の宿泊体験活動を行おうという国家的一大プロジェクトで、平成20年度にスタートしたものであります。昨年度までの取り組み状況と今後の見通しについて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 子ども農山漁村交流プロジェクトにつきましては、平成20年度から、農林水産省、総務省、文部科学省の3省共管事業として実施しているものであり、本県に

おきましては、平成20年度と21年度の2カ年間にわたり、合計いたしまして、小学校4校が推進校として取り組んでおります。これらの中には、受け入れモデル地域におきまして、農家での民泊を行いながら、自然体験や農業体験等の活動に取り組んだ学校もあります。本年度につきましては、文部科学省の事業が、これまでの全額補助事業から都道府県や市町村の負担を伴う仕組みに変更されたことや、実施期間が3泊4日以上となったこと、必ず民泊を位置づけること、2年連続して同一校への補助は行わないことなど、実施条件が極めて厳しくなっております。加えまして、県内のほとんどの小学校では、青少年自然の家などにおいて、集団宿泊学習を実施していることもありまして、本県の市町村や学校からは、推進校の希望がなかったところであります。今後の見通しにつきましては、国におきまして、このプロジェクトを新たな事業体系に組み入れて実施することについて検討していると伺っておりますので、今後の国の動向を見守ってまいりたいと考えております。以上です。

○黒木正一議員 この事業は、日本の教育を変えるという大変な意気込みでスタートした国家的一大プロジェクトであったと思います。それだからこそ、農林水産省、総務省、文部科学省の3省が連携しておりますし、今置かれている子供の教育環境の改善、また遠回りではあっても、農山漁村の振興にもつながるものと大いに期待をしておりました。予算を削減され、ハードルを高くされて、推進校の希望もなくなったという状況とのことですが、残念です。事は日本の教育の問題です。確かに、授業時間の問題、教師の負担の問題、受け入れ体制の問題など、多くの困難は予想されたのでありますが、

今後の展開について、前向きな方向での取り組みを期待したいというふうに思います。

続きまして、総合学科について、教育長にお伺いをいたします。総合学科は、普通科と専門学科の両方の科目が学べる新しいタイプの学科として、本県では平成12年に3つの高校でスタートしております。全国的には251校が開設していると聞きます。本県においては聞いていませんが、県外においては、進学にも就職にも向かず中途半端だ、さまざまな選択科目を自由にとれることから一体感がなく、人間関係が問題だ、中退者も減らないなどの問題点も指摘されております。現在の非常に厳しい就職状況の中、本県においても、就職希望者の内定率は、普通科よりはよいものの、専門学科に比べると悪く、就職が決まるのが遅くなる傾向にあるようです。本県においては、その目指す目的が十分に生かされた教育が行われているのか、その実績・評価について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 総合学科は、普通科、専門学科に並ぶ新たな学科として、本県では平成9年度より、都農高校を初め、本庄高校、門川高校の3校に順次設置してまいりました。総合学科では、1年次に、将来の生き方や進路を考える基盤を固めさせるための科目である「産業社会と人間」をすべての生徒に学ばせ、企業見学や社会人講話、進路に関する調査研究など、多彩な学習に取り組ませております。また、2年次からは、幅広い選択科目の中から、それぞれの生徒が興味や関心に応じて科目を選択し、学習できることも特色であります。このような特色ある学習活動により、生徒は新たな自分自身の可能性に気づき、個性や適性に合った進路実現を図るために努力しようと

する姿勢や、卒業後も学び続けていこうとする志が高まってきております。また、生徒が地域行事やボランティア活動等に積極的に参加することにより、地域づくりに貢献するなど、地域からの評価も高まりつつあるところであります。なお、この状況につきましては、よく地元新聞に掲載されているので、ごらんいただいているかと思えます。一方、御指摘のとおり、総合学科におきましては、就職状況等、一層努力すべき点もございますので、県教育委員会といたしましても、総合学科の特色を生かした、より魅力と活力のある学校づくりの推進や、それぞれの学校の生徒の進路実現に向けた取り組み等を、今後もさまざまな角度から支援してまいりたいと考えております。以上です。

○黒木正一議員 続きまして、ダム湖の有効利用についてお伺いをいたします。この件につきましては、先日、美郷町に調査に行かれた先輩議員のほうから、「美郷町のダムは何とか利用できんのか」ということを言われまして、質問するものであります。国土交通省が行っている、スポーツ、水遊びなどの河川及びダム湖の利用実態調査などによりますと、多くの方が多様な利用をしている状況がうかがえます。本県は水力発電のメッカとも言われ、多くのダム湖があります。本県でのダム湖利用の観光振興など、利用状況はどうなっておりますか。美郷町のダム湖では、ウェイクボードの九州大会が行われるなど、水上スポーツの芽が生まれております。マリンスポーツの振興など、海のレジャースポーツとあわせて育てていく考えはないか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 県内には数多くのダム湖がありますが、地域においては、観光振興等を図るため、イベントの開催、

親水公園・レクリエーション施設の整備などに取組みられておるところでございます。例えば、美郷町の石峠レイクランドでは今、ただいま議員から御指摘があったとおり、さまざまな取り組みをやっておりまして、ダム湖畔の宿泊施設等と相まって、県北における観光の魅力アップに大きく寄与しているところでございます。本県は豊かな河川に恵まれておりまして、それを観光資源として活用することは、本県観光の特性を出す上で大変意義のあることと考えております。県といたしましては、今後とも市町村と連携を図りながら、ダム湖など河川を活用した観光資源の発掘に努めるとともに、スポーツイベント等の開催などを積極的に支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○黒木正一議員 東国原知事に対しましては、最後の質問者となってしまいました。東国原知事におかれては、どこに行かれましても、決して宮崎のことを忘れることなく、健康で希望のある人生を送られまして、どうか御活躍されることを御祈念申し上げまして、質問を終わります。（拍手）

○中村幸一議長 以上で一般質問は終わりました。

◎ 議案第17号から第20号まで採決

○中村幸一議長 ここで、さきに提案のありました教育委員会委員、収用委員会委員及び収用委員会予備委員の任命の同意についての議案第17号から第20号までの各号議案を、一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに

審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑並びに討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第17号から第20号までの各号議案について、一括してお諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第13号まで及び請願

委員会付託

○中村幸一議長 次に、今回提案されました議案第1号から第13号までの各号議案について、質疑の通告はありません。

当該議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

あすからの日程をお知らせします。

あす12月1日から6日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、12月7日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時0分散会

12月7日（火）

平成 22 年 12 月 7 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (41 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 8 番 岩 下 斌 彦 (つくしの会)
- 9 番 山 下 博 三 (自由民主党)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 24 番 河 野 安 幸 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 35 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 36 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自 民 党 鳳 凰 の 会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)

53 番 福 田 作 弥 (自由民主党)
欠 席 議 員 (1 名)

52 番 外 山 三 博 (自由民主党)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|--|
| 知 事
県 民 政 策 部 長
総 務 部 長
福 祉 保 健 部 長
環 境 森 林 部 長
商 工 観 光 労 働 部 長
農 政 水 産 部 長
県 土 整 備 部 長
会 計 管 理 者
企 業 局 長
病 院 局 長
財 政 課 長
教 育 委 員 長
教 育 長
公 安 委 員 長
警 察 本 部 長
人 事 委 員 長
代 表 監 査 委 員 | 東 国 原 英 夫
山 下 健 次
稲 用 博 美
高 橋 博 美
吉 瀬 和 明
渡 邊 亮 一
高 島 俊 一
児 玉 宏 紀
加 藤 裕 彦
濱 砂 公 一
甲 斐 景 早 文
日 隈 俊 郎
近 藤 好 子
渡 辺 義 人
佐 藤 勇 夫
鶴 見 雅 男
黒 木 奉 武
城 倉 恒 雄 |
|--|--|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| 事 務 局 長
事 務 局 次 長
総 務 課 長
議 事 課 長
政 策 調 査 課 長
議 事 課 長 補 佐
議 事 担 当 主 幹
議 事 課 主 査
議 事 課 主 査 | 日 高 勝 弘
岡 崎 吉 博
渡 邊 靖 之
武 田 宗 仁
日 高 正 憲
中 原 光 晴
日 高 賢 治
関 谷 幸 二
前 田 陽 一 |
|---|---|

◎ 常任委員長審査結果報告

○中村幸一議長 ただいまの出席議員41名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号から第13号まで並びに請願第41号から46号まで、及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。それでは御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件及び新規請願2件の計8件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。なお、議案及び請願第44号については全会一致で、請願第43の1号については賛成少数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成22年度一般会計補正予算（第8号）」についてであります。

今回の一般会計補正予算は、口蹄疫復興対策及び国の経済危機対応・地域活性化予備費使用に伴うもの、その他必要とする経費について措置することとしたものであり、1,044億5,600万円余の増額補正であります。この結果、一般会計の予算の規模は7,732億3,600万円余となります。補正予算に要する一般会計の歳入財源については、県債が1,005億5,700万円余、国庫支出金が30億9,700万円余、繰入金が7億2,900万円

余が主なものとなっております。

このうち、口蹄疫復興対策運用型ファンド事業についてであります。

これは、県が地方債を発行して調達した資金1,000億円を県出資の財団法人に無利子で貸し付け、その運用益として毎年4億円程度、平成27年度までの合計20億円程度を活用して復興対策事業を実施するものであります。

このことについて、委員より、「運用する財団法人は、いつ設立され、実際に事業が行われるのはいつになるのか」との質疑があり、当局より、「新しい財団法人は、今年度中を目途に設置したい。運用益により実施される復興対策事業は来年度からとなる」との答弁がありました。

さらに複数の委員より、「事業の中で市町村が実施する復興事業への支援等については、支援の対象になるのかどうかの判断の入り口を狭めずに、事業の効果が最大限に発揮されるように活用してほしい」との要望がありました。

また、今回の第7次となる口蹄疫対策関連の補正予算の合計は1,887億円余になり、このうち、県の持ち出しである一般財源は168億円余になります。この一般財源に対する特別交付税について、委員より質疑があり、当局より、「口蹄疫対策に対する特別交付税は今月中に交付決定される予定である。一般財源168億円余のうち、復興対策基金などに積み上げて、今年度事業として取り崩していない分や、公共事業費、職員の時間外勤務手当などについては、これまでの他県での災害復興費でも対象外となっており、差し引き110億円余について対象経費としていただくなど国と協議を行っている。また、口蹄疫対策以外の昨年も交付されている約30億円の特別交付税分についても、配分されるよう要

望している」との説明がありました。

このことについて委員より、「口蹄疫対策の対象として認められた経費については、省令改正により8割から10割が特別交付税として算定されるとのことであるので、特別交付税の配分の上積みに努力いただきたい」との要望がありました。

次に、議案第4号「宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、森林環境の保全に関する施策の費用に充てることを目的として、平成18年度から導入している森林環境税について、今年度までとなっている適用期間を5年間延長するものであります。

このことについて、委員より、「どのようにして森林環境税の継続の必要性を判断したのか」との質疑があり、当局より、「事前に県民の意識調査や企業へのアンケート調査を実施し、県民で85%以上、企業で8割以上で継続が必要との回答があり、県内各地での意見交換会でも継続の意見が多かった。また、森林環境税活用検討委員会においても、継続が必要との結論に至った」との答弁がありました。

さらに委員より、「県民の意識調査や企業へのアンケート調査はどの程度行ったのか」との質疑があり、当局より、「県民への意識調査は無作為に1,000名を対象に選び、回答率は48.2%、企業は500社を抽出してアンケート調査を実施し、回答率は65.8%であった」との答弁がありました。

このことに対して委員より、「県民の意識調査の対象数が1,000人のみで回答率が半分にも満たない。県民に税負担をお願いするのだから、緻密に事を進め、理解を得るために、今後も努力が必要ではないか」との意見がありました。

次に、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

このことについて委員より、「いろいろな施設について、指定管理者の指定を行っており、その更新の選定の際に、さまざまな選定基準で審査しているところであるが、その団体の職員の労働条件が悪化しないよう配慮をお願いしたい」との要望がありました。

次に、新たな県総合計画についてであります。

このことについて当局より、宮崎県総合計画審議会で審議されている現段階の素案についての説明がありました。今後、新たな県総合計画（長期ビジョン）については、来年2月議会、アクションプランについては、来年6月議会において提案が行われる予定となっております。

このことについて複数の委員より、「県民の意見を幅広く聞き、有識者の意見も聞きながら、多くの時間と労力を使って作成されるものであるので、知事がかかるたびに新しい長期計画をつくるべきではない」という意見や、「T P Pの問題など、近い将来、状況が激変する可能性があり、来年2月議会で結論を出すには不安がある」という意見や、「宮崎県として骨太の方向性は必要である。長期計画については、じっくりと議論をさせてほしい」などの意見がありました。

これに対して当局より、「2月議会に提案するまでに、新知事ともしっかりと議論したい。T P Pについては大きな影響があるが、もしT P Pに参加した場合においても、関税の撤廃は10年間で順次行うこととなり、参加しない場合においても、新たな国とのE P Aの締結などの影響は出てくる。それらの影響を見きわめることとなると相当程度の期間が必要になる。T

PPの結論のいかんにかかわらず、新たな県総合計画では、宮崎県の農業に力を入れていく、成長産業として位置づけ、長期的な政策を持って進めていくべきだと考えている」との答弁がありました。

次に、請願第44号「県に住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願」についてであります。

当請願については、全会一致で採択すべきものと決定したところでありますが、他県では秋田県がバリアフリー等の条件を設けずに助成を行っております。

このことについて委員より、「秋田県においては外構工事は助成の対象に含まれていないが、本県で制度を創設する場合には、さらに経済波及効果の対象業種を広げるために外構工事も対象とするよう検討してほしい」との要望がありました。

最後に、「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、厚生常任委員会、中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件及び新規請願4件の計7件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、国庫補助の決定に伴うものや国庫委託の決定に伴うものとして、一般会計で3億3,400万円余の増額補正となっております。その結果、補正後の一般会計予算額は906億1,400万円余となり、一般会計と特別会計を合わせた福祉保健部の予算額は911億1,800万円余となります。

このうち、緊急医療体制支援事業についてあります。

これは、第2次救急医療機関等に診療協力をする診療所の医師に係る報酬等の一部を補助するなど、過酷な勤務状況にある救急医療機関勤務医の処遇改善と負担の軽減を図ることにより、救急医療体制の整備を推進するものであります。

このことについて、委員より、「報酬や手当の補助などにより処遇改善を行うことで、医師確保が図られ、ひいては救急医療体制の整備につながっていくのか」との質疑があり、当局より、「医師確保については、処遇改善だけでなく、研修医の指導体制などについても考えなければならない。また、救急医療だけでなく、医療全体について、根本的な医療提供体制を考えていかなければならないが、行政だけでは不可能であるので、大学や医師会等と連携を図り、医師にとって魅力のある体制をつくり上げていきたい」との答弁がありました。

次に、宮崎県地域福祉支援計画改訂案についてであります。

これは、平成18年度に策定した現計画が平成22年度までとなっていることから、今回見直

しを行い、計画を改訂するものであります。

このことについて委員より、「当計画改訂案における将来推計人口が、現在策定中の新たな県総合計画案で用いる数値と異なっているので、それぞれの計画の基礎的な数値については、整合性を持たせるべきではないか」との意見がありました。

また、別の委員より、「現計画についての検証を十分に行った上で、さらに地域福祉を向上させるような改訂計画にしていきたい」との要望がありました。

次に、県立病院事業の平成22年度上半期の業務状況についてであります。

このことについて当局より、「今年度の上半期は、診療報酬が10年ぶりのプラス改定であったことに加え、引き続き収益確保と費用削減に取り組んだ結果、赤字ではあるものの、昨年同期よりも収支が改善している状況である」との説明がありました。

このことについて、委員より、「職員の努力の結果が、今回の収支改善につながったと思うが、今回の業務状況のような情報等については、どのように全職員に周知しているのか」との質疑があり、当局より、「定例の会議等での報告や院内掲示板を活用した周知を行っている。また、病院局長が各病院に出向き、県議会の本会議や委員会での要望・意見等についても説明を行うなど、情報の共有化を図るとともに、職員の意識改革に努めている」との答弁がありました。

このことについて委員より、「経営改善の取り組みにおいては、職員一人一人の経営努力も重要であるので、今後も意識啓発等に努めながら、全職員が一丸となって取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、「ウイルス性肝炎患者の救済を求める意見書」についてであります。

我が国にはB型・C型肝炎感染者・患者が350万人いると推定されております。その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種における針・筒の使い回しなどの医療行為による感染であります。薬害肝炎救済特別措置法が平成20年1月に制定されましたが、患者の多くは、感染してから長い年月を経て発症するため、カルテ等による血液製剤投与の証明が難しく、ほとんどの患者が対象から除外されております。また、すべての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた「肝炎対策基本法」が平成21年11月に制定されましたが、国の肝炎対策基本指針の策定や予算措置等がなければ、患者の救済は進みません。

このようなことから、国に対して、これらの患者を救済するため、速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望するものであります。

次に、「知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の存続を求める意見書」についてであります。

政府は、障害者自立支援法は廃止し、新たに障害者総合福祉法（仮称）を制定すると明言しており、現在、障がい者制度改革推進会議で議論が進められております。

しかし、一方では、障害者自立支援法に基づき、新体系への移行促進が図られ、知的障がい者の入所施設の存続が危惧されております。また、知的障がい者は、その障がい特性に合わせた継続的な支援が必要であり、報酬の日額制では施設への収入が一定せず、職員の非常勤化や支援の質の低下等も懸念され、そのはね返りは、知的障がい者が受けることとなります。

このようなことから、国に対して、知的障がい

い者が安心して暮らせる入所施設の存続のため、必要な措置を講じるよう強く要望するものであります。

以上、これら2件の意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただくようお願いいたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、商工建設常任委員会、水間篤典委員長。

○水間篤典議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件の計6件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

これは、県営国民宿舎「えびの高原荘」及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設と県営国民宿舎「高千穂荘」の管理運営について、指定管理者を指定するものであります。

このことについて複数の委員より、「指定管理者の指定に係る審査等は、県の共通ルールにおいて実施され、適正に指定管理者候補者が決

定されるものと思われる。一方、県に納められる納付金の算定方法については、過去の施設収支状況等や修繕工事による経営のプラス影響等を考慮してそれぞれに定められており、その考え方については理解ができるが、両施設は同じ公の施設であるので、なるべく多くの企業が応募し競争性のある、より効果的な指定管理者制度とするためにも、今後、納付金の算定方法等のさらなる研究を行っていく必要があるのではないか」との意見がありました。

次に、平成22年度の企業誘致の状況についてであります。

このことについて、委員より、「県外からの企業誘致の状況はどのようになっているのか」との質疑があり、当局より、「22年度の新規立地企業件数は、12月1日現在で26件であり、このうち、県外からの新規立地が4件、県外からの既存立地企業の増設が2件となっている。県外からの企業立地は年々減少しており、全国的にも減少傾向であるが、フォローアップ事業等により各企業の要望や意見を聞きながら、県内に増設や新設をしていただくよう呼びかけをする等の取り組みを行っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、新たな企業立地は、地域経済の活性化及び雇用の創出に直接つながることから、今後も引き続き、県外からの新規企業の立地促進が図られるよう、さらなる企業誘致活動への取り組みを要望いたします。

次に、県土整備部における公共事業の発注についてであります。

このことについて、委員より、「22年度における発注状況はどうなっているか」との質疑があり、当局より、「10月末での発注率は58.7%となっている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「依然として厳しい経済・雇用情勢が続く中、必要な公共投資を積極的に行うことは、経済・雇用対策に効果的である。これから年度末に向けての公共事業の発注においては、速やかな予算執行に努めるとともに、雇用の促進及び中小企業の経営支援につながるような取り組みに努めていただきたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。以上をもって、当委員会の報告を終わります。

（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、環境農林水産常任委員会、十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員 〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、国の経済危機対応・地域活性化予備費使用等に伴うもので、一般会計で11億4,500万円余の増額補正であります。この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の環境森林部の予算額は277億1,400万円余となります。

次に、産業廃棄物の適正処理についてであります。

当局より、本県の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「宮崎県環境計画」の策定に係る経過報告及び原案の概要について説明がありました。

このことについて、複数の委員より、産業廃棄物の県外からの搬入の状況等について質疑があり、当局より、「県外からは一定の条件のもとに搬入を認めており、その際は、事前協議のほか厳正なチェックを行っている。また、県内で排出された廃棄物の一部が県外で処理されている実態もある」との答弁がありました。

また、別の委員より、「産業廃棄物の処理については、九州各県と連携を図り、各県の処理場の将来計画等について情報交換を行いながら、県内における適正処理体制の確保に努めてほしい」との要望がありました。

次に、森林環境税についてであります。

森林環境税については、税の適用期間を5年間延長するための条例改正案が今議会に提出されたところでありますが、委員より、「森林環境の保全という税の目的を達成するため、県産材の利用促進や公共建築物の木造・木質化のための事業にも活用できるよう、使途の拡大について前向きな検討を行ってほしい」との要望がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、口蹄疫復興対策等に伴うもので、一般会計で2億100万円余の増額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の農政水産部の予算額は959億6,900万円余となります。

このうち、家畜防疫指導強化対策事業について

てであります。

これは、県内の農場の飼養衛生管理基準の遵守状況を早急に点検し、県内の家畜防疫体制の強化を図るものであります。

このことについて委員より、「農家に対して徹底した指導を行い、防疫意識のさらなる向上に努めてほしい」との要望がありました。

また、関連して当局より、韓国での口蹄疫の発生状況等について報告がありました。

これに対して、委員より、「発生地域への旅行者に対して注意を呼びかけるなど、本県独自の対応はできないか」との質疑があり、当局より、「空港や港での消毒といった水際対策に加え、海外からの観光客が訪れるホテルやゴルフ場などに対しても、消毒体制の強化を図っていただくよう呼びかけをしてみたい」との答弁がありました。

次に、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画及び第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画についてであります。

これらは、本県農業・農村及び水産業・漁村の持続的な発展に向けた総合的かつ長期的な振興方向を示す基本計画であり、当局より、策定に係る経過報告及び素案の概要について説明がありました。

このことについて委員より、「口蹄疫の発生やTPPへの対応等、本県の農水産業を取り巻く情勢は不安定かつ不透明なものとなっていることから、計画策定の時期や内容について慎重な検討を行ってほしい」との要望がありました。

次に、口蹄疫からの再生・復興についてであります。

当局より、県内家畜市場の動向や発生地域における家畜の再導入の状況等について説明があ

りました。

当委員会といたしましては、口蹄疫からの再生・復興はようやく緒についたところであることから、本県経済の早期再建に向けて、国とも連携しながら、切れ目のない持続的かつ効果的な施策を講じていただくよう強く要望するものであります。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、文教警察企業常任委員会、満行潤一委員長。

○満行潤一議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件及び新規請願1件の計4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第8号「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例」についてであります。

このことについて当局より、「「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する店舗型性風俗特殊営業に「出会い系喫茶営業」が新たに追加されたことにより、県内全域で出会い系喫茶の営業を禁止するために条例改正を行うものである」との報告がありまし

た。

このことに関して、委員より、「県外から訪れた観光客などから、宮崎県は国道沿いにラブホテルが多くあり、また、派手な外見の施設が露出している」と言われることがある。クリーンで明るい宮崎県のイメージに沿うように、景観に配慮した外見などについても指導してもらいたい」との要望があり、当局より、「今回の法令改正により規制対象が拡大されるので、他の法令等も踏まえながら、できることはしっかりと対応していきたい」との答弁がありました。

次に、警察本部における鳥インフルエンザ及び口蹄疫の対応についてであります。

このことについて、委員より、「島根県で鳥インフルエンザが発生し、また、韓国では口蹄疫が発生したが、本県において、これらが再び発生すれば、本県の畜産業はさらに大変な事態となる。警察本部においては、しっかりと知事部局と連携して、防疫対策の強化をお願いしたい」との意見があり、当局より、「ことしの口蹄疫対応で県に対する協力の仕方などのノウハウがあるので、具体的な状況が出てくれば、県と連携してしっかりと対応していく」との答弁がありました。

次に、第2次宮崎県教育振興基本計画の策定状況についてであります。

このことについて当局より、「この計画は、宮崎県総合計画の分野別施策「人づくり」の部門別計画として策定するものである。策定に当たっては、本年1月に「宮崎の教育に関する調査」を実施し、4月からは教育委員会内に策定委員会を設けたほか、県民の幅広い意見等を聞くための策定懇話会や、今後の本県を担う世代である高校生や青年等を対象とした教育ミ-

ティング等を実施しながら作業を進めている。来年2月には、施策の内容や主な取り組み等について素案を報告し、パブリックコメント実施後、6月には県議会に計画案を提出したい」との報告がありました。

これに対して複数の委員より、「計画の策定に当たっては、今後行われる知事選、県議選や、本県の諸情勢などに考慮して、来年6月の議会に提案することにこだわらずに、慎重に検討を重ねて策定すべき」との強い意見がありました。

次に、企業局所管事業の本年度の事業実績についてであります。

このことについて当局より、「電気事業については、昨年度は雨量が例年に比べて非常に少なく、発電量が目標を大きく下回ったが、今年度は、特に4月から6月にかけて雨量が多かったことなどもあり、現在までのところ順調に推移している。また、工業用水道事業及び地域振興事業については、目標の数値を若干割り込んでいるものもあるが、おおむね順調な経営となっている」との報告がありました。

これに対し当委員会では、電気事業及び工業用水道事業については、両事業とも昨年度実績を上回るなど、安定した事業運営を行っていること、特に今年度は、「口蹄疫復興中小企業応援ファンド」の原資20億円を電気事業会計から一般会計に無利子で貸し付け、口蹄疫からの再生復興に貢献していること、また、20年を迎えた一ツ瀬川県民ゴルフ場は、記念イベントを実施するなど、低廉な利用料金や、地元からの雇用、地場製品の購入等により、地域振興と県民福祉の向上に寄与していることを確認いたしました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公

営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願い申し上げます。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会に提出をされました請願について討論を行います。

先ほど、委員長報告で継続との報告がありました、継続請願第38号「宮崎地方最低賃金改正についての請願」、及び新規請願第45号「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書提出を求める請願」、第46号「最低保障年金制度の制定を求める請願」について、また、不採択との報告のありました、新規請願第43の1号及び第43の2号の「教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を求める請願」について、いずれの請願も採択を求めるものです。

ワーキングプアの実態は深刻さを増し、相次ぐ医療や社会保障制度の改悪で、国民の命も暮らしも脅かされ続けています。

こうした中で、生活できる最低賃金の保障を求めることや、高齢者が安心して医療が受けら

れる制度、安心して暮らせる年金制度の制定を求めることは当然のことであり、政治の責任でもあります。

また、教育格差をなくして、すべての子供たちに行き届いた教育を保障することも政治の役割です。

しかし、子供たちの健やかな成長を願い、そのためのさまざまな教育施策の充実を求めた同請願に、あっさりと不採択の結論が出されましたが、そうではなく、まずしっかりと受けとめることが必要ではないでしょうか。無限の可能性を秘めた子供たちをしっかりと守り、育てていくのは、我々大人の責任であり、責務でもあります。そして、そのための施策を行政に生かしていくのが議会の役割ではないでしょうか。

県議会は、こうした切実な県民要求を先延ばしにしたり切り捨てることなく、請願者の意思をしっかりと酌み取り、最大限力になることが求められていると思います。

各請願の速やかな採択を切に求め、討論といたします。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号から第13号まで採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号から第13号までの各号議案について一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第43の1号及び第43の2号採決

○中村幸一議長 次に、請願第43の1号及び第43の2号について一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、両請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第41号、第42号及び第44号採決

○中村幸一議長 次に、請願第41号、42号及び第44号について一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。

まず、請願第38号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査

とすることに決定いたしました。

次に、請願第45号及び第46号について一括お諮りいたします。

両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成22年12月7日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 横田 照夫

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第2号

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

議員発議案第3号

ロシア大統領の北方領土訪問に対し、毅然とした外交姿勢を求める意見書

外山 衛

高橋 透

新見 昌安

議員発議案第4号

北朝鮮による韓国砲撃に抗議し、断固たる措置等を求める意見書

押川修一郎

黒木 正一

松田 勝則

議員発議案第5号

公共交通機関への公的支援及び総合的な交通体系の構築を求める意見書

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

議員発議案第6号

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

記

議員発議案第10号

森林・林業・木材産業施策の積極的な推進を求める意見書

議員発議案第7号

切れ目のない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書

◎ 議員発議案第2号から第10号まで
追加上程

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第2号から第10号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

平成22年12月7日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 厚生常任委員長 中野 廣明
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第8号

ウイルス性肝炎患者の救済を求める意見書

議員発議案第9号

知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の存続を求める意見書

平成22年12月7日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 宮崎県議会議員 緒嶋 雅晃
星原 透
井上紀代子
水間 篤典

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案に対する討論を行います。

提出されました議員発議案第7号「切れ目のない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書」について、反対の立場から討論いたします。

本意見書案にも示されているとおり、現在の長期にわたる深刻な不況、しかも、デフレ経済が進行する中で、中小企業は一段と厳しい状況にさらされています。

日本経済を支えている中小企業を今こそしっかり支援することは重要であり、本意見書案1の「期限切れとなる中小企業金融円滑化法と緊急保証制度の再延長や保証枠の拡大」を求めることは当然のことであり、賛成です。

しかし、2における「法人税率引き下げ」を前提とした対応策には問題があります。まず、我が党は、法人税引き下げそのものに反対です。なぜ法人税を引き下げなければならないのでしょうか。

日本経団連は、現在40%の法人実効税率は高過ぎるとして減税を要求しています。しかし、現在、日本のトップ大企業の利益にかかる法人課税の実際の課税率は、例を挙げれば、ソニー12.9%、住友化学16.5%、パナソニック17.6%、トヨタ自動車30.1%、本田技研24.5%、ブリヂストン21.3%など、大企業は研究開発減税や外国税額控除などさまざまな優遇措置によって、実際の負担率は30%程度になっているのが現状です。今や大企業の内部留保は、この1年間で233兆円から244兆円に膨らみ、手元資金も52兆円と空前の金余り状態にあります。

しかし、こうした現状に目をつぶり、法人税率をさらに25%に引き下げようというのが来年度の税制改正であり、その恩恵に浴するの

まさに一部の大企業です。

この税制改正によって、法人税収が9兆円の減収になることが予測され、政府は、その財源確保を課税ベースの拡大、すなわち、租税特別措置法に定められている各種の減税措置を廃止・縮小することで賄うとしています。

その中に、中小企業にかかわる減税措置も含まれていることから、中小企業への配慮、緩和策を求めているのが本意見書です。

しかし、政府の言う課税ベースの拡大をしても、数千億円の財源にしかならないことは各種試算からも明らかで、とても9兆円分の減収分の穴埋めにはなり得ず、足りない分は結局、消費税増税で国民に押しつけられることになりかねません。この深刻な長引く景気低迷を解決するためには、中小企業や国民の暮らしを支える方策こそ重要で、さらなる大企業優遇の減税を行う税制改革そのものに異議を唱える意見書こそ必要なのではないのでしょうか。

よって、今回提案されました意見書に賛同することはできないことを表明して、討論といたします。以上です。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第7号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第7号についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立・挙手〕

○中村幸一議長 起立または挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第2号から第6号まで

及び第8号から第10号まで採決

○中村幸一議長 次に、議員発議案第2号から第6号まで、及び第8号から第10号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 知事あいさつ

○中村幸一議長 ここで、知事より、あいさつの申し出がありますので、これを許します。知事。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 知事としての任期満了を年明けに控え、議員の皆様のお許しをいただきまして、お礼のごあいさつを申し述べさせていただきたいと存じます。

私は、平成19年1月に宮崎県知事に就任以来、約4年間、長い道のりでありましたが、今思えば、あっという間であったような気がいたします。

この間、私は、県民の皆様とのお約束であるマニフェストを実現するとともに、さまざまな当面する行政課題に取り組み、県勢の発展と県民福祉の向上を図るために、精いっぱい力を尽くしてまいりました。特に、マニフェストの最大の目標でありました県民の皆様への県政に対する信頼の回復と郷土宮崎への自信と誇りを高めることにつきましては、さまざまな県政改革を行うとともに、宮崎を全国に情報発信してまいりましたことで、おおむね県民の皆様への負託におこたえすることができたのではないかと考えているところであります。

また、極めて厳しい社会経済情勢や財政事情

の中ではありましたが、リーマンショック後の緊急経済・雇用対策の実施を初めといたしまして、高速道路や港湾などインフラ整備、災害時安心基金の創設や乳幼児医療費助成の拡大など、安全・安心な暮らしの確保、特別支援学校の整備や少人数学級の段階的实施など、教育の振興、宮崎ソーラーフロンティア構想など、環境エネルギー対策等々の各種施策も推進してきたところでありまして、一定の成果が得られたのではないかと考えております。これもひとえに県議会の皆様を初め、県民の皆様、そして職員の皆さんの御支援・御協力のおかげであり、心から感謝申し上げる次第であります。

とりわけ、議員の皆様には大所高所から御意見・御指摘・御提言を賜りますとともに、さまざまな議論をさせていただくなど、政治の初心者でありました私を温かく、また時には厳しく鍛え育てていただきました。私の政治家人生にとりまして、忘れ得ぬ貴重な経験になるものと思っております。

今回、私はこの国のあり方、国の統治システムを見直すことで、宮崎県や地方が抱える行政課題を抜本的に解決し、地方の衰退に歯どめをかけたいという一心で、知事を1期限りで退くことを決意いたしました。

退任後、どのような立場になるかわかりませんが、この国の統治システム、仕組みを見直し、真の地方分権を確立することで、分権国家を樹立し、そのことがひいては宮崎への恩返しにつながるものであると信じ、死力を尽くす覚悟であります。

私は、宮崎に生まれ、育ち、そして政治家としても県民の皆様へ生み育てていただきました。宮崎は私のふるさとであります。これからも、このふるさと宮崎を片時も忘れることな

く、宮崎の応援団の一人として、私にできる限りの協力・支援をさせていただきたいと思っております。

残された任期はわずかではありますが、口蹄疫からの再生・復興など、きちんとした道筋をつけた上で、次の県政への橋渡しができるよう、最後の日まで全力で取り組んでまいりますので、引き続き皆様方の御指導・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、郷土宮崎県の限りなき発展と、その発展の礎となっておられる議員の皆様方の御活躍、さらには、温かく県政を支えていただいた県民の皆様方の御多幸を心からお祈り申し上げます。甚だ意を尽くしますが、これまでいただきました御厚情に改めて深く感謝申し上げます。私のお礼のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

◎ 閉 会

○中村幸一議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

本年も、あと24日を残すのみとなりました。当局並びに議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられるよう、心から御祈念申し上げます。

これをもちまして、平成22年11月定例県議会を閉会いたします。

午前10時55分閉会

資

料

平成22年11月定例県議会日程

20日間

月日	曜	区分	議事	備考
11.18	木	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明 議案委員会付託（給与改定関連）	議会運営委員会 9:30
19	金	休会	常任委員会（総務政策、文教警察企業） （議案調査）	一般質問通告締切 12:00
20	土		(閉庁日)	
21	日			
22	月	休会	(議案調査)	
23	火		(閉庁日) 勤労感謝の日	
24	水	本会議	一般質問 常任委員長審査結果報告、質疑 討論、採決（給与改定関連）	議会運営委員会 9:30
25	木		一般質問	請願締切 12:00
26	金			
27	土		(閉庁日)	
28	日			
29	月	本会議	一般質問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
30	火		一般質問 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
12.1	水	休会	常任委員会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
2	木			
3	金		特別委員会	議会運営委員会
4	土		(閉庁日)	
5	日			
6	月	休会	(議事整理)	
7	火	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

215-1284
平成22年11月18日

宮崎県議会議長 中村幸一 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成22年11月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第1号 平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)
- 議案第2号 平成22年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)
- 議案第3号 平成22年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第4号 宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第12号 損害賠償額の決定について
- 議案第13号 当せん金付証票の発売について
- 議案第14号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第15号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第16号 議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(文書取扱 財政課)

215-1290
平成22年11月24日

宮崎県議会議長 中村幸一 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成22年11月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第17号 教育委員会委員の任命の同意について
- 議案第18号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第19号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第20号 収用委員会予備委員の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

一般質問時間割

11月24日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	外山 三博	10:00～11:00	
2	社会民主党	満行 潤一	11:00～12:00	休憩
3	社会民主党	高橋 透	13:00～14:00	
4	自由民主党	押川修一郎	14:00～15:00	休憩
5	日 日 新	図師 博規	15:10～16:10	

11月25日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
6	新みやざき	濱砂 守	10:00～11:00	
7	新みやざき	井上紀代子	11:00～12:00	休憩
8	自由民主党	山下 博三	13:00～14:00	
9	日本共産党	前屋敷恵美	14:00～15:00	

11月26日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
10	公 明 党	長友 安弘	10:00～11:00	
11	つくしの会	岩下 斌彦	11:00～12:00	休憩
12	公 明 党	河野 哲也	13:00～14:00	
13	社会民主党	太田 清海	14:00～15:00	

11月29日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
14	自由民主党	松村 悟郎	10:00~11:00	
15	自由民主党	丸山裕次郎	11:00~12:00	休憩
16	新みやぎ	権藤 梅義	13:00~14:00	
17	自由民主党	十屋 幸平	14:00~15:00	

11月30日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
18	自由民主党	中野 一則	10:00~11:00	
19	社会民主党	外山 良治	11:00~12:00	休憩
20	新みやぎ	松田 勝則	13:00~14:00	
21	自由民主党	黒木 正一	14:00~15:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成22年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）			可決		
第3号	平成22年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）			可決		
第4号	宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決				
第6号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例					可決
第7号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第8号	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例					可決
第9号	公の施設の指定管理者の指定について	可決				
第10号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第11号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第12号	損害賠償額の決定について		可決			
第13号	当せん金付証票の発売について	可決				

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第 3 8 号	宮崎地方最低賃金改正についての請願			継続		
第 4 0 号	認定こども園への事業費の継続と幼児教育無償化に関する請願		継続			
第 4 1 号	350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択を求める請願		採択			
第 4 2 号	知的障害者が安心して暮らせる入所施設の存続を求める請願		採択			
第43-1号	教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を求める請願	不採択				
第43-2号	教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を求める請願					不採択
第 4 4 号	県に住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願	採択				
第 4 5 号	後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書提出を求める請願		継続			
第 4 6 号	最低保障年金制度の制定を求める請願		継続			

議案 委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第14号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第15号	市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例					可決
第16号	議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	可決				

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成22年11月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	県民政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第40号 認定こども園への事業費の継続と幼児教育無償化に関する請願 請願第45号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書提出を求める請願 請願第46号 最低保障年金制度の制定を求める請願 福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	請願第38号 宮崎地方最低賃金改正についての請願 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第 1 号	平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第 8 号）	12月 7 日・可 決
〃 第 2 号	平成22年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第 1 号）	〃
〃 第 3 号	平成22年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃
〃 第 4 号	宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第 5 号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第 6 号	教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第 7 号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第 8 号	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	〃
〃 第 9 号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第10号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第11号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第12号	損害賠償額の決定について	〃
〃 第13号	当せん金付証票の発売について	〃
〃 第14号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	11月24日・可 決
〃 第15号	市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第16号	議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第17号	教育委員会委員の任命の同意について	11月30日・同 意
〃 第18号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第19号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第20号	収用委員会予備委員の任命の同意について	〃
議員発議案 第 1 号	環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉への参加に反対する意見書	11月18日・可 決

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
議員発議案 第2号	子ども手当財源の地方負担に反対する意見書	12月7日・可 決
〃 第3号	ロシア大統領の北方領土訪問に対し、毅然とした外交姿勢を求める意見書	〃
〃 第4号	北朝鮮による韓国砲撃に抗議し、断固たる措置等を求める意見書	〃
〃 第5号	公共交通機関への公的支援及び総合的な交通体系の構築を求める意見書	〃
〃 第6号	脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書	〃
〃 第7号	切れ目のない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書	〃
〃 第8号	ウイルス性肝炎患者の救済を求める意見書	〃
〃 第9号	知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の存続を求める意見書	〃
〃 第10号	森林・林業・木材産業施策の積極的な推進を求める意見書	〃

意見書

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加に反対する意見書

経済のグローバル化が進展する中、我が国の対外経済関係の幅を広げ、世界との協調・協力を図っていくことは重要である。

こうした中、国においては、貿易自由化を柱とする環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）の交渉に向け、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、先のアジア太平洋経済協力会議（ＡＰＥＣ）首脳会議において、菅内閣総理大臣が「関係国との協議を開始する」ことを表明したところである。

ＴＰＰは、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指しているため、将来本格交渉に参加し、関税などの国境措置が撤廃された場合、海外から安い農林水産物が国内に大量に流入し、我が国の農林水産業が壊滅的な影響を受けることは明らかである。農林水産省は、その影響を国内の農林水産業の年間生産額が約４兆５，０００億円減少するとともに、食料自給率も１３％まで低下すると試算している。また本県においても、農業生産額や関連産業の生産額の減少、農業の多面的機能の喪失などで２，９７５億円の損失があると推定している。

ＴＰＰを締結すれば、農林水産業を基幹産業とする本県は深刻な影響を受け、関連産業を含めた雇用環境が悪化し、地域経済を著しく冷え込ませる恐れがある。県内に甚大な被害をもたらした口蹄疫からの復興が、ようやく緒についたばかりの中にあっては尚更のことである。

よって、国においては、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、我が国の農林水産業・農山漁村を守るため、ＴＰＰ交渉に参加することがないよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年１１月１８日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
外務大臣	前原誠司様
農林水産大臣	鹿野道彦様
経済産業大臣	大畠章宏様
内閣官房長官	仙谷由人様
国家戦略担当大臣	玄葉光一郎様

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

政府は政権発足以来、子ども手当は全額国庫負担で実施するという方針をこれまで繰り返し表明してきた。地方負担を前提とした平成22年度の子ども手当と児童手当を併給する方式はあくまで暫定措置であり、原口一博・前総務大臣も国会答弁等において、地方負担を平成23年度以降は継続しないことを明確にしていたところである。しかしながら、政府は、平成23年度以降の子ども手当の財源について、国の財源不足を理由に、地方負担を継続することなどを前提に議論を進めている。

子育て支援は、地域の実情に応じて、地方自治体が創意工夫を発揮することができる分野を地方が担い、子ども手当のような全国一律の現金給付については国が担当し、全額を負担すべきであり、平成23年度以降の子ども手当の本格的な制度設計に当たって、一方的に地方負担が継続されることは容認することができない。

よって、子育て支援の国と地方の役割を早急に明確化し、平成23年度以降の子ども手当については、現行の地方負担を廃止し、全額国庫負担で行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月7日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
内閣官房長官	仙谷由人様
総務大臣	片山善博様
財務大臣	野田佳彦様
厚生労働大臣	細川律夫様
国家戦略担当大臣	玄葉光一郎様

ロシア大統領の北方領土訪問に対し、毅然とした外交姿勢を求める意見書

ロシアのメドベージェフ大統領は11月1日、我が国固有の領土である北方四島の一つ、国後島を訪問した。

北方領土は、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であることは明白であり、ロシアも平成5年の「東京宣言」において「北方四島の帰属に関する問題については、歴史的・法的事実に立脚し、両国間での合意の上、作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決する」との指針を確認している。

旧ソ連時代を含め、ロシアの国家元首が北方領土を訪問したのは初めてであり、大統領の訪問はこれまでの日露両国間の合意を無視し、四島の不法占拠を既成事実化しようとするものである。

これは、普天間飛行場移設問題や中国漁船領海侵犯事件などにおける政府の外交姿勢が何らかの影響を及ぼしたとも考えられるが、今後の対応如何によっては、我が国のみならずアジア太平洋地域全体の安全保障、経済発展に重大な支障を来す恐れがある。

よって、国においては、今般の北方領土訪問に毅然たる姿勢で臨むとともに、北方領土問題を早期解決に導くためにも、早急に国益を重視した外交戦略を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月7日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 様
内 閣 官 房 長 官	仙 谷 由 人 様
外 務 大 臣	前 原 誠 司 様
国 家 戦 略 担 当 大 臣	玄 葉 光 一 郎 様
沖 縄 及 び 北 方 対 策 担 当 大 臣	馬 淵 澄 夫 様

北朝鮮による韓国砲撃に抗議し、断固たる措置等を求める意見書

去る11月23日、北朝鮮は、韓国の延坪島を砲撃し、家屋多数が炎上、民間人や軍人の死傷者が多数出るといふ重大な事件が発生した。

朝鮮半島は、1953年の休戦以降も南北間に政治・軍事的に不安定な状態が続き、衝突が繰り返されてきたが、今回の発砲は、民間人が多く住む島への軍事攻撃であり、民間人にまで被害が及ぶ初めての事態となった。

かかる北朝鮮による武力行使は、明らかな休戦協定違反、常軌を逸した暴挙であり、到底許されるものではない。

今回のことは、北東アジアの平和と安定にとり重大な影響を与えるばかりでなく、わが国の周辺事態にも発展しかねない事件である。

こうした状況にもかかわらず、「韓国・延坪島に対する北朝鮮による砲撃事件」に関する閣僚会議は砲撃から数時間経過した後に開催されるなど、政府の危機管理意識は低いと言わざるを得ない。

よって、国においては、わが国の平和・安全・領土を守るために万全の危機管理体制の構築を強く求めるとともに、北朝鮮に対して、国際社会と連携し断固たる措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月7日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
内閣官房長官	仙谷由人様
外務大臣	前原誠司様
防衛大臣	北澤俊美様
国家公安委員長	岡崎トミ子様

公共交通機関への公的支援及び総合的な交通体系の構築を求める意見書

地方における鉄道やフェリー、バスなどの公共交通機関は、モータリゼーションや少子・高齢化の進行等により利用者が減少し続け、交通事業者の収益を悪化させている。その結果、サービスの低下につながり、さらなる利用者の減少を招くという悪循環に陥っており、本県においても地域公共交通の活性化を図ることが大きな課題となっている。

こうした中、国においては、ETCを利用した場合の土休日料金上限1,000円などの高速料金引き下げのほか、本年6月28日からは、全国37路線50区間における高速道路無料化の社会実験を開始したところである。

政府は今後も高速道路等の無料化を段階的に進めるとしているが、その前提として地方に与える様々な影響を勘案しつつ、総合的な交通体系を構築すべきと考える。

よって、国においては、今後の予算編成において公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築に向け、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 公共交通機関の安定的な運営を踏まえて総合的な交通体系の構築を図ること。
- 2 高速道路等と競合し影響を受けるJRやフェリー、バス等の公共交通機関に対しては、減収補填を含め、事業者の実情を踏まえた公的支援を講じること。
- 3 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の持つ利益剰余金については、国庫に返納させることなく、JR九州を初めとするいわゆるJR三島会社及びJR貨物の財務基盤の安定化や収益基盤の強化のため有効活用できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月7日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
内閣官房長官	仙谷由人様
総務大臣	片山善博様
財務大臣	野田佳彦様
国土交通大臣	馬淵澄夫様
国家戦略担当大臣	玄葉光一郎様
内閣府特命担当大臣 (行政刷新担当)	蓮舫様

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感等、多種多様な症状が複合的に現れるという特徴を持っている。

今年4月、厚生労働省より、本症とわかる前の検査費用は保険適用との事務連絡が出された。これは本来、検査費用は保険適用であるはずのものが、地域によって対応が異なっていたため、それを是正するため出されたもので、患者にとり朗報であったが、本症の治療に有効であるブラッドパッチ療法については、未だ保険適用されていない。このため、高額な医療費負担に、患者及びその家族は、依然として厳しい環境におかれている。

平成19年度から開始された「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業は、当初3年間の予定であったが、症例数において中間目標100症例達成に向け、本年度も事業を継続して行い、本年8月に遂に中間目標数を達成したところである。

よって、国においては、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期に実現するよう、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、症例数において中間目標（100症例）が達成されたため、本年度中に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること。
- 2 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、来年度（平成23年度）に、ブラッドパッチ治療を含めた診療指針（ガイドライン）を策定し、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入）を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用とすること。
- 3 脳脊髄液減少症の治療（ブラッドパッチ療法等）を、災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に、速やかに加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月7日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	西岡	武夫	様
内閣総理大臣	菅	直人	様
厚生労働大臣	細川	律夫	様
総務大臣	片山	善博	様
国土交通大臣	馬淵	澄夫	様
文部科学大臣	高木	義明	様

切れ目のない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書

現在、中小企業を取り巻く環境は消費の低迷、デフレに伴う低価格競争、急激な円高など厳しい状況が続いており、7－9月期の中小企業景況調査によると、中小企業は製造業を中心に依然厳しい状況にある。政府が行った為替介入もさしたる効果を生むことなく、このまま円高を放置することは、製造業を中心とした中小企業の減益を更に深刻化し、一層の産業の空洞化が懸念される。

このような状況であるにもかかわらず、「緊急保証制度」と「中小企業金融円滑化法」は時限を迎えるが、中小企業にとって最も重要な資金繰り支援を打ち切ることで資金が困窮すれば、事業が衰退し雇用にも影響することになる。年末・年度末の中小企業の資金繰りに万全を期すとともに、本格的な景気回復に向けて切れ目のない対策が必要である。

一方、来年度税制改正において法人税率の引き下げを行う場合、その財源確保のための租税特別措置見直しの結果として、中小企業が増税になってしまう可能性が指摘されており、法人税率引き下げの際は、中小企業の負担についても配慮しながら検討すべきである。

よって、国においては、切れ目ない「中小企業支援」及び「金融支援策」を早急に決定・実施するとともに、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 中小企業の資金繰り支援策として、本年度で期限切れとなる中小企業金融円滑化法と緊急保証制度を再延長し、保証枠を拡大すること。
- 2 来年度税制改正における法人税率引き下げの財源確保は、中小企業に配慮をした検討を行い、租税特別措置の見直しによって増税となる場合は、負担緩和策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月7日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	西岡	武夫	様
内閣総理大臣	菅	直人	様
財務大臣	野田	佳彦	様
経済産業大臣	大畠	章宏	様

ウイルス性肝炎患者の救済を求める意見書

わが国にはB型・C型肝炎感染者・患者が350万人いると推定されている。その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種における針・筒の使い回しなどの医療行為による感染であり、慢性肝炎から高い確率で肝硬変・肝臓がんに行進する重大な病気である。

「薬害肝炎救済特別措置法」が平成20年1月に制定されたが、患者の多くは、感染してから長い年月を経て発症するので、カルテ等による血液製剤投与の証明が難しく、ほとんどの患者が対象から除外されている。

また、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎感染被害を出した予防接種禍事件では、最終の司法判断が下され、国の責任が確定しているにもかかわらず、今なお係争が続いており、B型肝炎患者救済のために早期の解決が求められている。

国内最大の感染症被害をもたらしたことに対する国の責任が明記され、すべての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた「肝炎対策基本法」が、平成21年11月に制定されたが、国の肝炎対策基本指針の策定、必要な個別法の制定、予算措置がなければ、患者の救済は進まない。

よって、国においては、これらの患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要望する。

記

1. 肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化をすすめ、全患者に対する救済策を実行すること。
2. 薬害肝炎救済特別措置法による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師等の証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者を救済すること。
3. 集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者に対する救済策を講じること。
4. 肝庇護薬、検査費用、通院費への助成をはじめ、肝炎治療費への支援、生活保障を行うとともに、基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策をすすめること。
5. ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化等をはかること。
6. 医原病であるウイルス性肝炎の発症者・死亡者に一時金、もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。
7. 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月7日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

横路孝弘 様
西岡武夫 様
菅直善 様
菅山由博 様
片山佳由 様
仙谷田彦 様
野田佳夫 様
細川律夫 様

知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の存続を求める意見書

政府は、障害者自立支援法は廃止し、新たに障害者総合福祉法（仮称）を制定すると明言しており、現在、障がい者制度改革推進会議で論議が進められている。

しかし一方では、障害者自立支援法にもとづき、新体系への移行促進が図られ、知的障がい者の入所施設の存続が危惧されるとともに不安が広がっている。

障害者自立支援法では、施設での事業は日中活動と夜間の居住支援の事業に分けられ、報酬単価については、夜間は日中の約3分の1であり、入所施設の経営に影響を及ぼすことにもなる。

また、障害程度区分は、介護保険をモデルに作成され、知的障がい者には不適切であることから、政府において見直しが約束されていたにも関わらず、いまだ見直しはなされておらず、障害程度区分によっては、新たに入所できないなど、施設でのサービスが制限されている状況である。

さらに、報酬の日額制は、利用者が異なる日中活動の場を選択できるため、利点があるとされているが、知的障がい者はその障がい特性にあわせた継続的な支援が必要である。そのうえ、日額制では施設への報酬収入が一定せず、職員の非常勤化や支援の質の低下等も懸念され、その跳ね返りは、知的障がい者が受けることとなる。

よって、国においては、知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の存続のため、下記の事項について措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 知的障がい者が安心・安全に暮らせる昼夜一貫型支援の入所施設を存続させること。
2. 障がい者を機械的に振り分け、福祉サービスを制限する障害程度区分については廃止し、本人に必要な支援・サービスを適宜提供できる支援制度を早急に整備すること。
3. 障害者自立支援法の廃止の明言と矛盾する新体系移行については、施設の選択に任せること。
4. 福祉サービスにかかる報酬については、月額制へ戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月7日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

横 路 孝 弘 様
西 岡 武 夫 様
菅 直 人 様
野 田 佳 彦 様
細 川 律 夫 様

森林・林業・木材産業施策の積極的な推進を求める意見書

森林・林業・木材産業は、国土・環境の保全、水源の涵養、さらには中山間地域の振興など多面的な機能を有しており、その振興を図ることは極めて重要な課題となっている。

さらに、地球温暖化防止が深刻な環境問題となる中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材には強い期待が寄せられている。

しかしながら、長引く景気低迷から依然として木材価格は低迷し続け、さらに近年では野生鳥獣による被害が深刻化するなど、森林・林業・木材産業を取り巻く環境は一段と厳しい状況に陥っている。

特に本県においては、現在、口蹄疫からの再生・復興に全力で取り組んでいるところであるが、森林・林業・木材産業を含むすべての産業において極めて深刻な影響を受けたところである。

木質バイオマスの利用や公共建築物への国産材利用など新たな取組も広がりを見せる中で、国においては、今後、さらなる林業・木材産業の活性化に向けて、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 木材自給率50%達成に向け、住宅エコポイントに関して、付与の要件を国産材に限定するとともに木材関連項目の拡充を行うこと。また、公共建築物等における国産材利用のさらなる促進及び木質バイオマスの利用・開発を推進すること。
- 2 近年の集中豪雨の多発による甚大な山地災害の発生状況を踏まえ、緑のダムとしての機能を有する森林の再生を通じ、安心・安全の確保に向けた治山対策を推進すること。また、持続可能な森林経営の確立に向け、担い手の育成・確保対策を強化すること。
- 3 年々増大するシカ・サル・イノシシなどの野生鳥獣からの被害を深刻に受け止め、抜本的な被害対策を推進すること。
- 4 国土の安全及び我が国の安全保障の観点から、外国資本等による森林・土地の売買の規制や適切な管理体制を構築するための法整備など対策の強化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月7日

宮崎県議会

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	西岡孝弘	様
内閣総理大臣	菅野	様
財務大臣	野田	様
農林水産大臣	鹿野	様
経済産業大臣	嶋本	様
環境大臣	松本	様

請 願 一 覽 表

総 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	継 続		
総 務 政 策	2	—	2	
厚 生	4	1	5	
商 工 建 設	—	1	1	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	1	—	1	
計	7	2	9	

<p>請願番号</p>	<p>請願第41号</p>	<p>受理年月日</p>	<p>平成22年11月24日</p>
<p>請願者 住所・氏名</p>	<p>宮崎市堀川町8番地 すべての肝炎患者の救済を求める宮崎の会 代表 小倉悦子</p>		
<p>請願の件名</p>	<p>350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択を求める請願</p> <p>【請願趣旨】 わが国にはB型・C型肝炎患者が350万人もおり、その大半は輸血、血液製剤の投与、集団予防接種における針・筒の使い回しなどの医療行為による感染、国の責任による医原病とされます。ウイルス性肝炎は慢性肝炎から高い確率で肝硬変・肝臓ガンに進行し、命が危険となる重大な病気です。 肝炎患者のうち、フィブリノゲンなど特定の血液製剤を投与して感染したことが、カルテなどで証明できた薬害C型肝炎被害者にのみ、裁判手続きを経て国が給付金を支払う「薬害肝炎救済特別措置法（以下「救済特措法」）」が平成20年1月に制定されました。 しかし、C型肝炎患者の多くは、感染してから長い年月を経て発症するので、気づいた時にはカルテの保存義務の5年が過ぎており、殆どの患者はカルテ等による血液製剤投与の証明が難しく、救済特措法による救済から除外されています。救済特措法制定の際の衆参両議院の付帯決議にもあるように、①手術記録、母子手帳等の書面②医師等の投与事実の証明③本人・家族等による証言によって、特定血液製剤による感染の可能性のある患者は、薬害被害者として認め、救済特措法を適用し、広く救済するという枠組みにしなければ、救済されません。 また集団予防接種の際の注射器の連続使用によって、B型肝炎感染被害を出した予防接種禍事件では、最高裁での司法判断が下され、国の責任が確定しています。しかし、今なお原告患者と国との係争が続いており、集団予防接種による感染が疑われるB型肝炎感染被害者の救済と早期の解決が求められています。 このような状況の中で、患者たちの命をかけた運動と、全国の地方自治体首長、地方議会の後押しや国民世論の高まりもあって、我が国最大の感染症となったB型・C型肝炎感染は国の責任であることが明記され、すべての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた「肝炎対策基本法（以下「基本法」）」が、平成21年11月に制定され、今年1月1日施行されました。 しかしながら、患者救済の根拠となる「基本法」はできましたが、国の肝炎対策基本指針の策定、必要な個別法の制定、予算措置が行なわれなければ、患者の救済は進みません。そこで「薬害肝炎救済特別措置法」による救済枠を広げ、肝炎対策基本法に基づいて、すべてのウイルス性肝炎患者の救済を図るため、貴議会として、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、国会と政府に提出していただきますよう、別紙の資料を添えて、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化を進め、全患者の救済策を実行すること。 2) 「救済特別措置法」による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師らの証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに、特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者も救済すること。 		

	<p>3) 集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者の救済策を講じること。</p> <p>4) 肝庇護薬、検査費用、通院費への助成をはじめ、肝炎治療費への支援、生活保障をおこない、基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策を進めること。</p> <p>5) ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化などを図ること。</p> <p>6) 医原病であるウイルス性肝炎の発症者に、一時金もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。</p> <p>7) 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶を図ること。</p> <p>【添付資料】 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書（案） 私たちが考える「肝炎対策基本指針」</p>								
紹介議員	<table border="0"> <tr> <td>中野 一則</td> <td>水間 篤典</td> </tr> <tr> <td>満行 潤一</td> <td>新見 昌安</td> </tr> <tr> <td>前屋敷 恵美</td> <td>武井 俊輔</td> </tr> <tr> <td>坂口 博美</td> <td>凶師 博規</td> </tr> </table>	中野 一則	水間 篤典	満行 潤一	新見 昌安	前屋敷 恵美	武井 俊輔	坂口 博美	凶師 博規
中野 一則	水間 篤典								
満行 潤一	新見 昌安								
前屋敷 恵美	武井 俊輔								
坂口 博美	凶師 博規								
摘要									

請願番号	請願第42号	受理年月日	平成22年11月24日
請願者住所・氏名	都城市一万城町56の3 宮崎県知的障害者施設保護者会連絡協議会 会長 川畑 紀一郎		
請願の件名	<p>知的障害者が安心して暮らせる入所施設の存続を求める請願</p> <p>(請願要旨) 知的障害者を24時間昼夜一貫して支援する入所施設を存続させてください。 障害程度区分は廃止し、報酬の日額制は月額制に戻してください。</p> <p>(請願理由) 政府は、障害者自立支援法は廃止し、新しく障害者福祉法を確立すると言明してきました。そして、政府の障がい者制度改革推進会議や総合福祉部会でも新しい総合福祉法にむけて論議が進められているのに、しかし、一方では、自立支援法にもとづく新体系移行促進をはかり、知的障害者の入所施設の存続を危うくしています。 知的障害者は、障害の軽重を問わず生涯、支援と見守りがなければ生きていけません。親亡き後は兄弟姉妹とも同居は困難で、帰る家も無く、入所施設が第2の家庭となっています。 自立支援法では、新体系移行で、施設での事業を日中活動と夜間の生活介護の事業に分け、昼夜24時間一貫した支援事業ができない仕組みにし、しかも夜間の報酬単価を昼間の3分の1にし、夜間事業からの撤退を余儀なくさせようとする極めてひどい制度で、入所施設の経営を危うくし、ひいては利用者が入所できなくなる危険さえあります。 また、障害程度区分は、介護保険をモデルに作成され、知的障害者には不適切と前政府時代から見直しが約束されているのにも関わらず、反故にされ、新体系移行で、程度区分3以下は、施設での受けたい支援・サービスが制限されています。 さらに、報酬の日額制は、利用者が異なる日中活動の場を利用できるから、利点があると言っていますが、一人では判断も移動もままならない知的障害者が、場所もちがう作業所等をその日に選ぶなど机上の空論です。日額制は施設への報酬収入が一定せず、日々の事務は煩雑化して支出経費は増え、施設経営を危うくし、その跳ね返りは、知的障害者が受けることとなります。 つきましては、貴議会におかれまして、知的障害者が安心して暮らせる入所施設存続のため下記の事項を政府に意見書を提出して下さるよう請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, 知的障害者が安心・安全に暮らせる24時間、昼夜一貫型支援の入所施設の存続を求めます。 2, 障害者を障害程度区分で機械的に振り分け、福祉サービスを制限する障害程度区分は即時撤廃し、本人に必要な支援・サービスが受けられる支援制度を早急に実施して下さい。 3, 障害者自立支援法廃止宣言と矛盾する新体系移行は施設の選択に任せて下さい。 4, 福祉サービスにかかる報酬の日額制は月額制に戻してください。 		

<p>紹介議員</p>	<p>河野哲也 宮原義久 十屋幸平 西村賢美 坂口博一 満行潤 武井俊輔 前屋敷恵美 岩下博規 斌彦</p>
<p>摘要</p>	

請願番号	請願第43-1号	受理年月日	平成22年11月25日
請願者住所・氏名	宮崎市希望が丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名687人)		
請願の件名	<p>教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を求める請願</p> <p>(請願項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小・中・高等学校の30人以下学級(高校職業科25人・定時制20人)を早急に実現するよう、国に意見書を出してください。 2 義務教育費国庫負担制度を維持・拡充し、負担率を2分の1に戻すよう、国に意見書を出してください。 3 ゆとりをもって子どもとふれあえるよう、教職員を増やしてください。 教職員は正規採用にしてください。 4 障がいの多様化に応じた手厚い人員配置をしてください。 5 高校の授業料、私学を無料化するよう、国に意見書を出してください。 6 学費と教育条件の公私格差を解消するため、私学助成を大幅に増額してください。 7 全国一斉学力調査を廃止してください。 8 教育免許更新制を廃止してください。 9 2学期制を3学期制に戻してください。 10 米飯を中心に、地元の食材を使った安全・安心の学校給食にしてください。 給食費は無償にしてください。 <p>(請願理由)</p> <p>長引く不況、失業・倒産や収入減により子どもの貧困と格差は目に見えて拡大しています。私たちは、教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を保障するために、宮崎県議会から国にあてて意見書を提出してほしいと請願します。残念なことに平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、市町村の厳しい財政状況の前に学校予算も減額を余儀なくされてきました。地方任せの国の教育行政が、宮崎県の教育活動を圧迫しているのです。</p> <p>また、少人数学級を求める声は、年々大きくなり、今や文部科学省も概算要求に30人・35人学級への移行のための経費を盛り込むまでになりました。少人数学級が、学力の定着にも、不登校などを減らすためにも有効であることは、すでに実証済みです。県民は、ゆとりのある教室で、一人一人にていねいに教えてもらいたいと願っています。教育条件整備には予算が必要ですが、予算をかけただけの効果がすぐに表れるものでないことは当然のことです。宮崎県から国に意見書をあげ、文部科学省を後押ししてほしいと願っています。</p> <p>また、今年度から県立高校の授業料が無償となり多くの県民に喜ばれました。これを私立高校にまで広げてほしいという声がたくさん届いています。子どもの教育にかかるお金をできるだけ無償に近づけることは、最大の子育て支援であり、貧困・格差を解消するためにきわめて確実・平等で効果的な方策です。是非、宮崎県議会から国あてに意見書を提出してください。</p>		

	<p>教育は子どもたちの輝く未来と社会をつくります。経済的理由によって子どもの学ぶ権利が奪われてはなりません。このような時だからこそ、「教育を受ける権利（憲法第26条）」に基づき、国や県に教育条件を整備する責任を果たしていただくよう、署名を添えて請願致します。</p> <p>このほか、県民から寄せられた教育に関する要求として、私学助成増額をはじめとする父母負担軽減のための諸項目も盛り込んでいます。現場の教職員からは、「教員免許の更新をすれば、免許に有効期限がついてしまう」との声、授業時間確保と言いながら年々増える全国・県テストを減らすべきだ、また、2学期制は子どもの成長の節目を無視している等の声も上がっています。</p> <p>すべての子どもにゆきとどいた教育を、10年後、20年後に宮崎県を支える子どもたちに最善の教育を、ぜひお願いいたします。</p>
紹介議員	前屋敷 恵美
摘要	

請願番号	請願第43-2号	受理年月日	平成22年11月25日
請願者住所・氏名	宮崎市希望が丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名687人)		
請願の件名	<p>教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を求める請願</p> <p>(請願項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小・中・高等学校の30人以下学級(高校職業科25人・定時制20人)を早急を実現するよう、国に意見書を出してください。 2 義務教育費国庫負担制度を維持・拡充し、負担率を2分の1に戻すよう、国に意見書を出してください。 3 ゆとりをもって子どもとふれあえるよう、教職員を増やしてください。 教職員は正規採用にしてください。 4 障がいの多様化に応じた手厚い人員配置をしてください。 5 高校の授業料、私学を無料化するよう、国に意見書を出してください。 6 学費と教育条件の公私格差を解消するため、私学助成を大幅に増額してください。 7 全国一斉学力調査を廃止してください。 8 教育免許更新制を廃止してください。 9 2学期制を3学期制に戻してください。 10 米飯を中心に、地元の食材を使った安全・安心の学校給食にしてください。 給食費は無償にしてください。 <p>(請願理由)</p> <p>長引く不況、失業・倒産や収入減により子どもの貧困と格差は目に見えて拡大しています。私たちは、教育格差をなくしすべての子どもにゆきとどいた教育を保障するために、宮崎県議会から国にあてて意見書を提出してほしいと請願します。残念なことに平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、市町村の厳しい財政状況の前に学校予算も減額を余儀なくされてきました。地方任せの国の教育行政が、宮崎県の教育活動を圧迫しているのです。</p> <p>また、少人数学級を求める声は、年々大きくなり、今や文部科学省も概算要求に30人・35人学級への移行のための経費を盛り込むまでになりました。少人数学級が、学力の定着にも、不登校などを減らすためにも有効であることは、すでに実証済みです。県民は、ゆとりのある教室で、一人一人にていねいに教えてもらいたいと願っています。教育条件整備には予算が必要ですが、予算をかけただけの効果がすぐに表れるものでないことは当然のことです。宮崎県から国に意見書をあげ、文部科学省を後押ししてほしいと願っています。</p> <p>また、今年度から県立高校の授業料が無償となり多くの県民に喜ばれました。これを私立高校にまで広げてほしいという声がたくさん届いています。子どもの教育にかかるお金をできるだけ無償に近づけることは、最大の子育て支援であり、貧困・格差を解消するためにきわめて確実・平等で効果的な方策です。是非、宮崎県議会から国あてに意見書を提出してください。</p>		

	<p>教育は子どもたちの輝く未来と社会をつくります。経済的理由によって子どもの学ぶ権利が奪われてはなりません。このような時だからこそ、「教育を受ける権利（憲法第26条）」に基づき、国や県に教育条件を整備する責任を果たしていただくよう、署名を添えて請願致します。</p> <p>このほか、県民から寄せられた教育に関する要求として、私学助成増額をはじめとする父母負担軽減のための諸項目も盛り込んでいます。現場の教職員からは、「教員免許の更新をすれば、免許に有効期限がついてしまう」との声、授業時間確保と言いながら年々増える全国・県テストを減らすべきだ、また、2学期制は子どもの成長の節目を無視している等の声も上がっています。</p> <p>すべての子どもにゆきとどいた教育を、10年後、20年後に宮崎県を支える子どもたちに最善の教育を、ぜひお願いいたします。</p>
紹介議員	前屋敷 恵美
摘要	

請願番号	請願第44号	受理年月日	平成22年11月25日
<p>請願者 住所・氏名</p>	<p>宮崎市大字小松936-3 宮崎県商工団体連合会 会長 吉田 正春 宮崎市老松2丁目1番地45 宮崎県建設産業労働組合 執行委員長 中川 實二郎 宮崎市別府町2番12号 一般社団法人 宮崎県建築協会 会長 増田 秀文 宮崎市下原町256番地 宮崎県電気工事業工業組合 理事長 安田 耕一 宮崎市城ヶ崎1丁目1番地24 宮崎県室内装飾事業協同組合 理事長 秦 尚雅 日南市戸高二丁目1番地6 日南建設会館内 日南建築業協会 会長 青山 元信 日南市吾田西2丁目5-32 日南板硝子組合 (有)ミツザキ 満崎 英治 日南市南郷町潟上2878番地 南郷町建設業協議会 会長 山倉 定雄 日南市北郷町郷之原乙2009-1 北郷町建友会 会長 由良 昇 日南市園田一丁目9-50 宮崎県畳工業組合日南支部 松山 寛 日南市中央通一丁目8番地21 日南電気工事業協同組合 理事長 宮元 進一郎 串間市大字市木8042 日南左官組合 会長 時任 昭夫 日南市木山三丁目9番19号 日南管工事協同組合 理事長 平原 芳勝 日南市戸高1丁目16-6 宮崎県室内装飾事業協同組合県南支部 支部長 久保 清香 日南市上平野町三丁目7番地3 県南地区商工業協同組合 理事長 徳村 正一 日南市大字風田3557-3番地 株式会社寺坂建具店 代表取締役 寺坂 忠 串間市大字西方8978 串間市建設業協会 会長 谷口 光秀 串間市大字北方4369-3 宮崎県建築業協会串間支部 瀬尾 俊郎 串間市大字西方4234-2 (社)宮崎県建築士会 串間支部 支部長 川崎 忠宜 串間市大字西方6717番地3 串間市エルピーガス保安事業協同組合 理事長 前田 忠利 串間市大字西方5265番地2 串間市管工事協同組合 理事長 増田 寿満 日南市上平野町3丁目7番3号 日南民主商工会 会長 近藤 則行</p>		
<p>請願の件名</p>	<p>県に住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願</p> <p>【請願の理由】 リーマン・ショックからすでに2年。世界的な経済危機からの脱却の兆しささえ見えない中、本県では予想だにしなかった家畜伝染病「口蹄疫」が猛威をふるい、畜産業界はもとより県下のあらゆる産業に深刻な影響をもたらしました。 畜産農家は政府・県などの復興支援策で再興しつつありますが、とりわけ建築需要の低迷や改正建築基準法の影響下にさらさ</p>		

	<p>れてきた建設業者への影響が深刻で、昨年は新設の住宅建設が最盛期の4割（H8年 14,045件→ H21年 5,602件）までに落ち込み、今年はさらに下回って前年比21.8%減（6月比）となるなど事業継続が危ぶまれる事業者が続出する未曾有の事態に直面しています。まさに激甚災害に匹敵する状況といえます。</p> <p>このたび創設を求める住宅リフォーム助成制度は、すでに県内自治体の半数で実施され、県内で先駆けて3回通算6年実施した日南市では、大小の仕事を誘発して15倍に達する経済波及効果を生み、建設業者の仕事起こしに大きく貢献しました。</p> <p>地域住民はもとより自治体職員からも「市財政への貢献が期待できる」と歓迎されています。また大畠章宏経済産業大臣も「住宅リフォームはさまざまな波及効果があることは理解している」とし、地方自治体が行う住宅リフォーム助成事業などへの財政支援について「考えていきたい」（10/27・衆議院経済産業委員会）と答えています。</p> <p>口蹄疫の影響が残る今日、地域に仕事を起こし、従業者の多い建設業関連の仕事をつくる住宅リフォーム助成制度は、単なる景気浮揚策に留まらず、災害からの復興事業に相当する緊急性の高いものであり、県民期待の大きな事業となっています。</p> <p>【請願事項】 地域経済の再興、活性化につながる住宅リフォーム助成制度を創設いただきたい。</p>
紹介議員	横田 照夫 宮原 義久 岩下 斌彦 満行 潤一 西村 賢 前屋敷 恵美 武井 俊輔 坂口 博美 函師 博規
摘要	

請願番号	請願第45号	受理年月日	平成22年11月25日
請願者住所・氏名	宮崎市大字瓜生野3083-2 全日本年金者組合宮崎県本部 執行委員長 津守信弘		
請願の件名	<p>後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書提出を求める請願</p> <p>(請願要旨)</p> <p>年齢によって差別する世界に例のない後期高齢者医療制度が08年4月から実施されました。この制度については、医療内容の低下や保険料の引き下げ、年金からの天引き、保険料を払えない高齢者は保険証が取り上げられるなど高齢者の健康と暮らしに重大な影響を及ぼしており、同制度に対する怒りが広がっています。</p> <p>もともと同制度は自民・公明の連立政権のときに実施され、野党の民主党をはじめ4野党一致で廃止することを国民に約束したものであります。しかし、民主党政権は同制度の廃止を2013年度まで先送りしたばかりか、保険料値上げを防ぐ手だてもとらず二重の公約違反で高齢者に痛みを押し付けています。</p> <p>また、8月末に厚生労働省が新しい高齢者医療制度を発表しましたが、高齢者を国保に集めて「別勘定」の制度をつくるなど国保に戻すといいつつ、別枠を残す欺瞞的な内容です。これでは国民が安心できる医療制度とはなっていません。</p> <p>よって、宮崎県議会として後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、もとの老人保健制度に復活させ、将来の医療制度の設計については、いつでもだれでもどこでも平等に受けられる持続可能な医療制度を改めて作り直すことなど、地方自治法第99条に基づき国に意見書を提出していただきますよう請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 後期高齢者医療制度は速やかに廃止し、もとの老人保健制度に戻すこと 2. 保険料の負担増が生じないように、国民健康保険への国庫負担を増やすこと 		
紹介議員	前屋敷 恵美		
摘要			

請願番号	請願第46号	受理年月日	平成22年11月25日
請願者住所・氏名	宮崎市大字瓜生野3083-2 全日本年金者組合宮崎県本部 執行委員長 津守信弘		
請願の件名	<p>最低保障年金制度の制定を求める請願</p> <p>(請願要旨)</p> <p>高齢化がすすむなかでお年寄りの年金はどんどん引き下げられ、安心して老後の生活を送ることが出来なくなっています。現行の年金制度はその問題点として、25年もの長期の掛け金が受給条件となっており、100万人を超える無年金者、900万人を超える国民年金だけの受給者(その平均月額が48,000円に過ぎず、苦しい生活を余儀なくされている)など、すべての高齢者に「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されていないことにあります。また、2004年の「年金改革」の前提とされていた2007年度納付率80%の達成率は2007年度66.3%、2008年度61.5%と下がり続けています。その背景には高すぎる保険料の上に正社員の解雇や「非正規切り」の横行による貧困の広がり、年金への不信の高まりなどがあると見られます。</p> <p>日本の公的年金制度をよみがえさせる道は、最低保障年金制度を創設し、憲法25条に基づく「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、内需拡大につなげることにあります。その財源は消費税によらないものとすべきです。消費税は大金持ちには負担が軽く、所得の低い人ほど重くなる最悪の逆進的な税制です。消費税の増税は、「貧困と格差」を一層ひどくすることは明らかです。そのため年金の財源は①大企業への応分の負担増、②高額所得者、大資産家への適切な負担増、③軍事費の削減、④年金積立金などに求めるべきです。民主党政権が基本7項目を中心とした新年金制度構想を提起し、国民からの意見を求めています。しかし、政府の「新年金制度に関する検討会」の中間まとめでは、現在の無年金者や低年金者は制度の埒外に置くことや財源を消費税増税に求めるなど、多くの問題点を含んでいます。私たち高齢者は、消費税に財源を求めるのではなく、全額国庫負担による最低保障年金制度をただちに制定するよう強く求めています。貴議会として政府に対して、地方自治法第99条の規定により意見書を採択し提出されるよう請願いたします。</p> <p>記</p> <p>1. 財源を消費税によらず、現在の無年金・低年金者に適用する最低保障年金制度をただちに制定すること</p>		
紹介議員	前屋敷 恵美		
摘要			

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第38号	受理年月日	平成22年5月31日
請願者 住所・氏名	宮崎県宮崎市広島2丁目4番地11 TOKIWA20ビル2階 日本労働組合総連合会宮崎県連合会（連合宮崎） 会 長 横 山 節 夫		
請願の件名	宮崎地方最低賃金改正についての請願		
紹介議員	満行 潤一 田口 雄二		
摘 要			

継 続 請 願

厚生常任委員会

請願番号	請願第40号	受理年月日	平成22年9月3日
請願者 住所・氏名	延岡市川島町3851番地 宮崎県認定こども園連盟 会長 檜木野盛幸 宮崎市宮田町11番24号 宮崎県私立幼稚園連合会 会長 森迫建博		
請願の件名	認定こども園への事業費の継続と幼児教育無償化に関する請願		
紹介議員	河野 安幸 岩下 斌彦		
摘 要			

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
11月18日	木	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（山下、井上両議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第16号上程 知事提案理由説明 議案第14号～第16号委員会付託（給与改定関連） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号追加上程 提案理由説明（中野一則議員） 採決（議員発議案第1号）（可決）
11月19日	金	休 会	常任委員会（総務政策、文教警察企業） （議案調査）
11月20日	土		
11月21日	日		
11月22日	月	休 会	（議案調査）
11月23日	火		
11月24日	水	本 会 議	議会運営委員会委員の辞任許可 議会運営委員会委員の選任 議案第17号～第20号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（外山三博、満行、高橋、押川、函師各議員） 常任委員長審査結果報告（総務政策、文教警察企業） 討論（前屋敷議員）（議案第14号、第15号に反対） 採決（議案第14号、第15号）（可決） 採決（議案第16号）（可決）
11月25日	木		一般質問（濱砂、井上、山下、前屋敷各議員）
11月26日	金		一般質問（長友、岩下、河野哲也、太田各議員）
11月27日	土		
11月28日	日		
11月29日	月	本 会 議	一般質問（松村、丸山、権藤、十屋各議員）

休 会		区 分	議 事 内 容
11月30日	火	本 会 議	一般質問（中野一則、外山良治、松田、黒木正一各議員） 採決（議案第17号～第20号）（同意） 議案・請願委員会付託
12月1日	水	休 会	常任委員会
12月2日	木		
12月3日	金		
12月4日	土		
12月5日	日		
12月6日	月	休 会	（議事整理）
12月7日	火	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（請願第38号、第45号、第46号、第43の1号、第43の2号の採択に賛成）（前屋敷議員） 採決（議案第1号～第13号）（可決） 採決（請願第43の1号、第43の2号）（不採択） 採決（請願第41号、第42号、第44号）（採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定） 議員発議案送付の通知 議員発議案第2号～第10号追加上程 討論（議員発議案第7号に反対）（前屋敷議員） 採決（議員発議案第7号）（可決） 採決（議員発議案第2号～第6号及び第8号～第10号）（可決） 知事あいさつ 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 中 村 幸 一

宮 崎 県 議 会 副 議 長 蓬 原 正 三

宮 崎 県 議 会 議 員 山 下 博 三

宮 崎 県 議 会 議 員 井 上 紀 代 子